

図23 青森平野における縄文晩期の遺跡分布図

込川等)が形成した扇状地群と、その前縁の海岸低地から成り立っている。

図23には晩期の103遺跡をプロットしたが、そのうち青森平野周縁部に位置するのは50遺跡である。晩期前半期(大洞B1~C1式)に限って見ると、東北端の長森遺跡、東南部の玉清水(1)遺跡、西南部の細越遺跡と朝日山遺跡が青森平野の拠点遺跡として抽出され、いずれも平野周縁の山裾付近に約8kmの間隔を置いて位置している。図23の円周は拠点遺跡を中心として半径4kmで描出したが、殆ど重複することなく等間隔に存している。一定の地理的範囲の中で、核となる集落の生活領域がほぼ半径4kmの範囲で収束していた様相が示唆されており、その範囲の中に小規模な遺跡が展開して、遺跡相互で社会的な機能を分有していたと考えられる。更に北西部にも詳細は定かでないが岡町(1)遺跡が位置しており、この地域を生活の領域とした集団も存していたと推定される。

晩期後半期(大洞C2式)になると長森遺跡と玉清水(1)遺跡は規模を縮小させるが、周囲の遺跡を含めると晩期終末期まで継続しており、地点を移しながら遺跡群が連綿と維持されていたと考えられる(表1)。長森遺跡群では上野尻遺跡と米山(2)遺跡、玉清水遺跡群では沢山(1)遺跡が該当し、晩期直前の後期後葉においても前者では上野尻遺跡、後者では蛭沢遺跡に集落が営まれており、長期にわたってこれ等の区域を占有していたと推察される。

細越遺跡は青森平野西端の沖積平野(扇状地)に立地しており、捨て場から大洞BC~A式の土器(大洞C1~C2式主体)が多量に出土している。住居跡は検出されていないが、土偶や土冠、土笛、ヒスイ製玉類等の特殊遺物も出土しており、晩期前葉~後葉にかけての拠点遺跡であったと考えられる。その西側の丘陵上には、晩期の土坑墓群で著名な朝日山(1)と同(2)遺跡が位置している。両遺跡は沢を隔てて隣接しており、前者では晩期

表4 青森平野及びその周辺の縄文晩期遺跡

遺跡名	所在地	遺跡群	後期 後葉	大洞 B式	大洞 BC式	大洞 C1式	大洞 C2式	大洞 A式	大洞 A'式	弥生 前期	調査年	備考
長森遺跡	青森市	長森		■	■	■	■	■			1950・83・84	住居(B2式)・土坑墓/完形品多数(B2～C1式)/市報告
米山(2)遺跡	青森市	長森	■						■		1998・04～07	住居(瘤付)/県274・391・433・456・473集
上野尻遺跡	青森市	長森	■						■		1998～2001	環状掘立柱建物(瘤付I・II)/県258・302・323・353集
大浦貝塚	青森市	長森					■				1968	製塩土器・骨角器/市史
玉清水(1)遺跡	青森市	玉清水		■	■	■	■	■			1965・66・69・84・85	土坑墓・配石/完形品多数(大洞B1～C1式)/図録集
蛭沢遺跡	青森市	玉清水	■		■		■				1976	住居(瘤付II)/市報告
沢山(1)遺跡	青森市	玉清水		■				■	■		1968	完形品多数(大洞A新～A'式)/燃糸文21号
田茂木野遺跡	青森市	玉清水			■			■			1985	市報告・市史
細越遺跡	青森市	細越			■	■	■	■			1977	大洞C1～C2式主体/土冠・土笛/県49集
朝日山(1)遺跡	青森市	細越		■	■	■	■	■			1982・91・92	土坑墓群/県87・152・156集
朝日山(2)遺跡	青森市	細越	■		■	■	■	■			2000～03	土坑墓群/県324・325・350・369集
朝日山(3)遺跡	青森市	細越		■	■	■	■				1993・95	県167・215集
葛野(3)遺跡	青森市	細越?						■			2001～04	住居(大洞A～弥生前期)/独鉛石/市64・105集
栄山(3)遺跡	青森市	細越?	■								1999	住居(瘤付I)/県294集
近野遺跡	青森市	細越?	■			■	■				1974・01～03・06	香炉形土器(大洞C1式)/県22・370・418・432集
三内丸山(5)遺跡	青森市	細越?						■			2001	県370集
三内丸山(6)遺跡	青森市	細越?		■							1997	土坑(大洞B式)/県279集
三内丸山(9)遺跡	青森市	細越?		■	■						2005	土坑(大洞B・BC式)/県434集
小三内遺跡	青森市	細越?					■	■			1993	三内丸山遺跡に統合/市22集
岡町(1)遺跡	青森市	岡町				■	■	■			1949	岩偶・土偶(大洞A式)・ヒスイ製玉類/市史・弘大図録
岡町(2)遺跡	青森市	岡町					■	■			1996	県232集
田沢森遺跡	青森市	岡町	■									瘤付I採集品/市史
槻ノ木遺跡	平内町	槻ノ木	■	■	■	■	■	■			1951・65	完形品多数(大洞B2～C1式)/写真集・弘大報告4
源常平遺跡	旧浪岡町	源常平		■		■		■			1976	大型住居(大洞B1式)・土坑墓/県39集
羽黒平(3)遺跡	旧浪岡町	源常平			■	■	■	■			1994	大型住居(大洞C2式)/土面/町5集
平野遺跡	旧浪岡町	源常平	■			■	■	■			1994・01	土坑墓群(晩期前半)/県193集・町7集(紀要II)
細野遺跡	旧浪岡町	源常平		■	■	■	■	■			1953	大洞C1式主体/北奥古代文化12号
野尻(1)遺跡	旧浪岡町	源常平		■	■		■				2000	土坑(大洞BC式)/県320集
中屋敷遺跡	旧浪岡町	源常平	■								2002	住居(瘤付I)/町9集(紀要III)
松元遺跡	旧浪岡町	源常平				■	■	■			1977	大洞C1式主体/土坑墓/県46集
観音林遺跡	五所川原市	観音林	■		■	■	■	■			1981～91	完形品多数(大洞C1～A式)/市7～15集

の土坑墓が440基以上、後者では70基以上が調査され、大洞B～C2式に構築されたと推定されている。生活の主体が平地の細越遺跡にあり、その背後の丘陵地を墓域とした朝日山遺跡が長期にわたって形成されていたのであろう。また沖館川右岸の三内丸山遺跡(小三内遺跡)の周辺にも、晩期の遺跡のまとまりが確認できる。海岸段丘が

発達した地域で、いずれも晩期の遺物量が少なく、時期も散発的であることから、細越遺跡群に包括されると考えられる。

青森平野の域外に目を転じると、東側の夏泊半島の東南部には槻ノ木遺跡(大洞B2～C1式主体)が位置している(図23)。同遺跡は青森平野の長森遺跡から直線で12.5km離れており、青森平野と

太平洋側とを結ぶ経路に位置している。夏泊半島東岸から小湊川流域を主な生活の領域とした野辺地湾西岸の拠点遺跡であったと考えられる。

また西側の^{だいしやか}大釈迦丘陵を挟んだ津軽平野東縁の台地上には、土坑墓や大型竪穴住居跡（大洞 B1 新式）が検出された^{げんじょうたい}源常平遺跡をはじめ、土製仮面や大型竪穴住居跡（大洞 C2 式）が検出された^{はぐろたい}羽黒平 (3) 遺跡、晩期前半の土坑墓 80 基以上が検出された^{ひらの}平野遺跡が位置している。これ等の遺跡は^{しょうへいづ}正平津川を挟んで 1 km 前後の至近にあり、この一帯に主体を移しながら生活の領域を占有していた様相が窺われる。青森平野の細越・朝日山遺跡とは直線で 9～11km の位置関係にあり、これ等の遺跡を結んだラインが、青森平野と津軽平野を結ぶ交通経路になっていたと推測される。また源常平遺跡から正平津川を 4.9km 遡った細野遺跡（大洞 C1 式主体）と南方 3 km の松元遺跡（同式主体）も、同じ遺跡群に包括されるであろう。

源常平遺跡の北西方 13km には、観音林遺跡（五所川原市）が位置している。大洞 BC 式に遺跡の形成が開始され、大洞 C1～A 古式に主体があるが、梵珠山地西側から津軽平野の東側を生活領域とした集団が長期にわたって占有していたのであろう。源常平遺跡群との境界には^{かくれがわ}隠川・^{くまなし}隈無遺跡群（15 遺跡）が存するが、いずれも晩期の遺物量は少なく時期も散発的で、観音林遺跡と関連を持つ小規模遺跡であったと考えられる。

このように晩期前半期の青森平野には、3～4ヶ所の遺跡群が併存していたと考えられる。拠点と見られる遺跡が 8 km の間隔で並存しており、それ等を中心とした半径 4 km 圏内がそれぞれの生活領域の範囲であり、拠点遺跡の周囲に小規模な遺跡が展開していたと想定される。また上記した遺跡群は主体となる地点を移しながら、長期にわたって維持されていたと考えられる。

9 結 語

風張 (1) 遺跡の集落が営まれた縄文後期中葉から末葉にかけての時期は、後期中葉までの古い要素が消失し、後期後葉～晩期の新しい要素が出現した時期に相当する。土器の文様で見ると、刻目

帯やクランク状の磨消文様が消失する一方、入組帯状文が出現し、瘤状突起が多用されるようになる。器種では単孔土器や台付の異形土器が姿を消し、ドーム形の香炉形土器（十腰内 5 式古段階）が新たに出現する。また短頸の屈折した鉢形土器が、深鉢形の器形へ変容を遂げる（十腰内 4 式新段階）。土製品では後期中葉に盛行したスタンプ状土製品（十腰内 4 式新段階まで？）や分銅形土製品が消失する。住居も楕円形プランで地床炉を持った住居形態から、円形プランの石組炉（十腰内 5 式古段階）へと劇的に変化する。風張 (1) 遺跡が継続した時期は亀ヶ岡文化成立前夜に相当し、後期から晩期への転換期であったことが窺われる。その集落が廃絶されるとほぼ同時に、対岸の是川中居遺跡に拠点となる集落が形成されたと考えられる。両遺跡が同じ出自の集団によって営まれた一体の遺跡と見なされるが、是川中居遺跡には十腰内 4 式新段階に小規模な集落が成立しており、既存の集落に風張 (1) 遺跡の構成員またはその一部が移住したことで、十腰内 5 式新段階に新たに拠点的な集落が出現したと推測される。

風張 (1) 遺跡は共同墓地を中心に同心円状に住居が配置された環状集落となっているが、その構成からは死者がその集落の中に安置され、死後も集団の一員として祀られた先祖祭祀や、埋葬に関わる儀礼が共同で執り行われていた様相が窺われる。また激しく重複した住居の在り方からは、集落の過密化が進み移転を余儀無くされたようにも見受けられる。しかし同遺跡の集落を年代順に追ってみると、十腰内 3 式～4 式新段階にかけての時期は集落の南側に主体があって、十腰内 5 式古段階～同新段階にかけて共同墓地を均一に取り囲む構成へと拡がっており、寧ろ分散した傾向が見て取れる。集落の開始に当たっては、当初より集落が墓域中心にレイアウトされており、墓域付近が平坦に造成されていた可能性が想定され、二分割された共同墓地から先祖祭祀を中核とした分節化した社会の存在が窺われる。環状集落は縄文中期に盛行したのに対し、後期では分散型集落に転換し影を潜めたが、東北北部では環状列石に象徴されるように複数集落による共同墓地やモニュメントの造営が顕著となる。風張 (1) 遺跡は他所か

ら移住してきた集団によって十腰内3式期に開始されたが、周囲に分散していた複数の集団が統合することで集落の成立に至ったと推定される。墓域の分節化は、異なる出自の構成員を反映した結果であろう。

集落は5型式にわたる変遷を跡付けることができるが、十腰内5式新段階に廃絶される。資源環境や衛生面の問題など様々な要因から、移転を選択せざるを得ない状況が生じたのであろうが、またこの時期の東北部では遺跡数の減少も想定されており、集落の廃絶が広域的な潮流に取り込まれていた可能性も否定できない。移住先である是川中居遺跡には、環状構造は引き継がれなかった。しかし墓域と居住域を併せ持った構成となっており、場所を移しても先祖祭祀や葬祭儀礼等が集団の紐帯を深める上で、重要な役割を果たしていたと考えられる。

また風張(1)遺跡では、住居跡の床面やその直上の堆積土から完形土器が数多く出土した。これまでその背景には踏み込まずにきたが、祭祀や儀礼と結び付いた意図的な廃棄行為、それに住居の廃絶に伴う儀礼を反映した結果と推定される。従って住居の夥しい重複と完形土器を多数出土した状況は、住居の廃絶と改築・構築が頻繁に繰り返され、それに伴う儀礼等が盛んに執り行われた様相を暗示するものであろう。住居内から出土した「合掌土偶」(図14-1)や「頬杖土偶」(図13-1)も、最終的には廃屋儀礼に関連していたと理解される。このような祭祀的色彩の濃い集落の性状は是川中居遺跡にも継承され、呪術・祭祀の興隆を特徴とした亀ヶ岡文化に繋がったと考えられ、同文化の形成母体として風張(1)遺跡が果たした役割は、極めて大きかったと推測される。

更には青森平野周辺の遺跡の分布状況についても検討してきた。該域では一定の範囲を生活の領域とした定着的な拠点集落とそれを取り巻く小規模な遺跡が、それぞれ社会的機能を分有した構成をなしており、そのような遺跡群が大きな地理的単元(青森平野周辺)の中で、複数並存していた状況を推定した。新井田川下流域では風張(1)遺跡と後続の是川中居遺跡が拠点集落となるが、周辺遺跡との関係についてはまだ分析が不十分で

ある。今後新井田川中・上流域に位置した遺跡との関係、また平行して流下する馬淵川流域に位置した遺跡との関係について考究していく必要があり、今後の課題としておきたい。

謝 辞

本稿を草するに当たり、村木淳氏には風張(1)遺跡と是川中居遺跡について様々なご教示を賜りました。小林克氏には丹後谷地(1)遺跡の解釈に関して啓発を受けると共に同遺跡の図面(図22)を提供していただきました。安斎正人先生並びに長井謙治先生には本稿の発表の機会を提供していただくと共に編集の労をとっていただきました。記して感謝の意を表します。

注 釈

- (1)「重帯構造」は谷口康浩氏の定義に拠る(谷口2005:4-6頁)。即ち広場を中心として各種の建物や施設を同心円状の所定の圏内に配置する構造を指す。また「分節構造」も同様で、環状集落の内部を直接的に区分する構造を指す。風張(1)遺跡の他に縄文後期後半の環状構造を持った集落として、青森市^{かみのじり}上野尻遺跡を上げることができる。同遺跡では短径70m、長径85の楕円形の範囲で、掘立柱建物跡35棟(4本柱19棟、6本柱16棟)が求心性をもって環状に配置されていた(木村ほか2003)。但し掘立柱建物跡群の内側に明瞭な遺構は認められず、「重帯構造」は明確になっていない。上野尻遺跡の掘立柱建物跡の時期は筆者の十腰内5式古段階と推測されており、風張(1)遺跡の環状集落とほぼ同時期であったと言える。
- (2)村木淳氏は風張(1)遺跡の調査を総括する中で、旧稿のC類の土器を二分し、器面の貼瘤を特徴とした「C類」と、連続短沈線・刺突列の施文を特徴とした「D類」に細分した(村木2008:227頁)。筆者の十腰内5式古段階と同新段階にほぼ対応するが、同遺跡には「D類」の資料は極めて乏しく、本論では旧稿(村木2005)の分類案に準拠した。
- (3)長軸8m超の大型住居は6棟(20住・67住・100住・129住・141住・148住)であるが、8mを僅かに下回る7.8~7.9mの3棟(32住(市道)・117住・192住)

も含めてカウントした。なお 20 住と 117 住が十腰内 4 式期であるのに対し、その他の 7 棟は十腰内 5 式期の所産である（148 住は十腰内 5 式新段階?）。

- (4) 入組帯状文は十腰内 3 式に既に認められる。沈線で横長の鯉節形に区画された縄文帯の両端に起点と終点を配した構図と規定すると、第 106 号竪穴住居跡 1 層出土の注口土器に認められる。初期の入組帯状文や襷掛け状文に単段で左傾した例が多いのは、パツレトナイフ状のネガ文様が必ず S 字状で左傾のクラック状文が描出され、Z 字状の右傾が稀である点と無関係ではないであろう。
- (5) 筆者が集計した 1999 年以降の発掘調査面積の内訳は、下記の通りである。中居地区台地部分（A 区 126㎡、B 区 144㎡、G 区 2,002㎡、I 区 150㎡、J 区 145㎡、K 区 283㎡、L 区 630㎡、M 区 1,062㎡、N 区 286㎡、P 区 140㎡）、南側低地部分（C・D 区 410㎡、F 区 140㎡、H 区 96㎡、O 区 56㎡、Q 区 51㎡）、長田沢地区（1 区 193㎡、2 区 96㎡、3 区 72㎡）の合計 6,082㎡。それ以前に発掘調査され、報告書が刊行された面積（1974 年 208㎡、1980 年 96㎡、1981 年 480㎡、1993 年 700㎡）を加算すると 7,566㎡に達しており、未報告分を考慮に入れると、遺跡面積 32,000㎡の内 1/4 に当たる 8,000㎡以上が既に調査済みであると見込まれる。なお『青森県史』（小久保 2013）では、これまでの調査面積が 9,671㎡と記されているが、その内訳は判然としない。
- (6) 発掘調査報告書では、「北東部の小高い丘の頂部と南東部の低湿地に面した段丘端部は、一部削平を受けており、やや旧地形を失っている。」（工藤ほか 1986：417 頁）と記されており、後世の土地改変と理解されている。

引用文献

- 青森県教育委員会編 2009 『青森県遺跡地図』 青森県教育委員会。
- 今井富士雄・磯崎正彦 1968 「第 16 節 十腰内遺跡」『岩木山—岩木山麓古代遺跡発掘調査報告書—』 岩木山刊行会：316-388。
- 宇部則保 1992 「風張 (1) 遺跡Ⅲ」『八戸市内遺跡発掘調査報告書 4』(八戸市埋蔵文化財調査報告書第 45 集) 八戸市教育委員会：31-58。
- 宇部則保・小久保拓也 2002 『是川中居遺跡—長田沢地

区—』(八戸遺跡調査会埋蔵文化財調査報告書第 2 集) 八戸遺跡調査会。

- 宇部則保・横山寛剛 2012 『史跡是川石器時代遺跡発掘調査報告書』(八戸市埋蔵文化財調査報告書第 135 集) 八戸市教育委員会。
- 小笠原善範・村木淳編 1991 『風張 (1) 遺跡Ⅱ 発掘調査報告書』(八戸市埋蔵文化財調査報告書第 42 集) 八戸市教育委員会。
- 岡田康博 1986 「十腰内第Ⅲ群・第Ⅳ群・第Ⅴ群土器の再検討」『弘前大学考古学研究』第 3 号：37-53。
- 小田川哲彦 2003 『檜館遺跡—八戸南環状道路建設事業に伴う遺跡発掘調査報告書—』(青森県埋蔵文化財調査報告書第 342 集) 青森県教育委員会。
- 小保内裕之 1993 「風張 (1) 遺跡Ⅳ」『八戸市内遺跡発掘調査報告書 5』(八戸市埋蔵文化財調査報告書第 48 集) 八戸市教育委員会：25-36。
- 菅野美香子・利部修ほか 2011 『漆下遺跡—森吉山ダム建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 23—』(秋田県文化財調査報告書第 464 集) 秋田県教育委員会。
- 北林八洲晴・工藤大 1982 『馬場瀬 (1)(2) 遺跡発掘調査報告書—東北縦貫自動車道八戸線関係Ⅱ 昭和 56 年度—』(青森県埋蔵文化財調査報告書第 70 集) 青森県教育委員会。
- 木村鐵次郎ほか 2003 『上野尻遺跡Ⅳ—青森県新総合運動公園建設事業に伴う遺跡発掘調査報告—』(青森県埋蔵文化財調査報告書第 353 集) 青森県教育委員会。
- 工藤竹久ほか 1986 『八戸新都市区域内埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ—丹後谷地遺跡—』(八戸市埋蔵文化財調査報告書第 15 集) 八戸市教育委員会。
- 工藤竹久ほか 1988 『八戸新都市区域内埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅴ—田面木平遺跡 (1) —』(八戸市埋蔵文化財調査報告書第 20 集) 八戸市教育委員会。
- 工藤竹久ほか 2009 『新編八戸市史 考古資料編』 八戸市史編纂委員会 (編)・八戸市。
- 工藤竹久・小笠原善範 1999 『是川中居遺跡—八戸市縄文学習館建設等に伴う発掘調査報告書—』(八戸市埋蔵文化財調査報告書第 82 集) 八戸市教育委員会。
- 工藤清泰・竹ヶ原亜希 2003 「平成 14 年度 中屋敷遺跡発掘調査報告書—浪岡町埋蔵文化財緊急発掘調査報告書第 9 集—」『浪岡町文化財紀要』Ⅲ：55-126。

- 甲野 勇 1930 「青森県三戸郡是川村中居石器時代遺跡調査概報」『史前学雑誌』第2巻第4号(是川研究號)：3-20(237-254)。
- 小久保拓也 2013 「36 是川中居遺跡」青森県史編さん考古部会(編)『青森県史 資料編 考古2 縄文後期・晩期』青森県：460-467。
- 小林圭一 2010 『亀ヶ岡式土器成立期の研究—東北地方における縄文時代晩期前葉の土器型式—』早稲田大学総合研究機構先史考古学研究所。
- 小林圭一 2013 「東北中部における縄文時代後期後葉の型式変化—田柄貝塚と里浜貝塚の出土層準の再確認—」『東北芸術工科大学東北文化研究センター研究紀要』12：45-105。
- 小林圭一 2015 「国宝「合掌土偶」の編年の位置—風張(1)遺跡第15号竪穴住居跡出土土器の検討を通して—」『東北芸術工科大学東北文化研究センター研究紀要』14：23-104。
- 小林 克 2014 「東北北部縄文時代祭祀・儀礼遺構のシンボリズムとその変遷—「性的原理」と「疑似的住居」—」『古代』第133号：1-38。
- 鈴木良一ほか 1987 『真野ダム関連遺跡発掘調査報告書IX—日向南遺跡(第3次)・稲荷塚B遺跡—』(福島県文化財調査報告書第182集)福島県文化センター・福島県教育委員会。
- 鈴木克彦 1997 「東北地方北部における十腰内式土器様式の編年学的研究・3—十腰内5式以降、後期終末型式の研究—」『北奥古代文化』第26号：1-60。
- 鈴木克彦 1998a 「東北地方北部における十腰内式土器様式の編年学的研究・2(上)—十腰内3,4,5式土器の研究—」『考古学雑誌』第83巻第2号：1-45(129-173)。
- 鈴木克彦 1998b 「東北地方北部における十腰内式土器様式の編年学的研究・2(下)—十腰内3,4,5式土器の研究—」『考古学雑誌』第83巻第3号：30-65(270-305)。
- 関根達人 1993 「「西ノ浜式」とその周辺」『歴史』第81輯：65-89。
- 関根達人 2005 「「十腰内Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ群土器」に関する今日的理解」葛西 勳先生還暦記念論文集刊行会(編)『葛西 勳先生還暦記念論文集 北奥の考古学』：161-176。
- 関根達人 2013 「2 土器編年」青森県史編さん考古部会(編)『青森県史 資料編 考古2 縄文後期・晩期』青森県：8-21。
- 田鎖壽夫・斉藤邦雄 1995 『大日向Ⅱ遺跡発掘調査報告書—第2次～第5次調査—国道395号改良工事関連遺跡発掘調査—』(岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第225集)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター。
- 谷口康浩 2005 『環状集落と縄文社会構造』学生社。
- 中門亮太 2011 「東北地方北部における瘤付土器の編年研究」『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第4分冊』第56輯：139-154。
- 中門亮太 2013 「東北地方北部における瘤付土器の基礎的研究」『古代』第131号：49-83。
- 中嶋友文ほか 2003 『獅子神遺跡—国道454号特定交通安全施設等整備事業に伴う遺跡発掘調査報告—』(青森県埋蔵文化財調査報告書第339集)青森県教育委員会。
- 中嶋友文ほか 2006 『川原平(1)・(4)遺跡、大川添(2)、水上遺跡—津軽ダム建設事業に伴う遺跡発掘調査報告—』(青森県埋蔵文化財調査報告書第409集)青森県教育委員会。
- 中嶋友文ほか 2013 『駒木沢(2)遺跡—県営一般農道整備事業(過疎基幹)に伴う遺跡発掘調査報告—』(青森県埋蔵文化財調査報告書第532集)青森県教育委員会。
- 中村哲也ほか 2007 『瀉野遺跡Ⅱ—八戸南環状道路建設事業に伴う遺跡発掘調査報告—』(青森県埋蔵文化財調査報告書第431集)青森県教育委員会。
- 成田正彦・幸山竜哉 2005 『十腰内(2)遺跡出土遺物集—青森県緊急地域雇用創出対策事業による昭和35年調査の出土遺物の再整理—』弘前市教育委員会・弘前市出土品調査会。
- 藤田亮一編 1991 『八戸市内遺跡発掘調査報告書2 風張(1)遺跡I』(八戸市埋蔵文化財調査報告書第40集)八戸市教育委員会。
- 村木 淳 2005 「風張(1)遺跡の縄文時代後期後半の土器と住居」葛西 勳先生還暦記念論文集刊行会(編)『葛西 勳先生還暦記念論文集 北奥の考古学』：177-191。
- 村木 淳 2008 『風張(1)遺跡Ⅵ—平成2～4年度—第2分冊 住居編2・その他の遺構及び出土遺物』(八戸市埋蔵文化財調査報告書第119集)八戸市教育

委員会。

村木 淳 2011 「新井田川下流域における縄文・弥生集落」『季刊東北学』第26号：44-66。

村木淳・小久保拓也 2003 『風張(1)遺跡V—平成2～4年度—第1分冊 住居編1』(八戸市埋蔵文化財調査報告書第97集)八戸市教育委員会。

村木淳・小久保拓也 2004 『是川中居遺跡 中居地区G・L・M』(八戸遺跡調査会埋蔵文化財調査報告第5集)八戸遺跡調査会。

村木淳・小久保拓也・杉山陽亮 2005 『八戸市内遺跡発掘調査報告書20 是川中居遺跡4』(八戸市埋蔵文化財調査報告書第107集)八戸市教育委員会。

森 淳 2000 『滝端遺跡発掘調査報告書—県営南の郷中山間地域総合整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査—』階上町教育委員会。

山内清男 1930 「所謂亀ヶ岡式土器の分布と縄紋式土器の終末」『考古学』第1巻第3号：1-19 (139-157)。

山内清男・甲野勇・江坂輝彌編 1964 『日本原始美術 1 縄文式土器』講談社。

lg.jp/bunka/education/isekitizu.>(2016/11/25 アクセス)を参照して作成。

図版出典

図1：国土地理院発行(1996年3月)「1:500,000 地方図(3) 東北」をベースに、国土地理院発行(2001年2月)「1:500,000 地方図(4) 関東甲信越」と国土地理院発行(1997年4月)「1:500,000 地方図(1) 北海道 I」を合成して作成。

図2～5：国土地理院発行(1996年3月)「1:500,000 地方図(3) 東北」をベースに、国土地理院発行(1997年4月)「1:500,000 地方図(1) 北海道 I」を合成して作成。

図6：国土地理院発行「1:25,000 地形図 新井田・苫米地」、(青森県教委2009)。

図7・8：(小林圭一2015：図4・5)。

図9～12：(小林圭一2015：図35～38)。

図13：(小林圭一2015：図21)。

図14：(小林圭一2015：図1・7) 改変。

図15～20：(小林圭一2015：図48～53)。

図21：(宇部・小久保2002：第2図)をベースに作成。

図22：(小林克2014：図17) 一部改変。

図23：国土地理院発行「1:50,000 地形図 油川・浅虫・青森西部・青森東部」をベースに、青森県教育委員会発行『青森県遺跡地図』<<http://www.pref.aomori>

列島の中の八戸

—先史時代、なぜムラができ消えたか?—

東京大学大学院人文社会系研究科

佐藤 宏之

1 はじめに

考古班では、プロジェクト全体のテーマに基づいて、東北の中規模河川流域における先史時代の集落の変遷史を検討することとした。そのフィールドの一つに、地元教育委員会等によって調査成果の蓄積がある八戸を選択した。八戸プロジェクトの中心課題は、八戸市域で「なぜムラができ、そして消えたか?」にある。この課題に応答するために、考古班では縄文時代から古代にかけての集落の変遷を具体的に確認することとした。本稿は、それらの成果を受けて、八戸地域の先史時代の集落変遷を、日本列島、特に東日本の中に位置づけながら議論することを目的とする。

考古班で作成した八戸遺跡データベースによれば、現在市域から確認されている遺跡は505遺跡であり、時代毎の重複を含めてカウントすると、1,437遺跡となる。詳細は本報告書収録の長井・近藤論文を参照願いたい。本稿では、遺跡数及び住居跡数等の数値データは、引用元が明示されていない場合、このデータと市川 2012 (部分的に關根 2014) の集成データ等に基づいている。

あらかじめ結論を先取りすると、八戸における先史時代の集落変遷は、集落数および規模の拡大等の平板な発展段階論的かつ直線的な右肩上がりの増大を示すわけではない。少なくとも、縄文時代早期/前期、後期そして古代の3時期に明瞭な集落の活性化の画期が見出せる。さらにより詳細な時期変化を追跡すると、より複雑な消長関係が見出せるが、それは周辺地域を含めた東北地方で一般的な関係態であったのであろうか。その点について、議論してみたい。

2 地形の概観

青森県南東部に所在する八戸市域は、馬淵川と新井田川という二つの中規模河川が南から北に流れ下り太平洋に注いでおり、下流の平野部に現在の市街地が発達している。両河川の周囲には河岸段丘が広がり、その周囲を丘陵や山地が取り囲む地形から構成される。先史時代の集落は、主として河岸段丘上に展開するが、丘陵緩斜面等にも遺跡の分布が認められる。特に縄文時代の集落が、両河川に沿って濃密に展開することはよく知られており、精度の高い既存の発掘調査の成果から、集落の変遷をよく跡付けることができる。

3 後期旧石器時代 (38,000 ~ 16,000 年前) の八戸

八戸を含む東北地方北東部は、従来旧石器時代遺跡の調査例に乏しく、編年的位置付けも不明瞭であった。氷期の後期旧石器時代の自然環境は今日とは著しく異なり、140 ~ 100m に及ぶ海面低下の影響を受けて、列島は3つの地理的単位から構成されていた。今日のサハリン・北海道・千島列島南部がひとつとなり、大陸と陸接する古北海道半島、本州・四国・九州がひとつの陸塊となった古本州島、および陸域は拡大していたが依然として島から構成されていた古琉球諸島の3者である。この3者は、それぞれ後の歴史の変遷を基本的に異にしているが、それは旧石器時代の文化的布置に淵源をもつ。古北海道半島は、大陸の文化的要素(細石刃文化等)を色濃く受け入れたが、一方古本州島は、列島独特の旧石器文化の諸要素(石器製作・運用技術の二極構造、局部磨製石斧、環状集落、陥し穴猟等)を胎胚した。さらに古琉

球諸島は、一貫して南方の文化要素（水産・植物資源の利活用等）を示相する。

八戸が含まれる古本州島や古北海道半島では、大陸性の不安定な寒冷乾燥気候のもとにあったので、植物資源に頼ることができず、動物狩猟を主な生業としていた。最終氷期最寒冷期LGM(24,000～18,000年前)の頃の八戸は、今日のアムール流域に類似した寒温帯針葉樹林が卓越しており、最近調査された同時期に近い河岸段丘上の田向冷水遺跡からは多数の有肩尖頭器が出土したことは、狩猟活動が活発であったことをよく物語っている（佐藤 2013）。

八戸から確認されている旧石器時代の遺跡は3遺跡である。しかしながら、田向冷水遺跡を除くと、具体的な活動内容や性格が判明する遺跡の調査例はほとんどないため、旧石器時代の様相は、周辺の遺跡から判断するしかない。現状からみる限り、八戸では拠点的な遺跡がほとんど見られないが、これは調査精度に起因すると考えられることから、少なくとも後期旧石器時代後半期においては、中・小型獣狩猟に適応した移動戦略を保有する集団の遊動領域に含まれていた可能性が高い。この傾向は、青森県・岩手県等の周辺地域の様相を加味すると、後期旧石器時代終末期の細石刃石器群期まで継続していたと思われる。

4 縄文時代の八戸

(1) 草創期(16,000～11,700年前)

八戸では内陸部を中心に、草創期の遺跡は現在14遺跡ほど確認されている。そのうちここでは、黄檗遺跡と櫛引遺跡を取り上げる。新井田川中流域の旧南郷村に所在する黄檗遺跡からは、草創期中葉の爪形文土器が出土しており、文様の共通性はやや低いが、口縁部の有段構成は、北海道帯広市大正3遺跡出土の爪形文土器と類似する。櫛引遺跡からは、草創期後半段階の多縄文土器（室谷下層式類似）と竪穴住居跡2軒、土坑6基等の遺構が検出されており、小規模ながら最古の集落が出現したと言えよう。

草創期は、地質学上の年代では更新世末の晩氷期（15,000～11,700年前）にほぼ相当し、氷期末

の激しい寒暖気候が短いサイクルで繰り返された時代にあたる。列島全体では、相対的に温暖な前半期（ベーリング・アレード期）と寒冷な後半期（ヤンガー・ドリラス期）に大別され、前半期は無文・隆起線文土器・爪形文期前半が、後半期は爪形文後半・多縄文期がおおむね相当する。八戸を含む東北北部では、晩氷期直前の青森県大平山元遺跡から列島最古の土器が出土しており、周辺の遺跡からは無文土器や隆起線文土器も検出されている。最初期の無文土器期の遺跡は僅少であるが、次の隆起線文土器期になると、温暖化の影響を受けて列島全体で遺跡は増大するが、後半期になると反対に、遺跡数は減少する。しかしながら、複数の竪穴住居や土坑等の遺構から構成される集落は、この寒冷期に初めて出現している。

草創期の約5,000年間をかけて、温暖化の北上に伴い、定着的な生活を示唆する集落や土坑・集石といった各種の遺構は、南から北に向けて徐々に出現し数を増加させているが、依然として遊動的な生活行動が卓越していた可能性が高く、縄文的な生活構造が確立するのは、完新世の温暖湿潤気候が安定する縄文時代早期初頭となる（佐藤 2016）。

列島全域を見ても、櫛引遺跡から発見された集落は縄文時代最古段階に属するので、明確な草創期が存在しない北海道以南の本州では最北の例となろう。ちなみに、旧石器時代に形成されていた古北海道半島/古本州島という二つの地形単位は、氷期の終了に伴う海面上昇によって少なくとも早期初頭には解消され、今日の列島の地形単位である4つの島からなる列島が出現するが、草創期中に存在するはずのその詳しい形成過程はわかっていない（佐藤 2015）。

(2) 早期(11,700～7,000年前)^{注1)}

草創期後半の激しい寒冷期であるヤンガー・ドリラス期が終了すると、列島は、海洋性の湿潤温暖気候下に置かれたため、今日の自然環境に近くなり、九州から北海道にかけて温帯森林が卓越するようになる。温帯森林は、堅果類等の植物資源が豊富になるので、温暖化がいち早く進行した九州では、草創期前半から植物資源の利用が活性化

し、次第に東北地方まで及ぶようになる。

一方海面の上昇により新たに出現した浅海域は、貝類や魚類等の海産資源バイオマスを増大させたため、本格的な水産資源の利用が早期初頭から開始された。サケマス等の内水面資源の利用は、海産資源の開発に先行して草創期から少しずつ開始されているが、この本格的な開発も早期のこととなる。

植物資源の採集や漁撈は、定着的な生業活動であり、氷期に絶滅した広域移動型の生息範囲をもつ大型獣からシカ・イノシシといった生息範囲が狭まった中・小型獣へと主要な対象を移行した狩猟行動と合わせて、早期になると生活行動の定着性がより強化され、本格的な集落や貝塚等が形成されるようになった。早期は、狩猟・採集・漁撈といった多角的生業を組み合わせた生活活動が積極的に展開され、縄文的生活構造の確立期と言える（佐藤 2015）。

八戸は、早期を迎えると遺跡数が106遺跡に増加し、早期初頭から末期までの各細別時期を通じて、ほぼ断絶なく居住行為が行なわれている。しかしながら、竪穴住居跡を検出した遺跡（集落）は、20遺跡である。早期前葉の売場遺跡や見立山（2）遺跡等では、1～2軒の小型の竪穴住居からなる小規模な集落にとどまっているが、早期中葉になると遺跡数が増加し、1遺跡あたりの住居跡数も増大するので、この時期から「集住」傾向（＝居住強度）が始まると評価されている（市川 2012）。田向遺跡からは竪穴住居跡21軒からなる中規模の集落が検出されているが、その他の遺跡では小規模な集落も継続する。検出された竪穴住居には規模の異なる住居の組み合わせが見られ、同時に住居内に確実な地床炉が散見されるようになる。こうした特徴は後葉になるとさらに強化され、集落規模も安定化し、より大型の住居跡も見られるようになる。早期中葉以降の八戸では、内陸部の段丘上に小規模の遺跡の集中が見られるが、むしろ市域全域に集落が散在すると言え、定着性が増大し、縄文的生活構造が安定したと評価できよう。

完新世の温暖化のピークは、これまで関東地方の遺跡分布の変遷から、縄文前期前葉とみられて

きたが、赤御堂貝塚や長七谷地貝塚における最近の年代測定によれば、どちらも早期後葉（7,100年前頃）にほぼ同時に形成されており、海面上昇のピークを迎えていた可能性が指摘されている（一木他 2015）。その成果によれば、現在八戸港のある海岸線はより沖まで伸びており、一方馬淵川や新井田川の下流部にある現在の市街地周辺は、海進により浅海域を形成していたとする古地形が推定復元されている（辻他 2015）。だとすれば、縄文早期後葉から前期にかけての遺跡分布は、現在よりも複雑な地形に沿って海岸付近に多く分布していた可能性が高い。

青森県全域で確認された早期の竪穴住居跡の総数は236軒であるが、このうち西部は1軒のみで、残りの235軒は八戸（187軒）を含む東部から報告されている（市川 2012）。八戸および周辺地域に集中する早期集落（＝定着的居住行動）の活性化は、太平洋岸において水産資源をいち早く本格的に開発することに成功したことを反映しているのであろう。

さらに定着的な畷猟である陥し穴猟が、早期に活性化している点にも注目する必要がある。東北地方では、早期に円形陥し穴が、前・中期以降にTピット（溝型）が発達するが、早期の円形陥し穴猟は、集落が分布しない丘陵緩斜面等に猟場を設けて展開する。八戸地域は、東北における円形陥し穴の稠密分布地域のひとつであり（坂本・杉野森 1997、大泰司 2007）、このことから、八戸では早期になると、定着的な生活行動が確立し、居住と生業空間からなる地理的・地形的空間のおおまかな分割利用が成立したことを示唆している（佐藤 1989、1998、1999、2000）。

（3）前期（7,000～5,500年前）

縄文時代前期の遺跡数は121遺跡に上るが、竪穴住居跡が検出された遺跡は18遺跡にとどまる。遺跡立地は早期の傾向を引き継いでいるように見えるが、前期前葉における遺跡数の一時的減少には注意せねばならない。縄文時代の6大別期の境界時期（早期末/前期初頭、前期末/中期初頭、中期末/後期初頭、後期末/晩期初頭等）に、土器型式群の構造変動に合わせるかのように遺跡数

が減少することはつとに指摘されてきた（今村 1997、2008 等）が、八戸においても同様な現象が、前期初頭に観察される。縄文時代を通じて安定した人口数を維持していたとは考え難く、一見安定した社会を築いていたかに見える縄文時代においても、その生活の本質は自然資源に高度に依拠した狩猟採集社会であったため、資源構造の効率的開発システムを発達させればさせるほど、火山噴火等の自然災害や気候変動等による資源構造の変動の影響は、甚大であったに違いない。

しかしながら、前期中葉になると遺跡数は回復し、小型から大型までの規模の異なる竪穴住居跡からなる集落が復活する。特に中葉・後葉の集落では、一集落当たりの住居跡数が増加するので、「集住」傾向は強化された。円筒下層式期の畑内遺跡では、60 軒以上の竪穴住居跡が確認されており、拠点集落が形成されたと推定されている。八戸では、前期中葉開始直前に相当する層序から、十和田中振テフラ（To-Cu、6.2ka [工藤・佐々木 2007]、5.9ka [辻他 2015]）の降下層が確認されている。To-Cu は、十和田カルデラの巨大噴火による噴出物のひとつで、東北北部ではこの噴火が縄文社会に大規模な動揺を与えたと推測されている。青森県西部にある三内丸山遺跡における一連の植生資源の復元研究等によれば、前期中葉から始まり前期中葉まで継続した「円筒式土器文化」は、To-Cu の噴火後しばらくおいて開始されたクリ等の組織的・効率的利用に支えられたと解釈されている（辻 2011、辻他 2015）^{注2)}。八戸における前期中葉以降の資源利用構造は、クリを中心とした植物資源と水産資源の計画的利用から構成されていた可能性が高い。

（4）中期（5,500～4,400 年前）/後期（4,400～3,200 年前）

八戸の中期では、108 遺跡が報告されている。このうち竪穴住居跡からなる集落は 41 遺跡で、前期よりも集落数は増加した。竪穴住居跡の総数も、前期の 259 軒から 413 軒と増加しているが、これには中期後葉の 241 軒という数値が影響を与えている。

関東地方では、前期末/中期初頭における遺跡

数と人口の減少が顕著であり（今村 1992）、青森県域でもその傾向は一定程度認められるが、八戸では、集落の増減に限れば、ほとんど認められない。むしろ「円筒式土器文化」末期の中期中葉における竪穴住居跡数の顕著な落ち込みが看取できる（市川 2012）。

八戸では、中期後葉になると、一転して集落遺跡が顕著に増大し、後期前葉でピークを迎えるが、後期中葉・後葉では 1/3 以下に減少する。竪穴住居跡の数も連動して、中期後葉・後期前葉でピークを迎え、後期中葉以降次第に少なくなる。しかしながら、青森県西部では竪穴住居跡総数の変動に違いが見られ、中期中葉をピークに、同後葉以降は漸減していく。このことは、中期後葉から後期前葉にかけて知られている気候の寒冷化への応答が、青森県の東部と西部で異なっていた可能性を示唆している。この寒冷化は、世界規模で観察されている 4.3ka イベントと呼ばれている小氷期（完新世のボンド・イベントのひとつ）に関係していると思われるが、その適応形態は地域によって多様であった。八戸では、前期前葉の一時的衰退を介在させながらも、早期中葉以降中期中葉にかけて居住の集中と集落毎の規模の多様化が同時進行していたが、中期後葉から後期前葉になると、一転して小規模集落への分散居住が目立つようになる。その原因として、幾つかの説明が提案されている。

第一に、中期中葉まで継続してきた「円筒式土器文化」が終焉を迎え、あらたに東北南部から「大木式系土器文化」が侵入し、その結果顕著な社会変動を招いたとするものである。第二に、寒冷化に伴う気候変動や海面低下等の影響によって、それまで安定していた谷筋等が削剥されたので、以前から利用されていたトチノキ資源の本格的な開発が開始されたことに起因するという生態系変化説である（國木田他 2008、國木田 2012）。それまで集落近辺または集落内にあったクリ林は維持されたが、水を利用した可食化処理に手間がかかるトチノキの開発のため、集落が水辺近くに移動する傾向を見せたので、結果的にクリ資源への集中は相対的な効率性を低下させることになった（佐々木 2009）。

八戸における後期の遺跡数は238に達し、新井田川下流域の風張(1)遺跡のような大規模集落が形成される一方、その周辺には小規模集落が散在するようになる。集落の立地も多様化した。東北南部を始め東日本の各地で、寒冷化による遺跡数の減少(=人口減少)が主張されて久しいが、八戸周辺では人口数は維持された可能性が指摘されている(関根 2014)。その加担者が東北南部から進出した集団であり、トチノキ資源の効果的開発に主として依拠した可能性は高いが、トチノキ資源の開発自体は、列島の多くの地域でその痕跡が確認されることから、単純な要因に帰すことは難しいであろう。

(5) 晩期(3,200~2,300年前)/弥生時代

後期中葉以降の集落の漸減傾向は、晩期に入っても継続する。八戸における晩期の遺跡数は114であり、竪穴住居跡を有する集落遺跡も22に減少した。この漸減傾向は弥生時代を迎えても継続する(計47遺跡)。亀ヶ岡文化で著名な青森県西部でも集落遺跡はほとんどなく、是川中居遺跡等がある八戸でも、遺物の出土量は顕著なわりには、集落は少なく小規模な集落が散在した(村木 2011)。後期後半に形成された大規模環状集落である風張(1)遺跡は、後期末になると居住活動を終了するが、一方近隣にある是川中居遺跡では、晩期初頭から本格的な居住活動が開始される。集団の移動(住み替え)によるものという解釈も有力であるが、その要因はわからない。

一方、縄文晩期から弥生にかけての馬淵川・新井田川流域における居住戦略の変化を検討した根岸によれば、分散居住を基本とした晩期においても、末葉の大洞A'期になると住居の大型化が見られ、弥生I期(前期前半)には見られないものの、弥生II期(前期後半)では再び出現すると言う。さらに遺跡数の変化や立地等の分析を加味すると、高瀬が指摘した北東北弥生社会の開始期における「集住化」(高瀬 2004)は、八戸のデータで詳細に見ると縄文晩期後葉と弥生II期と二段階で行われており、弥生II期以降の遺跡の増加と大型住居の出現は、集落の統合や移住による結果と考えている(根岸 2010, 2014)。高瀬によれば、

縄文晩期に内陸に居住していた集団が、稲作農耕受容に伴う労働集約化に起因して、弥生時代になると下流域に移動し、大型住居からなる集落を形成したと推定している(高瀬 2014)が、八戸周辺にも適合できるかどうかは、今後の検討課題であろう。

青森県全域のデータを見ると、弥生時代の遺跡はきわめて乏しい(関根 2014)。これは青森西部の弥生前期に開発された水田農耕が一部にとどまり、西日本の農耕技術に比べて技術的水準も低かったため、寒冷化の影響を受けた中期以降になると農耕を放棄し、再び狩猟・採集経済に依拠したためと思われる。縄文的な生活構造の基本は、列島の温帯森林と海洋生態系を背景とした狩猟・採集・漁撈からなる多角的生業システムにあったからである。八戸における遺跡数(=人口)が本格的に回復し集落の形成が再び活性化するのは、6世紀後半以降の古代律令制期からとなる(佐藤 2008)。

注 釈

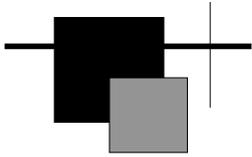
- 1) 縄文時代早期以降の大別時期の年代観については、村木淳の教示による。
- 2) 辻等によれば、「円筒式土器文化」の最初である円筒下層a式の開始は、5,900年前とされている(辻・中村 2001)。

引用参考文献

- 市川健夫 2012 「八戸市内における縄文時代の竪穴住居跡数と居住規模」『八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館研究紀要』1号:11-20。
- 今村啓爾 1992 「縄文前期末の関東における人口減少とそれに関連する諸現象」吉田 格先生古稀記念論文集刊行会(編)『武蔵野の考古学』:85-116。
- 今村啓爾 1997 「縄文時代の住居址数と人口の変動」『住の考古学』45-60頁、同成社。
- 今村啓爾 2008 「縄文人の人口動態」『人と社会(縄文時代の考古学10)』(同成社):63-73。
- 大泰司 統 2007 「北日本の陥し穴猟」『なりわい 食料生産の技術(縄文時代の考古学5)』(同成社):171-182。
- 工藤 崇・佐々木 寿 2007 「十和田火山後カルデラ期

- 噴出物の高精度噴火史編年』『地学雑誌』116 巻 5 号：653-666。
- 國木田 大 2012 「縄文時代中・後期の環境変動とトチノキ利用の変遷」東北芸術工科大学東北文化研究センター(編)『東北地方における中期/後期変動期：4.3ka イベントに関する考古学現象(公開シンポジウム予稿集)』：85-94。
- 國木田 大・吉田邦夫・辻 誠一郎 2008 「東北地方北部におけるトチノキ利用の変遷」『環境文化史研究』1 号：7-26。
- 佐々木由香 2009 「縄文から弥生変動期の自然環境の変化と植物利用」『季刊東北学』19 号：124-144。
- 坂本真弓・杉野森淳子 1997 「青森県における陥し穴集成」『青森県埋蔵文化財調査センター研究紀要』2 号：70-80。
- 佐藤宏之 1989 「陥し穴猟と縄文時代の狩猟社会」『考古学と民族誌 渡辺 仁教授古稀記念論文集』(六興出版)：37-59。
- 佐藤宏之 1998 「陥し穴猟の土俗考古学—狩猟技術のシステムと構造—」安齋正人(編)『縄文式生活構造—土俗考古学からのアプローチ』(同成社)：192-221。
- 佐藤宏之 1999 「陥し穴」『縄文時代』10 号(第 3 分冊)：211-220。
- 佐藤宏之 2000 『北方狩猟民の民族考古学』(北海道出版企画センター)。
- 佐藤宏之 2008 「日本列島における東北地方の考古学的位置」『東北芸術工科大学東北文化研究センター研究紀要』7 号：25-31。
- 佐藤宏之 2013 「日本列島の成立と狩猟採集の社会」大津透(編)『岩波講座日本歴史 第 1 巻 原始・古代 1』(岩波書店)：29-62。
- 佐藤宏之 2015 「総論：旧石器から縄文へ」『季刊考古学』132 号：14-17。
- 佐藤宏之 2016 「総論：晩氷期の人類社会—北方狩猟採集民の適応行動と居住形態—」佐藤宏之・山田哲・出穂雅実(編)『晩氷期の人類社会：北方先史狩猟採集民の適応行動と居住形態』(六一書房)：3-22 頁。
- 関根達人 2014 「青森県における縄文時代の遺跡数の変遷」『第四紀研究』53 巻 4 号：193-203。
- 高瀬克憲 2004 『本州島東部の弥生社会誌』(六一書房)。
- 辻 誠一郎 2011 「縄文時代前・中期の三内丸山集落生態系史」『東北芸術工科大学東北文化研究センター研究紀要』10 号：37-51。
- 辻 誠一郎・中村俊夫 2001 「縄文時代の高精度編年：三内丸山遺跡の年代測定」『第四紀研究』40 巻 6 号：471-484。
- 辻 誠一郎・一木絵里・松本優衣・安室 一・市川健夫・宇部則保・村木 淳・杉山陽亮・西村広経 2015 「八戸地域の縄文時代草創期～中期の環境変動と集落生態系」『八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館研究紀要』4 号：5-36。
- 根岸 洋 2010 「縄文晩期/弥生移行期における居住戦略の検討：馬淵川・新井田川流域を中心に」加速器分析研究所(編)『第 4 回シンポジウム 年代測定と日本文化研究』：95-105。
- 根岸 洋 2014 「東北地方北部における弥生時代大型竪穴住居の成立背景—秋田平野・男鹿半島・能代平野を中心に—」東北芸術工科大学東北文化研究センター(編)『完新世の気候変動と縄文文化の変化』33-55。
- 一木絵里・辻 誠一郎・杉山陽亮・村木 淳・宇部則保・中村俊夫 2015 「青森県八戸市の縄文時代早期貝塚出土試料の 14C 年代と海洋リザーバー効果」『第四紀研究』54 巻 5 号：271-284。
- 村木 淳 2011 「新井田川下流域における縄文・弥生集落」『季刊東北学』26 号：44-66。

(※各遺跡の発掘調査報告書は割愛した。)



第3部

地域比較研究 (東北中世～現代)

研究の概要と総括

東北芸術工科大学東北文化研究センター

蛭原 一平

東北芸術工科大学芸術学部／東北文化研究センター

竹原 万雄

東北富山大学人間発達科学部

中村 只吾

1 研究の概要

本研究プロジェクトでは、大きな研究テーマの一つとして「地域比較研究」を設定した。これは、中世以降現代までを主対象に、自然と人為という視点から、経済・政治的環境をも重視しながら集落動態を考究することであり、主に歴史班と民俗・人類班が取り組んできた。さらに本研究は、日本東北地方を中心とした国内事例を対象とするものと、中国(中華人民共和国)雲南省と内蒙古自治区・黒竜江省の少数民族社会を対象とする海外研究に分かれ、後者の海外研究は民俗・人類班が主導してきた。前者の国内研究に関しては特定の集落や地域を対象とした個別事例研究だけでなく、東北地方全体を対象として集落景観から集落の拓かれ方や生業の変化パターンを考察する地域横断型の比較研究もおこなってきた。この地域横断型研究としては、民俗・人類班の田口・蛭原らが進めてきた「空から見た東北」や同じく民俗・人類班の川島・森本が提唱した「海から見た東北」、同じく民俗・人類班の鈴木による「民家から見た東北」が挙げられる。「空」からあるいは「海」からの視点で集落景観を捉えるのが「空から見た東北」、「海から見た東北」であるのに対し、人々の暮らし方や生業の具体を民家構造とその変化から読み解くのが「民家から見た東北」である。

東北地方を対象とした個別事例研究では資料収集や事例分析(研究会等での議論)に関しては歴

史班と民俗・人類班とで分かれて進めてきた。歴史班では、主に中世から近・現代までの時間幅での、東北地方を主とした「集住の関係史」を解明することを共通のテーマとした。すなわち、集落の形成・維持の前提となる、土地や水面といった空間の所有・活用状況、信仰・宗教や地域リーダーといった集落の紐帯となる要素など、広く物質から精神までを手がかりに、時代や地域ごとの集落結節の様態を捉え、それらがその時期その場所で成立していた背景を明らかにすることを目指した。民俗・人類班も同じく、集落紐帯の要素(あるいは集落維持の「仕組み」)に注目し、近現代以降に発生した自然災害や政治経済的な環境の変化に対しそれら様々な慣習・権利関係をいかにつくり替え集落・文化を継承させてきたかについて明らかにすることを目指した。また、現代社会において、このような「伝統的」文化の継承が困難になっている(文化継承リスク(田口提唱)が高まっている)背景についても焦点を当て、海外研究との比較・統合を図ってきた。

歴史班の主な調査研究フィールドは、青森県八戸市南郷区島守地区、岩手県一関市巖美町本寺地区、山形県山形市南原町旧前田村地区、山形県山形市蔵王上野地区、宮城県気仙沼市唐桑町鮪立地区である。一方、民俗・人類班では、本研究プロジェクトの「地域資源活用研究」での地域民俗誌(ブックレット)作成刊行のための集落調査をかねて、現地調査をおこなった。学部・大学院学生主体で作成するブックレット「東北一万年のフィールド

ワーク」シリーズでは秋田県北秋田市阿仁地区、山形県鶴岡市旧朝日村大鳥地区、山形県西置賜郡白鷹町深山・萩野地区を対象とした。また、東日本大震災に代表される自然災害や、集団移転など社会的契機によって暮らしのあり方を大きく変化させたり、閉村となってしまったりした集落を対象としたブックレット「くむらの記憶」シリーズでは、川島を中心に宮城県気仙沼市小々汐地区の、また、森本、鈴木、蛭原らによって青森県むつ市川内町野平を対象とした調査とブックレット刊行がなされた。歴史班でも本寺地区や鮎立地区を対象とした「東北一万年のフィールドワーク」シリーズのブックレット刊行がなされた。とくに鮎立地区に関しては、民俗・人類班の川島と鈴木が現地調査の学生指導に協力するなど、両班の協働が見られた。

これらブックレット刊行以外に、とくに歴史班では個別事例研究の成果として、村上が中心になり編集をおこなった『八戸藩庁日記狩猟関係史料集』や、竹原による『前田村文書目録』、竹原・中村による『山形市蔵王上野文書目録』といった史料集、文書目録の刊行がなされた。とりわけ『八戸藩庁日記狩猟関係史料集』の編集は、本寺地区など水田利用に基づく集落の変遷を軸に据えた他の歴史班の研究を相対化させるためおこなわれたものであるが、先に刊行した『弘前藩庁御国日記』狩猟関係史料集』（全三巻、いずれも村上・竹原・中村編）とあわせ藩政期の北東北諸藩での野生動物被害の実態とその対策、あるいは集落防衛のあり方の解明に寄与する大きな成果である。野生動物と人間との軋轢（いわゆる獣害問題）が深刻化している現代社会においてもその学術的意義は大きい。なお、本報告書の村上論考も、この『八戸藩庁日記狩猟関係史料集』を活用したものであり、これまでほとんど実証的に論じられてこなかった藩政期の人と狼との関わりを解き明かしている。

既述したように、歴史班と民俗・人類班は、鮎立地区でのブックレット作成調査以外では協働した調査活動はおこなってこなかった。しかし、プロジェクト3年目後半に着手した応用研究として、合同の研究会をおこなってきた。その一つが本報告書にもその講演録を収載している、入会

を含めた土地所有に関わる法制度の研究会（平成27年1月開催）である。また、翌28年10月には東京農工大にて、漁業権に関する研究会を合同で実施した（本研究会の講演録は本研究プロジェクトの『平成28年度研究成果報告書』に所収）。これらの研究会では、様々な自然資源の利用と所有に関する権利の集まり、総体として「集落」を捉え、それらがとくに近現代以降いかに成立してきたのかを通史的に俯瞰するとともに、生業構造の変動に伴う農林漁業の衰退や、過疎高齢化など現代の東北社会を取り巻く社会的インパクトによっていかに変質しているのか、あるいはいかに継承しているのかを議論し、情報の共有を図った。これは新たな集住の理念構築という本研究プロジェクトの根幹に関わるものであり、本報告書の全体総括にもあるように、それらの研究会での議論は本研究プロジェクトの最終成果へと昇華されている。

以上が、歴史班と民俗・人類班が取り組んできた地域比較研究のうち、国内事例研究の概要である。各メンバーが対象とした集落は、内陸部の集落（八戸市周辺および本寺地区、山形市周辺）と沿岸部の集落（気仙沼市を中心とした三陸沿岸部）に大別できる。本研究プロジェクトの最終年度（平成28年10月）に東北歴史博物館で開催したクロージング・シンポジウムでは、前者を俯瞰し、入間田が「開発・生業のありかたと集落形態・戸数等の変遷—中尊寺領骨寺村千年の歴史から」と題した発表をおこなった。また、後者に関しては川島が「船の移動と港町の盛衰」について報告し、沿岸集落において顕著にみられた人々の高い移動性について指摘している。以下では、各メンバーの論考にふれながら内陸部の集落と沿岸部の集落に大きく分けて、成果をより詳しく述べたい。

（文責 蛭原一平）

2 内陸部の集落

内陸部の具体的なフィールドとして、中山間地集落の二つの地域をとりあげた。一つは、岩手県一関市巖美町本寺地区、もう一つは青森県八戸市南郷区島守地区である。

本寺地区は中世に描かれた「陸奥国骨寺村絵

図」の場所として知られており、この絵図を中心に古代から現代にいたるおよそ 1000 年におよぶ集落の暮らしを復元することができる稀有な事例である。この地域について、本報告書の入間田論考では当該地区を取り仕切るような、あるいは人びとが拠り所とするようないわゆる「中心」の変遷をたどり、竹原論文では集落の人口・景観・生業という視点から 1000 年の歴史を通観した。他方、島守地区は本研究プロジェクトのなかで新たに見出した中世からの生業をさかのぼり得る貴重なフィールドであり、佐藤健治が「中世からの村・島守研究序説」（『平成 25 年度研究成果報告書』）「中世島守の水田現地比定」（『平成 26 年度研究成果報告書』）において中世文書や明治期の地籍図などを手がかりに中世以来の水田を検証している。こうした長期スパンで集落の変遷をたどることができるフィールドを見出し、多角的な視点で集落の変遷を通観したこと自体が一つの成果として掲げられよう。

この二つの中山間地集落の研究において集落維持の背景として注目した点は山林資源の活用とそれを供給する場とのつながりである。竹原論考では本寺地区で展開された中世から現代にいたる多様な生業、とくに時代とともに模索される木工品産物の変遷を指摘し、それらが一関・東京方面で消費されていることを提示した。菊池論考では近世の島守村では春木の伐り出しや春木流しが生業の中に深く根付いており、新井田川を利用して八戸城下や湊へ供給していたことを明らかにした。材木や薪炭をはじめかつての生活に欠かせなかった山林資源を確保・活用することができ、それを消費する城下や市街地とのつながりがある環境が集落維持を支えた背景として指摘された。

さらに本寺地区研究では、集落維持を支えていた要因として人の移動があることも見出された。入間田論文では古代の村の開発に古代国家による移民政策が推進される中で関東方面から入来した人々を想定し、中世では中尊寺勢力による人口灌漑の開発とそれに伴う新住民の入来、近世においても飢饉により人口が半減する中で外部から新住人が入来したことを指摘した。これらを受けて「骨寺村という狭小な山村にもかかわらず、外部世界

からの人・物・情報の入来が途絶えることはなく、それほどにダイナミックな変動がくりかえされたのであった。それならば、東北地方における、延いては日本列島における数多くの村々でも、同じような変動がくりかえされたのに違いない」とまとめている。

（文責 竹原万雄）

3 沿岸部の集落

沿岸における人々の生存とその維持のあり方、換言すれば集住のあり方とはいかなるものであったのか。本研究では、沿岸における集住の歴史的背景について、特に近世から現代にかけての三陸沿岸を対象に検討をおこなった。

沿岸を場とした生存や集住を考えた場合、やはり、海や川、湖などの水域に由来する資源（水産資源、水産物）をいかにして獲得するか、ということが重要となるのであろう。その点を核として沿岸での集住というかたちが誕生し存続していくプロセスを、概念的に突き詰めて述べれば、次のように整理できるであろう。

水産資源をより確実に効率的に獲得しようとする志向が、沿岸に生きる人々の根本にあるとして、その志向が漁法・漁具などの技術や知識の発展という動きを生んできた。一方でその志向は、漁場争論などのかたちで人々の間に摩擦や衝突をしばしば生じさせ、それらを経ることで漁場ほか生業の場の共同利用秩序が形成され成熟していった側面もあった。そうした共同利用秩序は、特定の集団の内でのみ資源獲得の権利を安定的に占有しようとすることにともなう排他性に結びつくものでもあった。

以上が、水産資源獲得に関わる一定の知識・技術および共同利用秩序を、特定集団内で共有することによって成り立つ、沿岸における集住、暮らしのかたちの基本形ではなかろうか。基本はそうであるとして、自然環境や政治・経済的環境は沿岸ごとに大きく、あるいは微妙に異なっていることで、表現される集住のかたちは多彩なものとなる。さらには、自然環境や政治・経済的環境、技術・知識や共同利用秩序は、未来永劫固定的なの

ではなく、時とともに変化していくために、集住のかたちには時間的にも相違が生じる。

上記に加えて、集住のかたちを変化させる重要な因子として本研究で特に注目したのが、人や技術の移動の問題である。ある地域への人々の集住は固定的なものではなく、常に、人や技術の移動にともなう変化の可能性、流動性を孕んだものであった。特に沿海地域の場合、海を通じた人や技術の移動が、従来の集住のかたちを大きく組み替える事例が歴史上数多く生じてきたのだと思われる。

上述の観点をもとに、近世から現代にかけての三陸沿岸の状況について、以下、本報告書収録の関係論考に沿ってみてみよう。

中村論考では、近世前期（17世紀）の唐桑村を対象に、延宝3年（1675）の鰹釣り溜め漁導入前後の村内の状況を考察した。当時の紀州漁民がもたらした、鰹釣り溜め漁という新たな漁法が、村の秩序や構造に与えたインパクトについて、生業における「所有」（権利・利益）関係の側面に注目して検討した。17世紀における小経営の百姓たちの自立化傾向のなかで、耕地開発による経営発展の方向性は早々に限界に達してしまった。五十集商のような廻船業を営む人々もいたが、仙台藩領としての政治的・経済的要因にもとづく流通構造の変化によって、それも行き詰まっていた。そうした状況下で、村の人々が可能性を見出したのが、海域を漁業の場としてさらに有効活用することであり、新規漁業の展開であった。村内における諸々の争論も経ながら、村の成り立ちにおける漁業の位置づけ、「所有」（権利・利益）関係の場としての海域の価値は飛躍的に高まり、鰹釣り溜め漁の導入を牽引した鈴木家（屋号古館）のような有力家の村内における立場もあらためて強まった。

川島論考では、中村論考よりも扱う時期を近世から現代まで、対象地域を気仙沼地方にまで広げて、漁師と漁業技術の移動にともなう三陸沿岸地域の漁業開発と人口の増大、およびその後の衰退の様相を検討した。本稿における重要な指摘の一つは、延宝3年の鮪立におけるカツオ一本釣り漁法（鰹釣り溜め漁）の導入が、鮪立と紀州の三輪

崎という点と点の直線的な世界ではなく、紀州と三陸という面と面との世界のつながりだったことである。近世前～中期頃、紀州沿岸に存在した排他的独占操業のカツオ漁組織である複数の「会合」の競合関係のなかで、三輪崎に限らず三陸沿岸への出漁に活路を見出そうとしたいくつかの集団があった。一方の三陸側にも、その人と技術を受け入れようとする集落が複数存在した。異なる集住のかたちを持った人々が面と面で結びつく移動環境が生まれた結果、移動を受け入れる側の集住のかたちは大きく変わり、三陸沿岸の人口は飛躍的に増大していったのである。三陸沿岸においてカツオ一本釣り漁が導入され盛んになった理由として大きいのが、その自然条件である。前が海、後ろが山という「山海至近」のリアス式海岸は、風除けの港として重宝された。また、鰹節加工のための燃料や水、造船のための材木を得るためにも、背後に森林資源のある三陸沿岸は好適であった。

明治末になり漁船が動力化されてくると、近世の和船時代の交流を基盤に、第二の東北進出漁船の時代が加速化される。特に気仙沼は、全国各地からの漁船が訪れる、交流人口の密集地、移動文化の拠点たる「港町」として活況を呈した。また、災害との関連ということでいえば、火災や津波、海難などによって町や村が壊れ、人口が減った際、海に開かれていたことが、町・村の再建、人の招致など復興の力となった側面もあった。

戦後の高度成長頃になると、気仙沼地方のカツオ船は、次々とマグロ（延縄漁）専用船として大型化し遠洋へと乗り出していった。さらに、1970年代に至ると、マグロ延縄漁が衰退し、代わって現在では沿岸での養殖業が主となっている。

中村・川島両論考をあわせて考えるに、以下のとおりまとめられよう。三陸沿岸では、近世において、集住のための生業としての漁業の価値、資源獲得の場としての海域の価値が飛躍的に高まった。漁業の価値は近代・現代に至っても発展的に継続していった反面、主たる資源獲得の場としての海域は身近な沿岸から沖合・遠洋へと拡大し離れていった。そして、遠洋でのマグロ漁が行き詰まりをみせた結果、近世のカツオ一本釣り漁導入を契機に形成され存続してきた集住のかたちが岐

路を迎えているのが、現在の状況なのだといえる。

なお、沿岸での暮らしは、水域のみに依拠して営まれていたわけではない。たとえば、背後の山地、森林資源もまた、暮らしの存続のうえで重要なものであった。川島論考では、三陸沿岸の暮らしにおいて海の持つ意味を指摘するのみならず、背後にある森林資源が、鰹節加工に用いる燃料や水を得るためなどに重要であったことにも言及している。三陸沿岸での暮らしというと、ともすれば海や漁業にばかり目が向きがちであるところ、森林資源活用の側面について掘り下げているのが高橋論考である。

高橋論考では、仙台藩牡鹿郡の女川湾沿岸および出島を事例に、藩が領有する御林の利用と管理のありさまについて検討した。特に、御林をめぐる村と藩との関係、なかでも村々が御林を自らの生存戦略のなかにいかに組み込んでいたのかに注目することで、近世の三陸沿岸地域において御林が持った役割を照射した。第一に、御林は飢饉などの非常時に払い下げなどを通して地元村々を救済する機能、いわば防災対策としての側面を持っていた。一方で、御林の払い下げは地元村々にとって一時的な資金確保のための手段として便利であった。それゆえに、村々の側は、塩煮の再開や継続を理由とした御林利用、下草刈りや枝打ちなど御林の手入れ請け負いにともなう下草・枝・不良木などの採取権といった形で、すなわち国産品たる塩の生産や藩の財政基盤の一つである森林資源の生産といった殖産への寄与を論拠として、非常時に限らない利用権を領主から引き出そうとした。非常時以外の払い下げには慎重な藩とのせめぎ合いの構図がそこにはみられるのであり、村々は、飢饉などの緊急時以外にも、御林を自らの成り立ちを支えるための装置として組み込む努力を続けていたのである。

また、人間が集住を続けるには、単に漁業などの生業を行い、資源の獲得のみをしていればよかったわけではない。生業と関連したかたちで人々の内に存在する心や精神、その表れとしての信仰・儀礼といったものの持つ意味は、決して軽視することはできない。佐藤の紹介する史料にまとめられた、かつて鮪立の鈴木家（屋号古館）で

行われており、現在も簡略化しながらも続けられている年中行事は、暮らしの存続において信仰・儀礼の持つ役割や意味を考えるうえで、貴重な素材になるものと思われる。

まとめとして、川島論考の「おわりに」における下記の記述を示しておく。三陸沿岸地域、ひいては多くの沿岸地域を有する日本列島社会史の特徴や注目点を端的に表したものと見えよう。

…三陸沿岸は、船の移動により、ヒトや文化が移動し、影響を与え、定着していくような、すこぶる流動的な社会であったと理解される。

以上のような「移動の文化」により「集住」自体を相対化すること、あるいは「集住」のなかに「移動文化」を組み込んで捉えることは、三陸沿岸にかぎらず、列島の歴史の様相を展開する上で、必要な作業になると思われる。(218頁)

漁民の持つ移動性の高さ、その影響を色濃く受けてつくられた生業・生活の姿を手がかりに、集住や定住を前提とする思考自体を相対化することは、本研究の提示する重要な視点の一つである。その視点はまた、漁民や沿岸集落以外の部分とも連動しているものといえる。

(文責 中村只吾)

骨寺村・本寺地区における中心の変遷について（再論）

一関市博物館

入間田 宣夫

1 はじめに

中尊寺領^{ほねでら}骨寺村の「莊園村落」は、中世を過ぎて、近世に入る辺りからは、磐井郡^{いつくし}五串村^{ほんでら}端郷本寺と呼ばれるようになった。そして近代には、西磐井郡^{げんび}巖美村（町）大字五串字本寺。さらには、一関市巖美町本寺。などと呼ばれるようになって、現代に及んでいる。地元では、本寺地区という呼びかたが普通になっている。「本寺地区地域づくり推進協議会」の活躍によっても、それが明らかである。

この村の歴史は長い。中尊寺領として再開発される12世紀に止まらず、平安時代は10世紀にまで遡る歴史があったことが判明しつつある。

すなわち、村人らの住居や耕地のありかた、山野の利用、生業の変遷などが、1000年あまりのタイム・スパンにて判明しつつある。

しかも、その1000年あまりの間に、村の「中心」（以下、括弧を省略）は一箇所に固定されることなく、数箇所に及ぶ変遷をたどることになった。

このように長期にわたるスパンにて、村のくらしを復元できる場所は、列島のうちに類例を見出すことができない。大分県豊後高田市の郊外における「田染莊小崎」^{たしぶ おざき}地区が、かろうじて比べられる程度であろうか。「東の骨寺、西の田染」とならび称せられる所以である（入間田 2012b）。けれども、「田染莊小崎」のばあいには、鎌倉期にまで遡るのが関の山である。骨寺村のように中世のくらしをビジュアルに示してくれる絵図に恵まれてもいない。

列島のうちだけではない。アジアのレベルにて、それだけのスパンにて、村のくらしを復元で

きる場所は、見いだすことができない。すなわち、外来の仏教が、在来かつ古来のくらしに溶けあうなかで、アジアの農村の原風景がかたちづくられてくるプロセスを復元できる場所は、「骨寺村莊園遺跡」のほかに類例を見いだすことができない。

たとえば、2005年には、「骨寺村莊園遺跡」が国の史跡に指定されている。同じく、2006年には、「一関本寺の農村景観」が国の重要文化的景観に選定されている（全国で2番目に）。さらには世界文化遺産のレベルでも、「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一」の一環として、「骨寺村莊園遺跡」ほかの拡張登録をめざす取り組みが進められている最中である。取り組みのなかでは、国際会議の席上にて、「骨寺村莊園遺跡」だけをとり、世界文化遺産に値する。と指摘されるような場面もみられた。

今回は、そのようなロング・スパンにわたる村の中心の変遷過程を思い切ってトレースすることによって、2枚の絵図に描き出された「日本農村の原風景」が、いま現在の農村風景につながってくるプロセスを鮮明にしようと試みた（入間田 2012a）。

それによって、(1) 宇那根社と首人の時代^{うなね おびと} → (2) 中尊寺経蔵別当御休所の時代 → (3) 要害館^{ようがいだて}と本寺十郎左衛門の時代 → (4) 佐藤屋敷^{さとういり}と肝入佐藤一族の時代 → (5) 近代以降、という歴史の5段階に即応しながら、村の中心が変遷してきた。その大筋について、おおざっぱな見通しをえることができた。

今回は、その試みに再挑戦するなかで、前回における誤りを削除するにあわせて、不足を補い、かつ新知見を追加することなどによって、より一

層のレベル・アップを目指すことにさせていただきたい。

ただし、前回と同じく、参考論文に掲載したように、多くの先行論文によるところが、少なからず。今回にかぎっての独自の作業には乏しい。あらかじめ、了解を願いたい。

2 中尊寺経蔵別当領骨寺村の時代

中尊寺によって、具体的には中尊寺経蔵別当蓮光^{れんこう}によって骨寺村が開発されたのは、12世紀の前葉、都市平泉の建設が開始されて間もなくの辺りであった。そして、蓮光によって「寄進」された「往古私領骨寺」が、寺領として認定されるに至ったのは、天治3年(大治元、1126)3月24日、中尊寺「鎮護国家大伽藍」の落慶供養の盛儀が挙行された翌日だったとされている(中尊寺文書当月25日藤原清衡補任状案)。

その蓮光によって開発された骨寺村のありさまについては、鎌倉後期に描かれた2枚の絵図によって、すなわち「在家絵図」(詳細絵図とも)と「仏神絵図」(簡略絵図とも)、とよばれる2枚の絵図(いずれも中尊寺に伝わる)によって、手にとるように察知することができる。

たとえば、比叡山延暦寺の鎮守たるべき山王神や、同じく延暦寺側によって尊崇された北陸の霊峰の神が勧請されてきて、「山王岩屋」や「白山」社が設営されることになった。さらには、北山の麓の「不動岩屋」や、峠の入り口の「大師堂」「慈悲塚」ほかが配備されて、天台仏教の色彩に村全体が染め上げられることになった。

また、寺使が平泉から骨寺村に、その反対に村人らが所当年貢・公事物を積載した馬を連ねて中尊寺に向かうための峠越えのハイウエー、すなわち「馬坂新道^{うまさか}」が開削されることにもなった。

そのうえに、平場の辺りには、大型の建物が設営されて、「経蔵別当御休所」の看板が掛けられることになった。付近には、12の区画からなる大型の水田が造成されている。

さらにいえば、「檜山川」(中川、本寺川とも)を塞き上げる人工灌漑が始められて、川沿いの低

地にも、小規模ながら水田が開かれて、在家が構えられることにもなった。

このような開発行為を推進するにあたっては、経蔵別当のもとに組織された僧衆(天台聖^{ひじり})のはたらきが効果的だったらしい。

あれといい、これといい、大石直正(1984)、吉田敏弘(1989)、入間田(2005・2016)ほかによって、解明されている通りである。

2枚の絵図に描き出されたランドマークのうち、たとえば、「仏神絵図」にみえる「経蔵別当御休所」の文字は後筆なれども、そこに描き出された建物は「荘政所」、すなわち荘園管理事務所のような施設であったことには間違いがない(大石 1984ほか)。それらしい建物は、「在家絵図」においても、特大のスケールにて描き出されていた。

とするならば、その辺りが、中尊寺経蔵別当による開発の当初から骨寺村の中心として位置づけられていたとしても、不思議でも、何でもない。

その付近に設営された12の区画からなる方形かつ大型の水田については、村の伝統的なリーダーたるべき首人^{おびと}を除いて、12名の村人(在家主)が、その耕作を割り当てられていたようだ。文書に記される「佃^{つくだ}」の文字、そして周辺に伝えられる「割田屋敷^{わった}」の地名からしても、そのように考えざるをえない(伊藤 1957、大石 1984、入間田 2005ほか)。

ただし、「荘政所」らしい大型建物ならびに方形かつ大型の水田の正確な在所については、特定されていない。大石(1984)には、絵図の記載と現存の地名を見比べることによって、さらには本寺川からの引水の調査によって、「小地名ヤシキ田、梅木田のあたり」、すなわち本寺川の北岸にして、駒形根神社に向きあうかのような在所なり。と記されていた。そのアバウトな見解がなんとなく踏襲されて、いまに至っている。わずかに、入間田(2005)にて、「割田屋敷」の地名との親和性を指摘してはいるものの、決定打にはなっていない。

けれども、最近に及んで、岩手大学農学部広田純一研究室による「水田灌漑システム」の調査が

進められるなかで、水田一枚一枚のレベルにて、その正確な在在所を特定できる可能性が見出されることになった(図2)。北山からの沢水がかりの小規模水田の在在所についても、また然り(広田2016)。注目すべき成果である。さらなる進展に期待したい。

さらにいえば、「檜山川」を塞ぎ上げる人工灌漑が始められて、川沿いの低地に開かれることになった小規模水田の耕作にあたったのは、12名の村人のうち、佐藤五・蓮明房ほか、「作田分」在家のグループとして、「骨寺村所出物日記」(文保2年、1318)に登録された8名であったのかもしれない(吉田1989)。あわせて、かれら8名は、経蔵別当による開発にともなって、外部から招き寄せられた新住民の子孫だったのかもしれない(入間田2005)。

そして、「在家絵図」に描き出された「馬坂新道」については、「馬の登れる坂」(峠越)の道であり、中尊寺に直結する新道として、経蔵別当蓮光に連なる「天台聖」らにより開発されたものにちがいない(大石1984)。

馬坂新道が中尊寺を出発して骨寺村に入ってくるルートについては、わけても北山の丘陵部から村内に下ってくるルートについては、「不動岩屋」後背の尾根の裏側を迂回してくる道筋が想定されている(鈴木2014。吉田1999、2006、2008ほかも参照)。

あわせて、馬坂新道が骨寺村に入ってからこようとする辺りの尾根上に築かれた「古塚」は、すなわち「仏神絵図」に記された「慈悲塚」(後述)に相当する「古塚」は、「12世紀後半に造られた東北特有の巨大経塚である蓋然性が高い」ことが、発掘・調査によって明らかにされている。そのような「シンボリックな宗教施設」を、村を見下ろす景勝の地に構築したのは「中尊寺あるいは奥州藤原氏であろう」とも記されている(鈴木2014。吉田1999、2006、2008ほかも参照)。

その「馬坂新道」を経て中尊寺に貢上されていった骨寺村の「所出物」、わけても「歳末立木」「栗所干栗」「白米」「鰹」「もわた」ほかについては、

入間田(2009・2012b)、大石(2012)、菊池勇夫(2010)、鈴木博之(2012)、小岩弘明(2015)ほかによって解明されている通りである。

同じく、「在家絵図」には「山王岩屋」と「七高山」の文字が、「仏神絵図」には「山王」の文字がみえていた。『吾妻鏡』には、骨寺村の境四至のうち、西のそれとして、「山王窟」の文字が見えていた(文治5年9月10日条)。そのうえに、「在家絵図」には、大和国三輪山を想わせる山王山の秀麗な姿が描き出されていた。

比叡山延暦寺の麓に位置する日吉神社は、秀麗な山容の八王子山を祭る。そこには、同じく大和の霊峰たるべき三輪山の^{おおものぬし}大物主神(大己貴尊)が勧請されてきて、「主神」としての存在感をあらわしていた。八王子山の頂上付近には、「金大巖」の^{いわくら}磐座が存在してもいた。

その日吉神社が山王神社とも称されるようになったのは、延暦寺の鎮守としての位置づけが付与されることによるものであった。すなわち、天台宗の世界総本山ともいべき天台山国清寺(浙江省)の伽藍神(鎮守)として、山王真君が祀られていることに因んだものであった。

その神体山と磐座のセットに対する古来の信仰が、延暦寺に連なる天台勢力によって、中尊寺の鎮守として将来され、さらには骨寺村にまで将来されたものが、こちらの山王山と山王岩屋とのセットにほかならない(神谷2015b)。

そのために、こちらの山王岩屋にも、三輪山の神の本地仏たるべき釈迦如来が祀られることになった。そのことが、近世における「山王大権現守護所」の御札(中尊寺大長寿院)にあらわされた「バク」(釈迦如来の種子)によって明らかである(神谷2015b)。

ただし、近世後期には、「山王社」は「巖宮(いつくしのみや)大明神」「麗美宮」とよばれ、「当村名(五串村)の根元にて、村鎮守に御座候」と記されるようになっていく(『安永風土記』安永4年・1775、『一関市史』第7巻所収)。

ならびに、「七高山」とは、比叡・比良・伊吹・愛宕・金峰・葛城・神峰という、畿内の境界を鎮



图 1a 「仏神絵図」(骨寺村)

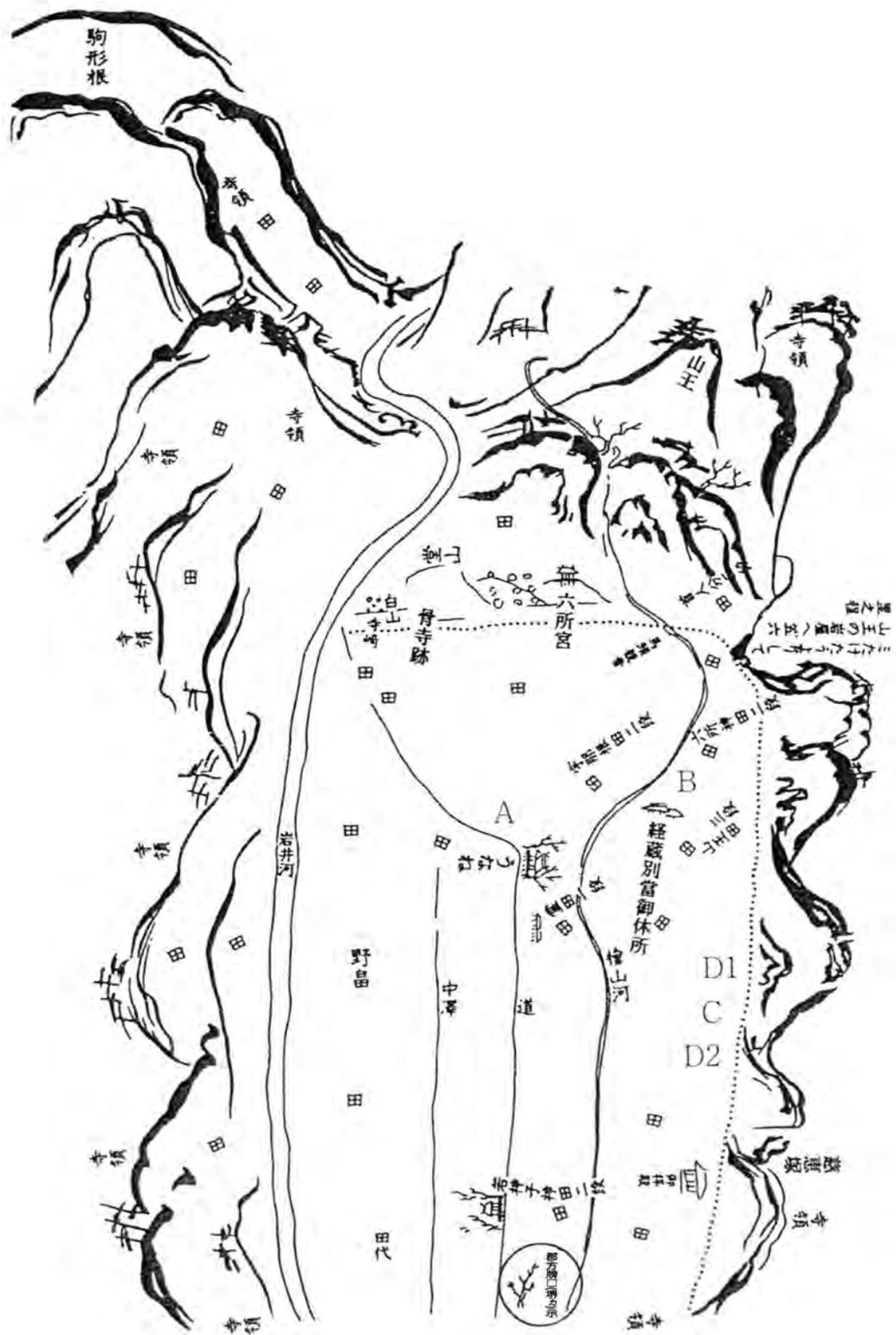


図 1 b 「在家絵図」(骨寺村)

図 1a、1b のいずれのイラストについても、一関市教育委員会「骨寺村荘園遺跡」(2006 年) 所収のそれを利用していただいた。ただし「□□勝□(示)」の表記を「郡方 □ 勝示」に変更する。あわせて、その部分を強調する丸印を描き加える(「仏神絵図」)。あわせて、「鑑懸」の文字に丸印を描き加える(「在家絵図」)。さらには、「鑑懸」ほかの文字を強調するなどの修正をさせていただいている。

護する山々として知られていた。それらの山々では、行者によって、「薬師悔過」の修法がくり返されていた。その七高山の信仰が、中尊寺境内に、さらには骨寺村の西側の境界に将来されることになったのは、12世紀のことであった（誉田 2016）。

仏神絵図には、「金峰山」の文字にあわせて、「ミたけたうよりして、山王の岩屋へ五六里之程」と記されていた。これ、すなわち、平泉方面から出発した行者（修験者）が、金峰山を祀る御岳堂ならびに「象王岩屋」（蔵王岩屋）を経て、山王岩屋にまで訪れていたことのあらわれにほかならない（誉田 2016。黒田 1995も参照）。

いずれにしても、「山王岩屋」・山王山ほかのランドマークが、中尊寺経蔵別当に連なる人びとによってかたちづくられて、骨寺村の鎮守としての役割を期待されていたことには、間違いがない。

さらにいえば、「仏神絵図」には、「白山」の文字も見えていた。中尊寺の鎮守として、山王・白山の両神が勧請されていたことに鑑みれば、骨寺村においても、同じく、その両神があいともに鎮守として役割を期待されていた。いいかえれば、中尊寺の境内に同じく、特別な聖域として、骨寺村の四至が意識されていた。そのことが明らかである。

3 骨寺村のネーミングの由来

2枚の絵図には、それぞれに、「骨寺堂跡」「骨寺跡」の文字がみえていた。そのうえに、「在家絵図」には梁間2間×桁行3間の、「仏神絵図」には2間×2間の、本格的な仏堂跡を想わせる礎石のような並びが描きこまれていた。

そこに祀られたのは、この村を開発したとされる経蔵別当の初代、自在房蓮光じざいぼうその人の遺骨であったかかもしれない。

当時であって、高僧の業績を慕って、その遺骨を納める堂宇が寺院の境内に造営されることが珍しくなかった（中世葬送墓制研究会 2010）。

それならば、骨寺の通称が生み出され、延いては村名に用いられるようになったとしても、不思議ではない。

逆にいうならば、「骨寺」の通称とは別に、正式の寺号があったのかもしれない。けれども、その本格的な寺院が文治5年奥州合戦によって退転した後は、「骨寺」の通称が残されるばかりになってしまったのかもしれない。そのために、2枚の絵図には、「骨寺堂跡」「骨寺跡」として、礎石(?)ばかりが描きだされることになったのかもしれない。

そういえば、吉田（1989）には、「骨寺の創基が骨寺村の世界形成における根源であった」とする指摘が見えていた。同じく、吉田（2008）にも、村名の由来となった古代寺院「骨寺」は、「経蔵別当私領の拠点として維持された」。同じく、吉田（2006）においても、平泉藤原氏によって、「経蔵別当の本願地として手厚く維持」されていた。そのうえで、「寺院骨寺の退転」は、鎌倉勢による平泉攻略、すなわち奥州合戦によるドサクサによってもたらされたのではないかとする推定がのべられていた。まことに、然るべし。

それならば、もう一步だけ、踏み込んで、骨寺が「経蔵別当の本願地」「拠点」たるべきことにあわせて、カリスマ的存在たるべき経蔵別当の死後には、その遺骨が祀られることにもなった。それにとまって、「骨寺」の通称が用いられ、ひいては「骨寺村」のネーミングが用いられることにもなった。と推定することが許されるのではあるまいか。

ただし、そのように考えるためには、蓮光その人が書き残したとされる文書、そのほかに、「往古私領」「骨寺」の文字がみえているのが、気障りである（天治3年3月25日藤原清衡補任状案、保延6年3月28日蓮光讓状案ほか）。だが、それらの文書は、いずれも、正本にはあらず、案文なのであった。内容的にみても、後の世代における所伝にもとづくものであった。恐らくは、12世紀後葉、中尊寺は「鳥羽院御願」なりとする言説がかたちづくられる辺りになってから、蓮光の開

発伝説にあわせて、骨寺の通称が用いられるようになったことにもとづくものだったのではあるまいか。

なほ、本来は「白河院御願」たるべき中尊寺「供養願文伽藍」（「鎮護国家大伽藍」）ほかの堂宇が、三代秀衡の辺りに、「鳥羽院御願」なりとする言説がかたちづくられた経過については、丸山仁（2006）、さらには石田一良（1988）、佐々木邦世（1985）ほか、入間田（2013a）による指摘を参照していただきたい。

それに対して、天台宗のスーパースター、慈慧大師ないしは慈覚大師の「御骨」「白骨首」を埋納する「古塚」が「坂芝山」にあったとされる。そのことによって、骨寺村のネーミングが生み出された。とする言説がないでもない。たとえば、『封内風土記』五串村（1772年、『一関市史』第7巻所収）、『安永風土記』（1775年、同）に、その記事が見えていた。だが、それらは、西行その人による著作と誤り伝えられた『撰集抄』における説話、「慈慧大師白骨首女人授法花経」によって、近世後期に及んで、新に作り出された言説なのであった（吉田 2008、菊池 2009）。

もうひとつ、ごくごく最近に及んで、2枚の絵図にみえる「骨寺堂跡」「骨寺跡」は、人びとが持ち寄った遺骨（分骨）の埋納施設であった。とするような解釈が支持されるようになっている。

たとえば、大石（1984）には、「死者の骨を納める寺」とする解釈について、「山王窟に類似した納骨窟が立石寺に存在ことを考えると、きわめて魅力的」と記されていた。そして、池田寿（1997）には、「骨寺はその位置する場所を堂山と称していることから、骨堂とも呼ばれていた可能性が高い」。「納骨信仰で栄えていた霊場であったと想像される」と記されていた。さらには、大石（2005）にも、池田論文の指摘を受け止めるかたちで、「この骨寺という異様な名前の寺は、納骨のお堂であったと考えられる」と記されていた。

だが、中世後期ならばともかく、中世前期にまで、そのような納骨施設の存在を遡らせることには、疑問なしとはしない。たとえば、鈴木弘太

（2010）によって、「鎌倉時代前期には個人の墳墓堂であったものが、後期以降には追葬を意識した一族の納骨堂に変化していく」。そのうえで、一般にいう「庶民の納骨堂」の登場はさらに遅れる。と指摘されていた。あわせて、鈴木論文が掲載された中世葬送墓制研究会（2010）においては、「墳墓堂史料」の集成が試みられていた。それを参照するにつけても、「骨寺」が不特定多数の納骨施設にはあらず、特定個人のそれであった。と想定することにならざるをえない。

なほ、「骨寺堂跡」「骨寺跡」の所在については、いまだに確定されていない。けれども、「仏神絵図」の描きようからすれば、平泉野台地の縁辺、かつ六所宮の西方にて、「堂山」（いまはドウジヤマ＝堂寺山か）を背にして、あわせて「白山」社のありように照応するかたちにて、平場を見下ろす辺りに所在していたのにちがいない。

4 宇那根社と首人の時代（上）

けれども、すべてが経蔵別当の開発によって創出されたものとは限らない。たとえば、「在家絵図」には、経蔵別当によって開削されたとみられる「馬坂新道」のハイウエーに対比するかのようにして、「古道」の文字が書き込まれている。それによって、人間だけが、徒歩で、やっこのことで通れる古い道が、溪谷沿いの危険なルートに開かれていたことが察知される（大石 1984）。

そのうえに、「古道」が村に入ってくる辺りには、「^{かぎかけ}鑑懸」（鍵懸）の霊木が祭られていた。「在家絵図」にはその文字がみえているばかりだが、「仏神絵図」には霊木の姿が描き出され、その傍らには「郡方□_{（塀）}勝示」の文字が添えられてさえいた（黒田 1995）。

「鑑懸」（鍵懸）の霊木は古来、村の境界に立って、恋の占いほか、道祖神のような役割を果たしていた。奥北の一带では、菅江真澄が訪れる近世後期に至るも、そのような仏教以前の光景が残されていた（入間田 2011a）。

いずれにしても、「馬坂新道」が村に入ってくる境界の辺りに、すなわち峠の「大師堂」「慈慧塚」（実は経塚）の辺りに、仏教色豊かな気配が立ち

込めていたのに較べれば、大きな違いである。

そして、「宇那根社」もまた、万葉の昔から列島の各地に祭られる水神であった。原初の水田を潤す湧水の神として、首人によって祭られていたのに違いない。

「在家絵図」には、中の沢の流れが始まる「源頭」（湧水点）の辺りに、水田が開かれて、その傍らに宇那根社の姿が描き出されていた。さらには、ひととき大きな在家の姿が描き出されていた。「仏神絵図」にしても、中の沢の「源頭」に、「うなね」の文字が書き込まれ、在家の姿が描き出されるなどしている。

大石（1984）には、宇那根社は「用水路の神」であり、「この村にとって重要な神であったに違いない」と記されていた。そのうえで、宇那根社ほかの神々は「土俗的、共同体的な性格が強いものであったと考えられる」と記されてもいた。

同じく、「首人分」の給免田の記載にふれながら、古代の姓（かばね）にもみえる「おびと」が、「村共同体の首長的な地位」にあって、「村落の祭祀を主宰するものであったことも当然考えられる」とも記されていた。宇那根社の傍らに描き出されている大きな在家が、首人のそれだとする明記までには及んでいないものの、その可能性を想い描かせてくれるのには十分な指摘であった。

そのうえに、吉田（1989）には、「湧水や天水に依存する自然灌漑段階の開発を象徴する」、「骨寺の生活世界における始原的な中心」、「地域像のへそ」として、すなわち中川（檜山川）を塞ぎ上げる人工灌漑に依存する新たな開発が中尊寺（経蔵別当）によって推進される以前における村の中心として、宇那根社がしっかりと位置づけされていた。

同じく、傍らに描き出された大型の在家の住人についても、「宇那根社の祭祀を司る、村内の中心的な草分け農民と見られよう」と記されていた。これまた、首人その人なりとする認識はなけれども、示唆的な指摘であった。

さらには、「骨寺村所出物日記」（文保2年）に書きあげられた12名の住人のうち、「^{たやしき}田屋敷分」にランクされた四郎五郎・平三太郎入道・平三二

郎・手子四郎の4名についても、北側の里山から流れ下る沢水による灌漑に依存する、すなわち天水灌漑に依存する、「中尊寺支配以前から村内に定着していた草分け百姓の系譜を引くものと見做しうる」と記されていた。あわせて、そのようなランクづけは、「在家絵図」における建物の描きかたによっても、看取することができる。と記されてもいた。これまた、然るべし。

このように見てくるならば、「古道」も、「鑑懸」も、「宇那根社」も、それらのいずれもが、中尊寺経蔵別当による開発に先行する古くからのランドマークだった。具体的には、「馬坂新道」や、峠の出入りの「大師堂」「慈慧塚」（実は経塚）や、中川（「檜山川」）を塞ぎ上げる人工灌漑が、経蔵別当の開発によって現出させられる以前に遡るランドマークだった。ということにならざるをえない。

そのうえに、一步だけ踏み込んでコメントするならば、宇那根社の傍らに描き出された大きな在家の住人は、首人その人であったのに違いない。吉田（1989）では、西方の山野の辺りに、首人の在家が立地していたとされているが、それには従えない。

「田屋敷分」にランクされた四郎五郎・平三太郎入道・平三二郎・手子四郎の4名が古くからの住人の系譜に属したのにあわせて、首人は古くからのリーダー（首長）の系譜に属していた。ということができようか。

かれら4名の「^{せちりょう}田在家」が所当^{せちりょう}・^{せちりょう}節料ほかの負担を義務づけられていたのにたいして、首人には「^{じきぬひときり}地絹一切」の貢納が義務づけられるに止まっていた（「所出物日記」）。すなわち、リーダーとしての首人の地位が、中尊寺側によってもが認知されていた。ということができようか（入間田 2005、2016）。

さらにいえば、首人の負担すべき「^{せちりょう}地絹一切」は、村共同体の服属の証として上位権力（中尊寺）に差し出された貢物の一種だったのかもしれない。あわせて、首人には、「首人分三段」（給免田）からの収益も給与されるという優遇措置も講じられ

ていた（「仏神絵図」）。それらによって、首人による村内の取りしきりが、鎌倉期にも維持されて、経蔵別当による統制を下支えする村役人的な役割を担っていたことが明らかである。

そのうえで、中尊寺領の他の村々でも、首人と宇那根社のセット関係が鎌倉期まで存続していたことが知られる（入間田 2005、2016）。

『日本書紀』『令集解』などにみえる古代村落のリーダーとしての首人の姿が、平安～鎌倉期に至るも消えやらず。これは、奇跡としか、言いようがない。列島における東北の位置どりならではのことであっただろうか。

5 宇那根社と首人の時代（下）

それなのに、大石（1990）においては、経蔵別当の開発に先行する古い村が存在していたとする想定はあっさり否定されて、すべてが経蔵別当の開発によって現出させられた。とする大きな変更がもたらされることになった。

その理由としてあげられたのは、近世におけるウンナン神（宇那根社）の分布が、「平泉周辺の地域にきわめて稠密」ということであつた。

それによって、宇那根社は平泉の関係者によって勧請された神であったということにされてしまった。それによって、宇那根社によって象徴される古くからの村が、経蔵別当の開発によって中世村落に転化したとするような二段階説は否定されて、経蔵別当の開発によってすべてが形成されたとする一段階説が前面に押し出される

ようになった。

そのために、吉田（1997）によっても、「中川沿いの水田開発はさほど古く遡るものではなく、せいぜい鎌倉期に入ってから開発とみられるのであり、骨寺の中尊寺領化の段階にまで遡らせる必要はないように思われる」と記されることになってしまった。同じく吉田（2008）においても、「湧水や天水に依存する自然灌漑段階の開発」から、中川（檜山川）を塞ぎ上げる人工灌漑が依存する新たな開発。という開発の二段階説は捨てないまでも、「宇那根社に象徴される水田開発が一体いつの段階をしめしているのか？」「（平泉）藤原氏以前の開発なのか、藤原氏以後にもたらされた開発であったのか、今これを即断することはできません」と記して、あいまいな態度に後退することになってしまった。

しかし、宇那根社が平泉藤原氏によって勧請されたとするのは、本当にできるのか、どうか。それ自体を疑ってかからなければならない。山王

方形・大型水田カ<斜線部分 広田 2016 による>

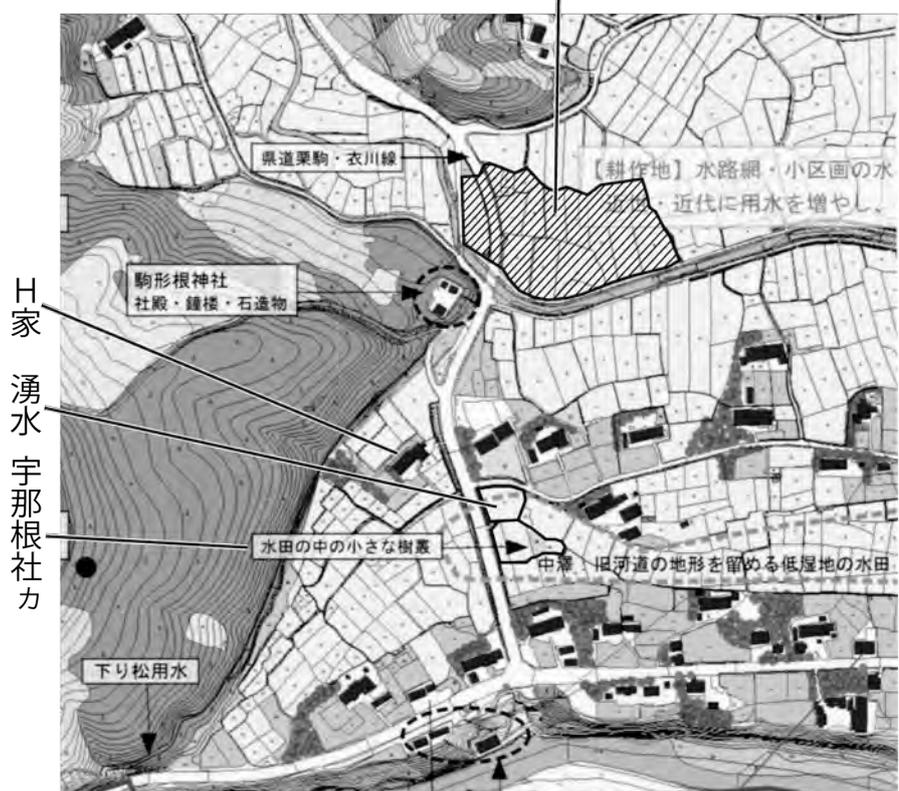


図2 (A) 宇那根社の辺り (B) 「経蔵別当御休所」(「割田屋敷」)の辺り 一関市教育委員会(2007)所収「一関本寺の農村景観土地利用現況図」(部分)に加筆。

(日吉)・祇園・稲荷・北野天神・熊野・白山ほか、京都方面に信仰された大社が、荘園制の広がりにより即応して、地方に勧請されたとする事例には不足がないが、宇那根社のようなマイナーな存在が地方に勧請された事例には乏しい。もしかすると、宇那根社に対する信仰は、荘園制の広がる以前、古代国家による移民政策が推進されるなかで、すなわち胆沢城の造営などにリンクするようなかたちにて、関東辺りから持ち込まれたものだったのではあるまいか。具体的には、入間田(2005)を参照していただきたい。

どのようにかんがえても、大石・吉田両氏による変更以前の説の方に説得力あり。

それならば、中尊寺経蔵別当による開発が始まる以前に、宇那根社を祭り、首人をリーダーとする、そして湧水や沢水に依存した小規模な水田を耕す、古くからの小村が存在していた。言い換えれば、宇那根社や首人の在家が建つ、湧水の辺りを、古くからの村の中心とする段階が、「経蔵別当御休所」を中心とする段階に先駆けて、確実に存在していた。とすることにならざるをえない(入間田 2016)。

そういえば、骨寺村に隣接する^{やまや}山谷、そして^{いのおか}猪岡村には、近世まで雲南権現社(宇那根社)が存在していた(『安永風土記』、神谷 2015a)。それらの村々は、経蔵別当領すなわち中尊寺領にはあらず。したがって、経蔵別当すなわち中尊寺側による勧請にはあらず。そのことからにしても、それらの村々には、経蔵別当すなわち平泉藤原氏に繋がる勢力が登場する段階に先駆けて、宇那根社が勧請されていた。とする想定に傾くことにならざるをえない。

宇那根社は、磐井・栗原ほか、広範囲に分布している。近世には、その多くが、神仏習合を宗とする修験者によって、「雲南」「権現」などとして祀られることになる。そして、明治の廃仏毀釈以降には、「権現」号が剥奪されることになる。その間に、「雷神」として祀り改められることも少なくなかった(神谷 2015a)。そして、青森方面にまで分布をみせる宇那根社の多くは、こんもりとした木立に囲まれていた(菊池 2013)。

さらには、自然科学方面における貴重なコメントがえられてもいる。すなわち、岩手大学・岩手県立大学ほかの研究者からなる「骨寺村荘園遺跡自然調査班」の報告書によれば、この辺り一面に降り注いだ十和田 a (915 年) の火山灰の上部から、イネとクリの花粉が検出された。それによって、骨寺村における「水田の開始は堆積速度から 10 世紀頃と推定される」。ならびに「10～13 世紀頃」には、「クリの優勢な林が広がっていたのだろう」、「クリは風媒から虫媒に進化した種と考えられている」とされている。さらには、「アサ花粉が」火山灰の直下から出土しているので、「アサの栽培は西暦 915 年ころには行われていたとみなされる」とされてもいる(平塚 2013 ほか)。

あわせて、考古学方面におけるコメントによれば、骨寺村を見下ろす西側台地や本寺川上流の辺りでは、9～11 世紀に使用された土師器の坏や甕、ならびに須恵器の瓶が出土している。そして、梅木田・遠西^{とにし}など、北側山根の辺りでは、12～16 世紀における常滑三筋壺・小型かわらけ・龍泉窯系鎚蓮弁文碗が出土している(鈴木 2016)。後者における遺物群が、中尊寺側との密接な連携を物語っていることは、いうまでもない。

それらのコメントによって、骨寺村の開発は、10 世紀頃にまで遡り、イネとクリ、それにアサを栽培するくらしがかたちづくられていた。すなわち、12 世紀の前葉、中尊寺経蔵別当蓮光につらなる天台聖らによる開発を待つことなく、古代村落のくらしが確実にかたちづくられていたことが、自然科学・考古学方面の調査によっても、明らかになった。

いいかえれば、9 世紀以降、関東方面などからの移民らによって、すなわち首人に率いられた「草分け百姓」(「田屋敷分」在家の祖先)らによって、宇那根社が将来されるのにあわせて、イネやクリを栽培するくらしがかたちづくられた。そのことが明らかになった(入間田 2005、2016)。

6 要害館・要害屋敷と本寺十郎左衛門の時代

中尊寺経蔵別当による取り仕切りが途絶え、下克上のエネルギーが噴出する戦国時代には、「要害館」の山城を構える「本寺十郎左衛門」が、この村のリーダーになっていたことが知られる。『安永風土記』には、山城の規模について、「竪式拾五間、横式拾四間」と記すばかりだが、『封内風土記』には、かれについて、「本氏」は「佐藤」を称す。とする注記が見えていた。さらには、「高森山法福寺」や尼寺の遺跡も近い。誉田慶信(1999)による指摘にもある通り、この辺りが「戦国期の本寺の歴史を知る上で、極めて重要」なることは明らかである。

『安永風土記』には、「要害屋敷」の幸右衛門の七代の先祖として、「佐藤肥前」の名前が記されていた。幸右衛門の家は、近世にも存在感を保ち続けていた。吉田敏弘氏の教えによれば、「ウシロヨウガイ」を家号とする佐藤家には、屋敷の裏手に「佐藤肥前守」の墓を祀っている。そのうえに、背後に聳える三吉社（古来の山神たるべき三吉を祭る。入間田 2013b）の別当でもあった。吉田氏によって、「中世末の地侍の系譜を引く可能性が高い」とされている理由である。

もしかすると、この家が本寺十郎左衛門の子孫になるのかもしれない。「要害屋敷」は「要害館」の山城の麓に当たっている。ここならば、十郎左衛門が暮らす日常的な住居があったとしても、不思議ではない。

たとえば、この家が、十郎左衛門の直系にはあらず、傍系の子孫だったとしても、大きな違いはない。いずれにしても、要害屋敷の辺りが、「本寺」を名乗る地侍一族の集住地だったことには変わりがない。

すなわち、戦国期には、

村の中心が「要害屋敷」「要害館」の辺りに移動していたことには変わりがない。

宇奈根社の辺りに（第一段階）、つぎには「経蔵別当御休所」（「割田屋敷」）の辺りに（第二段階）、村の中心が置かれていた古代から中世前期とは、大きな違いである。

さらにいえば、本寺十郎左衛門は、経蔵別当による第二段階における開発によって招き寄せられた「佐藤五」「佐藤二郎」ほかの子孫に相当していたのかもしれない。すなわち、鎌倉期に、2枚の絵図が描かれ、「骨寺村所出物日記」が記された辺りまでは、「作田分」の新住人として、「田屋敷分」の旧来の在家住人に較べて、下位のステータスに位置づけられていた佐藤姓の人びとのなかから、村のリーダーが生み出されるまでになった。そのことが推測される。

だからといって、平泉以前にまで遡る旧来の住人が、姿を消してしまったかといえば、そういうことではない。「平三太郎入道」「平三二郎」ほか、旧来の住人の姓は、「平」だったらしい。首人の地位にあった住人にしても、「平」の姓を名乗っ



図3 (C) 要害屋敷、(D1) ナカウデ、(D2) マエヨウガイの辺り
一関市教育委員会(2007)所収「一関本寺の農村景観土地利用現況図」(部分)に加筆。

ていた可能性が高い。

『安永風土記』においては、「字宇南屋敷」に住まいする旧家の当主「平蔵」の六代の先祖として、「平山駿河」の名前が記されていた。あわせて、「平蔵」が、「中尊寺御一山」の「御始末」によって、すなわち取り仕切りによって、「観音堂」（いまは駒形根神社、絵図では六所宮^{ろくしょのみや}）の鑰^{かぎ}を預かっていたことが記されていた。その理由は、「観音堂」が「中尊寺御一境内」に属しており、その「地主」が「平蔵」であったことによる。とも記されていた。

これは、おもしろい。「平蔵」もまた、「要害屋敷」の幸右衛門に同じく、「中世末の地侍の系譜を引く可能性が高い」。といわなければならない。さらには、「字宇南屋敷」に住まいする、すなわち宇那根社の辺りに住まいする「中世末の地侍」たるべき「平山駿河」は、「平三太郎入道」「平三二郎」ほか、平泉以前にまで遡る旧来の住人の子孫だった可能性が高い。なかでも、宇那根社の傍らに住まいする平姓の首人の子孫だった可能性が高い。といわなければならない。

「平山駿河」に続く歴代の名乗りが、「平兵衛」「平兵衛」「平蔵」だったこともある（『安永風土記』）。それをもってしても、かれらの本姓は「平」なることが明らかなり。

それならば、馬頭「観音堂」（いまは駒形根神社）が、すなわち鎌倉期における2枚の絵図に描き出された「六所宮」が、近世は安永4年（1775）に至るもなほ、中尊寺の傘下に属していた伝統にしたがって、宇那根社の辺りに住まいする「中世末の地侍」たるべき「平山駿河」の子孫に、その鑰が預けられ、その管理が委ねられていたとしても、不思議でも、なんでもない。

宇那根社については、特別の記録が残されていないが、これまた、「平山駿河」の子孫たるべき「平蔵」に、その管理が委ねられていたのに違いない。「平蔵」が住まいしたのが、ほかでもない、「字宇南屋敷」（いまは寺崎屋敷とよばれる）と記されていることが、なによりもの証拠である。

そういえば、その「平蔵」の子孫に相当すると見られる平山家には、戦国期は天正19年（1591）に記されて、「西岩井骨寺村字宇な田屋しき在家

一けん主」に預け置かれた珍しい古記録（冊子本）が残されていた。吉田（2008・2011）によれば、その冊子本の表紙には、「磐井郡西岩井骨寺村中尊寺御経蔵領所 藤原清衡之寄進 写之」と記されていた。そのうえで、天治3年経蔵別当補任状写、骨寺村在家日記写、至徳4年清家判物写、あわせて三通の文書が収録されていた。そして、奥書には、上記の「宇な田屋しき在家一けん主」に宛て、「御村絵図相添子孫相伝申候間、此趣を以、已来相勤可被申候、右絵図者旧天正十九歳見出シ書直シ指置物也」と記されていた。

吉田氏によれば、天正19年には、伊達政宗の奉行、茂庭石見守のもとに、中尊寺の使者が赴いて、旧来の領地の寄附（回復）を許された。それによって、骨寺村も経蔵別当領に復することになり、あわせて「宇な田屋しき在家一けん主」が代官に取り立てられることになった。そのために、それらの文書類の写が預け置かれることになった。そのうえに、「宇な田屋しき在家一けん主」、すなわち平山家による駒形根神社の別当としての取り仕切りは、いまに現在に継承されている。というのである。

それならば、宇那根社の傍らに住まいする首人の時代から、「宇な田屋しき在家一けん主」の近世初頭まで、さらには「字宇南屋敷」に住まいして「観音堂」（駒形根神社、六所宮）の管理を委ねられた「平蔵」の近世後期まで、平山家の先祖にあたる人びとによる骨寺村の取り仕切りが、それなりの姿で続けられていた。ということが出来るであろうか。ますます、もって、おもしろい。

ただし、かれら首人の子孫たるべき人びとによる取り仕切りは、要害館に依拠する本寺佐藤の一族や、次節に述べる肝入の佐藤一族によるそれに比肩するレベルには及ぶべくもなかった。そのことを忘れてはいけない。この村が中尊寺領への復帰が許されたとはいっても、近世初頭の短期間に終わってしまったことも、あわせ考えるべきであろうか。

けれども、いま現在に至るまでも、駒形根神社の別当としての取り仕切りが平山家によって継承されていることにあわせて、宇那根社の跡地と想定される栗林のあたりが平山家によって継承され

ていることに鑑みるならば、首人の子孫たるべき旧家の存在感には、揺らぎなし。といわなければならぬ。

1000年あまりにも達する旧家の威風堂々の存在感が、いま現在に至るも、失われることなく、存続している。このような事例が、この列島内に、ほかにいくつ数えられるであろうか。きわめて貴重な事例といわなければならない。

7 佐藤屋敷と肝入佐藤一族の時代から近代へ

近世には、「要害館」に依拠する本寺佐藤の一族に代わって、「佐藤屋敷」に住まいする佐藤一族が本寺村の取り仕切りに当たることになった。

『安永風土記』によれば、かれらの先祖、「佐藤但馬」は、伊達政宗の奉行、「茂庭周防」の「家中」であった。その権威を背負って、本寺村に入部することになった但馬が、村の取り仕切りを委ねられることになったことについては、疑うべくもない。ただし、入部の正確な年次については、分からない。「何年の頃に候哉、当村へ引移り」と記されている通りである。

かれの子孫は、その後、代々にわたって、幕末～明治期にいたるまで、「肝入」の要職に任じられている。この家には、いまなほ、多くの古文書・古記録が伝えられている（東北芸術工科大学東北文化研究センター編 2009年）。

「佐藤但馬」が入部してきた当初の在所は、本寺佐藤一族が住まいした「要害屋敷」に程近い「ナカウデ」（西北の山岸）にあったらしい。そして、後に及んで、「マエヨウガイ」の現在地に移転してきたらしい。移転にさいしては、墓地（正徳4年、1714の年紀を刻む墓標ほか）をそのままにして、屋敷神だけを伴ってきたらしい。大塚統子「陸奥国西磐井五串村本寺の石造物」（2006）によって、それらのことが明らかである。

新しいリーダーとして入部してきた「佐藤但馬」にとって、本寺佐藤一族が居住する「要害屋敷」に、すなわち戦国期における村の中心に、屋敷を構えることは望むべくもなかった。すなわち、本寺佐藤一族を立ち退かせて、その跡地に屋敷を構え

るという無理筋を押し通すだけの状況にはなかった。そのために、まずは、村の中心に程近い「ナカウデ」の辺りに屋敷を構えることになったのに違いない。そのうえで、幾世代も経過して、状況が好転するなかで、「マエヨウガイ」の地に、すなわち本寺佐藤一族の子孫が住まいする屋敷地の前面に屋敷を移転させることになったのに違いない。

確かに、「マエヨウガイ」の地は、条件に恵まれている。ここならば、村の全体を見渡すことができる。それまでに、最高の見晴らし場だった「ウシロヨウガイ」の地に取って代わる新しい見晴らし場の誕生である。

「マエヨウガイ」の地には、山岸の「ウシロヨウガイ」と比べて、沖の方に突き出ている分、洪水の被害を受けやすい。風当たりが強い。など、通常の住まいとしては、若干の不利があることが否めない。けれども、村の全体を見渡すことができる。さらには、威風堂々の存在感を村人らにアピールすることができる。それならば、若干の不利を補って余りあり。ということだったのに違いない。

ただし、及川陽一郎（2016）には、「佐藤但馬」が骨寺村に入部してきたのは、「茂庭周防」の時期にはあらず。それよりも遡って、葛西氏の滅亡期だった。すなわち、葛西氏旧臣の同士として予てより見知った本寺佐藤氏を頼りにして、この村に「但馬」が入部してきたのだ、とする想定が記されていた。

それならば、「但馬」が、「茂庭周防」に取り入って、その「家中」となって、仙台藩主の乗馬たるべき「御召馬」を献上するなどのことに及んだのは、入部してきたから一定期間を経た後に、ということにならざるをえない（及川論文では、「御召馬」を「周防」の乗馬としているが、それには従えない）。

確かに、葛西の旧臣が藩侯に乗馬を献上するなどして肝入の地位にありつくなどの事例は少なくない。したがって、「但馬」のばあいにも、そのような事例に該当するという可能性がないではない。

けれども、「但馬」が「周防」の「家中」となる以前に、すなわち葛西の旧臣などとして、この村に移住してきていたことを実証する具体的な裏づけは見いだしがたい。したがって、今回は、『安永風土記』の記載を額面通りに受け止めて、「周防」の「家中」として、この村に入部してきたのだ。とする想定を維持することにさせていただきたい。

いずれにしても、「但馬」佐藤一族が住まいする「ナカウデ」→「マエヨウガイ」（「佐藤屋敷」）の辺りが、この村の中心として意識されることになった。それには間違いがない。

振り返ってみれば、戦国時代には、「肥前」本寺佐藤一族が住まいする「要害屋敷」「ウシロヨウガイ」「要害館」（山城）の辺りが村の中心であった。

それならば、戦国期から近世期への転換は、「ウシロヨウガイ」から「ナカウデ」「マエヨウガイ」への中心の移動という、きわめて近距離の移動によって象徴されるのだ。ということにならざるをえない。

けれども、そのわずかな距離の移動にこそ、村社会におけるリーダーの交替という大きな事件が反映されていたのだ。ということにもならざるをえない。

近世には、この村の戸数・人口が増大している。生業のうえでも、多様な発展ぶりが伺える。たとえば、元禄12年（1699）の「磐井郡西岩井絵図」には、18戸の住居が描き出されていた。それによって、鎌倉末期の「在家絵図」ほかによって数えられる13戸のそれに大きくは変ることのない状態が維持されていたことが察知される。ところが、享保12年（1727）の『宗門人別帳』の段階に立ちいたれば、48戸・654人の多きに及んでいる。そして、宝暦13年（1793）には、105戸の高みに達している（『宝暦風土記』）。

18世紀における、これらの戸数・人口の急激な増大は、新田開発、土地生産性の向上、市場経済化の進展（多様な生業によって生み出された多様な商品の出荷）などによって支えられていた。

と想定されている。

けれども、天保10年（1839）の『宗門人別帳』では、74戸・272人と、大変な減少ぶりである。この時期における飢饉や疫病の災害によるものである。

その甚大な被害から立ち直ることは容易ではなかった。明治から大正にかけて。ようやく回復のレベルに達している。

大正6年（1917）には、85戸・669人。そして、昭和62（1987）には、125戸・531人。という数値が記録されている。その辺りが、この村の1000年の歴史におけるピークであった。

その後は、中山間地ならではの通例に違わず、戸数・人口ともに、減少の傾向性を抑えることができずに、今日に至っている。ただし、その傾向がある程度のレベルに止まっているのは、この村が一関市への通勤圏内に属して条件に恵まれているからにほかならない。

以上、竹原万雄（2016）によりながら、この村の戸数・人口の変遷をトレースしてみた（ただし、竹原論文の数値に若干の変更を加えている）。

そのようなトレースの結果をみても、この村における1000年の歴史のピークをかたちづくる基礎的な条件が、近世は18世紀において、すなわち肝入佐藤一族が住まいする「佐藤屋敷」「マエヨウガイ」が村の中心であった時代に用意されていた。そのことが明らかである。

そして、さらに、近代に及んでは、磐井川の溪谷づたいに村に入ってきて、秋田院内方面に抜ける幹線道路（院内街道、いまは国道342号線）が整備されるにつれて、交通至便な街道沿いに、多くの家々が建てられ、村の中心もまた、こちらの方に移動することになった。公民館・集会所ほか、地域の公共施設が、いずれも、街道沿いに設置されていることが、なによりもの証拠である。そういえば、骨寺荘園遺跡の整備にさいしても、古曲田屋（こまがたや）や若神子亭など、休憩・ガイダンス施設もまた、街道沿いに設置されることになった。

このようにして、骨寺村の中心は、(1) 宇那根

社と首人の時代 → (2) 中尊寺経蔵別当領骨寺村の時代 → (3) 要害館・要害屋敷と本寺十郎左衛門の時代 → (4) 佐藤屋敷と肝入佐藤一族の時代 → (5) 近代以降、という歴史の5段階に即応しながら、(A) 宇那根社の辺り、(B) 「経蔵別当御休所」(「割田屋敷」)の辺り、(C) 要害屋敷(「ウシロヨウガイ」)の辺り、(D1) 「ナカウデ」、(D2) 「マエヨウガイ」の辺り、(E) 街道沿線という5段階にわたる変遷を経てきたことが明らかになった。

それらのポイント、(A) (B) (C) (D1) (D2) については、便宜上、「在家絵図」のトレース版(図1a・b)に、おおよその在所を書き入れている。参照願いたい。あわせて、図2・3を参照されたい。ただし、(E)については、ことがらの性質上、一箇所には絞りきれない。そのために、書き入れることできなかった。

あわせていえば、(A) から (B) への移動にさいしては、中尊寺経蔵別当のスタッフが入来したばかりではなく、檜山川(中川、本寺川とも)を塞ぎ上げる人工灌漑の開発にあわせて、佐藤姓の新住民が入来した。(B) から (C) への移動にさいしては、その佐藤姓の新住人の子孫のなかからリーダーが登場する。という変動がみられた。(C) から (D1) への移動にさいしては、伊達政宗の奉行人の権威を背負った外来のリーダーが登場して、近世村落の取り仕切りに当たることになった。

そして、(A) を中心とする古代の村が開かれることになった始まりにまで立ち返ってみるならば、古代国家による移民政策が推進されるなかで、宇那根社の信仰をもって、関東方面から入来の人びとの姿を。具体的には、首人をリーダーとする平姓の人びとの姿を想定することにならざるをえない。前述している通りである。

そのうえに、近世においても、度重なる飢饉によって、生活・生存の危機、集落存続の危機に見舞われて、人口が半減するなかで、外部から大勢の新住人が招き寄せられている。具体的には、菊池(2011)を参照されたい。

それにしても、よく変わってきたものである。

ダイナミック、そのものである。度重なる中心の移動は、その端的な表現にほかならない。

骨寺村という狭小な山村にもかかわらず、外部世界からの人・物・情報の入来が途絶えることはなく、それほどダイナミックな変動がくりかえされたのであった。それならば、東北地方における、延いては日本列島における数多くの村々でも、同じような変動がくりかえされてきたのに違いない。

だが、古代・中世から近世、そして近代に至るまでの村のダイナミックな変動のくりかえしを、骨寺ほどに具体的に物語ってくれるフィールドには、東北地方はおろか、日本列島広しといえども、なかなか遭遇することはできない。したがって、これからは、骨寺村における中心の変遷そのほかの歴史過程に着目しながら、東北地方の、延いては日本列島における村々の歴史過程を解明すべく、進んでいかなければならない。

8 むすびにかえて

(A) 宇那根社の辺りに、骨寺村の中心があった時期には、平姓の首人が宇那根社の祭りばかりではなく、付近の「六所宮」(いまは駒形根神社、近世には馬頭観音堂)の取りしきり(祭り)にも関わっていた。と想定されることに関して、もう少し踏み込んで記して置くことにしたい。

すなわち、鎌倉期における2枚の絵図に描き出された「六所宮」(いまは駒形根神社)は、「駒形根」(栗駒山)の神を祭る里宮だったのではあるまいか。2枚の絵図のうち、「仏神絵図」には、「六所宮」のはるか後背に、「駒形根」の姿がしっかりと描き出されていた。「在家絵図」にも、後背の山並の辺りに、「駒形」の文字が書き込まれて、そのあり所が示唆されていた。

「駒形根」とは、残雪によって駒の姿が形づくられる尾根ということであった。田植えの時期を待ち望む里人にとって、これほどにありがたい存在はなかった。『延喜式』の昔から信仰されてきたわけである。『安永風土記』に、「栗原郡一二三迫并磐井郡西磐井郡羽州仙北郡都合百八拾六ヶ村鎮守」と記されているわけでもある(『宮城県史』

26 卷)。

その「駒形根」には、山頂に奥宮が祭られるばかりではなく、それぞれの登山口の辺りに里宮が祭られることになった。たとえば、栗原郡沼倉の里宮たるべき駒形根神社には、いま六柱の神々が合祭されて、盛大な巡行神事をかたちづくっている(同社縁起)。それらの神々の本来は、馬頭観音・大日如来ほか、六所の本地仏に即応するものだったらしい。

骨寺村の近辺では、猪岡村に「駒形明神宮」が祭られていて、「本地馬頭観音と申伝候」と記されていた(『宝暦風土記』、『一関市史』7巻所収)。同じく、萩荘字箱清水にも、駒形根神社が祭られている。本地垂迹思想の流れを受け止めるなかで、駒形根神社を、馬頭観音と呼ぶようなこともあったらしい。

吉田(2008)には、いまは須川岳すかわだけと地元で呼ばれる「駒形根」の霊峰について、「骨寺村は、あたかも磐井川流域から須川に登るルートの里宮(里坊)の位置に該当します」と記されていた。さらには、山王窟・慈慧塚ほか、「骨寺の聖地が須川の眺望が得られる地点と重なっていることを確認」したうえで、経蔵別当に所縁の骨寺の建物そのものについても、「あるいは須川の美しい眺望が得られる場所にあったのかもしれませんが」と記されていた。

同じく、いまの駒形根神社が、近世に「馬頭観音」と呼ばれていたのは、「古くから存在した駒形信仰の反映ではないか」とも記されていた。まことに、然るべし。

ただし、2枚の絵図における「六所宮は里の西側台地の裾に鎮座し、東に里を望む位置に描かれており、誰しもが現在の駒形根神社の前身であると考えられるでしょう。確かに、駒形根神社は本寺地区の鎮守神として広く地区住民の崇敬を受けています」と記されているのにもかかわらず、「六所宮が今の駒形根神社であったと簡単には断言できないわけがあります」と記されていることに関しては、従うわけにはいかない。

吉田によれば、「六所宮とは六ヶ所(具体的にどの神であるのか不明)の神社を勧請して祀られ

た神社の意であり、荘園領主であった経蔵別当の寺家が在地に勧請した神社であった可能性も十分考えられます」。というであった。そのために、駒形根信仰の一筋で貫き通すことができずに、複雑な物言いを余儀なくされることになった。すなわち、「私は、現駒形神社が、元来の骨寺境内の一画に寺家が勧請した六所宮の跡地とみています。そして骨寺が退転し、更に中尊寺の支配も遠ざかるにつれて、ここは駒形(須川)神を祀る場所へと変化した」と記されることになった。

だが、六所宮が寺家側の勧請だったとする思い込みにはあらず、駒形根神を祭る里宮だったとする常識的な判断に従うならば、どうであろうか。六所宮→馬頭観音→駒形根神社、と呼び方は変わっても、地域における駒形根信仰の拠点が終始一貫して維持されてきた。ということになって、きわめて分かりやすい、スッキリとした歴史像を描き出すことができるのではあるまいか。

そういえば、津軽平野に聳え立つ岩木山の霊峰は、「岩木山三所権現」と呼ばれていた。具体的には、「中央の本地は弥陀、左峰は岩鬼山本地観音、右峰は鳥海山本地薬師、三峰三所一体分身垂迹(迹)の権現と崇めたてまつるものなり」と記されていた(『岩木山百沢寺光明院(縁起)』、原漢文)。

加賀・越前・美濃方面に聳え立つ白山の霊峰にしても、主峰御前峰は伊弉冉神いざなみ(妙理大菩薩)を祭り、十一面観音を本地仏とする。副峰は大己貴神を祭り、阿弥陀如来を本地仏とする。そして、別山は地主神たるべき大山祇神やまつみを祭り、聖観音を本地仏とする。と記されていた(『泰澄和尚伝記』ほか)。そのために、白山三所権現とよばれることになった。具体的には、入間田(2008・2011b)ほかを参照されたい。

そのように、中世日本の人心を揺さぶった本地垂迹の言説体系においては、列島の各地に聳え立つ霊峰の多くが、その主峰・副峰の数値に即応して、三所権現・五所権現ほかのネーミングを奉られることになった。それにともなって、三所神社(宮)・五所神社(宮)ほかのネーミングも用いられることになった。

それならば、こちらの駒形根の霊峰に関連しても、六所権現・六所宮などのネーミングが用いられたとしても、不思議でも、なんでもない。

その栗原方面における最大の里宮たるべき沼倉の駒形根神社に、六柱の神々が祭られているとされることによっても、そのことが想定されるであろうか。ただし、沼倉の里宮のばあいは、六柱の神々が、本地垂迹に即した本来的な神名にはあらず、記紀神話に即した近代的な神名に置き換えられていると考えられるので、ご用心である。

『国史大辞典』（吉川弘文館）には、六所宮は、「六所の神社を一所に勧請し、合祀した宮社のこと。六所明神・六所権現・六所神社などともいう」と記されていた。そのうえで、「古代末期、中世初頭に各国国府に近く総社が創建されたころ」、「国府に近い古社の相殿に、または境内に、国内神社中の有力社六所を特に勧請し合祀したことに始まる」と解説されていた。だが、そのような国府の近辺ばかりではない。それぞれの地域における霊峰の辺りにも、六所宮が祭られていたのである。

さいごに、六所宮に関して、六所は「ムシヨ」、すなわち墓所なりとする大石直正（2005）によるコメントについて、一言しておきたい。2枚の絵図に描き出された六所宮の姿を注意してみたい。どのように見ても、神社建築そのものである。墓所の雰囲気は感じられない。それだけをもってしても、そのコメントには、「骨寺という異様な名前の寺は、納骨のお堂であったと考えられる」とするそれに同じく、従うことはできない。すなわち、中山（1933）、井原（2004）ほかによってかたちづけられている、六所（ムシヨ）＝墓所説の流れに、無条件に従うことはできない。たとえば、中山その人によっても、霧島六所権現、「御嶽山」に関わる「六社の尊号」ほかの事例が紹介されていた。それをもってしても、墓所説には賛同しがたい。

『奥羽観蹟聞老志』（享保4年、1719）によれば、「栗駒山」内の「岩窟」には、「大日」（如来）とならんで、「馬首仏」（馬頭観音）が祀られていた。この記事からしても、栗駒山（駒形根）の本体に

リンクしながら、馬頭観音を本地とする駒形根神社（六所宮）が麓の里宮として村々に祀られるに至った歴史的経過を察知することができるであろうか。

いずれにしても、宇那根社が創建された原初の段階から、いま現在に至るまで、駒形根ないしは須川岳の霊峰は、人びとのくらしを見守ってくれる至高の存在であり続けている。そのことには、疑いを容れるべくもない。すべては、入間田（2014・2015）に記している通りであった。

それにつけても、宇那根社ならびに首人の在家とみられる大型の建物、さらには六所宮が近接しあう湧水の辺り（図2）は、すなわち（A）の地点は、骨寺村の本来的な中心（へそ）だった。ということにならざるをえない。

振り返ってみれば、吉田（1989）は、宇那根社と湧水の存在をもって、この村の「へそ」とみなしていた。大したものである。けれども、それらに加えるのに、首人ならびに「六所宮」の存在をもってするならば、ますますもって、めでたし。ということになるのではあるまいか。

参考文献

- 池田 寿 1997 「陸奥国骨寺村絵図に関する一考察」『古文書研究』44・45 合併号：31-42。
- 石田一良 1988（初出は1964）「中尊寺建立の過程にあらわれた奥州藤原氏の信仰と政治」平泉町史編纂委員会（編）『平泉町史 第三巻 総説・論説編』平泉町：435-501。
- 一関市教育委員会（編）2001 『岩手県一関市埋蔵文化財調査報告書第2集 骨寺村荘園遺跡確認調査報告書』一関市教育委員会。
- 一関市教育委員会（編）2007 『一関本寺の農村景観 保存調査報告書』一関市。
- 一関市博物館（編）2004 『岩手県一関市埋蔵文化財調査報告書第5集 骨寺村荘園遺跡』一関市教育委員会。
- 一関市博物館骨寺村荘園遺跡村落調査研究自然調査研究班（編）2013 『平成24年度骨寺村荘園遺跡村落調査研究報告書 骨寺村荘園遺跡村落景観調査研究自然関係調査業務報告書』一関市博物館。
- 伊藤 信 1957 「辺境在家の成立 一中尊寺領陸奥国骨

- 寺村について一』『歴史』15：28-41。
- 井原今朝男 2004 『中世寺院と民衆』臨川書店。
- 入間田宣夫 2005 (初出は2001) 「中尊寺領の村々の歴史的な性格」入間田宣夫『北日本中世社会史論』吉川弘文館：100-135。
- 入間田宣夫 2008 「岩木山と花若殿・安寿姫の物語」『真澄学』4：101-118。
- 入間田宣夫 2009 「骨寺村所出物日記にみる干栗と立木について(覚書)」『季刊東北学』21：66-79。
- 入間田宣夫 2011a 「北奥における仏神と御霊飯と鍵懸と」『真澄学』6：62-79。
- 入間田宣夫 2011b 「千葉大王御子の物語によせて」『季刊東北学』27：84-93。
- 入間田宣夫 2012a 「骨寺村・本寺地区における中心の変遷について」東北芸術工科大学東北文化研究センター(編)『東北地方における環境・生業・技術に関する歴史動態的総合研究 平成一九年度～平成二十三年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」研究成果報告書Ⅰ』東北芸術工科大学東北文化研究センター：287-298。
- 入間田宣夫 2012b 「荘園遺跡の文化的景観 一骨寺から田染へ一」海老澤衷ほか(編)『重要文化的景観への道 一エコ・サイトミュージアム田染荘』勉誠出版：20-31。
- 入間田宣夫 2013a (初出は2005) 「鎌倉期における中尊寺伽藍の破壊・転倒・修復記録について」入間田宣夫『平泉の政治と仏教』高志書院：294-328。
- 入間田宣夫 2013b (初出は2006) 「清衝が立てた延暦寺千僧供の保について」入間田宣夫『平泉の政治と仏教』高志書院：87-115。
- 入間田宣夫 2014 「骨寺村絵図に描かれた駒形根と六所宮について(覚書)」『一関市博物館研究報告』17：1-13。
- 入間田宣夫 2015 「骨寺村絵図に描かれた駒形根と六所宮について(覚書・続)」『一関市博物館研究報告』18：1-10。
- 入間田宣夫 2016 「骨寺村の成立は、いつまでさかのぼるか一骨寺村絵図研究の過去・現在・未来(1)」『一関市博物館研究報告』19：1-16。
- 及川陽一郎 2016 「ムラの勢力交代 一近世初頭の本寺地区を考える一」『一関市博物館研究報告』19：17-24。
- 大石直正 1984 「中尊寺領骨寺村の成立」『東北学院大学東北文化研究所紀要』15：71-97。
- 大石直正 1990 「東北中世村落の成立 一中尊寺領骨寺村一」羽下徳彦(編)『北日本中世史の研究』吉川弘文館：303-324。
- 大石直正 1997 「陸奥国骨寺村絵図(在家絵図)〈仏神絵図〉」小山靖憲・下坂守・吉田敏弘編『中世荘園絵図大成 第一部』河出書房新社：162-171。
- 大石直正 2005 「『僧妙達蘇生記』と十一・二世紀の奥羽社会」『東北学院大学東北文化研究所紀要』37：1-17。
- 大石直正 2012 「膝下荘園としての骨寺村」『一関市博物館研究報告』15：1-8。
- 大石直正 2013 「中尊寺領骨寺村の構成 一南北朝内乱期の再開発一」『一関市博物館研究報告』16：1-6。
- 大塚統子 2006 「陸奥国西磐井五串村本寺の石造物」『栃木史学』20：122-139。
- 神谷美和 2015a 「ウナネ社再考」『一関市博物館研究報告』18：23-34。
- 神谷美和 2015b 「骨寺村荘園遺跡の宗教施設に関する調査研究 一山王窟、馬頭観音堂・駒形根神社と羽黒派修験明覚院、ウナネ社一」一関市博物館(編)『平成26年度骨寺村荘園遺跡村落調査研究報告書』一関市博物館：38-51。
- 菊池勇夫 2009 「近世地誌のなかの骨寺・山王窟」『季刊東北学』21：80-91。
- 菊池勇夫 2010 「立木(タテギ)の習俗 一近世の奥州南部の事例から」東北芸術工科大学東北文化研究センター(編)『文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」東北地方における環境・生業・技術に関する歴史動態的総合研究 平成21年度研究成果報告書』東北芸術工科大学東北文化研究センター：115-126。
- 菊池勇夫 2011 「山谷・本寺地域の天保の飢饉 一天保10年『切支丹宗門高人数御改帳』を読む一」一関市博物館(編)『骨寺村荘園遺跡村落調査研究報告書』一関市博物館：12-15。
- 菊池勇夫 2013 「神仏のいる『林』」東北芸術工科大学東北文化研究センター(編)『文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 環境動態を視点とし

- た地域社会と集落形成に関する総合的研究 平成24年度研究成果報告書」東北芸術工科大学東北文化研究センター：23-26。
- 黒田日出男 1995 「描かれた東国の村と境相論 —陸奥国中尊寺領骨寺絵図との〈対話〉」国立歴史民俗博物館（編）『描かれた荘園の世界』国立歴史民俗博物館：133-174。
- 小岩弘明 2015 「骨寺村の「日記」に記される公事を再検証する」『一関市博物館研究報告』18：11-22。
- 佐々木邦世 1985 「解説」平泉町史編纂委員会（編）『平泉町史 史料編一』平泉町：723-773。
- 鈴木弘太 2010 「鎌倉の墳墓堂」中世送墓制研究会（編）『古代・中世の墳墓堂を考える』：24-28。
- 鈴木弘太 2014 「骨寺村と中尊寺を繋ぐ道」藤原良章（編）『中世人の軌跡を歩く』高志書院：223-250。
- 鈴木弘太 2016 「考古学からみる骨寺村荘園遺跡の景観とその変遷」『平成27年度骨寺村荘園遺跡村落調査研究報告書』一関市博物館：22-25。
- 鈴木博之 2012 「骨寺村からの貢納品」『一関市博物館研究報告』15：9-22。
- 竹原万雄 2016 「本寺の人口変遷と生業」『平成27年度骨寺村荘園遺跡村落調査研究報告書』一関市博物館：35-42。
- 中世送墓制研究会（編）2010 『古代・中世の墳墓堂を考える』。
- 東北芸術工科大学東北文化研究センター（編）2009 『陸奥国磐井郡五串村本寺（岩手県一関市巖美町）佐藤家文書詳細目録・報告書』。
- 中山太郎 1933 「六所神異考」中山太郎『日本民俗学論考』一誠社：315-334。
- 平塚明・島田直明・吉木岳哉・吉川昌伸 2013 「一関市巖美町本寺地区磐井川左岸の旧河道における花粉分析」一関市博物館骨寺村荘園遺跡村落調査研究自然調査研究班（編）『平成24年度骨寺村荘園遺跡村落調査研究報告書 骨寺村荘園遺跡村落景観調査研究自然関係調査業務報告書』一関市博物館：21-34。
- 平塚明 2013 「巖美町本寺地区におけるプラントオパール分析」『平成24年度骨寺村荘園遺跡村落調査研究報告会』配布資料。
- 広田純一 2016 「骨寺村荘園遺跡における水田灌漑システム」一関市博物館『骨寺大学』（第6回）配布資料。
- 菅田慶信 1999 「要害館と法福寺」陸奥国骨寺村調査協力委員会（編）『中世骨寺村調査報告書 絵図の「骨寺村」をさぐる』美しい本寺推進本部：40-45。
- 菅田慶信 2016 「骨寺村の宗教世界 —絵図のなかの七高山—」『平成27年度骨寺村荘園遺跡村落調査研究報告書』一関市博物館：11-15。
- 丸山仁 2006（初出は2001）「平泉藤原氏と鎮護国家大伽藍一区」丸山仁『院政期の王家と御願寺』高志書院。
- 吉田敏弘 1989 「骨寺村絵図の地域像」葛川絵図研究会『絵図のコスモロジー 下巻』地人書房：26-53。
- 吉田敏弘 1997 「荘園絵図にみる東國中世村落の成立過程と古代寺院」地方史研究協議会（編）『地方史・研究と方法の最前線』雄山閣出版：29-56。
- 吉田敏弘 1999 「骨寺への道」陸奥国骨寺村調査協力委員会（編）『中世骨寺村調査報告書 絵図の「骨寺村」をさぐる』美しい本寺推進本部：34-39。
- 吉田敏弘 2006 「一関市本寺地区の農村景観 —その意義と保全にむけての提言—」『ヒストリア』202：79-92。
- 吉田敏弘 2008 『絵図と景観が語る骨寺村の歴史 —中世の風景が残る村とその魅力—』本の森。
- 吉田敏弘 2011 「天正末年の中尊寺と骨寺村絵図 —寺崎屋敷平山家文書について—」『國學院雑誌』112（2）：1-20。

「春木」伐り出しと川流し

—八戸藩島守村を事例に—

宮城学院女子大学一般教育部

菊池 勇夫

1 近世島守村の概観

八戸城下で町医者をしていた安藤昌益は、「私欲」が生む「貧富」「上下」の格差社会（「法世」）に代わる「自然ノ世ノ論」を構想し、そのなかで次のように述べていた。

中平土ノ人倫ハ十穀盛ニ耕シ出シ、山里ノ人倫ハ薪材ヲ取りテ之レヲ平土ニ出シ、海浜ノ人倫ハ諸魚ヲ取りテ之レヲ平土ニ出シ、薪材・十穀・諸魚之レヲ易ヘ易ヘシテ、山里ニモ薪材・十穀・諸魚、之レヲ食シ之レヲ家作シ、海辺ノ人倫モ家ヲ作り穀食シ魚菜シ、平土ノ人モ相同ジフシテ、平土ニ過余モ無ク、山里ニ少ナク不足モ無ク、海浜ニ過不足モ無ク、彼ニ富メルモ無ク此ニ貧シキモ無ク、此ニ上モ無ク彼ニ下モ無ク、（稿本『自然真営道』のうち「私制字書巻」、安藤昌益研究会編集 1984：99-100）

ここには、中平土（平土、平野部）と山里（中山間部）と海浜（沿岸部）という、自然・生業環境の異なる人々（人倫）がそれぞれの産物を相互に交換しあって補いあう、地域循環型社会が語られている。八戸藩は表高2万石の小藩であるが、八戸城下を中心に、平土と山里と海浜とが一体的に存在していることから、昌益の「自然世」には八戸藩の風土的環境が背景にあるのではないかと指摘したことがあった（「飢饉と向き合う思想—安藤昌益の場合」菊池 2012：7-23）。

このように昌益にあっては、「山里」は「薪材」に代表されてイメージされていた（この薪材は、海辺では家を作りとあるから、薪と材木を指すと

理解すべきか）。現在八戸市南郷区に属している島守（島森とも書く）は、北上高地の北部（岩手県）に発して八戸湾（太平洋）に注ぐ新井田川の中流域にある盆地状の景観をなす集落である。八戸市立図書館所蔵『八戸藩日記』（目付所・勘定所）には「春木」（薪）関連の記事が多く、新井田川を使って春木流しをおこない、大量に薪を八戸城下（八戸町）や湊に供給していたことが知られる。こうした薪の伐り出しと供給に着目して、本プロジェクトの環境動態研究にリンクさせていきたいと思う。

なお、新井田川の春木流しについての先行研究あるいは言及としては、小井川潤次郎が新井田橋の上下の河岸が「春木場」で、「上流岩手県九戸郡軽米付近から春木が此処まで流木となつて運ばれ、此所から荷鞍で根城、八戸方面に搬ばれ明治年代にまで及んでゐた」と述べているのを知り得た程度である（小井川 1995：15）。見過ごしているかもしれないが、先行研究を参照できなかった。

近世の島守村について概観しておこう。八戸藩五代官所のうち八戸廻に属し、村高は貞享元年（1684）568石267（「陸奥国南部領郷村高辻帳」、八戸市史編纂委員会編 2007：93）、元禄10年（1697）1418石222（うち田形584石933、畑形833石289）（「陸奥国南部郷村高辻帳」、八戸市史編纂委員会編 2007：97）、文化5年（1808）1153石304（「（御領）内御高取調帳」、八戸市史編纂委員会編 2007：142）、天保5年（1834）本高568石267（うち田方234石289・畑方333石978）・改出高1249石311（うち田方515石19・畑方734石121）、合計1817石578（うち田方749石479・畑方1068石099）（「陸奥国南部領郷村辻

高帳写」、八戸市史編纂委員会編 2007：479-480)と変遷している。貞享元年(1684)の568石余が天保5年(1834)の本高と同じであるように、八戸藩の表高(本高)として幕府に認められた高である。実高(内高)は改出高(新田高)を含んだもので、元禄以下の村高がそれを表している。この内高の変遷をみても、文化5年(1808)が元禄10年(1697)より300石近くも落ち込んでいるように、天明の飢饉などのダメージが大きかったことがうかがわれよう。

島守村は郷村帳記載の行政村であるが、村内には集落がいくつも存在した。「八戸御領内絵図」に書き込まれた「枝村」をあげてみると、川端、馬バ、長瀬、巻、松石、ヤナセ、沢代、畠、宮沢、沢田、バンヤ、ダンノ平、中ヤシキ、十文字、ヒノトセ、サロウ、坂本、アラヤ、山口、アイノ、新田ン、間畑、田山、不習、ヨマサリ、水吉、夷タテ、山田、八百、梅木、根子、中谷地、七枚田、高橋、袖沢、高山、外館、エバナ沢、下ヤシキ、と30を超え、「東西南北ノ村也」、「大村也」と注記されている(八戸市史編纂委員会編 2008：517・付図)。

明治9年(1876)完成の岸俊武著『新撰陸奥国誌』によると、島守村(本村、家数92軒)の「支村」として、坂本(11軒)、沢代(10軒)、長瀬(10軒)、江花沢(19軒)、高山(15軒)、狢館3軒・山田3軒・小出守5軒・高橋1軒、八百(2軒)、水吉(2軒)、畑内(12軒)、世増(19軒)、古里(21軒)、川向1軒・売井坂3軒・安渡1軒・五折5軒)、相野(9軒、辰巳の方4軒・下相野9軒)、姉一沢(7軒、新田3軒)、田山(10軒)、相畑(14軒)、不習(10軒)、巻(13軒)、馬場(10軒)、門前(42軒、外館5軒・横町5軒)、荒谷(43軒、山口3軒)、中谷地(25軒、山中3軒)があげられ、簡単な説明がなされている。本村のほかに20もの支村があり、さらに支村のなかに小集落があった(青森県文化財保護協会 1966：304-318)。

明治10年代の中嶋健三編『三戸郡誌』では、戸数432戸(士族1戸・平民429戸・社1戸・寺1戸)で、男1329人(士族2人、平民1327人)、女1259人(士族1人、平民1258人)、総計2588人、他出寄留(男2人)となっている(八戸市立図書

館市史編纂室編集 2002：281)。近世においても、飢饉によって軒数・人口が大幅に減少した時期のあったのは想像に難くないが、多いときはこれくらいの規模に達していたかと思われる。

薪材と関わる山は、同じく『新撰陸奥国誌』によると、巻山、駒ヶ峯山、合戦場山、中森山、高山、久古井山、浅田山、鞍掛山、阿庄内山、山代山、山口山、狢館山、中谷地山、世増山、大沢山、上野山、前坂山、田山岳、安渡山、古里山、相野山、姉一沢山、中久喜山、内山があり、いずれも松樹・雑木が多かった。島守村は「土地下之下、田少畑多、糧食足らず」と評され、農業の余隙には蕨・薦や箕・籠(世増)を作って売り、また炭(古里、相野)の産地でもあった。薪についてはとくに記載はみられない。

八戸藩の場合、山奉行の管轄下にある山守が山林(御蔵山)の管理にあたった。山守となったのは自分の山を所持し、山役銭を上納するその村の百姓たちであった(八戸市史編纂委員会編 2013：377-379)。島守村の場合、山守は沢代組(巻3人、狐守1人、以下地名のみは1人)、山子屋組(築瀬2人)、薬師堂組(中里、的ば、高畑2人、畑、寺下)、春日組(門前2人、川畑、七枚田、山田3人、狢館2人、高橋2人、河端5人、春日2人、中谷地、町3人、あらや、はしハ2人、笹子)、世増組(春日、山口2人、水吉、松石2人、畑内、世増3人、根岸、冷水3人、あらや2人)、門前組(館下、寺下、高山6人、門前、横町、外館3人、はしハ2人、不記1人)、長瀬組(和山、江花沢4人、長瀬3人、大和山2人、坂、平脇2人、不記1人<治五平>)と、それぞれの支村ごとにおり、「預人」の村上治五平のもとに七組に編成されていたことがわかる(慶応4年「御山役銭倍增共人別帳」、八戸市史編纂委員会編 2008：331-333)。

2 「春木」について

同じく「南部」の八戸藩や盛岡藩では、薪のことを「春木」と呼んだ。「焼料」・「炊料」というのも薪のことを指している。この南部地方で、「春木」というのはどのような理由からだろうか。

『改訂総合日本民俗語彙』では、「ハルキ」につ

いて「薪をハルキという方言の区域は広い。元は春木ではあるまいか。岐阜県北部では割った薪をハルキ、割らないのをボタというから、或はワリキの音訛かとも考えられる」としている（柳田監修 1955：1274）。「春木」については何も説明していないが、ワリキ（割木）説に傾いているからであろうか。また、『日本国語大辞典』（第2版）は、「はるき【春木】」は方言で、「山から切り出したままの薪（まき）材」（青森県南部・上北郡、新潟県東蒲原郡）、「川流しにしてくる三〇センチメートルぐらいに切った薪」（長野県大町市）、「一メートルぐらいに切った薪」（岩手県九戸郡、秋田県鹿角郡、新潟県東蒲原郡〈割木〉）、あるいは単に「薪」（盛岡、飛騨、青森県南部、長野県北安曇郡・東筑摩郡、岐阜県）の意味をあげている。また、「はるぎ」（岩手県九戸郡・気仙郡。京都府竹野郡）、「はりき」（岐阜県〈割木〉）、「はるぎかあし」（岩手県九戸郡）というところがあることも知られる（日本国語大辞典第二版編集委員会ほか 2001：1452）。ここでも割木は別にして、なぜ「春木」なのかの説明はみられない。『改訂総合日本民俗語彙』が記す方言の区域は広い、というのやや異なった印象を与えかねず、『日本国語大辞典』によるかぎり北東北と中部地方中心によく使われ、とりわけ盛岡藩・八戸藩領域が目立っていることがわかる。

南部地方で「春木」の意味に言及しているものに、能田多代子『青森県五戸方言集』がある。盛岡藩三戸郡五戸郷の「ハルキ」のつく言葉をあげているが、「ハルキダナ」は「戸来岳で春三月木を切って積んでおく（ハルキマキという）。冬になり川に流し五戸八景橋の川原まで持ってきて上げる。これを売り物にする時に一間（高さ四尺横六尺）ずつを積み重ねるがそれをいう」、「ハルキツケ」は「旧十二月、ハルキナガシといって薪が深山から川に流され五戸川原にあげられた。それを各家に運ぶ作業。それを途中で二、三丁のハルキを馬の背からおろしては、貰おうと待っている子供にやるものであった」、「ハルキマキ」は「ハルキ山で切った薪を沢山積み上げて冬までおく。この作業をいう。この薪は年末近く再び山に登り雪を利用して運搬し川に流して町方へ出す」と、

それぞれ説明されている（能田 1982：150-151）。「春三月」というのは新暦であろうが、旧暦ならおおむね2月に相当する。そのころはまだ雪が解けず「カタユキ」（堅雪）の季節で、山に入るのに都合がよい。「ハルキマキ」というのは春3月に切るからで、それをそのままにしておき、年末近く、旧暦12月に川流しするというサイクルであった。八戸を中心とした方言集である佐藤政五郎『南部のことば』は、この五戸方言集を元に編集したもので、「はるぎ」「はるきかせ」「はるきだな」「はるきつけ」「はるきながし」「はるきまき」という言葉を立項している（佐藤 1982：277）。

民俗学方面では、岩手県の雫石地方に関する田中喜多美『山村民俗誌』が最も詳しいか。要約すれば、「春木」は「山から流し出して来る薪」のことで、里の山で取ったものは決していわない、多くは「二月山」で伐り出し、これを川端へ樋出して積んで置き、乾燥させて秋になってから里に流し出し、春木場と称する所から銘々の手元へ運ばれる、すなわち雪の上で伐った春木は、その翌年の冬に炉辺に来ることになる、というものであった。右の能田の説明と比べると、川流しをする時期が積雪前の秋で少し早いように思われるが、おおむね共通した理解を示しているのではなかろうか。そのほかに、「二月山」で伐った春木を春の雪解け水で途中まで流し出し、「コマダ」に入れて積んで置き、秋に里に送り出す方法や、「二月春木」と対して葉付きのまま「ハノシ春木」といって、夏の終わりから秋にかけて伐り出すこともあったとしている（池田解説 1974：278-292）。

近世史料ということでは、菅江真澄が例によって「春木」という言葉を見逃していない。気づいたかぎりであげておくと、「春木〈樵木をなべて春に伐れば、しかはる木といふ〉」（『けふのせはのゝ』天明5年〈1785〉9月6日条、内田・宮本編 1971a：310）、「（七戸）そのしりなる鶴の子平といふところありて、きさらぎ斗、のこんの雪のやゝ氷たるをふみて山に雪舟ひき、春木こるとてわけ行、そのかへさは、そりひき捨て、もゝあまりの人むれ立休らふに」（『委波氏迺夜摩（いわてのやま）』天明8年7月5日条、内田・宮本

編 1971a : 446)、「そりひきすてて、林の中に女の声にうた唄ふに、斧うつ音も聞ゆるは春木伐といへば 花さかんかた枝は残せ又も来て太山のこのめはる木きるとも」(『奥の手風俗(てぶり)』寛政6年<1794>2月4日条、内田・宮本編1971b : 446)、「こよひのあかほしをいたゞき、春木かくるといひておく山にわけ入り、おのれへが斧じるしを立樹にうちがちて販り、このとしいづらにてまれ、その木こりてんの料とか、(中略)はる木かけわたしたる山賤らが、はつご糸にうたひごちて帰りく(『追柯呂能通度(つがるのつと)』寛政10年<1798>元旦条、内田・宮本1972 : 251)、「なかむかしのころとやらん、陀比良といふ処の山おくに、春木伐のわかおらあまた泊山して、大木のもとを獅子の頭に造りて」(『辞夏岐野莽望図(しげきやまもと)』享和2年<1802>3月10日条、内田・宮本 1972 : 326)、「正一位野崎稲荷大明神」の項で、「此山にて春木伐りしかばそこを春木場といひ、今は春木沢といふ」(『月の出羽路』仙北郡四、内田・宮本 1978 : 147)、といった箇所である。

これらの場面を説明するのは省くが、真澄の記述からいえるのは、春木というのは春伐るからであった。「きさらぎ」(旧暦2月)というのは、北東北では、まだ雪解け前の踏んでもつぶれないカタユキのころにあたり、山に入って作業しやすい季節であった。能田や田中の説明を裏付けてくれるものであった。「堅雪」については最近、野本寛一氏が田中の仕事にもふれながら、「雪国の春」の「春微動」を述べているのが印象的である(野本 2016 : 20-53)。

しかし、以上とは異なる春木の理解もみられた。『盛岡藩雑書』には、盛岡城下に川流しされてくる春木の記事が多くみられるが(未検討)、近世中期の盛岡の近江商人村井白扇は『初学勘定考弁記』下巻で、「春木の事」について、「春木は薪の事也 秋杣を入伐春川流すを春木と云、夏杣を入秋流を秋木と呼、何の頃よりか是を誤りて薪の事をおしなめて春木と唱ける也」と記している。春木というのは、秋に切っておいた薪を春になって流すからであり、薪を切る季節ではなく川流しの季節を意味する言葉と解されていることになる

(岩手県立図書館編集 1982 : 109)。伐り出し時期でいえば、前述の田中が記すハノシ春木にあたるだろうか。『もりおか物語(壹)一惣門かいわい一』に、雫石川の筏流しの伝承が語られているが、話者によって、春の雪解け水で薪を流したから春木という、あるいは旧暦2月の「カタ雪」になり山に入って伐るから春木という(秋の稲刈り後に流す)、と異なった説明がなされている(盛岡の歴史を語る会企画 1973 : 31-35)。一方は村井の説明を受けているようにも思われるが、村井は城下商人なので町人の感覚が働いているのであるかもしれない。なお、吟味を必要としている。付け加えておけば、南部地方では割木にした春木を「割り春木」と呼ぶことはあっても(田中前掲書、池田解説 1974 : 283頁)、春木を割木と解したものはみあたらない。

村井の記述で参考になるのは、薪を売買するときの数え方(単位)を記載していることである。それによれば、「価を定に一配何程、一間をいくら」といい、1間は6尺3寸四方、奥行2尺5寸ほどに積み立てることで、これを2つ合わせて1配であった。盛岡藩「御家被仰出」の寛保四年(1744)「春木御定目」に、木尺2尺5寸で積立2間1配(竖竿6尺3寸、横竿1丈3尺6寸)とあって、この「木尺」は村井のいう「奥行」と同じで、薪の長さを指すのであろう。この定目では1配の値段1貫400文であったが、「短木」2尺~1尺5寸もあり、1配900文と短い分だけ安かった。(藩法研究会編 1970 : 478)。これは盛岡藩であるが、八戸藩の場合にも参考となる。

3 藩の春木御用

薪材がどのように島守村で伐り出され、八戸城下や湊に運ばれ、藩御用や町・浜の人々に供給されていたのか、『八戸藩日記』(八戸市立図書館所蔵、目付所日記・勘定所日記などがある、以下目・勘と略す)をおもに利用してその一端を明らかにしてみたい。

まず、藩御用の春木の確保についてである。島守村に関する早い記事は、宝永4年(1707)2月16日条(目)に、松原茂右衛門が明日、島守の

巻山へ「春木御用」に遣わされるので伝馬証文が出る（日付は日記の記載日、以下条で示す）、宝永6年（1709）2月5日条（目）に、奥寺伊八郎が島守の内大長根山の「春木割分山奉行」に命じられる、享保4年（1719）2月17日条（目）に、大川儀兵衛が島守村へ「春木割済」につき明日の派遣を命じられる、といった「春木御用」役人の島守村派遣である。それ以上の記載はないが、この頃には島守村の山林が藩御用として利用され、藩役人が直接現地に赴き、春木伐り出しを差配していたことを示す。1月、2月というのは、春木伐採の時期なのであろう。次いで、寛保2年（1742）6月22日条（勘）に、島守の「落塚処」より春木を30間、石手洗まで下げ、下方奉行は中館助太夫で、「水上」（水揚げか、不詳）の人足が45人であった。このさいには、1間400文の値段で、当年暮までの拝借（島守村百姓へか）を認めた。同年8月5日条（勘）にも駒木嘉平太による春木70間半の春木下げがあり、島守村名主長四郎へ渡し、百姓に1間400文で貸し付けられ、本間数は113間であった。藩御用の春木であったが、拝借（貸し付け）にも向けられたことが知られる。

もう少し現地の様子が具体的にわかるのは延享2年（1745）の場合である。2月21日条（目）に、漆沢杵右衛門、奥寺磯次郎の二人が島守通り山の春木伐りの奉行に命じられた。2月29日条（勘）によると、その御用にさいして、島守村が出す春木割り人足200人が120人に減じられている。島守村では「郷中よりハ諸賦り物等も此末々共ニ相出申義故」というのが理由であった。「諸賦（くば）り物」が何を指すかは不明だが、いろいろと運搬に関わる人足役を負担したのであろう。

4月10日条（勘）に、右の島守村の御手山での春木御用と関係していると思われるが、その「賦方」（運搬）を命じられた長苗代通の百姓が苗代の作業、とくに種上げの日取りが遅れると朽ちてしまう、また草苜も30～40里（1里6丁か）離れた所で取るので差し支える、という理由で6月までの延期を願い出ている。しかし不許可となり、高総割りで100間を賦りあげた。これは石手洗村まで流した春木を、そこから八戸町まで運搬する役負担をいっているのであろう。また、6月13

日条（目）には、川下げした春木を石手洗村で売り払うとの記事がある。湊より300間、御町より500間の願い出を認め、残りの200間は湊より追願がない場合には町へ払うこととしている。1間1貫文の値段であった。6月18日条（目）に、流し残りの春木について、21・22日頃の川流しを命じ、6月23日条（目）に、漆沢杵右衛門、奥寺磯次郎が春木御用の出立を命じられた。7月11日条（目）に、春木奉行漆沢・奥山が春木御用の終了を報告している。

さらに、この年には7月26日条（勘）に、島守八百山の春木320間をもって、藩が新井田村孫助より借りていた春木の返済を申し付け、「賦方」を命じた。8月10日条（勘）に、昨日島守八百山より下げた春木320間を川へ落としたものの、洪水によって流されてしまうという被害に遭っている（後述）。同10月8日条（目）、春に切らせた春木を家中300石以上に7間ずつ、300～100石に5間ずつ、100石以下に3間ずつ、それぞれ下されることになり、漆沢惣十郎へ「割賃」を差し出し、切手を受け取るよう指示がなされている。

この年の記事をまとめてみると、島守村御手山（藩有林）の春木伐採にあたっては、春木御用の役人（春木奉行）が現地に派遣され、春木伐り（春木割り）・春木運び（川下し含む）を差配し、島守村の落とし場から石手洗村まで川を流し、春木割りには島守村が人足を出し、川下では長苗代通の村々が運搬の人足を出していたことがわかる。揚げ場の石手洗村では、御手山の春木を八戸町（城下）や湊に売却、あるいは藩士たちに渡していた（割賃は負担）いたことも知られる。藩入用のみならず、町・湊や藩士の需要にまで藩主導で積極的に関与した様相がうかがわれる。この時期の特徴であろう。春木の伐採の時期は2月下旬ころからで、前節でみた「二月山」の春木の意味と合致する。ただ、川下げのほうは4月、あるいは6月下旬と早かった。水量の多い時期が優先されたのであろうが、苗代など農作業と重なるなど、村側の迷惑になっていたことは見逃しえない。

宝暦2年（1752）6月19日条（勘）、島守村より「御焼料」の春木300間を駒木常右衛門が川下げしたが、昨18日に新井田春木場で宮弥五右衛門、駒

木常右衛門が改めたところ、間数 247 間 1 尺 7 寸 5 分であったという。50 間余が回収できなかったということであろうか。宝暦 6 年 (1756) 4 月 2 日条 (勘)、島守・是川両村に春木 400 間命じたが、凶年 (宝暦の飢饉) のため御山奉行の賄ができないとして、米・味噌の下され願いがあった。年柄ゆえ認められたが、例にはならないとされ、通常出張してくる御山奉行の食事も村側の用意であった。宝暦 12 年 (1762) 8 月 4 日条 (目)、八戸廻姉市沢の春木 210 間を割らせたさい、川下げ運搬を前例の通り島守村に命じたが、百姓が困窮し、御用が多い時なので、陸上運搬による加勢を願い出た。しかし、前々より島守郷で川下げしてきたことであるとして却下されている。10 月 22 日条 (勘) に、姉市沢の春木の川流しが昨日までに終了した旨御山奉行の申し出があった。島守村にとって春木御用人足は大きな負担であったことが察せられよう。

明和 3 年 (1766) 5 月 4 日条 (目) に、島守村の勘五郎が、「案内」にたけているというので「御手山御用」を勤めることになった。奉行葉山久右衛門の手付とし、勤方諸事を扱うことになった。5 月 9 日条 (勘) に、島守御手山につき、十文字の左兵衛、さろう (砂籠) の助蔵の 2 人が「御山世話人」に命じられ、飯炊 1 人、都合 3 人を明 10 日より差し出すことになった。5 月 10 日条 (目) に、葉山久右衛門より伺書が出された。春木割りが終わったら総間数改めを仰せ付けられたい、枝木は山守および勘五郎に与えてよいか、春木割りが済んだら一先ず御山から帰ってよいか、といったもので伺いの通りとされている。5 月 30 日条 (目) に、島守御手山春木を鬼柳清作が見分し、989 間割った旨が報告されている。他に松角 12 本あった。6 月朔日条 (目) に、御手山御用が終わり、葉山は帰った旨報告した。その後は川流しであるが、7 月 27 日条 (目) に、春木流し人足の申し付け、およびいかだ乗り 6 人の御雇の手配が勘定頭へ指示された。9 月 20 日条 (勘) に、島守村三郎兵衛に対して里四郎山の春木を 25 日より川寄せ賦り方、および川流しを命じている。9 月 22 日条 (目) に、右の島守村の春木かと思われるが、御手山春木 760 間余をとくに湊まで川下げすること

とし (石手洗ないし新井田で揚げずに直接湊まで流すことにしたものか)、積み方がよいので増量の 800 間の積りで渡し、残り 200 間は来春渡すこととしている。春木奉行のもとで、島守村の百姓が手付や世話人となって、春木割りや春木流しの実際を担っていたことになる。川流しの時期が遅くなつて、明和 4 年 4 月 25 日条 (目) に、藩は、御手山春木・御焼料の川流しの願い出は、用水障りにならないよう、仕付け後とし、百姓の障りがない時節にするよう指示している。先に苗代の時期と重なることが迷惑となっていたが、藩はそうした願いに応え、春木流しの時期を遅らせるようにしたのであろう。

明和 5 年 (1768) 3 月 7 日条 (勘) に、来る 12 日、軽米の円子より春木の川流しをするので、島守村より去年の通り流し案内の者 6 人に申し付け、円子まで行かせるよう代官重茂惣太夫へ申し渡している。この 6 人というのは、人数が同じなので明和 3 年の「いかだ乗り」に相当するだろうか。この頃には島守村より上流の御手山からも春木伐り出しが行われるようになり、春木流しの技術にたけた島守村の百姓がその地に派遣されて指導していたことになる。

さて、「御春木割賃」について、『秘鑑』につきのような事例が記載されている。年不詳であるが、「御焼料春木」を軽米の尾田山で伐らせたさいの 560 貫文の「入方割付」で、八戸廻は高 2591 石 086 の出銭 196 貫 54 文 (御蔵、但入作・在入作・諸御免高并御役御免之高、御春木賦方相勤候村方相除)、長苗代通は「附上」の村方なので御免、名久井通は高 1657 石 378 の出銭 148 貫 301 文 (御蔵諸御免高并無役高相除)、軽米通は高 1146 石 027 の出銭 102 貫 544 文 (同断)、久慈通は高 1264 石 681 の出銭 113 貫 160 文 (同断)、合計 6259 石 172 の出銭 560 貫 63 文 (1 石につき 85 文 9 分) であった (工藤編 1991 : 706)。「割賃」を八戸藩全体の村に負担させようというもので、春木の賦方 (運搬) や付け上げに従事した八戸廻・長苗代通の村は除かれていた。前述のように島守村も免除された村であったらう。

ただし、石手洗・新井田木場からの付け運びの御用人足は幕末まで続き、惣高割方式の賦課には

変わりがなかった。文久2年(1862)『八戸廻御代官御用留』(酒井編集 1997:157)にも、10月27日条に「御焼料春木御入方割付」とあり、右の「御春木割賃」に相当するものと思われ、「御蔵本役安役」の八戸廻高2692石113に割り振られていたことが知られる。ただし、「附揚村方ハ相除」とあって、運搬に携わった村は除かれることになっていた。この史料にも、石手洗村からの「賦方」の記事が散見し、たとえば5月25日条には、「御焼料春木賦方割付」として、6間八戸廻町分以下台所行、6間同所柏崎村分で3間御烏屋行・3間大部屋行、8間同所新井田村分以下御台所行、明日26日の「賦方」仰せ付けられとみえる(酒井編集 1997:23)。また、他日にも坊主部屋行、御広敷行、鮫御陣屋御用、根城八幡御神事御用などへ運んでいる。こうした人足を出した村が入方割り付けを免除されたのであろう。

春木奉行の差配による島守村御手山からの薪木の伐り出しは、18世紀後末期頃より藩日記からはみられなくなる。藩の直営方式から請負形式に次第に変化していったからかと思われる。島守村だけではその変化の状況は子細にわからないが、島守村村上家文書(八戸市立図書館所蔵「村上家古書及古文書目録」古文書之部76)の天明6年(1786)9月『島森村当御歳貢金并諸出金上納元扣帳』(名主治五平)によると、「御焼料春木代」として、41貫132文(高1石に付53文6分8厘7毛)を未(天明7年)2月5日に上納したとある。「御焼料」というのは藩御用を意味するが、この頃にはすでに春木伐採が藩直営ではなく、請負制に変化していたことを反映しているのであろう。

時代が下るが、文化12年(1815)3月19日条(勘)によると、六日町太次兵衛が請け負って島守郷山より伐り出し、先頃流した「御焼料春木」が春木留を破って川下へ流れてしまった(後述)。「請負」、「御焼料春木」とあるので、藩御用の春木の伐採と川流しを町人が請け負っていたことになる。文化12年6月7日条(勘)に、石手洗村作太郎が「御請(負か)」の春木を湊川口まで川通しをしたいと、証文を願い上げ許可となっているが、これも藩御用のものであろうか。島守の甚右衛門頂戴御山のうち100間、同村山田の孫四郎頂戴御山

70間、同村狄館の兵二郎頂戴御山100間の計270間であった。文化14年3月17日条(勘)に、八戸塩町の多兵衛が、「御炊料春木」を軽米郷上館村忠右衛門持山から伐り出すことを去年秋に願い出て許可のところ、間数不足により、その分を島守郷七枚田村六兵衛、同郷江花沢村三四郎頂戴の御山で調え伐り出すことになっている。このような町人請負が一般的になっていったのだと理解しておきたい。

4 春木山願いと川通し証文

藩御用の他に百姓(山守が多いか)・町人が礼金を上納して春木山の伐り出しを認められるケースも『八戸藩日記』には少なからず記載されている。春木以外に木材(角・鹿料、船木など)、あるいは御山願い(春木山も含まれるか)とあるものはここでは取り上げないが、島守村が材木の伐り出し地でもあったことは念頭に入れておきたい。

島守村の春木山願いの早い事例としては、元禄17年(1704)2月12日条(目)に、島守村長右衛門・同村三右衛門が同村甚五右衛門を請人として、山根のうち大峠山を春木山に願い出ている。礼金20両と松五寸角50本を差し上げる条件で、礼金10両は只今、残りは2月中差し上げとされている。宝暦2年(1752)12月10日条(目)によると、山守甚右衛門が島守村長坂で春木50間を願い出、また同村三郎兵衛が黒坂で春木30間余を願い出、両人の礼銭は1貫文で認められた。このような形がポピュラーであったか。

宝暦11年(1761)10月10日条(勘)に、島守村円兵衛よりの春木がらみの願いが出され、藩がそれを却下したことが記されている。円兵衛は、これまで所々の「売山」を申し受けたが春木を売り兼ねて、その「入方銭」の「金主」に訳が立たず迷惑している、そこで先年藩に預けていた銭1600貫文余(貸上金を指す)の「御預り御証文」を差し上げるので、大鳥山を残らず下されたい、その払金で金主へ訳立ちたい、というものであった。いつの貸上金かは未確認であるが、すでに寛延4年(1747)以来、円兵衛が不相続になり貸上

金の返金願い、あるいは御山願いを出していたことが知られ(同年9月13日条(目)、12月1日条(目)など)、春木山を手に入れても思うように売れず、金主(城下商人であろうか)からの借金で春木山経営が苦境に陥っていたことを示している。円兵衛は島守村の名主を勤めるほどの地元の有力者であったが、明和2年(1765)冬「欠落」している(明和3年2月17日条(勘)、同2月22日条(勘))。円兵衛一件については、さらに検討を必要としている。

明和4年(1767)には島守村の世増山が「売山」となった。3月8日条(目)に、世増山の立木を島守村の者の助けになるとして売り出すことにし、礼銭50貫文で望みの者を募った。3月25日条(目)に、望む者は誰もいなかったのであろう、世増山の売山願いの者の礼金が過分に少ないので許可できない、しかし売山がなくては漁時および酒屋一同の差支えになるので春木山としたのであって、御用金を出した近江屋市太郎、大塚屋伊兵衛、美濃屋三右衛門の城下町商人3人へ世増久太郎山を下されることにし、町奉行よりその三人へ春木を割らせ、湊・酒屋の通用になるよう申し渡している。川通しは勝手次第とされている。円兵衛一件もあって、島守村の百姓は売山経営に名乗りを上げなかったことになる。むろん、伐り出しや割り木、運搬などには地元の村民が雇われたものであろうが、その実態解明にまでは踏み込めない。いずれにしても、18世紀半ば以降、こうした礼金上納による「売山」形式の春木の供給が一般的かつ盛んになっていったものと思われる。

つぎに、こうした春木の川流し(川通し)願いについてみよう。島守村が関係している春木の川流し事例を網羅的とはいえないが、目についた範囲内で『八戸藩日記』から拾い出してみたのが、以下の事例である。いずれも藩によって許可されたもので、年月日条、川流しの願人、春木間数、そして川流しの区間、の順に示しておいた。

- ①寛政2年(1790)6月6日条(勘) / 石手洗村作兵衛 / 春木659間、栗五六角30本(軽米通での伐り出し) / ~島守村水吉
- ②寛政3年5月22日・25日条(勘) / 石手洗村

作兵衛 / 春木650間、軽米通円子村で伐り出し / 島守境水吉~湊川口 * 島守境水吉までの川通しも願い、許可

- ③文化7年(1810)年6月4日条(勘) / 石手洗作太郎 / 島守村右門次郎山より伐り出しの春木250間、晴山彦四郎山より伐り出しの750間、計1000間 / 晴山~湊川口
- ④文化7年6月9日条(勘) / 新井田又右衛門 / 松春木300間、市ノ沢郷笹子市十郎山で伐り出し / 島守村松石~湊川口
- ⑤文化10年5月19日条(勘) / 石手洗作太郎 / 春木500間島守村孫助山、200間同村牧三郎山、100間甚右衛門山、150間孫助山伐り出し、計1000間 / ~湊川口
- ⑥文化11年5月7日条(勘) / 六日町太次兵衛 / 松春木780間、島守村藤三郎・右衛門太頂戴山相談し売山、御炊料 / ~湊川口
- ⑦文化12年6月7日条(勘) / 石手洗村作太郎請負の春木 / 島守村甚右衛門頂戴御山100間、同村山田の孫四郎頂戴御山70間、同村狄館の兵二郎頂戴御山100間、計270間 / ~湊川口
- ⑧文化14年5月26日条(勘) / 是川村金次郎 / 松春木600間、島守村兵太郎・同村孫六頂戴の両山「売山」伐り出し / 島守川~湊川口、干水につき御炊料の川通し支えないよう代官へ達す
- ⑨文政元年(1818)年7月19日条(勘) / 石手洗村作太郎 / 松春木250間、笹子助右衛門山で伐り出し、同220間、島守村角金右衛門太山で伐り出し / (不記)
- ⑩文政2年3月10日条(勘) / 朔日町喜兵衛 / 島森村治助山売山、松春木200間伐り出し / 島森川~湊川口
- ⑪文政3年3月25日条(勘) / 朔日町喜兵衛 / 松春木500間、うち300間市野沢村長次郎山・200間島守村孫四郎山 / 島守川~湊川口
- ⑫文政3年6月15日条(勘) / 石手洗村作太郎 / 島森村三右衛門山・同所孫四郎山より松春木500間伐り出し / 島森村~湊川口
- ⑬文政4年6月13日条(勘) / 石手洗村作太郎 / 松春木三百間、島守村山口の彦市(の山か) / 島守村~湊川口
- ⑭文政4年7月朔日条(勘) / 朔日町喜兵衛 / 松

- 春木 400 間、島守村五郎右衛門・同村孫次郎の山調べ売山伐り出し／～湊川口、牛難渋の場所
- ⑮文政 8 年 5 月 25 日条（勘）／十日一村与五右衛門／島守村喜右衛門無心につき雑木春木 100 間／島守村～湊川口
- ⑯文政 8 年 6 月朔日条（勘）／石手洗村作太郎／松春木 400 間、雑木春木 20 間／島守川～湊川口
- ⑰文政 8 年 7 月 21 日条（勘）／新井田村甚之助／雑木春木 25 間、島守村巻の右衛門太、去申年頂戴川流残木／（不記）
- ⑱文政 11 年 5 月 29 日条（勘）／石手洗村小兵衛・助治郎／雑木春木 20 間、島守村巻の市右衛門頂戴御山で焼料伐り出し／同所川～湊川口
- ⑲天保 2 年（1831）6 月 12 日条（勘）／逸見元次郎／島守村巻の市右衛門山で炊料として雑木春木 50 間調べ／～石手洗
- ⑳天保 2 年 6 月 12 日条（勘）／八戸三日町忠七／軽米郷高家村久作頂戴御山より松春木 300 間伐り出し／島守境～湊川口
- ㉑天保 2 年 6 月 19 日条（勘）／逸見元次郎／焼料雑木春木 50 間、島守村巻の市右衛門山より買調／～新井田橋 *⑲記事と重複か
- ㉒安政 4 年閏 5 月 5 日条（勘）／石手洗村作兵衛／松春木 200 間、軽米郷車門村三右衛門山より、同 200 間、島守村円兵衛山より／～湊川口迄
- ㉓安政 5 年 4 月 13 日条（勘）／石手洗村作兵衛／松春木 300 間、軽米郷車門三右衛門山、100 間、島守村円兵衛山の売木伐り出し／～湊川口
- ㉔元治元年（1864）7 月 29 日条（勘）／島守村世増久太郎／雑木春木 30 間、島守境水吉より売木伐り出し／～湊川口
- この他に、文久 2 年（1862）『八戸廻御代官御用留』（酒井編集 1997）にも、文久 2 年の島守村からの春木伐り出し事例が拾えるので、それも追加しておこう。
- ㉕6 月 27 日条／石手洗村作兵衛／松春木 200 間・雑木春木 100 間（軽米郷鶴飼村千助山）、松春木 100 間（古里村兵太郎山）、頂戴の御山より売木伐り出し／島守村水吉川～湊川口
- ㉖8 月 4 日条／石手洗村辰之助、雑木春木 100 間、島守村治五平頂戴の御山で売木伐り出し／同所

川～湊川口

- ㉗9 月 4 日条／島守村江花沢三四郎／松春木 200 間、島守山で頂戴伐り出し売木／同所～湊川口
- ㉘10 月 29 日条／新井田村又右衛門／春木 150 間、島守村上ノ山源右衛門頂戴の御山で売山伐り出し／同所川～湊川口

これらは、寛政期以降の川流し願い・許可である。願人となっているのは、石手洗村作兵衛、新井田（村）又右衛門、石手洗作太郎、六日町太次兵衛、是川村金次郎、朔日町喜兵衛、十日一村与五右衛門、新井田村甚之助、石手洗村小兵衛・助治郎、八戸三日町忠七、島守村世増久太郎、逸見元次郎、石手洗村辰之助、島守村江花沢三四郎である。石手洗村作兵衛が最も多く、作兵衛・作太郎・作兵衛は同家を継いでいる者たちなのであろう。石手洗村では他にも小兵衛・助治郎がおり、また新井田村も又右衛門・甚之助がいる。石手洗村・新井田村は川を流してきた春木を川から揚げて集積しておく場所（春木場）で、ここから八戸町へ運搬したので、このように春木を扱う業者が生まれ、資金力を持って島守村での春木伐り出しにも積極的に乗り出していたものだろう。ついで多いのは、八戸城下の朔日町、三日町、六日町の町人たちであった。それに対して伐採地の島守村では幕末期の世増の久太郎しかいない。是川村の金次郎も地元業者とあってよいが、資金力の差があってそれほど参入できなかったものだろう。なお、逸見家は藩主一族で、自らの炊料（薪材）の確保のために直接買い調べに動いている。

島守村の春木伐採山であるが、島守村右門次郎山、島守村治助山、島守村巻の市右衛門山、治五平頂戴御山、などのように、ほとんどが個人名が名前がついた山からの伐り出しとなっている。右門次郎らは最初に述べた山の所持権を認められた山守たちで、山守は自分の持山（頂戴山）の松木・雑木を春木としてさかんに売却していた様子を示している。

春木流しであるが、島守村からの流し場が定まっているわけではなく、伐り出し地に近いところから流したのであろう。島守村水吉の地名がみられるが、水吉は八戸廻代官区と軽米通代官区の八

戸廻側の境にあり、①②の事例は代官区の違いから、同じ川通しでもそれぞれ許可を取っているのだといえよう。川流しの終着地は、⑱・⑳の逸見元次郎が石手洗・新井田橋であるのを除けば、湊川口である。これらの春木は主要には八戸町向けというより、湊・鮫など浜通の需要に応えるためのものだったことになる。浜通は鯛漁のさかんなところで、鯛からのメ粕・油を国産物化していたので、その生産を支えるための松春木・雑木春木の島守村などでの伐り出しであったかと推測される。その結びつきについては詳細が明らかにされねばならない。

いつ川流しをしたのかその月日まではわからないが、日記記載日（許可日）からそれほど懸け離れた時期とは考えられないので、おおよその見当はつく。記載日からみると、3月から10月までとなっているが、6月が最も多く、5月と7月がそれに次いでいる。先に指摘した18世紀前期とそれほど変わっていないことが知られる。新井田川の水量が多い梅雨期が川流しに最も適した時節であったのであろう。

5 洪水と春木

すでに少し触れたことであるが、新井田川が洪水となったさいには木材や春木などが押し流されるという被害が出ていた。ここでは流された春木に絞って、事後どのように扱われたのか述べておこう。

延享2年（1745）8月10日条（勘）によると、前述のように島守八百山の春木320間が洪水の被害に遭った。春木留が破れ、押し流されてしまった。湊川口奉行へ、人足を遠慮なく名主へ申し付け、船など出させて海に流出してしまうのを留めるよう達している。また、春木奉行漆沢惣十郎、八戸廻代官田村治五平には橋々を見分させて、春木を取り上げさせた。湊で10間、新井田で8間をそれぞれ引き揚げるのができたものの、過半は海へ流されてしまった。そこで、川筋、海ともに寄り次第取り上げるように命じている。

宝暦13年（1763）8月15日夜より16日朝まで激しい東北風を伴った大雨が降って山崩れ・出水、

常水より2丈余の洪水となり、高2万石のうち1万9781石余にも被害が及んだという。流家298軒、潰家162軒、溺死3人、流失牛馬43疋（馬35疋、牛8疋）などと損毛覚の届書には書かれているが（9月27日条（目））、春木の流失被害も大きかった。8月21日条（勘）によると、新井田村作兵衛・嶋守村円兵衛がかねて頂戴していた春木がこのたびの洪水で残らず流れてしまい、湊外の須賀間の須賀へ打ち寄せられた。両人は、御用御春木は藩の「御取上」とし、そのほかを下されるならば手前のほうで取片付けたい旨の願書を出して許可されている。8月24日条（勘）に「春木元流失覚」に、石手洗村春木582間のうち240間残り・342間流失、新井田村600間残らず流失、新井田村去年残の750間のうち200余残り・550間流失、湊村新古550間残らず流失（川岸上の春木共）、合計2482間余のうち440間余残り・2042間流失と記載されている（他、松角も残らず流失、数量省略）。これらの木材、春木は「須賀」（砂浜）や、川筋の田向・類家・下新井田・寺地に打ち寄せたが、角類には極印、春木には1間に4～5本ずつへ極印が打ってあった。この極印によって、春木が誰のものであるか判別できるようになっていたといえよう。なお、流木については、取り上げた者へ20分1が下され、他は証文頂戴の木主へ下されることになっていた（9月14日条（勘））。

文化12年（1815）3月19日条（勘）にも、六日町太次兵衛が請け負って御焼料春木を島守郷山より伐り出して先頃流したが、春木留が破れ川下へ流れることがあった。石手洗村土場詰めの西村悦太夫より御山目付太田喜満多へ申し出たが、同人が近在に出て居らず、八戸廻代官1人・徒目付1人・近廻り御山奉行4人が出て、新井田村・湊村に人足を出させて流失木を取り上げさせている。

6 おわりに

以上みてきたように、島守村は新井田川を利用して、八戸城下や湊への春木の供給地としての役割を担っていた。このため島守村の人々は山守をはじめとして、その生業のなかに春木伐り出

し、春木流しが深く根付いていたことがうかがわれる。しかし、輪郭をなぞっただけで、史料の解釈も曖昧なところがあり、立ち入って検討できたわけではない。また、八戸藩全体における春木の需要と供給、そこに関わる藩役人や業者、資本についても不明なことばかりで、島守村がどのような位置にあるか示すことができていない。今後に残された課題ばかりである。今後の地域史による解明を期待したい。

ここでは取り上げなかったが、島守村は八戸藩の「御用炭」の生産地でもあった。『八戸藩日記』にはそうした関係記事もときおりみられ、とくに島守村のうち古里が役炭の上納を果たしていた（宝暦14年〈1764〉3月14日条（勘）、明和3年〈1766〉9月15日条（勘）、安永5年〈1776〉8月27日条（勘）など）。『秘鑑』によると、安永7年（1778）であるが、古里の上納炭は起炭3683貫566匁8分5厘を一年間通して「下御台所」に付け上げるようになっており、36石884の年貢金と差し引きされていた（工藤編 1991：605）。春木ばかりでなく、こうした炭や角材なども含めて島守村の林業が成り立っていたのである。

参考文献

- 青森県文化財保護協会 1966 『新撰陸奥国誌5』青森県文化財保護協会。
- 安藤昌益研究会編集 1984 『安藤昌益全集2』農山漁村文化協会。
- 池田弥三郎解説 1974 『日本民俗誌大系9』角川書店。
- 岩手県立図書館編集 1982 『岩手史叢9』岩手県文化財愛護協会。
- 内田武志・宮本常一（編） 1971a 『菅江真澄全集1』未来社。
- 内田武志・宮本常一（編） 1971b 『菅江真澄全集2』未来社。
- 内田武志・宮本常一（編） 1972 『菅江真澄全集3』未来社。
- 内田武志・宮本常一（編） 1978 『菅江真澄全集7』未来社。
- 菊池勇夫 2012 『東北から考える近世史』清文堂出版。
- 工藤祐董（編） 1991 『八戸藩法制史料』創文社。
- 小井川潤次郎 1995 『小井川潤次郎著作集8・新井田街道』

木村書店。

- 酒井久男編集 1997 『八戸廻御代官御用留』種市町教育委員会。
- 佐藤政五郎 1982 『南部のことは』伊吉書院。
- 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部 2001 『日本国語大辞典第二版10』小学館。
- 能田多代子 1982 『青森県五戸方言集』国書刊行会。
- 野本寛一 2016 『季節の民俗誌』玉川大学出版部。
- 八戸市立図書館市史編纂室編集 2002 『明治・大正の八戸市街図と三戸郡誌（八戸の歴史双書）』八戸市。
- 八戸市史編纂委員会（編） 2007 『新編八戸市史近世資料編I』八戸市。
- 八戸市史編纂委員会（編） 2008 『新編八戸市史近世資料編II』八戸市。
- 八戸市史編纂委員会（編） 2013 『新編八戸市史通史編II近世』八戸市。
- 藩法研究会（編） 1970 『藩法集9盛岡藩上』創文社。
- 盛岡の歴史を語る会企画 1973 『もりおか物語（壹）—惣門かいわい—』熊谷印刷出版部。
- 柳田国男監修 1955 『改訂総合日本民俗語彙3』平凡社。

八戸藩の狼荒と対処

—八戸藩庁日記から—

東北歴史博物館

村上一馬

1 はじめに

近年、東北地方でも鹿や猪の生息域が急速に拡大して、農林地の被害が増加している。同時に現役の猟師が減少しており、こうした野生獣への対処に苦慮している地域が多い。たとえば牡鹿半島では杉の植林が鹿に食い荒されて、表土が流出している斜面が散見される（写真1、2016年9月撮影）。猪も増殖しており、宮城県色麻町では水田の畦が掘り返されるなどの被害が出始めている。こうした状況の中で、かつて鹿や猪の天敵であった狼を再評価しようとする試みも現れている。狼が復活すれば、鹿や猪を捕食し、それらの繁殖を抑えてくれるだろうと期待しているわけである^{注1)}。

しかし、狼は鹿や猪のような農害獣だけを食べていたわけではなかった。江戸時代の記録をたどると、人が大切に飼育する馬を襲い、ときには人を喰い殺すこともあった^{注2)}。狼は人の生活をおびやかす恐ろしい野獣であったことを八戸藩の藩日記に見ることができる。そうした八戸藩での狼による被害、すなわち狼荒とその対処についてを

考察したい。

八戸藩には「目付所日記」、「勘定所日記」、「用人所日記」と呼ばれる3種の藩日記があり、八戸南部家文書として原本および複製本が八戸市立図書館に所蔵されている。「目付所日記」は寛文5年～明治2年（1665～1869）の271冊であり、家老へ上申された事項を目付支配の物書を書き留めたもので、八戸藩政を知る上での基本史料である。「勘定所日記」は貞享2年～明治元年（1685～1868）の121冊であり、猟師を含む領民の記事が多く記載されている。「用人所日記」は享保8年～明治2年（1723～1869）の158冊であり、藩主の家政など側廻りの記事が記載されている。この3種の藩日記、全550冊を当事業で悉皆調査した。そして、その中から狩猟関係の記事すべてを抽出して翻刻し、『八戸藩庁日記狩猟関係史料集』として発行した^{注3)}。同史料集には狼に関する記事が130点ほど掲載されており、それを元にして八戸藩の狼荒を述べてみたい。以下、3種の藩日記を「八戸藩庁日記」と総称し、『八戸藩庁日記狩猟関係史料集』からの引用は『史料集』と略記し、史料No.を付した。なお、小論で引用した「八戸藩庁日記」の記事はすべて『史料集』に掲載されているので、詳しくはそちらを参照して頂きたい。



写真1 牡鹿半島の杉植林地（鹿に食い荒されて表土が流出、2016年筆者撮影）

2 狼とは

(1) 狼の表記

かつて東北地方では狼をオイヌ・オイノと呼び、その呼称は宮城県内の狼河原（登米市東和町）、狼の巣（気仙沼市本吉町）、狼塚（加美郡加美町）、狼坂（仙台市青葉区星陵町）などの地名として

残されている。

橘南谿が天明4～6年頃(1784～86)、羽州小佐川(現秋田県由利郡象潟町小砂川)の人びとが狼をオニと呼んでいたことを紹介している^{注4)}。はじめ南谿は「鬼出て人をとり食ふ」という話を聞いて、その鬼は腰に虎皮のふんどしを着けているのか、などと一笑に付していた。だが、行きあう人々が口々に恐ろし気に語るのを、よくよく尋ねると、犬より少し背丈や口が大きく、狼とも言う、と聞いて仰天する。当地ではオホカミをオニと呼ぶことが判然として、恐る恐る旅立ったことを『東遊記』(寛政10年[1798]刊)に書いている。これは狼の別称のオイヌ・オイノが訛り、オニと聞き違えたものであろう。近年まで東北各地で狼をオイノと呼んでおり、たとえば岩手県の陸前高田や遠野の出身者からも確認できる^{注5)}。

しかし、「八戸藩庁日記」にはオイヌ・オイノに相当する表記は見えず、ほとんどが「狼」と書かれている。なかには初めに「大かめ」と書いてから、「狼」と書き直したのものもある^{注6)}。ほかにも「大かみ」、「大かみ」、「おふかみ」という表記が見られ^{注7)}、「狼」をオオカメ・オオカミ・オウカミと発音していた^{注8)}。

この「狼」を「犬」や「山犬」と表記することもあった。

- ①「狼ノ子」4疋(匹、以下疋と表記する)を取り、「母犬」1疋を射殺した。
- ②「狼之穴」で「母犬」1疋と子3疋を射殺した。
- ③「狼ノ子」5疋を捕獲し、うち4疋が「女犬」であった。
- ④「男犬」の「狼」1疋を捕獲した。
- ⑤「山犬荒れ」によって馬が取られたので、「犬狩」をして「子犬」3疋を捕獲した。
- ⑥「男山犬」1疋を捕獲した^{注9)}。

母狼を「母犬」(①②)、女狼を「女犬」(③)、男狼を「男犬」(④)と表記している。このように狼を「犬」と表記しているわけである。⑤は山犬を犬狩りして「子犬」を捕獲している。八戸藩では、狼と犬の捕獲を奨励し、それぞれに異なる額の褒美を与えていた。その詳細は後述するが、

褒美額から⑤の子犬は子狼であることがわかる。⑥の男山犬は男犬ではなく、男狼の褒美額を与えている。

いずれも「勘定所日記」の記録であり、八戸藩では狼を「山犬」、女狼を「女犬・母犬」、男狼を「男犬・男山犬」、子狼を「子犬」と表記する場合があった。つまり、狼を「犬」や「山犬」とも表記していたわけである。ただし、狼を「犬」と表記する場合は、「狼」と判るように記述して、狼の内訳として「女犬・母犬・男犬・子犬」と略記しているに過ぎない。したがって、狼と犬を混同していたわけではなく、双方を明確に区別していた。

もっとも、八戸藩以外では、山犬と狼と犬はそれぞれ異なる別種と捉えていたのかもしれない。たとえば、『和漢三才図会』(正徳3年[1713])や『本草綱目啓蒙』(享和3年[1803])では狼(おほかみ)と豺(やまいぬ)と犬(いぬ)の三者を別種として記述している^{注10)}。

「張州雑志」(寛政元年[1789])には、豺は俗に「山ノ犬」と言い、狼と犬が交わり生まれる。その性質は悪く、狼と違って昼も現れて人を害す、とある^{注11)}。盛岡藩では山犬を「カセキ」と呼び、「盛岡藩領産物不審物図」(江戸後期)には、狼の類で少し小さく、「至テ希ナリ」とある^{注12)}。このように豺、山ノ犬、カセキと狼は異なることが記録されていた。しかし、明治18年(1885)の岩手県勸業課の記録には狼を「方言、ヲホカミ、カセギ」とあり、狼とカセギを区別していない^{注13)}。カセギ(山犬)と狼が明治期には混同されていたことが窺われる。

(2) 生息状況

八戸藩領内では、狼はどのように生息していたのだろうか。それを考えるために、八戸藩庁日記から狼の捕獲記録一覧を表1(巻末)に集約した。これから捕獲場所を見ると、1700年までは妙野の記録が目立つ。これは、妙野など藩営牧の馬を襲う狼がいて、それを当時の八戸藩が懸命に駆除しようとしていたからである。ほかには主に村や村の近くで捕獲されたものであり、山中での捕獲は弘化4年(1847)の荒巻山、安政4年(1857)の久慈平嶽の2件に限られる^{注14)}。したがって、狼の

多くは牧や村の近くに生息していたと思われる。

表1には123疋の狼捕獲記録があり、その内訳は男狼9疋、女狼10疋、子狼68疋、不明36疋であり、子狼が78%（不明分除く）を占める。熊の場合は大半が利用価値の高い成獣であり、子熊の捕獲は少なかったが^{注15}、それとは対照的である。これから八戸藩側が狼の持続的生息を望まず、狼を根絶やしにしようとしていたことが窺われる。

貞享3、4年（1686、7）は藩営の牧である^{ひろの}広野や妙野の御野馬（牧の馬）^{注16}が狼に襲われることが続いた^{注17}。その間の貞享4年4月に巢穴の狼の子を捕獲している。百姓たちが「狼穴」を見つけて、子狼9疋を捕えた。大穴を掘ってその子狼を入れておいたら、母狼1疋も穴へ落ちたので、それも獲ったとある（①）^{注18}。子狼を穴に入れて母狼を誘い込む手法などは、狼の母性本能を利用したもので、少し胸が痛む。このとき、狼の巢穴3つ分の褒美が与えられており、子狼9疋は3ヶ所の巢穴で捕獲されていた。

また、正徳元年（1711）には^{しまもり}嶋守の古里で「狼之穴」を見出し、母1疋と子3疋を打ち殺している（②）^{注19}。ほかにも久慈（③）、^{かるまい}軽米村山田（④）、^{たわいち}種市大屋（⑤）、大野郷（⑥）、種市村（⑦）、山形待ヶ沢（⑧）、久慈平嶽（⑨）にて子狼をそれぞれ6疋、6疋、5疋、5疋、3疋、4疋、3疋捕獲している^{注20}。これから狼は1つの巢穴で3、4疋（平均4.1疋）の子を産み、育てていたことがわかる。

①～⑨の記録月日を新暦に直すと、5月3日（⑥）、5月17日（①・⑤）、5月25日（③・⑦）、6月7日（④）、6月10日（②）、6月15日（⑨）、8月6日（⑧）となる。⑧を除くと、いずれも5～6月であり、この時期に狼は子育てをしていたことがわかる。⑥の子狼は一兩日以前に生まれたようで、目も明いていないという。ということは、狼は5月初めに子を産み、8月過ぎまで巢穴で子育てしていたわけである。

3 狼荒と対処

(1) 人身被害

狼は人を襲い、喰い殺すことがある野獣であっ

た。寛文8年（1668）、その人喰い狼が^{しろがね}白金村（現八戸市）で捕獲された^{注21}。だが、狼であれば無条件に射殺できるわけではなかった。

元禄8年（1695）8月1日から6日に^{くづまき}軽米通（現九戸郡軽米町）と^{ひろの}葛巻通（現岩手郡葛巻町）で狼が3、40人を負傷させ、3人を殺した^{注22}。さらに、種市通（現九戸郡洋野町）でも狼が殊のほか荒れて、夜には人家へ駈け込む込むという騒ぎがあった。死傷者が3、40人というのは尋常でなく、当時の八戸藩ではこうした狼荒が起きていた。しかし、この元禄年間は幕府による生類憐み政策のために、害獣を射殺する前には、まず追い散らすという手順が必要とされた。そこで、このときも空砲で狼を威す^{威鉄砲}威鉄砲が手配された^{注23}。

宝永元年（1704）にも狼が人を死傷させた。山根通（現八戸市）で狼が人や馬を襲った（「あた^仇いたし」）ので、「番筒」すなわち用心用の鉄砲が貸し出された。さらに^{くづまき}軽米通でも狼が荒れて、「人を取殺」したので、狼荒がある間に限って鉄砲が貸し出された^{注24}。

この生類憐み政策は宝永6年（1709）に徳川綱吉が死去すると、すぐに解除された。その後の宝暦元年（1751）、^{にいた}新井田湊通（現八戸市）で狼荒れによって人や馬が怪我した^{注25}。このときは鉄砲打（御鳥討）が派遣されており、おそらく実弾で狼を射撃したと思われる。

さらに宝暦6年、狼が人家へ駈け込むという事件が再び起きた。それが次の記録である。

『史料集』No. 490

「目付所日記」宝暦6年（1756）5月11日条。
一、久慈大川目村山口之十兵衛と申者之家へ狼一疋駈込、男女七人并馬一疋怪我有之旨訴出、尤狼ハ村之者突留候由

これは「目付所日記」の記録であるが、同日条の「勘定所日記」には詳しい記載がある^{注26}。それによると、久慈の大川目通（現久慈市）の百姓の家々に狼が駈け込み、^{おおかわめ}貌や顎などを食われて大疵を負った重傷者が3人、^{（顔）}貌・耳や背中などに小疵を負った軽傷者が4人、このほか百姓の馬の尾が少し食われている。

表2 狼による人身被害一覧

記録	場所	被害者数	被害状況	表記	出典	『史料集』No.
1 寛文8(1668)11,7	白金村、小清曾部	不明	死亡	人喰狼…夜討…差上ル	目付所日記	13
2 元禄8(1695)8,12	軽米通・葛巻通	3人	死亡	狼猪荒申候而…おどし鉄炮被仰付…若打留申候ハ、其所ニうづめ指置申答	勘定所日記	60
		3, 40人	負傷			
3 宝永元(1704)6,31	山根通	不明	負傷	狼荒人馬江あいたし候…御番筒三挺借し被遣	目付所日記	78
4 宝暦元(1751)6,19	軽米通	不明	死亡	狼荒人を取殺申二付…筒…十五挺…借し被遣	勘定所日記	417
	新井田湊通	不明	負傷	狼荒人馬怪我有…御鉄炮打…被遣候		
5 宝暦6(1756)5,11	久慈大川目村	7人	負傷	家へ狼老疋駆込…狼ハ村之者突留候	目付所日記	490
	久慈、大川目通			狼…人家かけ込、人馬けが仕候	勘定所日記	
天保7(1836)2,26	国内口	(1人)	(屍体損傷)	狼数疋下り…人之死骸…狼喰散、頭并腰骨等川端ニ御座候	勘定所日記	1346

家7軒で被害があったということは、狼が次々と家々に侵入して人々を襲っていたことになる。

ところで、弘前藩や盛岡藩でも多くの人が狼に襲われていたが、その被害者の大半はこどもであった。しかし、本件では被害者全員が大人である。人を食糧として獲ろうとするのなら、こどもを狙った方が容易であろうが、このときは次々と家に駆け込んで、大人を襲っている。これは人を捕食するためではなく、狂った狼が暴れまわっているように思われる。もしかすると、この狼は狂犬病に罹っていたのかもしれない(後述)。

ただし、これ以降の「八戸藩庁日記」には狼の人身被害の記録が見えない。天保7年(1836)に狼数疋が川端で人の死骸を喰い散らしているという記録があるが、その死骸は雪解けで流れてきたもので、生きていた人を襲ったものではない^{注27)}。

以上の「八戸藩庁日記」の記録を表2(狼による人身被害一覧)に集約した。その結果、狼によって死亡5人、負傷39人の計44人が死傷していたことが明らかとなった。被害記録は寛文8年(1668)～宝暦6年(1756)の5件である。この数は30～40人を30人として最小値を合計しているため、実際の死傷者数はこれより多かったと思われる。

弘前藩でも多くの人が狼に襲われており、「弘前藩庁御国日記」には元禄2年～安永7年(1689～1778)に死亡37人・行方不明5人・半死半生7人・重軽傷39人の計89人の被害が記録されていた^{注28)}。盛岡藩でも同様の被害があり、「盛岡藩

家老席日記 雑書」(以下「家老雑書」と略記する)には、寛文2年～文化10年(1662～1813)に死亡23人、行方不明4人、重軽傷62人の計89人の被害が記録されていた^{注29)}。両藩の死傷者数が同じ89人というのは単なる偶然であろうが、いずれも甚大な人身被害があった。

さて、八戸藩の被害者数はその半分であるが、藩の広さや人口を考慮すると、八戸藩の方が被害の頻度が多かったと言える。

(2) 馬被害

八戸藩には妙野(現八戸市)と広野(現岩手県久慈市)の2つの藩営牧があり、そこで御野馬が飼育されていた。その馬を狼が襲い、馬を「取」る、すなわち奪取して食い殺すことがあった。

「八戸藩庁日記」から御野馬や在村の馬の被害を抽出し、表3(狼による馬被害一覧)にまとめた。馬が死傷した記録は27件あり、このうち狼が取るなどして死亡したのが20疋、負傷は8疋であった。内訳は駒(牡)9疋、駄(牝)10疋、不明10疋である。その年に生まれた当才が17疋を占めることから、狼は子馬を選択的に襲っていたことがわかる。

妙野11疋、広野13疋で大半(89%)が牧での被害記録であり、村内では4疋のみである。これは藩側が牧の御野馬を重視し、その被害を逐一藩日記に記録したからであろう。村の馬の被害記録が少ないのは実数を反映しているとは限らず、これより多くの被害があった可能性もある。

記録年代には偏りがあり、16件(59%)が延

表3 狼による馬被害一覧

記録日条	牧	被害頭数	被害馬	被害状況(表記通り)	出典	『史料集』No.
1 延宝元(1673)9,14	妙野	1疋	駒,1才	狼喰レ死申	目付所日記	23
2 延宝3(1675)7,12	妙野	1疋	駒,1才	狼ニ喰殺サレ申	目付所日記	26
3 延宝3(1675)7,20	妙野	1疋	駄,1才	狼喰殺申由	目付所日記	29
4 延宝5(1677)4,25	妙野	1疋	御野馬,1才	狼かけころし	目付所日記	29
5 延宝5(1677)4,25	妙野	1疋	御野馬,1才	疋疋ハかけ申迄	目付所日記	29
6 延宝6(1678)4,6	妙野	1疋	駒,1才	狼懸ケ申由	目付所日記	35
7 延宝6(1678)5,3	妙野	1疋	駒,1才	狼ニとられ候由	目付所日記	35
8 延宝6(1678)5,3	妙野	1疋	駄,1才	とられ候由	目付所日記	35
9 延宝6(1678)7,16	妙野	1疋	駒,1才	狼取申由	目付所日記	39
10 天和元(1681)8,7	廣野	1疋	母駄	狼被取候由	目付所日記	39
11 貞享2(1685)11,12	相内野	1疋	駄	狼喰カ又何疵ニ候哉…ぬか引…やしきへかけ込死居申	勘定所日記	42
12 貞享3(1686)1,21	廣野	1疋	御野馬	狼懸ニ逢申	目付所日記	43
13 貞享4(1687)7,4	妙野	1疋	駄,1才	狼欠之…之由	目付所日記	45
14 貞享4(1687)7,21	廣野	1疋	駄,1才	狼ニ被取申	目付所日記	45
15 貞享4(1687)7,21	廣野	1疋	駄,1才	狼ニ被取申	目付所日記	45
16 貞享4(1687)9,25	妙野	1疋	父馬	狼懸、余程之疵付候	目付所日記	46
17 元文2(1737)8,7	廣野	2疋	1才	狼ニとられ候	用人所日記	153
18 宝暦7(1757)7,28	廣野	1疋	御野馬	狼多怪我等致候	目付所日記	499
19 宝暦7(1757)8,28	廣野	数疋	御野馬	狼荒候付…喰取候	目付所日記	501
20 宝暦9(1759)1,15	早坂村沢内	1疋	馬	馬屋江…狼老疋欠込…半死半生ニ致	勘定所日記	515
21 明和3(1766)6,7	江刺家村	1疋	駒,2才	野放シ仕候処…狼ニ被喰罷有候	勘定所日記	705
22 安永5(1776)7,3	廣野	1疋	駄,1才	狼被取、片耳残	目付所日記	812
23 安永5(1776)7,3	廣野	1疋	駄,1才	右同断	目付所日記	812
24 安永5(1776)7,3	廣野	1疋	駄,9才	狼ニ下口少々被懸、病馬御座候	目付所日記	812
25 天明1(1781)5,5	小軽米郷、 狹館村	1疋	馬	馬屋へ狼入、馬之足江喰付候	勘定所日記	908
26 天明3(1783)7,30	廣野	1疋	駒,2才	狼あぶりかけられ…早速療治申付	用人所日記	958
27 寛政2(1790)10,26	登切村、中 居林坂ノ下	1疋	駒,1才	狼ニ被取、足計有之、尾・頭茂無之	勘定所日記	996

計29疋の馬被害のうち駒(牝)9疋、駄(牝)10疋、不明10疋。当才が17疋。狼に取られなどして死亡した馬20疋、負傷は9疋。

宝元年～貞享4年(1673～1687)の15年間に集中している。のち寛政2年(1790)を最後に馬の死傷記録は見えなくなり、これ以降は弘化元年(1844)と嘉永4年(1851)に「狼荒」の記録が見えるのみである^{注30)}。すると、17世紀に被害が頻発したが、18世紀に減少し、19世紀に収束したといえる。

(3) 捕獲方法

狼荒に八戸藩ではどのように対処していたのか。その対処法は狼を遠ざけるか、あるいは狼を獲るかである。

狼を遠ざけるためには威鉄砲で空砲を放ち、狼を追い散らしていた。これは元禄・宝永年間の生類憐み政策下で推奨されていた。宝永3年(1706)7月に久慈の^{おくに}小国村、^{しもはた}霜島村(現久慈市)で狼荒があり、百姓が威鉄砲を申請したところ、足軽1人が派遣された^{注31)}。本来、この威鉄砲は空砲で追い散らすためのものであったが、「おとし鉄砲にてしつまり不申候ハ、討留候様こと」指示されていた^{注32)}。つまり、威鉄砲であっても、空砲の効果が無ければ、実弾による射殺も認められてい

たのである。

享保10年(1725)、^(市野沢)市ノ沢通(現八戸市)での狼荒の際にも威鉄砲は貸与されており、生類憐み政策の解除後にも使用されている^{注33)}。とくに御野での狼荒に対しては威鉄砲が度々貸与されていた^{注34)}。

『史料集』No.694

「用人所日記」明和2年(1765)8月1日条
一、妙野・廣野狼おとし御用之^(燧硝)糸んせう百匁・^(硫黄)ゆおふ式拾匁・鉛百匁例年之通御馬別当申出、御渡被成ル

妙野と廣野を統括する馬別当が申請し、狼を威す弾薬として燧硝、硫黄、鉛を例年通りに支給している。鉛は囲炉裏の熱でも溶けるので、簡単に鑄型で弾丸を作ることができる。標準的な3匁5分ほどの弾丸ならば、鉛100匁から30発ほど作ることができる。そうして作った実弾を発射していたのであろう。これ以降、明和5年～安永9年(1780)も妙野と廣野に「例年之通」に鉄砲2挺が渡されている^{注35)}。

獵師鉄砲だけでなく、威鉄砲でも実弾を発射できた。しかし、獵師鉄砲は周年使用が可能であったのに対して、威鉄砲は使用の期間と対象が限定され、期限になれば返却する必要があった。

ただし、御野馬にとっての障害は狼だけでなかった。八戸藩には猪が数多く生息しており、猪も問題視された。このため猪を威すための鉄砲が度々貸与されている。猪が馬を喰い殺すわけではないが、猪の棲息は馬の養育に何らかの障害になっていたであろう。本論の主題から逸れるが、八戸藩庁日記に猪荒は頻出する。『史料集』には、八戸藩庁日記にある野生獣の記事すべてを掲載するように努めたが、この『史料集』の記事数を比べると、狼 130 点、熊 230 点、鹿 180 点に対して、猪は 650 点もあり、猪の点数が突出している。それだけ八戸藩は猪荒に苦しんできたことを物語っている。

話を狼荒に戻すと、その対処法は狼を遠ざけるために、威鉄砲で追い散らす方法があったが、より効果的であるのは狼を獲ることであった。狼を獲るには鉄砲、ヤリ、罠、毒などで捕殺したり、巣穴で生け捕りする方法があった。

狼の捕獲方法を表 1 (狼捕獲記録一覧) から分類してみよう。すると、狼捕獲の内訳は「狼狩」が 10 疋、「討上・打殺」が 20 疋、「留上・取上」が 20 疋、巣穴の子狼を捕ったものが 43 疋、「おつぞ・平おとし」という罠が 3 疋、「毒討」・「突留」・「罠にて打殺」が 4 疋、不明 23 疋であった。これらの捕獲方法を検討しよう。

「狼狩」は数百人規模で広範囲に牧を包囲、射撃する巻狩りであったと考えられる。延宝年間(1673～1680)は妙野で御野馬が狼に喰い殺されることが頻発した(表 2)。そこで、延宝 3 年(1675)、町奉行・代官・牧の役人らが狼狩場の下見をして、村々から人足を徴発して狼狩を行っている^{注 36)}。このとき、大勢で「二山」を狩りして、狼 4 疋を捕獲した。しかし、人手を要する割に収穫が少なかったのか、延宝 5 年(1677)以降「狼狩」は行わず、個別の捕獲へと移行している。

「討上・打殺」は鉄砲で射殺するものである。延宝 5 年 5 月、時期を限定して鉄砲で狼を「うち上」るように指示した^{注 37)}。それにしたがって同年

9 月に野馬守(川井九十郎・中居林与四郎)が妙野で狼 2 疋を「討上」げて、褒美を付与されている^{注 38)}。

宝暦 9 年(1759)、早坂村(現久慈市)の馬宿で狼が犬を食い殺し、馬を半死半生にした。そこで、又右衛門という者が狼を「打殺」して、それを五人組と名主が連名で報告している^{注 39)}。ただし、この「打殺」が鉄砲で撃ち殺したのか、あるいは棒などで打ち殺したのかわからない。

そもそも「うつ・打・討」は多様な意味を持つ語であった。寛保 3 年(1743)、長苗代で馬を襲う狼を百姓が捕獲したが、それが「勘定所日記」では「打ころし」とあるが、「目付所日記」では「毒討」と表記している^{注 40)}。「毒討」は「盛岡藩用人所日記 雑書」(以下「用人雑書と略記する」)にもある表記で、馬肉などに毒薬を仕込んで、それを喰う狼を毒殺することである。つまり、毒薬で捕殺することも「打・討」と表記することがあった。「打・討」は鉄砲による射殺だけでなく、ひろく捕殺そのものを意味していたわけである。

「留上・取上」はさらに意味が広く、単に捕獲して上納したことを意味するだけで、その捕獲方法はうかがい知れない。また、「留」は捕殺を意味するが、「取」は生け捕りを含むこともある。

さて鉄砲による捕獲は 1 疋ずつ射撃するものだが、狼の巣穴から子狼を根こそぎ捕獲することもあった。貞享 4 年(1687)、狼穴にいた子狼を捕えて、大穴を掘って入れておいたら母狼も穴へ落ちたことがあった(先述①)。

また、次のような記録もある。

『史料集』No. 1377

「勘定所日記」弘化 4 年(1847) 4 月 11 日条
一、種市村ヨリ狼之子三疋、内二疋者打殺、一疋者生捕之上牽参候段訴出有之申上候而、一疋二付五百文ツ、御褒美被成下、尤此度ハ巢籠り之処江這入、手捕致候二付、別段之御趣意ヲ以一貫文御褒美被成下、但荒巻山と申場処岩穴ニ而取候よし、生ニて居候狼ハ取候者江被成下

捕人、弥助

種市村で子狼3疋、うち2疋は打ち殺し、1疋は生け捕りにして城下へ牽き連れてきた。1疋につき銭500文ずつの褒美を与える定めだが、これは狼巢にこもっているところへ這い入って、手づかみにしたというので、別に銭1貫文(1000文)を与える。荒巻山(荒巻村の山)の岩穴で捕ったという。生きていた狼は捕った弥助へ与える、とある。

巢穴に入って捕ったことが評価されており、通常の捕獲方法ではなかったと思われる。盛岡藩では牧の近くの巢穴を見つけたら、燻し殺すように指示していた^{注41)}。おそらく、八戸藩でも同じく燻し殺す手法が使われていたのであろう。

このほかに、八戸藩庁日記には罾で狼を捕獲したという珍しい記録が散見される。それを列記してみよう。

『史料集』No. 24

「目付所日記」延宝2年(1674)2月20日条一、金浜村二而狼一疋おつそ二而取上ル

『史料集』No. 36

「目付所日記」延宝6年(1678)8月26日条一、妙野にて狼一つおつそにて取上、則為御褒美代一貫文被下

『史料集』No. 46

「目付所日記」貞享4年(1687)9月25日条一、妙野^(馬脱)父廿二日之晩狼懸、余程之疵付候由、川井太次右衛門披露、就夫をつそかけ申餌無之候間、鹿討可申由申上候、其通可然之由申渡ス

『史料集』No. 1367

「勘定所日記」弘化元年(1844)8月4日条一、下江荊二而狼平おとしにて取候旨、軽米御代官ヨリ届有之、尤右革差出候節御褒美被下候旨申達

「おつそ」(No. 24・No. 36)や「平おとし」(No. 1367)で捕獲したとあり、オツソやヒラオトシは狼を捕獲する獵具であることがわかる。このなか

で「をつそかけ」するための餌がないため、鹿を獲ることを許可したという記録が留意される(No. 46)。ヲツソ(オツソ)は「^(掛)かけ」るものであるから、何らかの仕掛け、すなわち罾であることは明白であるが、その罾に餌が必要とされている。

狼の捕獲法方ではないが、『日本山海名産図絵』には次のように熊の捕獲法が書かれている。

ひらせよすけ
平瀬世補『日本山海名産図絵』^{注42)}寛政11年(1799)

落しにて捕るなり、是を豫州にて天井釣と云、^{とも云。}阿州にておすといふ、^{フスはヲソにて古語也。}其様図にて知るべし、長さ二間余の竹筏のごとき下に鹿の肉を火に燻べたるを餌とす、又柏の実シャシャキ実なども蒔也、上には大石二十荷ばかり置^{又阿州にて七十五荷置ぐといふなり}ものなれば落る時の音雷のごとし落て尚下より機を動かすこと三日ばかり、その止時を見て石を除き^{おし}機をあぐれば熊は立ながら足は土中に一尺許り踏入て死することみなしかり^{注43)}

オトシ・オス・ヲソという圧殺罾を設置して、燻べた鹿肉の餌を使って熊を捕獲する方法が示されている。この『日本山海名産図絵』は当時、広く知られた、言わば百科事典のようなものであったが、これより百年以上前の貞享4年(1687)に、八戸藩では狼を獲るヲソに餌を使う場合が記録されていたわけである。

この点は、近年まで伝承されてきた熊捕獲用木製罾の用法と異なる。熊捕獲用木製罾を山形県小国町金目や新潟県村上市三面ではオソ、秋田県北秋田市阿仁や山形県小国町小玉川ではヒラオトシと呼び、昭和2、30年代まで使用していた。その形態は類似しており、筏状の木組みの上に重しを乗せて、その下を通る熊などを圧殺する仕掛けである。ただし、この仕掛けに餌を使うことはなく、誘導柵を設置して、熊を罾へとおびき寄せていた。それについては田口洋美氏の実証的な研究があるので、詳しくはそちらに譲りたい^{注44)}。その構造に筆者も惹かれ、これまで宮城県大和町升沢、宮城県仙台市秋保野尻、山形県小国町若山(写真2[ムジナオソ])、山形県小国町^{こたまがわ}小玉川(写真3)、秋田県北秋田市阿仁^{あに}において、現地の伝承者に復元

して頂いてきた^{注45)}。それらの罠はいずれも形態が似ており、テコで釣り上げた筏を自動落下させるという基本原理は同一である。その一方で、呼称はシャア（升沢）、オツツ（升沢）、ヒラオトシ・ヒラ（小玉川、阿仁）というように地域によって異なる。形態は類似しても、呼称が異なることから類推すると、八戸藩のオツツ（ヲツツ）もヒラオトシも類似する構造の木製罠であったと考えられる。

狼だけでなく、熊もこれで獲っていた。寛文9年（1669）、八戸藩領の飛地である志和村（現紫波郡紫波町）の砂子沢で熊1頭を「ひらにて留て、熊胆と熊皮を上納した」という記録がある^{注46)}。この「ひら」はヒラオトシと同一の罠と思われるが、それで狼だけでなく熊も古くから獲っていたわけである。

狼を毒殺した記録は、寛保3年（1743）の「毒討」のみである（先述）^{注47)}。狼を「餌待」して獲るように指示した記録もあるが（延宝3年〔1725〕^{注48)}、



写真2 小動物用オソ（小国町若山、河内洋一氏製作、2016年筆者撮影）



写真3 ヒラオトシ（小国町小玉川、藤田栄一氏製作、2016年筆者撮影）

毒や餌の利用記録は少ない。他方の盛岡藩では狼取という専門家を雇って、牧の近くにいる狼を大量に毒殺していた^{注49)}。しかし、八戸藩には毒を使う専門家の記録は見えない。

「突留」というのは、宝暦6年（1756）に狼が家へ駈込んで7人が負傷した際に、村の者が狼を突き留めたというものである（先述、No.490）。当時、八戸藩では猪荒が頻発していた。そのため百姓の家々には猪用のシシヤリが置かれており^{注50)}（写真4、階上町歴史民俗資料館蔵）、そうしたシシヤリでこの狼も突いたのであろう。

身近な農具で狼を獲ることもあった。天明元年（1781）、戸呂町村（現久慈市）の者が狼を「鋏二而打殺」している^{注51)}。この狼は「病二而も付候哉」とあり、狂犬病に罹患していたのかもしれない（後述）。ほかには捕獲方法が不明のものが多くあり、鉄砲やヤリなどの猟具ではなく、手近な鋏や鎌などの農具を急遽使った場合もあったのであろう。狼は給人の鉄砲打や猟師だけでなく、百姓も捕獲していたからである。

（4）捕獲者

八戸藩では多様な人びとが狼を捕獲していた。表1（狼捕獲記録一覧）から捕獲者をまとめたものが表4（狼捕獲者一覧）である。これによると、狼の捕獲者は足軽などの藩士は少なく（15人、12%）、多くが百姓や村の者（72人、77%）である。すなわち、狼捕獲の主体は一般の領民であり、これは弘前藩や盛岡藩とは異なる。狼を捕獲するのは、弘前藩では専ら足軽などの藩士であり、盛岡藩では過半が狼取という専門家であった。これに対して八戸藩の捕獲者は百姓などの領民一般に頼っていたと言える。八戸藩は表高2万石という小藩であり、狼捕獲の専門家を雇う余裕がなかったのかもしれない。

このなかで猟師（マタギ）の捕獲が7疋（6%）のみである点が留意される。弘前藩でも猟師（マタギ）の捕獲は少なく、藩からの捕獲要請を猟師が拒否した例もある^{注52)}。これは、弘前藩の猟師には鉄砲の使用が認められていなかったという、独特の藩政の影響も考えられる。弘前藩の猟師はタテ（ヤリ）1本で熊を捕獲していたが、狼をタ

テのみで獲ることは困難であったからである。

それに対して八戸藩の猟師には鉄砲が認められていたから、狼を鉄砲で獲ることもできた。

天明2年(1782)に伊保内村(現九戸郡九戸村)の猟師、忠七が狼2疋を打ち留めて、尾・頭を提出しているが、この忠七は明和6年(1769)に鑑札(「猟師札」と鉄砲が交付されていた^{注53})。安政元年(1854)に江刺家村(現九戸村)の猟師、清三郎も狼1疋を打ち留めて、耳・尾・足を提出しているが、この清三郎も同年に鑑札(「猟師御鑑札」と鉄砲が交付されていた^{注54})。このように八戸藩の猟師は鉄砲で狼を捕獲したが、その捕獲数は多くなかった。

『史料集』の猟師記録一覧をもとにして^{注55}、猟師の捕獲記録をまとめたところ、狼7疋、熊41疋、猪40疋、鹿0疋であった。猟師の主な捕獲対象は狼ではなかった。

そもそも狼とは生態系の頂点にある捕食者であり、生息数そのものは多くなかったであろう。八戸藩庁日記には野生獣の捕獲・上納記録が頻出し、その総数は24,940疋に及ぶ^{注56}。その内訳を表5(野生獣捕獲記録一覧)にまとめたが、猪と鹿をあわせて96.8%を占める。その合計(24,135疋)は狼(123疋)の200倍である。各々で捕獲の多い年代が異なるため、狼と猪鹿の捕獲数を比較する意義は小さいが、これらの野生獣を人が次々と捕獲していたことの影響は大きかったに違いない。被捕食者である猪や鹿と捕食者である狼の生息数のバランスを取るなどとは不可能であったと思われる。

4 狼の価値と褒美

(1) 利用法

牧の御野馬を襲う狼は害獣として駆除されていた。その狼は捕獲後に利用されていたのであろうか。

文化5年(1808)、翌年に藩主が下向するまでに熊の油、猪の油、猿の肝と狼の肝、狼の胆、狼の尾を上納するように勘定頭と各代官へ指示された^{注57}。そして、翌文化6年に狼の胆、尾と耳が提出されたが、「膽なかれ候而無之旨、尾・耳御



写真4 シシヤリ(猪捕獲用、階上町歴史民俗資料館蔵、2016年筆者撮影)

表4 狼捕獲者一覧

藩士(狼狩含む)	15	
一般の領民	百姓	15
	村の者	67
	猟師	7
	町人・ほか	4
不明	13	
合計	121	

表5 野生獣捕獲記録一覧

	捕獲数	割合	小計
猪	14,629	58.7%	24,135 (96.8%)
鹿	4,794	19.2%	
猪鹿 いずれか	4,712	18.9%	
犬	564	2.3%	
狼	123	0.5%	
熊	75	0.3%	
ほか	43	0.2%	
合計	24,940	100.0%	

(者脱力) 医「御用ニ付差上」げられた^{注58}。胆汁が流出して、胆嚢の中身がなかったため、狼の尾と耳のみが上納されたわけである。熊と猪の油、猿の肝と狼の肝・胆・尾が要求され、その一部が藩医に上納されていることから、薬種として病養などに必要とされたのかもしれない。これは狼の部位の利用を窺わせる珍しい記録である。

天明2年(1782)に猟師が捕獲した狼の尾と頭を提出して、褒美を付与されていた(先述)^{注59}。だが、その尾と耳が何かに利用された形跡はない。盛岡藩でも狼を獲ると、皮や尾、顎を提出して褒美を受け取っていたが、そのあとで廃棄されていた^{注60}。同じく八戸藩でも、藩側が狼の尾や耳を利用することは少なかったと考えられる。

天保10年(1839)と安政元年(1854)にも狼

を捕獲して、耳と尾を上納した猟師などに褒美が付与されているが^{注61)}、それを利用したという記録はない。おそらく文化5、6年の記録は、例外的に狼の尾と耳を利用したものと思われる。

(2) 褒美の付与

狼そのものが利用されることは稀であったが、害獣としての捕獲は奨励されていた。そこで、藩側は捕獲者に褒美を付与していた。

褒美額が延宝5年(1677)5月に定められ、狼(成獣)1疋500文、子狼1疋200文とされた^{注62)}。その通り妙野で狼を討ち上げた者へ500文が付与されている^{注63)}。同年末に褒美額が一部改められ、長苗代代官所管内は500文のままだが、城廻り代官所管内と妙野は1貫文へと引き上げられた^{注64)}。この頃、妙野で御野馬が狼に取られる被害が続発しており^{注65)}、狼の駆除が喫緊の課題となったからであろう。ただし、軽米村(現九戸郡軽米町)で捕獲された狼は「遠所」であるので、八戸城まで運ばなくて良いとされており、狼の捕獲を確認すれば、その部位の提出は省略された^{注66)}。

延宝8年に百姓が子狼8疋を獲った際にも、1疋につき褒美代200文ずつが付与されているが^{注67)}、のちに減額された。貞享4年(1687)に狼の巣穴3つで子狼を計9疋獲ったとき、その褒美は巣穴1つにつき500文であった^{注68)}。以前なら9疋で2貫700文になるところが、3巣で1貫500文に減っている。

のちに、狼の成獣の褒美も500文(城下と妙野は1貫文)から300文へと減額された。寛保3年(1743)～寛政3年(1791)に狼の成獣を獲った者へは、「前例」通りとして300文(鳥目30疋)が付与されている^{注69)}。捕獲者は一般の百姓や猟師であり、「大狼」(牡か)、「女狼」、「病狼」のいずれも同額である^{注70)}。

それが天保10年(1839)以降は成獣の女狼が2貫文、男狼が1貫500文へと大幅に増額されている。いつから増額されたか不明であるが、その額は安政6年(1859)まで変わらない^{注71)}。ただし、子狼は天保13年(1842)に1貫文に増額された後に500文、300文へと減額されている^{注72)}。

これらの狼の褒美額を表6(狼捕獲褒美額一覧)

表6 狼捕獲褒美額一覧

	成獣		子狼
	女狼	男狼	
延宝5年(1677)	500文(城廻り・妙野)		200文
貞享4年(1687)			巣穴1つ 500文
寛保3年(1743)～ 寛政3年(1791)	300文	300文	
天保10年(1839)～ 安政6年(1859)	2000文	1500文	
天保13年(1842)			1000文
弘化4年(1847)			500文
文久3年(1863)			300文

にまとめた。これを見ると、寛政までと天保以降では褒美額の差が大きいことがよくわかる。とくに女狼の褒美額を多くしているのは、子を産み増やす牝を駆除することで狼の生息数を減らそうという意図が現れている。また、一貫して子狼にも褒美を与えており、子狼の捕獲も奨励していた。狼そのものを根絶やしにしようとしていたと言える。

隣の盛岡藩でも、褒美の付与によって狼の捕獲を推奨しており、その褒美額は享保9年(1724)から幕末まで大きな変化はなく、女狼がおおよそ1貫500文、男狼がおおよそ1貫文、子狼が300文ほどであった^{注73)}。天保以降に八戸藩が増額した背景は不明であるが、盛岡藩の褒美額に準拠しようとしたのであろうか。

(3) 益獣としての側面

八戸藩では人や馬を襲って喰い殺す野獣として狼を敵愾視し、褒美によって積極的に駆除してきた。しかし、狼の存在は人の生活に害悪を与えるだけであったのか、次の記録から考えてみたい。

『史料集』No.231

「目付所日記」延享4年(1747)5月17日条一、近年狼一切無之、依之猪荒候処、此節軽米通狼出候由故、猪壺疋も相見得不申候之由

近年、狼がいなくなり猪荒が起きているが、軽米通に狼が現れたところ、猪が1疋も見えなくなった、とある。延享4年の時点で、猪荒の原因は狼がいなくなったためと捉えられていたのでは

る。この頃は狼捕獲の褒美額が低く抑えられているが、それは猪を追い散らしてくれる有益な側面を再評価していた現れではないだろうか。

その狼が姿を消した影響によるのか、延享4年から寛延3年(1750)にかけて猪荒が猛威を振るった。それを鎮めようと願って、寛延辛未(寛延4年[宝暦元、1751])に「村中」(領民)が「悪獣退散」の祈願碑を建てている(現八戸市根城、写真5)。この石碑には前年の猪ケガチ(飢渴)が二度とないようにとの願いが込められている。

八戸藩では寛延2年(1749)に風損、水損と猪荒が重なって、表高2万石のうち1万2,545石が損毛となり(損毛率63%)^{注74)}、そのため多くの餓死者が出た。『八戸南部史稿』には、寛延2年8月から階上山根通りに「野猪多く田畑を荒し、諸作の被害夥しく、為めに飢渴に至る者尠ならず」とある。つづいて翌年夏までに山根通各村にて「餓死者三千人に及べり(中略)世俗之を猪飢渴と云えり」とある^{注75)}。「目付所日記」にある宗門改をみても、八戸藩の惣人数は寛延2年の66,131人から寛延4年(宝暦元年)の62,684人へと3,447人(5%)減少している^{注76)}。

八戸藩庁日記には、猪や鹿による農作物被害、すなわち猪鹿荒が元文年間から頻繁に現れるようになる。元文元年(1736)に「在郷にていの志(猪)あれ」のために鉄砲3挺が貸し出され、翌2年の猪鹿荒にも八戸廻と久慈に鉄砲を3挺ずつを渡して、さらに「またき」(獵師)を軽米から呼んでいる^{注77)}。のちの延享2年(1745)には、猪が大豆畑を荒らして迷惑しているというので、5ヶ村に威鉄砲1挺ずつを貸与している^{注78)}。この威鉄砲は単に追い散らすだけでなく、射殺も認められており、降雪前には射殺が困難であるとも付記されている^{注79)}。そして、足軽も派遣したが、1疋も撃てずに戻るといった始末であった^{注80)}。そこで、マタギに猪鹿1疋につき200文の褒美を示して、捕獲を奨励している^{注81)}。

しかし、猪鹿、とくに猪による被害は深刻化し、寛延元年(1748)には久慈村・中野村・種市村・道佛村で猪荒によって「山端畑等(燒畑の意)ハ悉堀荒、一向亡所同然罷成候」と報告された^{注82)}。猪によって畑が掘り荒らされて、亡所(荒地)同然になって

いるという。こうした猪荒による亡所の報告、あるいは貸上金や諸役の免除を申請する記録が延享4年に始まる。それが、寛延元年4件、同2年8件、同3年2件、宝暦元年(寛延4年)1件、同2年1件みられる^{注83)}。猪荒によって耕作放棄地が急増していたわけである。

そこで、猪も大量に駆除されていった。寛延元年10月から翌2年正月までに久慈・軽米・名久井・八戸廻で猪2千疋余を捕獲している^{注84)}。また、宝暦元年(1751)には大雪を利用して八戸廻820疋、名久井通321疋、長苗代通8疋、軽米通492疋、久慈通1,280疋の計2,923疋(2,921疋か)を捕獲している^{注85)}。これ以降も数は減るが、数百から千疋以上の猪や鹿が捕獲されている^{注86)}。こうした猪鹿の大量捕獲は狼の餌不足に直結し、狼の生存を脅かしたであろう。

菊池勇夫氏の研究によると、大豆生産のために焼畑地が増えて、それが猪を増殖させて猪荒につながったという^{注87)}。小論はこの研究にはるか及ばないが、人が野生動物の生態系を攪乱していた



写真5 悪獣退散祈願碑(寛延4年、八戸市根城、2016年筆者撮影)

ことを八戸藩庁日記から確認し、狼荒から猪荒へと連鎖していた可能性を再確認しておきたい。

5 犬の飼養と狂犬病

(1) 犬の飼養

吉田芝溪の『開荒須知』(寛政7年[1795])には、猪対策に「よい犬を飼うべし」とある^{注88)}。この『開荒須知』が出された半世紀前に、すでに八戸藩では猪対策に犬の飼養を推奨していた^{注89)}。

- ①延享3年(1746)、村々の猪荒に対して、犬(「狗」)を飼い置いて防ぐように指示した。
- ②寛延元年(1748)、近年に村々で猪荒があり、とくにこの1、2年は増えて作物を荒らし、百姓が困窮している。鉄砲を貸与しているが、犬がいなくては防ぐことができない。寅年(延享3年)に触れたが、いまだに村々で遠慮もあるようである。そこで、犬を飼い置いて、猪を防ぐようにと改めて指示した。
- ③宝暦元年(1751)、猪がいるので、犬を村々で飼うように指示していた。だが、犬が多くなり、怪我人も出ている。そこで、村々では良いが、家中や町で犬を飼い置くのを禁止した。
- ④宝暦7年、例年通り家中で犬を飼い置くのを禁止すると触れた。
- ⑤天明4年(1784)、近頃犬が人へ噛み付き、夜中の通行ができない。そこで、犬討のために弾薬を渡した。
- ⑥寛政3年(1791)、近頃犬が多い。かねてから禁止しているが、飼い置く者もいるので、隠目付に摘発させよ。うろつく犬は捕まえて在方(村)へ運び、子犬が生まれたら捨てるように指示した。
- ⑦寛政4年、軽米町で近年犬が多く、菜園や畑を踏み散らしている。そこで、犬狩りを指示した。

①～⑦には犬の飼養奨励から禁止、そして犬の駆除へと連なる流れを見て取ることができる。

延享3年(1746)には未だ犬を飼養する習慣がなかったらしく(①)、村々で遠慮せずに犬を飼養するように促している(②)。ところが、それから間もなく、今度は町の犬が人を害するように

なり(③④)、城下での飼養が禁じられた。さらに禁令を犯して犬を飼う者を摘発させて(⑥)、通行人などに被害が出たため犬を駆除させている(⑤⑦)。寛政年間にも猪荒は起きていたが、鉄砲で対応できる程度に猪は減っていたのであろう。そのため犬は不要なものとして排除されていった。

このように、八戸藩では18世紀半ばからの半世紀間に、犬の飼養が「奨励→制限→禁止→摘発→駆除」へと展開していた。人の都合によって犬の扱いはめまぐるしく変化しており、番犬として重宝されたのちに、害獣として排除されていった。

(2) 病犬と狂犬病

狼だけでなく、犬も人びとに被害をもたらしていたが、なかでも恐れられたのが「病犬」である。盛岡藩での「病犬」の初出は次の元文4年(1739)の記録である。

「家老雑書」元文4年8月3日条

此間病犬有之、人へ喰付候様成義有之由、万一被喰付候ものも在之候ハ、早速訴出可申候、尤病犬と見請障候様二相見得候ハ、打殺不苦候由被仰出候、此旨召仕共へも可申渡候、以上

近ごろ病犬が人へ喰い付くこともあり、もし喰い付かれたらすぐに報告せよ。病犬に見えて障りがあるようなら、打ち殺すこと、とある。このように、盛岡藩では元文4年に病犬が記録されていた。さらに、翌5年にも病犬の駆除を指示している。

○零石代官所管内に飼い主のいない犬が多く、病犬もいるのか、所々を駆け回って、百姓たちが怪我している。最近は往来人へも障りがあるので、百姓の要望とおりに、獵師に討たせる。ただし、鳥打の時期(春鳥の獵期)であるので、代官が付き添うようにと指示した。(「家老雑書」元文5年2月28日条)

これ以降、盛岡藩「家老雑書」には天明4年(1784)まで「病犬」の記録が散見される^{注90)}。

弘前藩の『永禄日記』や『平山日記』にも、次のように「病犬」が記録されている^{注91)}。

- ①元文6年(1741)正月から犬に「病付」いて、犬が死に絶えそうである。この「病犬」に喰われて「病付」いて死ぬ者も所々にある。馬や狐にも「病付」いて、所々で死んでいる。
- ②宝暦6年(1756)2月、野里村(現五所川原市)の運送方が「病犬」に喰われて「病死」した。
- ③宝暦6年、「勇力」の者二人が「病犬」を手取りにしたところ、「熱毒」に当り「病死」した。

元文6年と宝暦6年に病犬に喰われた者が「病」を発症して死亡している。病犬に噛まれて、唾液からウィルスが感染し、罹患して死に至ったと考えられる。この病こそが狂犬病であろう。

この狂犬病はいつから日本に広がっていたのだろうか。塚本学氏は、『妙法寺記』(甲斐の僧侶による年代記)の文明8年(1476)条に「犬俄ニ石木又は人ニ噛付、自滅スル事数ヲ知ラズ」とあるのを紹介し、「これは狂犬病と解釈できるから、享保期にはじめてのことではないようだが、大規模の流行は、やはり享保期に外国からの波及によったとみてよかろう。」という^{注92)}。

すでに、15世紀に狂犬病の被害はあったが、広く蔓延することはなかったようである。それが、のちの享保以降に大流行してしまった。享保期に狂犬病が流行したことを示すものとして、しばしば引用されるのが、京都町奉行与力の神沢杜口(貞幹)が書いた『翁草』である。

神沢杜口『翁草』卷之四十八「稲虫及び狂犬の害の事^{注93)}」(寛政3年[1791]頃著、嘉永4年刊[1851])

享保十七年(中略)犬煩ひて、狂ひ駆て人に喰ひ付倒死す、凡中国辺は、犬悉く死に果て一疋もなし。又其毒氣に触侵されて人も即死、或は日を経て死るも有り。其後同廿一年丙辰の春も、南海・畿内に人病流行し、東海道は翌巳の夏頃、流行して犬のみに非ず、狼・狐・狸の類ひ多く死す、人

牛馬も噛付れたるが、熱強く三十日、五十日乃至一年も悩み、食事を絶ち犬の如く狂ひ這廻り死す。

享保17年(1732)に中国で始まり、同21年(元文元年[1736])に畿内、元文2年(1737)に東海道に広がった。犬だけでなく狼も死に、噛みつかれた人は30～50日、あるいは1年も苦しみ、犬のように這い廻って死ぬ、とある。

この通り、東海道で元文2年に狂犬病が記録され、それを「癡狗」と呼んでいたことを田口洋美氏が紹介している^{注94)}。小田原藩の上野村(現静岡県駿東郡小山町)では、元文2年に狼が癡狗になって、15、6人を負傷させ、段々と毒気が廻り死亡したという^{注95)}。

以上の記録から、狂犬病の広がり方は次のようにまとめられる。

- ・享保17年(1732)、中国で始まる。
- ・元文元年(1736)、畿内に至る。
- ・元文2年(1737)、東海道に至る。
- ・元文4年(1739)、盛岡藩に至る。
- ・元文6年(1741)、弘前藩に至る。
- ・宝暦5年(1755)、八戸藩に至る(後述)。

元文元年から同6年の間に全国へ一挙に広がっていた。なかでも注目すべきは、東海道から盛岡藩にわずか2年で到達していることである。

(3) 盛岡藩の病犬

盛岡藩では宝暦10年(1760)にも病犬を駆除している。

それには、近頃城下に病犬がいて、怪我人もいると聞くので、鉄砲を所持する者は病犬を見つけ次第討ち殺すようにと目付へ指示した、とある^{注96)}。これ以降、天明4年(1784)まで「病犬有之、怪我人等も有之」を常套句として、ほぼ同文の指示が繰り返され発令されている^{注97)}。宝暦10年～天明4年に盛岡城下で病犬の被害が続いていたわけである。

一関藩の医師、建部清庵が明和8年(1771)に著した『民間備考録、卷之下』には、宝暦12年

秋より「風犬（やまいぬ）」に咬まれる者が多く、犬牙の熱毒に犯されて苦しみ死ぬ、とある^{注98)}。宝暦以降に盛岡藩や一関藩で狂犬病が流行していた。

このため、盛岡城下では、鉄砲を所持する藩士や医師は、屋敷内で病犬を見かけたら射殺するように指示している（宝暦13年・天明4年）。病犬はかなり身近な存在になっていた。狂犬病の感染力が強く、次々と犬が罹患していったのであろう。

そこで、明和8年に城下で犬を飼うことの禁止が触れられた^{注99)}。八戸藩では家中の者が犬を飼うのを宝暦元年（1751）に禁じていた（先述）。盛岡藩でも内丸と城下で藩士と医師が犬を飼うのを宝暦12年（1762）に禁じていたが、いったん明和5年（1768）に飼うのが解禁されていた（「勝手次第飼置候様」^{注100)}。それが3年余りで再び禁止されたわけである。この2ヶ月後に「のら犬」の捕獲を指示しており、翌年、毛馬内（現秋田県鹿角市）での犬狩りによって「里犬」の大半を捕獲した^{注101)}。しかし、「野」に居る犬は獲れず、1、2歳馬が襲われたので、獵師に射殺を指示している。こうして明和年間に盛岡藩でも犬の駆除が行われていた。

盛岡藩の「用人雑書」にも、次のように病犬が記録されている^{注102)}。

- ①明和4年（1767）、大間野^{おおま}と奥戸野^{おくつべ}に「里犬、病犬」が数疋現れた。当歳馬の障りにならないように、犬を駆除するため、毒薬の材料を野馬別当が代官へ渡した。
- ②明和8年、近在で狼荒があるので鉄砲（「防鉄砲」）を討ち廻らせているが、「病犬」も射殺するように指示した。

御野は太平洋沿岸に位置していたが、その御野にも病犬が現れていた。これは明和年間の記録であるが、この盛岡藩の御野（九牧）に挟まれたところに位置する八戸藩では、10年以上前の宝暦5年（1755）から「病犬」が記録されている。

（4）八戸藩の病犬

盛岡藩の藩日記（「家老雑書」・「用人雑書」）

では病犬の記録が元文4年～天明4年（1739～1784）に限られるが、八戸藩の藩日記（「目付所日記」・「勘定所日記」・「用人所日記」）には宝暦5年以降は弘化3年（1846）までの長期間にわたり記録されている。それを次に掲げてみよう^{注103)}。

- ①宝暦5年、近頃「病犬」がいて、所々に人に喰い付き怪我させていると聞く。そこで、家中の者は屋敷で犬を見つけ次第に打ち殺すこと。
- ②宝暦10年、近頃「病犬」が増えたので、徒目付^{かち}が町人足とともに「犬狩」をして、犬15疋を捕獲した。
- ③享和3年（1803）、所々に「病犬」がいるので、犬狩りによって犬97疋を捕獲した。
- ④文化5年（1808）、近頃「病犬」がいるので、犬狩りのために是川^{これかわ}（現八戸市）から猪槍を借り上げる。
- ⑤文化5年、近頃「病犬」が増えて怪我人もあるので、勢子（「狩子」）を増員して、昼夜ともに犬狩りをする事。
- ⑥文化5年、「病犬」が多いので、5月～7月に犬狩りをしたところ、犬444疋を捕獲した。

八戸藩でも盛岡藩と同じく病犬は見つけ次第に射殺するように指示している（①）。そして、犬狩りで15疋（②）、97疋（③）、444疋（⑥）を捕獲している。その全てが病犬ではないであろうが、犬を根こそぎ駆除しようとしていたことが窺われる。文化5年の犬狩りでは猪槍を借り上げて（④）、勢子（「狩子」）を増員して行い（⑤）、それは閏6月を挟む73日間に及ぶ大掛かりなものであった。八戸藩では領民を動員して、猪の巻き狩りをたびたび行っていたから、それにならったのであろう。

これ以降も「病犬」の駆除はつづく^{注104)}。

- ⑦文化7年、市野沢村^{いちのさわ}（現八戸市）で野放しの駄（23才）を犬2疋が襲って負傷した。そこで、村方で「病犬」や「悪敷犬」がいれば捕獲し、狼の仕業でないかも確認すること。
- ⑧天保6年（1835）、近頃、新井田村郷^{にいだ}（現八戸市）の牧（「野場」）あたりで「病犬」4疋が徘徊して、

人馬に迷惑となっている。そこで、獵師を近郷から呼び、討ち留めたら褒美 200 文を与えること。獵師は 1 日に米 1 升と草鞋代 64 文ずつを舩所から受け取ること。

⑨天保 6 年、獵師 2 人が「病犬」3 疋を討ち留めた。ほかに 2 疋は手負いになって草むらへ逃げたが、獵師に犬 5 疋分の褒美として 1 貫文(1000 文)を与えた。

⑩弘化元年(1844)、新井田村(現八戸市)に「乱犬」がいるので、乙名たちに捕獲させた^{注 105)}。

⑪弘化 3 年、種差村(現八戸市)から「病犬」を獵師に捕獲させるように願い出があり、是川村の二人が討ち留めた。そこで、褒美として 1 貫 500 文を与えた。

文化 5 年(1808)に犬 555 疋を駆除した効果によるのか、以前のように各所に「病犬」が現れるのではなく、局所的に報告されている。市野沢村の駄を喰ったのは「病犬」とは断定せずに、狼の可能性も検討している(⑦)。天保 6 年に「野場」へ現れた「病犬」は獵師が残らず射殺したとある(⑧⑨)。その現場近くの新井田村に今度は「乱犬」が現れて、間もなく捕獲されている(⑩)。この「乱犬」は他にはない表記であるが、狂乱している犬を指すのであれば、狂犬病に罹患していたのであろう。種差村に現れた「病犬」も間もなく獵師に捕獲されており(⑪)、人への被害は報告されていない。19 世紀半ば以降は病犬が収束していったと思われる。

八戸藩の「病犬」の記録①～⑪のなかで、人に怪我を負わせたというのは①宝暦 5 年(1755)のみであり、他には記載がないので、人への影響はよくわからない。だが、「病犬」が狂犬病に罹患した犬であれば、噛まれた人の多くは発症して死亡したであろう。

「病犬」でなく、「病狼」の表記は弘前藩や盛岡藩の藩日記に見出せないが、八戸藩の「勘定所日記」には 2 件認められる。

八戸藩「勘定所日記」天明元年(1781)4 月 19 日条

一、久慈戸呂町権七・五郎・辰と申^(虫損)、去

月病狼一疋留候段訴出、前^(例)之通三百文ハ被成下、御代官へ申達之

久慈の戸呂町(現久慈市)の 3 人が「病狼」1 疋を捕獲し、前例通り銭 300 文を与えられた。天明元年～寛政 2 年(1781～1790)の褒美額は狼 1 疋につき 300 文であったが(先述)、「病狼」も同額であった。

もう 1 件は文化 3 年(1806)に小屋瀬村(現岩手郡葛巻町)の獵師が「病狼」を捕獲したという記録である。このとき拝借している鉄砲の台座を破損し、その修理費用を藩側が支給している^{注 106)}。2 件とも「病狼」についての説明はなく、病気の内容は不明であるが、先の病犬と同じく狂犬病に罹患した狼であると思われる。

病犬が狂犬病に罹患した犬であるとすれば、狼への影響は大きかったに違いない。狼はたびたび犬も捕食していたが、病犬に反撃されて牙を懸けられれば、その狼にも感染したであろう。そうなれば、群れ(パック)で生活する狼にとっては致命的であったと思われる。人から駆除され、餌の猪鹿を奪われ、狂犬病に侵蝕される、こうして狼の生存は脅かされていった。狼は明治期に姿を消していくが、その予兆は江戸時代に始まっていたのである。

6 結語

以上、「八戸藩日記」をもとにして、狼について検証したが、それを列挙しておこう。

①八戸藩では狼を「犬」あるいは「山犬」と表記する場合があった。

②寛文 8 年～文久 3 年(1668～1863)に 123 疋の狼捕獲記録があり、主に牧や村の近くで捕獲されていた。その多くは 5～6 月に巣穴で獲った子狼であった。

③狼による人身被害は寛文 8 年～宝暦 6 年(1668～1756)に 5 件認められ、死亡 5 人、負傷 39 人の計 44 人が死傷していた。

④狼による馬被害は延宝元年～寛政 2 年(1673～1790)に 27 件認められ、死亡 20 疋、負傷 8 疋

であった。このうち 17 疋が当才であり、狼は子馬を選択的に襲っていた。被害は 17 世紀に頻発したが、18 世紀に減少し、19 世紀に収束している。

- ⑤狼は鉄砲、ヤリ、毒のほかにオツソやヒラオトシという罠でも捕獲された。捕獲者の多くは百姓など一般の領民であった。
- ⑥狼の部位が利用された記録は少なく、単に害獣として駆除されていたと考えられる。
- ⑦八戸藩は褒美を付与して狼捕獲を奨励していた。その額は延宝 5 年（1677）の 1 疋 500 文に始まり、天保 10 年（1839）には牝 2 貫文に引き上げられた。子狼の捕獲も奨励し、狼を根絶やしにしようとしていた。
- ⑧延享 4 年（1747）に狼が現れると猪が消えると指摘されたが、寛延 2 年（1749）には猪荒によって飢饉が起きている。
- ⑨延享 3 年（1746）に猪荒対策として犬の飼養が奨励されたが、犬による被害が現れると飼養が禁止され、やがて駆除されていった。
- ⑩「病犬」の記録が宝暦 5 年～弘化 3 年（1755～1846）に認められ、天明元年（1781）には「病狼」の記録もある。

このように八戸藩では狼が人や馬を傷害し、人は狼を駆除していった。しかし、狼がいなかったため猪荒が起きているという指摘もあった。狼駆除による弊害にまったく無知であったわけではなかったが、狼駆除は続けられた。それと並行して猪や鹿も大量に駆除する必要があった。八戸藩では狼、猪、鹿などの野生獣を排除することで人々の生活が確保されていたわけである。江戸時代は動物と牧歌的に共生したエコロジカルな時代であった、そう想像したいところであるが、史実は違っていた。それを八戸藩の記録が如実に物語っている。

謝 辞

「八戸藩庁日記」の調査にあたり八戸市立図書館の岩岡順子氏、八戸市史編纂委員会近世部会長の斎藤潔氏、八戸古文書研究会の諸氏に多大なご協力を賜った。あつく御礼を申し上げたい。

脚 注

- 1) 丸山 2007：92、154 / 丸山 2014：56～77、38～152
- 2) 村上 2013 / 村上 2015a / 村上 2015b
- 3) 村上（編）2016
- 4) 橘 1972：69
- 5) 杉本レイ子（昭和 22 年生、陸前高田市出身）、佐々木健（昭和 12 年生、遠野市宮守出身）などから聞いた。
- 6) 『史料集』No. 60、「勘定所日記」元禄 8 年 8 月 12 日条。
- 7) 『史料集』No. 76「勘定所日記」元禄 16 年 8 月 27 日条、No. 648「用人所日記」宝暦 13 年 8 月 2 日条、No. 813「用人所日記」安永 5 年 7 月 12 日条、No. 821「用人所日記」安永 6 年 3 月 17 日条。
- 8) 三峰（みづ）川谷戸（やと）台（現長野県伊那市）でも狼を「おおかめ」と呼んでいたという。参照、松山 1977：157
- 9) ①『史料集』No. 89「目付所日記」宝永 5 年 5 月 28 日条、②『史料集』No. 100「目付所日記」正徳元年 4 月 24 日条、③『史料集』No. 1360「勘定所日記」天保 13 年 4 月 8 日条、④『史料集』No. 1386「勘定所日記」嘉永元年 11 月 1 日条、⑤『史料集』No. 1419「勘定所日記」安政 4 年 5 月 25 日条、⑥『史料集』No. 1423「勘定所日記」安政 6 年正月 27 日条。
- 10) 寺島 1980：541-542 / 小野 1992
- 11) 内藤 1789
- 12) 「盛岡藩領産物不審物図」
- 13) 「農業上有効、有益、有害鳥獣類調書」
- 14) 『史料集』No. 1377「勘定所日記」弘化 4 年 4 月 11 日条、No. 1419「勘定所日記」安政 4 年 5 月 25 日条。
- 15) 村上（編）2012（巻末資料）
- 16) 牧の馬には駒（牡）と駄（牝）がおり、盛岡藩では駒のみを御野馬と呼んだが、八戸藩は牧の駒と駄はいずれも御野馬と呼んでいた。
- 17) 『史料集』No. 43「目付所日記」貞享 3 年正月 21 日条、No. 45「目付所日記」貞享 4 年 7 月 4 日条・7 月 21 日条、No. 46「目付所日記」貞享 4 年 9 月 25 日条。
- 18) ①『史料集』No. 44「目付所日記」貞享 4 年 4 月 3 日条、「目付所日記」貞享 4 年 4 月 7 日条。
- 19) ②『史料集』No. 100「目付所日記」正徳元年 4 月 24 日条。
- 20) ③『史料集』No. 506「目付所日記」宝暦 8 年 4 月 19 日条、④No. 891「勘定所日記」安永 9 年 5 月 5 日条、⑤No. 1360「勘定所日記」天保 13 年 4 月 8 日条、⑥No. 1362「勘定所日記」天保 14 年 4 月 4 日条、⑦No. 1377「勘定

- 所日記」弘化4年4月11日条、⑧No.1378「勘定所日記」弘化4年6月26日条、⑨No.1419「勘定所日記」安政4年5月25日条。
- 21) 『史料集』No.13「目付所日記」寛文8年11月7日条。
 22) 『史料集』No.60「勘定所日記」元禄8年8月12日条
 23) 『史料集』No.61「勘定所日記」元禄8年9月11日条。
 24) 『史料集』No.78「目付所日記」宝永元年6月31日条。
 25) 『史料集』No.417「勘定所日記」宝暦元年6月19日条。
 26) 『史料集』No.490「勘定所日記」宝暦6年5月11日条。
 27) 『史料集』No.1346「勘定所日記」天保7年2月26日条。
 28) 死傷者数を以下の村上で「死亡37人・行方不明5人・半死半生7人・重軽傷35人の計84人」と報告している。今回、再確認したところ、重軽傷者数は35人ではなく39人であり、死傷者数は84人ではなく89人であった。ここに訂正して報告する。村上(編)2011b:34/村上2015b:71
 29) 村上2013:26
 30) 『史料集』No.1366「勘定所日記」弘化元年7月17日条、No.1401「勘定所日記」嘉永4年6月9日条。
 31) 『史料集』No.85「目付所日記」宝永3年7月11日条。
 32) 『史料集』No.71「目付所日記」元禄15年9月6日条。
 33) 『史料集』No.111「用人所日記」享保10年5月29日条。
 34) 『史料集』No.140「用人所日記」享保16年4月10日条、No.273「目付所日記」寛延元年8月25日条、No.611「用人所日記」宝暦12年3月27日条、No.675「目付所日記」明和元年3月15日条、No.692「用人所日記」明和2年3月10日条、No.953「用人所日記」天明3年3月17日条。
 35) 『史料集』No.726「目付所日記」明和5年3月7日条、No.789「用人所日記」安永3年3月22日条、No.800「用人所日記」安永4年3月19日条、No.887「目付所日記」安永9年3月17日条。
 36) 三浦助右衛門・三浦安右衛門・小田嶋八兵衛・八木沢八郎左衛門・神太郎左衛門など町奉行・代官・牧の役人らが参加した。『史料集』No.25「目付所日記」延宝2年2月23日条・延宝2年2月27日条、No.27「目付所日記」延宝3年9月3日条・延宝3年9月7日条・延宝3年9月12日条。
 37) 『史料集』No.30「目付所日記」延宝5年5月18日条。
 38) 『史料集』No.31「目付所日記」延宝5年9月25日条。
 39) 『史料集』No.515「勘定所日記」宝暦9年正月15日条。
 40) 『史料集』No.164「勘定所日記」寛保3年5月7日条、「目付所日記」同日条。
 41) 村上2015:80-81
 42) 平瀬1970:22
 43) この図絵には脇から熊が逃げるのを防ぐ柵がなく、とても実用に耐えるものとは思われない。著者が実見して描写すれば、こうした錯誤は防げたのかもしれない。
 44) 田口1992:188-200 / 田口1994:218-224 / 田口2002:236-242
 45) 平成28年度文化庁、地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業「動物に関わる東北地方における民俗文化財を伝承するプログラム構築事業」において形県小国町若山、山形県小国町小玉川、秋田県北秋田市阿仁において罫を復元した。
 46) 『史料集』No.18「目付所日記」寛文9年閏10月26日条。
 47) 『史料集』No.164「目付所日記」寛保3年5月7日条。
 48) 『史料集』No.26「目付所日記」延宝3年7月12日条。
 49) 村上2015a:72-79
 50) 『史料集』No.214「勘定所日記」延享3年12月19日条、No.223「勘定所日記」延享4年4月7日条、No.1205「勘定所日記」文化5年5月21日条。
 51) 『史料集』No.910「勘定所日記」天明元年5月25日条。
 52) 「弘前藩庁御国日記」宝永元年7月12日条。/村上2007:146
 53) 『史料集』No.941「勘定所日記」天明2年11月15日条、No.743「目付所日記」明和6年4月1日条、「勘定所日記」同日条。
 54) 『史料集』No.1418「勘定所日記」安政元年12月28日条、No.1417「勘定所日記」安政元年4月25日条。
 55) 参照、村上(編)2016:378-389頁
 56) 参照、村上(編)2016:363-377
 57) 『史料集』No.1222「勘定所日記」文化5年10月1日条・「用人所日記」同日条、No.1225「勘定所日記」文化6年2月5日条。
 58) 『史料集』No.1227「用人所日記」文化6年5月21日条、No.1229「用人所日記」文化6年5月29日条。
 59) 『史料集』No.941「勘定所日記」天明2年11月15日条。
 60) 村上2015:81
 61) 『史料集』No.1355「勘定所日記」天保10年12月19日条、No.1418「勘定所日記」安政元年12月28日条。
 62) 『史料集』No.30「目付所日記」延宝5年5月18日条。
 63) 『史料集』No.31「目付所日記」延宝5年9月25日条・

- 9月26日条。
- 64) 『史料集』No.33「目付所日記」延宝5年閏12月15日条。
- 65) 『史料集』No.29「目付所日記」延宝5年4月25日条、No.35「目付所日記」延宝6年4月6日条・同年5月3日条・同年7月16日条。
- 66) 『史料集』No.33「目付所日記」延宝5年閏12月15日条。
- 67) 『史料集』No.38「目付所日記」延宝8年4月12日条。
- 68) 『史料集』No.44「目付所日記」貞享4年4月7日条。
- 69) 『史料集』No.164「目付所日記」寛保3年5月7日条・「勘定所日記」同日条、No.506「目付所日記」宝暦8年4月19日条、No.516「勘定所日記」宝暦9年2月17日条、No.891「勘定所日記」安永9年5月5日条、No.906「勘定所日記」天明元年4月19日条、No.908「勘定所日記」天明元年5月5日条、No.910「勘定所日記」天明元年5月25日条、No.997「勘定所日記」寛政2年11月4日条、No.999「勘定所日記」寛政3年4月9日条。
- 70) 「大狼」の捕獲に鳥目20疋(200文)を付与した記録があるが(No.516「勘定所日記」宝暦9年2月17日条)、30疋の誤りの可能性がある。
- 71) 『史料集』No.1355「勘定所日記」天保10年12月19日条・12月26日条・天保11年正月7日条、No.1358「勘定所日記」天保11年2月22日条・2月27日条・10月4日条・天保13年2月9日条、No.1370「勘定所日記」弘化3年3月2日条、No.1374弘化3年(1846)5月12日条、No.1386「勘定所日記」嘉永元年11月1日条、No.1399「勘定所日記」嘉永3年12月1日条、No.1423「勘定所日記」安政6年正月27日条。
- 72) 『史料集』No.1360「勘定所日記」天保13年4月8日条、No.1378「勘定所日記」弘化4年6月26日条、No.1455「勘定所日記」文久3年5月1日条。
- 73) 参照、村上2015:74(表5)
- 74) 「勘定所日記」寛延2年10月14日条・10月15日条。
- 75) 『八戸南部史稿』1999:273
- 76) 八戸藩「目付所日記」寛延2年12月26日条・宝暦2年2月1日条。かつて、寛延2年から「八戸藩領内の総人口が1万9千人近く、全体の26%も減少している」と報告したが(村上2011a:114)、誤りであり、ここに訂正したい。
- 77) 『史料集』No.150「用人所日記」元文元年7月18日、No.154「勘定所日記」元文2年8月25日条。
- 78) 『史料集』No.188「勘定所日記」延享2年5月19日条。
- 79) 『史料集』No.203「目付所日記」延享39月27日条、No.204「目付所日記」延享3年10月17日条。
- 80) 『史料集』No.192「目付所日記」延享2年6月3日条、No.193「勘定所日記」延享2年6月9日条。
- 81) 『史料集』No.213「目付所日記」延享3年12月9日条。
- 82) 『史料集』No.265「勘定所日記」寛延元年7月1日条。
- 83) 『史料集』No.245、No.267、No.275、No.283、No.294、No.310、No.317、No.321、No.324、No.327、No.338、No.347、No.391、No.393、No.406、No.443。
- 84) 『史料集』No.290「勘定所日記」寛延2年正月18日条。
- 85) 『史料集』No.404「勘定所日記」宝暦元年3月4日条。
- 86) 参照、村上(編)2016:363-377(表2)
- 87) 菊池2012:24-48
- 88) 吉田1979:157-159
- 89) 『史料集』①No.199「目付所日記」延享3年7月27日条、②No.281「勘定所日記」寛延元年11月17日条、③No.411「目付所日記」宝暦元年4月22日条、④No.497「目付所日記」宝暦7年正月27日条、⑤No.964「目付所日記」天明4年正月14日条、⑥No.1000「用人所日記」寛政3年7月12日条、⑦No.1026「勘定所日記」寛政4年7月29日条。
- 90) 「家老雑書」天明4年1月23日条。
- 91) ①『永禄日記』1983:168 / 『平山日記』1967:251 ②『平山日記』303 / ③『永禄日記』196
- 92) 塚本1995:163
- 93) 神沢1978:254
- 94) 田口2015:41-42
- 95) 『小山町史』1993:322-325
- 96) 「家老雑書」宝暦10年3月7日条。
- 97) 「家老雑書」宝暦11年3月6日条、宝暦12年9月晦日条、宝暦13年1月13日条・9月13日条・10月18日条、明和8年6月23日条・10月21日条、天明3年10月27日条、天明4年正月23日条。
- 98) 『仙台叢書』1926:83
- 99) 「家老雑書」明和8年6月23日条。
- 100) 「家老雑書」宝暦12年11月1日条、「家老雑書」明和5年1月14日条。
- 101) 「家老雑書」明和8年8月22日条、「家老雑書」明和9年5月20日条。
- 102) ①「用人雑書」明和4年5月1日条、②「用人雑書」明和8年10月23日条。
- 103) ①「目付所日記」宝暦5年8月晦日条、②「目付所日記」

- 宝暦10年6月朔日条・同年6月17日条、「勘定所日記」同日条、「目付所日記」同年6月22日条、③「目付所日記」享和3年3月9日条、④「勘定所日記」文化5年5月21日条、「目付所日記」同年5月24日条、「勘定所日記」同年6月1日条、⑤「用人所日記」文化5年閏6月5日条、⑥「目付所日記」文化5年7月10日条。
- 104) 「勘定所日記」⑦文化7年5月22日条、⑧天保6年閏7月24日条、⑨天保6年閏7月24日条・閏7月29日条、⑩弘化元年8月22日条・8月25日条、⑪弘化3年閏5月12日条。
- 105) 八戸藩の乙名(老名・おとな)は各村に数人いて、名主(村に1人)の配下で、村内の賦課などを担当した。
- 106) 「勘定所日記」文化3年11月17日条。

引用文献

- 岩手県勸業課「農業上有効、有益、有害鳥獣類調査」『明治十八年、本回議綴、甲号、勸業課』岩手県庁文書保存庫蔵。
- 「永禄日記」1983『みちのく叢書』1、青森県文化財保護協会。
- 『小山町史』9、民俗編、小山町史編さん専門委員会、1993。
- 小野蘭山1992『本草綱目啓蒙』平凡社東洋文庫。
- 神沢杜口1978「翁草」『日本隨筆大成』3期20、吉川弘文館。
- 『仙台叢書』10、凸版印刷、1926(復刻1972)。
- 橘南谿1972「東遊記」『日本庶民生活史料集成』20、三一書房。
- 寺島良安1980「和漢三才図会」『日本庶民生活史料集成』28、三一書房。
- 内藤東甫1789「張州雑志」名古屋市蓬左文庫。
- 「八戸藩勘定所日記」八戸南部家文書、八戸市立図書館。
- 「八戸藩目付所日記」八戸南部家文書、八戸市立図書館。
- 「八戸藩用人所日記」八戸南部家文書、八戸市立図書館。
- 八戸の歴史双書1999『八戸南部史稿』八戸市立図書館資料編纂室。
- 「弘前藩庁御国日記」津軽家文書、弘前市立弘前図書館。
- 「平山日記」1967『みちのく叢書』22、青森県文化財保護協会。
- 平瀬世補1970「日本山海名産図絵」『日本庶民生活史料集成』10、三一書房。

- 「盛岡藩家老席日記 雑書」南部家文書、もりおか歴史文化館。
- 「盛岡藩用人所日記 雑書」南部家文書、もりおか歴史文化館。
- 「盛岡藩領産物不審物図」江戸後期、もりおか歴史文化館蔵。
- 吉田芝溪1979「開荒須知」『日本農書全集』3、農山漁村文化協会。
- 菊池勇夫2012『東北から考える近世史』清文堂。
- 田口洋美1992『越後三面山人記』農山漁村文化協会。
- 田口洋美1994『マタギ―森と狩人の記録』慶友社。
- 田口洋美2002「小国マタギの過去と現在」佐藤宏之(編)『小国マタギ―共生の民俗知―』農山漁村文化協会。
- 田口洋美2015「列島開拓とオオカミの絶滅」『東北学』06。
- 塚本学1995『江戸時代人と動物』日本エディタースクール出版。
- 松山義雄1977『狩りの語部』法政大学出版局。
- 丸山直樹編2007『オオカミを放つ』白水社。
- 丸山直樹編2014『オオカミが日本を救う』白水社。
- 村上一馬2007「弘前藩の獵師と熊狩り―『弘前藩庁御国日記』から」『季刊東北学』10。
- 村上一馬2011a「獵師鉄砲の地域格差―仙台藩を中心として―」湯本貴和(編)『山と森の環境史』5、文一出版。
- 村上一馬(編)2011b『「弘前藩庁御国日記」狩獵関係史料集』2、東北芸術工科大学東北文化研究センター。
- 村上一馬(編)2012『「弘前藩庁御国日記」狩獵関係史料集』3、東北芸術工科大学東北文化研究センター。
- 村上一馬2013「人馬を喰う狼、狼を獲る人びと―『盛岡藩家老席日記 雑書』から」『東北歴史博物館研究紀要』14。
- 村上一馬2015a「御野馬を喰う狼、狼を毒殺する狼取」『東北歴史博物館研究紀要』16。
- 村上一馬2015b「江戸時代の狼―弘前藩、盛岡藩の藩日記から」『東北学』06。
- 村上一馬(編)2016『八戸藩庁日記狩獵関係史料集』東北芸術工科大学東北文化研究センター。

表1 狼捕獲記録一覧

史料No.	記録日条(西暦)	狼捕獲数				計	捕獲状況等(「」内は表記通り)	捕獲場所(通・郷)	捕獲・上納者	補足(上納、褒美等)「」内は表記通り
		男狼	女狼	子狼	狼					
1	No.13 (目)寛文8(1668)11.7			1	1	「人喰狼…夜討」	白金村、小清曾部		補足(上納、褒美等)「」内は表記通り	
2	No.24 (目)延宝2(1674)2.20			1	1	「おつそ二而取上ル」	金浜村		代官が上納	
3	No.25 (目)延宝2(1674)2.23/2.27			4	4	「狼狩有之、即狼四疋捕申候」	(沢里山)		「人足在々へ被仰付」	
4	No.27 (目)延宝3(1675)9.12			4	4	「狼四疋捕申候」	妙野			
5	No.31 (目)延宝5(1677)9.25			2	2	「討上」	妙野	川井九十郎・中居林与四郎	褒美500文ずつ付与	
6	No.31 (目)延宝5(1677)9.26			1	1	「討上」	妙野	川井九十郎	褒美500文を付与	
7	No.32 (目)延宝5(1677)11.1			2	2	「狼狩被仰付…漸狼二つ殺申候」	妙野			
8	No.33 (目)延宝5(1677)閏12.15			1	1	「留上ル」	軽米村		城廻り、妙野は褒美1貫文、長苗代は褒美500文	
9	No.36 (目)延宝6(1678)8.26			1	1	「おつそ二而取上」	妙野		褒美1貫文を付与	
10	No.38 (目)延宝8(1680)4.12			8	8	「取上」	野沢村	百姓	1疋につき褒美200文ずつ付与	
11	No.44 (目)貞享4(1687)4.7		1	9	10	「狼之子九つ捕申二付、子を大穴を堀入置申所ニ母狼老疋右之穴へ落申候を捕申由」	妙野	百姓	(狼巢3ヶ見付)褒美500文ずつの計1貫500文を付与	
12	No.51 (目)元禄3(1690)12.5		?		?	「猪鹿狼討留々申候」				
13	No.68 (目)元禄14(1701)7.20			1	1	「鉄炮二而討」	妙野		「御庭にて御覧被成…其所ニ埋候」	
14	No.89 (目)宝永5(1708)5.28		1	4	5	「狼ノ子四つ取申内老々活候…母犬…鉄炮二而討上ル」	榊引村	妙助五郎		
15	No.100 (目)正徳元(1711)4.24		1	3	4	「狼之穴見出し…打殺」	嶋守村古里		御馬別当が上納	
16	No.107 (目)享保8(1723)6.1			1	1	「留上申」	軽米村長興寺	平次郎		
17	No.108 (用)享保9(1724)3.25			5	5	「取上ル」	法師岡(名久井)			
18	No.114 (用)享保12(1727)6.6			1	1	「討留候」		赤保内助五郎		
19	No.122 (用)享保14(1729)4.25			4	4		嶋守			
20	No.164 (目)寛保3(1743)5.7			1	1	「番討二而老々取候」	十石沢(長苗代)			
21	No.164 (勘)寛保3(1743)5.7			1	1	「大狼老疋打ころし申候」	大佛村(長苗代)		褒美300文を付与	
22	No.490 (目)勘宝暦6(1756)5.11			1	1	「家へ狼老疋疋込…村之者突留候」	大川目通(久慈)	百姓共	家へ疋込み7人負傷させた狼を捕獲	
23	No.506 (目)宝暦8(1758)4.19			6	6	「取候」	久慈		褒美鳥目30疋(300文)付与	
24	No.515 (勘)宝暦9(1759)1.15			1	1	「打殺申候」	早坂村沢内		「馬屋へ狼老疋疋込、大老疋食殺、并馬老疋半死半生ニ致」	
25	No.516 (目)勘宝暦9(1759)2.17/(勘)2.22			1	1	「大狼留候」	夏井村(久慈)		褒美鳥目20疋(200文)付与	
26	No.891 (勘)安永9(1780)5.5			6	6	「留」	軽米村山田	百姓共	褒美鳥目30疋を付与	
27	No.906 (勘)天明1(1781)4.19			1	1	「病狼老疋留候」	戸呂町(久慈)	権七・五郎・辰	「前例之通」褒美300文を付与	
28	No.908 (勘)天明1(1781)5.5			1	1	「馬屋へ狼入…留候」	狄館村(小軽米郷)	孫次郎親子	親子兩人で捕獲、褒美300文を付与	
29				2	2	「鐵二而打殺候」	戸呂町村(久慈)	与助		
30	No.910 (勘)天明1(1781)5.25			1	1	「夜中居小屋へ入候を留候」	戸呂町村(久慈)	源十郎	「狼病ニ而も付候哉」褒美300文ずつ付与	
31				1	1		大野村青菜畑(久慈)	門兵衛		
32	No.941 (勘)天明2(1782)11.15		1		1	「討留候」	伊保内村	忠七(彌師)	褒美300文を付与	
33	No.997 (勘)寛政2(1790)11.4			2	2	「打留」	種市村	治郎衛門(彌師)	1疋300文ずつ褒美付与	
34	No.999 (勘)寛政3(1791)4.9		1		1	「打候」	天海沢	岩松(彌師)	褒美鳥目30疋を付与	
35	No.1178 (勘)文化3(1806)11.17			1	1	「病狼疋留候」	小屋瀬村(軽米)	孫作(彌師)	射殺時に破損した鉄砲の補修代金1疋を支給	
36			1		1		八戸廻小橋村	又吉	耳尾を上納、褒美銭1貫500文を付与	
37			1		1		大野村	竹	褒美銭1貫500文を付与	
38	No.1355 111.7		1		1	「討取候」	江刺家村	平次郎	褒美銭1貫500文を付与	
39			1		1		八木村	藤兵衛	褒美銭1貫500文を付与	
40	No.1358 (勘)天保11(1840)2.22		1		1		小国村(久慈)	又五郎	褒美銭2貫文を付与	

41		(勸)天保11(1840)2,27		1				1		江戸五日市村	源之助	褒美銭2貫文を付与
42	No.1358	(勸)天保11(1840)10,4	1					1		荻倉村(久慈)	熊	褒美銭1貫500文を付与
43		(勸)天保13(1842)2,9		1				1		二ツ屋村(大野郷)	善蔵	前例通り(2貫文)褒美付与
44		(勸)天保13(1842)3,25	1					1		雪屋村(大野郷)	善兵衛・与右衛門 己之松・和盛・山松・ 彦・重之助	前例通り(1貫500文)褒美付与
45	No.1360	(勸)天保13(1842)4,8			5			5		種市大屋		褒美5貫文を付与
46	No.1362	(勸)天保14(1843)4,4			5			5		大野郷		褒美1貫500文を付与
47	No.1367	(勸)弘化元(1844)8,4			1			1		下江莉(軽米)		革を上納し、褒美を付与
48	No.1370	(勸)弘化3(1846)3,2		1				1		更ノ沢村(葛巻郷)	彌師	皮を上納し、褒美2貫文を付与
49	No.1374	(勸)弘化3(1846)5,12		1				1		葛巻村本町(軽米)	政	褒美2貫文を付与
50	No.1378	(勸)弘化4(1847)4,11			3			3		荒巻山(種市郷)	弥助	褒美500文ずつ付与
51	No.1378	(勸)弘化4(1847)6,26			4			4		山形の待ヶ沢		1疋500文ずつ褒美付与
52	No.1386	(勸)嘉永元(1848)11,1	1					1		荒巻村(種市郷)	万慶	前例通り褒美1貫500文を付与
53	No.1399	(勸)嘉永3(1850)12,1						1		道佛郷上野村	晝七	褒美2貫文を付与
54	No.1418	(勸)安政元(1854)12,28						1		江刺家村	清三郎(彌師)	耳・尾・足を提出
55	No.1419	(勸)安政4(1857)5,25			3			3		平嶽(久慈)	大野郷之若共	「山犬」の子。前例通り褒美1疋500文を付与
56	No.1423	(勸)安政6(1859)1,27	1					1		嶋守村(久慈)	徳右衛門	「男山犬」。褒美1貫500文を付与
57	No.1455	(勸)文久3(1862)5,1			3			3		田代村	要助子熊太郎	褒美1疋300文のところに別に1貫文を付与
				9	10	68	36	123				

中山間地集落の人口・景観・生業の変遷

—岩手県一関市巖美町本寺地区を事例として—

東北芸術工科大学芸術学部／東北文化研究センター

竹原 万雄

1 はじめに

歴史班では主に中世から近・現代の時間幅で「集住の関係史」と総称する研究を進めてきた。具体的には、土地や水面といった集落の形成・維持の前提となる空間の所有・活用状況など、時代や地域ごとの集落結節の様相を捉え、その時期その土地にそのバランスで存立した背景を解明するというものである。そこで筆者は、岩手県一関市巖美町本寺地区^{ほんでら}を事例として、人口・景観・生業という視点から中山間地集落が維持されてきた背景を追究してきた。本寺地区は、須川岳から流れ出る磐井川の左岸に形成された小盆地に集落が点在している（一関市教育委員会編 2016）。平地部分の平均海拔高は約 160m、南側を磐井川に接し、三方は海拔 230m から 260m の丘陵に囲まれている。

かつて「骨寺村」と称した本寺は、中世に描かれた「陸奥国骨寺村絵図」の場所として知られている。しかも絵図の景観が現在でも良好なカタチで残っており、国の史跡や重要文化的景観にも選定された。本寺は断片的ではあるものの各時代の史料が残されており、中世の景観をうかがうことができる貴重な地域であるだけでなく、近世・近代の文書群も伝来していることに加え、現代の実地調査も積極的に実施されてきた。このように本寺は、中世から現代までの集落変遷を見通すことができる有効な調査対象地なのである。

これまでは「中山間地の人口変遷と生業 —岩手県一関市巖美町本寺地区を事例として—」（竹原 2016a）、『東北一万年のフィールドワーク 11 本寺 山間に息づくむらの暮らし』（東北芸術工科大学東北文化研究センター編 2014）、「戦後本

寺地区における景観変遷」（竹原他 2014）、「中山間地生業の変遷 —岩手県一関市巖美町本寺地区を中心に—」（竹原 2012）、「"中山間地" 骨寺村の生活 —近世・近代への展望—」（竹原 2009）などで、中山間地集落の人口・景観・生業の変遷について個別あるいは相互に関連させながら検討してきた。そこで総括報告書となる本論では、これまでの研究成果に人口変遷に関する具体的な分析を加え、人口・景観・生業という視点から集落の「開発」と「危機」に注目し、中山間地集落が維持されてきた様相と背景を編年的にまとめる。

それに先立ち、中世から現代に至るまでの戸数と人口を整理した表 1 をあげておく。史料が断片的にしか残っていないだけでなく、確定し難い数値もあるが、戸数・人口変遷に関しては本表を参照していただきたい。なお、竹原（2016a・2016b）でも同様の戸数・人口変遷表を載せたが、それを加筆・修正した本表をもって改めさせていただきます。

なお、本論で主として使用する文書群は、本寺に残されていた「陸奥国磐井郡五串村本寺佐藤家文書」（以下、「本寺佐藤家文書」と略す）と、隣接する山谷^{やまや}に伝来した「陸奥国磐井郡五串村山谷佐藤家文書」（以下、「山谷佐藤家文書」と略す）である。

2 本寺の概要

ここでは本寺の歴史の概要を整理しておこう（東北芸術工科大学東北文化研究センター編 2014）。「骨寺村」がはじめて史料に登場するのは天治 3（1126）年に藤原清衡によって発給された

表1 戸数・人口変遷

年代	戸数		人口		出典
	本寺	本寺・山谷	本寺	本寺・山谷	
12世紀前半以前	[5]				骨寺村所出物日記
文保2(1318)	[13]				骨寺村所出物日記
鎌倉時代末期	[13]				陸奥国骨寺村絵図(詳細絵図)
南北朝時代	[17]				骨寺村在家日記
享保12(1727)	[48]	91	[654]	1159	宗門人別帳〈「本寺佐藤家文書」(人別・戸籍-1)〉
宝暦13(1763)	105	195			『宝暦風土記』(『一関市史 第7巻』)
安永4(1775)カ		[197]		[955]	『安永風土記』関係〈「山谷佐藤家文書」(43)〉
天保5(1834)		155		921	宗門人別帳(『一関市史 第7巻』)
天保10(1839)	[74]	139	[272]	573	宗門人別帳〈「本寺佐藤家文書」(人別・戸籍-2)〉
安政6(1859)	[56]	110	[356]	775	宗門人別帳〈「山谷佐藤家文書」(46)〉
明治5(1872)	[63]	118	[405]	829	戸籍〈「本寺佐藤家文書」(人別・戸籍-3)〉
[大正6(1917)]	85	161	669	1290	『巖美村誌』
昭和62(1987)	125		531		一関市役所提供資料
平成4(1992)	119		517		一関市役所提供資料
平成9(1997)	120		474		一関市役所提供資料
平成14(2002)	121		438		一関市役所提供資料
平成19(2007)	116		375		一関市役所提供資料
平成24(2012)	116		340		一関市役所提供資料

※〔 〕は不確定あるいは推定数。「戸数」のうち宗門人別帳の数値は人頭(戸主)の数、昭和62年以降は世帯数。天保10年と安政6年の宗門人別帳の人頭数は不在の土地・屋敷を差し引いた数。「出典」のうち『安永風土記』関係とあるものは『安永風土記』作成のための調査過程で作られた文書とおもわれる。

「中尊寺^{きょうぞう}経蔵^{ぶにん}別当補任状案」であった。この文書には「紺紙^{こんし}金銀字^{こうしよいつさいまよう}交書一切経」の書写に尽力した自在坊^{じざいぼう}蓮光^{れんこう}を経蔵の別当に任命することに加え、蓮光の私領であった骨寺村を経蔵別当領として認めたことが記されている。ここに中尊寺経蔵別当領としての骨寺村が誕生した。なお、この文書そのものは後世の創作であるが、内容的には信頼してよいと考えられている。

文治5(1189)年、奥州藤原氏の滅亡後も骨寺

村は経蔵別当領として承認された。しかし、藤原氏に代わって平泉を支配した葛西氏と中尊寺との間でたびたび村境をめぐる争いが起こっていた。中尊寺には永享7(1435)年までの骨寺村に関する記録が残されていることから、室町時代までは経蔵別当領として維持されていたようである。

天正18(1590)年の葛西氏滅亡後、骨寺村を含めた現在の岩手県南部は伊達政宗の所領となり、明治維新まで仙台藩領であった。江戸時代を通し

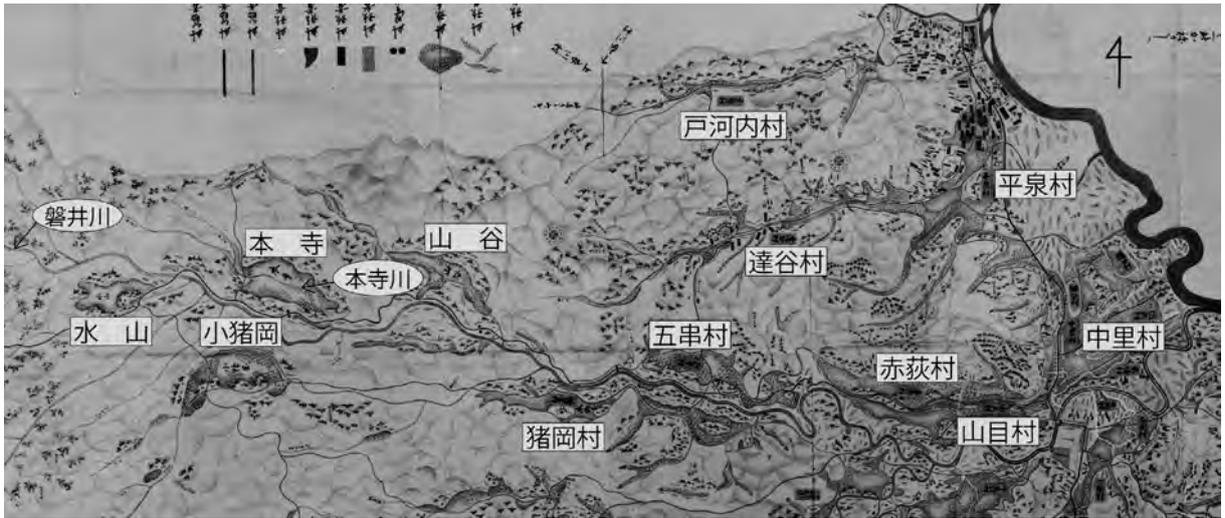


図1 本寺と近隣地区位置図（「磐井郡西岩井絵図」より作成）



図2 本寺内の字図（一関市博物館編 2004 より作成）

てみると、「骨寺村」は「本寺」と表記されるようになり、隣接する山谷とあわせて磐井郡西磐井五串村の端郷であった。「骨寺村」がいつ「本寺」と表記されるようになったのかは判然としないが、元禄 12（1699）年に生江助内が作成した「磐井郡西岩井絵図」〈個人蔵。残されている原物は明治 21（1888）年、千葉美胤写〉には「本寺」とあり、少なくともこの頃には一般化していたことがわかる。なお、図 1 はその絵図をつかって本寺・山谷・五串村と隣接する村々の位置関係を、図 2 では若井原・中川・駒形・要害・沖要害・若神子・

下真坂といった本寺内の字の位置を示したため、適宜参照されたい。

明治期以降は、五串村とともに明治 4（1871）年に一関県に属し、それ以後、水沢県、磐井県と改称され、明治 9（1876）年には岩手県へ編入となる。続いて明治 22（1889）年に五串村・猪岡村が合併して巖美村、昭和 30（1955）年には一関市巖美町となり、現在に至っている。

以上の概要をふまえ、中世から現代にいたる本寺の人口・景観・生業についてみていこう。

3 中世 一二段階の開発

中世の景観が描かれた絵図としては、先述した「陸奥国骨寺村絵図」がある。同絵図は2枚あり、「簡略絵図」「詳細絵図」などと呼ばれて区別されている。13世紀半ばから14世紀の作成とされる「簡略絵図」は、絵図上で目につく施設のほとんどが宗教施設であり、仏神田についての文字が多いことから「仏神絵図」とも呼ばれる。他方、14世紀前後の作成とされる「詳細絵図」は、水田や在家の表現が具体的なことから「在家絵図」とも呼ばれる。この2枚の絵図が注目され、中世の骨寺村は多くの研究者によって詳細かつ多角的な分析が進められている（伊藤 1957、一関市博物館編 2004・2008、入間田 2005・2007、大石 1984・1990、吉田 1989・2008など）。本章では、こうした先行研究に依拠しながら中世の人口・景観・生業を確認したい。

まず景観について「詳細絵図」（図3）からみてみたい。この絵図では中央を現本寺川が流れ、その周りにはいくつかの不定形の水田がみられる。すなわち、本寺川北側の山際に位置する水田や南側の宇那根社近くの水田と、本寺川に接して描かれた水田である。これらは用水源の違いを反映させたものと考えられ、前者は山地から流れる沢水や湧水を用水としており、主に自然の湿地を利用する天水田であったのに対し、後者は本寺川の水を利用した人工的でより本格的な灌漑水田とされた。ここから、前者と後者で新旧二段階の開発があったことが指摘されている。

それと関連して注目されるのが、水田近くに描かれている屋敷である。これらは、屋根や側壁に細く斜線の色付けがあるものとなないもので描き分けられており、色付けのあるものは沢水や湧水を用水とする水田の近く、色付けのないものは本寺川沿いに多い。つまり、色付けのある屋敷に住む人びとは天水田開発以来の居住者であり、色付けのない屋敷の人びとは本格的な灌漑水田を開発した新たな居住者と考えられることができる。

さらにその開発主体については、絵図に描かれた「大師堂」「山王石屋」などから天台系の聖であったという指摘がある。天台の勢力＝仏教勢力が村

に入ってきたことにより灌漑技術が導入され、新たな水田が開発されたのである。時期的には、骨寺村が中尊寺経蔵別当領になる12世紀前半頃ということになる。加えて、道にも「古道」と「馬坂新道」という新旧二種類の道があり、馬坂新道が「大師堂」から延びていることを考慮すると、この道も新たな開発の結果とみることができよう。

こうした水田・屋敷・道に加えて確認しておきたいのが、この平野を囲むように描かれている山林である。平野部に描かれた図像の魅力的な配置に目を奪われがちであるが、骨寺村は山に囲まれた中山間地であることを看過するわけにはいかない。こうした景観から、水田稲作以外にも山林を活用した生業が想起されよう。

その生業については、絵図とともに骨寺村研究の代表的な史料である「骨寺村所出物日記」〈文保2(1318)年〉及び「骨寺村在家日記」〈南北朝時代〉から、その一端をうかがうことができる（竹原 2012）。両史料とも貢納者と貢納品目などが書き上げられたものであるが、まず「骨寺村在家日記」をみると、貢納品として「一、かたきしの在家一けん、ねんく二貫文、立木十二足、そなへ三米、あふら五盃、米五盃、むしろ、こも、もわた、五ほう、うるし一盃、つく田百」（史料は読みやすいよう適宜新字体に改め、読点を付した。以下、同じ。）などがある。ここから、貢納品として米の他にも「立木」（薪）、「そなへ」（お供え餅）、「あふら」（ごま油）、「むしろ」（筵）、「こも」（菰）、「もわた」（真綿）、「五ほう」（ごぼう）、「うるし」（漆）が納められていたことがわかる。他方、「骨寺村所出物日記」には中尊寺に差し出すものとして「歳末立木」に加えて「粟」や「干栗」などもあげられていた。これらのことから、中世における水田稲作以外の生業として、薪・ごま油・菰・漆・栗といった木材（植物）そのものの活用、あるいはその加工品が製造されていたこと、その他には養蚕を行っていたことが指摘できよう。

この二つの史料と「詳細絵図」から中世の戸数を整理しておこう（竹原 2016a）。「骨寺村所出物日記」からは、当時、性格の違う二つの農民層がいたことがわかる。ひとつは年貢・公事を賦課



図3 「陸奥国骨寺村絵図（詳細絵図）トレース図」（一関市博物館編 2008より）

された農民であり、もうひとつは年貢のみを請け負う農民である。ここから、前者は当初からの在地農民であり、後者は後の開発に関わった新入の農民であることが指摘されている。すなわち、前者が天水田開発以来の居住者であり、後者が本格的な灌漑水田を開発した新たな居住者である。新たな農民が入ってきたのは12世紀前半頃と考えられていることから、表1ではそれ以前の在地農民が5戸、文保2(1318)年に新入農民を含めた13戸があったものと推定した。なお、この戸数は「詳細絵図」で描かれた屋敷数とも一致している。続いて「骨寺村在家日記」からは、書き上げられた在家や水田の数から17戸程の農民がいたものと推定でき、数十年の間に戸数が増加したことがうかがえる。

以上のように、中世の骨寺村には12世紀前半頃に馬坂新道や本寺川沿いに本格的な灌漑水田を開発した画期があり、そこで戸数の増大もみられた。こうした開発が反映された景観が平野部にみられる一方、そのまわりには豊かな山林が広がっていた。そのため水田稲作の生産が増大したものと推察されるが、それだけでなく山林からは木材(植物)そのものの活用、あるいはその加工品が製造されたことに加えて養蚕も行われるなど、多様な生業が展開していたのである。

4 近世—18世紀の開発と19世紀の危機—

近世の景観を知り得る史料としては、図1でも使用した元禄12(1699)年の「磐井郡西岩井絵図」がある。その本寺部分をトレースしたものが図4である(東北芸術工科大学東北文化研究センター編 2014)。描かれた図像を確認すると、最南端にあるのが磐井川で、「本寺」と書きこまれた南を流れるのが本寺川である。そこを囲むように網目状に描かれているのが田、その周りに多くみられる四本程度の平行線で表現された図像が畑である。道は東西に走る太線があり、もう一本はそこから字駒形付近で北に分かれて衣川方面へつながっている。

ここからまず注目したいのが、水田の広がり水利である。水田は新田開発の影響もあってか平

野部の中心からとくに西側へ広がっているように見受けられる。その西側に延びる水田の先には「湯ノ沢」の堤が描かれており、本寺川と合流している。堤に関しては、仙台藩の村の概要を知る上で基本史料である『安永風土記』(安永4(1775)年)のなかで「土方堤」「味沢堤」「湯ノ沢堤」の三ヶ所が書き上げられていた(一関市史編纂委員会編 1977b)。絵図で確認できるのは「湯ノ沢堤」のみであるが、現地調査と照合すると平野部の北側にのびる水田の先にある三角の堤が「味沢堤」であろう。もう一ヶ所の「土方堤」(「大方堤」の誤記か)は判然としないが、この二つから17世紀後半における本寺の水田が、山際にある味沢堤からの取水と本寺川の取水であったことがわかる。中世では沢水と湧水、本寺川を利用していたことを確認したが、江戸時代でも中世同様の水利形態であったといえよう。

さらに『安永風土記』の「堰」という項目には「下り松堰」と書かれている。これは、図4では確認できないため元禄12(1699)年以降に開発されたものであろう。この下り松堰と関連して注目したいのが、吉田敏弘氏による嘉永2(1849)年「山谷本寺用水普請小積書出」の分析である(吉田 2008)。同史料は、本寺・山谷の用水普請に際し、普請箇所とその人数を堰・揚場・堤ごとに書き上げており、当時の用水源や用水路を知ることができる。それによると、本寺の堤は5ヶ所、本寺川からの揚場が12ヶ所、さらに磐井川から取水する下り松用水(下り松堰)があげられている。ここから、堤のうち先ほども登場した味沢堤に加えて割田堤をあげ、この二つは北部山麓を灌漑しているが、その他、多くの水田が本寺川の揚場からの用水路に依拠しており、上流の湯沢堤・銭神堤・大方堤、さらに下り松用水も主として本寺川に水を落とす構造となっていたことが指摘されている。つまり、近世後期までには下り松用水という新たな用水源が開発される一方、北側の堤と本寺川からの取水という水利形態は変化することなく、従来の用水路を通してより充実した配水がなされる仕組みであったといえよう。

続いて屋敷をみると、平野部では北側の山際に11戸、南側の道沿いに7戸並んでいる。北側の



図4 「磐井郡西岩井絵図トレース図」(東北芸術工科大学東北文化研究センター編 2014より作成)

表2 本寺・山谷の村高と新田高の変遷

年代	村高	新田高	出典
享保 12(1727)	814 石 9 斗 5 升	60 石 9 斗 6 升	「本寺佐藤家文書」(人別・戸籍-1)
安永 4(1775)カ	823 石 2 斗 3 升	—	「山谷佐藤家文書」(43)
天保 10(1839)	890 石 7 斗 6 升	128 石 4 斗 2 升	「本寺佐藤家文書」(人別・戸籍-2)

※宗門人別帳の「村高」「新田高」に出入作分は含めていない。

屋敷は「陸奥国骨寺村絵図」にも描かれていた山際の屋敷に通ずる古くからのもので、道沿いに並ぶ屋敷は交通の利便性から新設されたものといえようか。また、これらの屋敷の多くに畑が近接して描かれており、屋敷近くで営まれる当時の畑の利用形態がうかがえる。一方、山林については樹木が描かれる他に「山王山」「二子山」「コ、ミ立山御林」などがみられる。

こうした景観との関わりから生業をみてみよう(竹原 2009)。先述した通り、江戸時代になると本寺は山谷とともに五串村の端郷となる。そのため、本寺・山谷あるいは五串村の情報をまとめて文書を作成することが多く、本寺のみの情報を抽出することは難しい。そのことを前提に、以下、史料をみていこう。

表2は本寺・山谷の村高と新田高をまとめたものである。仙台藩では寛永17(1640)年から同20(1643)年まで行われた「寛永検地」のときの田畑を本地とし、その後が開発された土地を新田といった(仙台藩歴史用語辞典 2010)。そのため、享保12(1727)年までの約80年間で60石余の開発が進んだことがわかる。さらに、それから約110年の間で68石余が開発された。17世紀は全国的に新田開発が大規模に展開した時代であり、また一定の耕地に労働力と肥料を集中的に投下する集約型農業により、土地生産力も向上したといわれる(仙台市史編さん委員会編 2003)。本寺も全国的な傾向と同様に18世紀前半にかけて新田開発が進み、その後も開発を継続して進めていたといえよう。

一方、田畑以外の生業については、商人や職人の営業許可税、生産物に対する売上税など様々な種類の税目をまとめた「西岩井五串村諸役改指出し」(「本寺佐藤家文書」(年貢-1))から確認で

きる。同史料は享保14(1729)年の作成で、本寺だけでなく五串村・山谷の情報も含めてまとめられている。そこには、清酒1本・室師4軒・鍛冶1人・大工2人・木挽5人・染師4人・須川出湯役・獵師鉄砲26枚と書き上げられている。酒造や染め物関係の他、「須川出湯役」からは温泉経営、さらに「獵師鉄砲」もあることから狩猟が行われていたことも示唆される。加えて、大工・木挽といった木材加工にたずさわる職人の存在にも留意したい。

次に、『安永風土記』に書き上げられた産物をみてみよう。『一関市史 第2巻』には一関市各村の『安永風土記』にある産物がまとめられている。それによると、ほとんどの村で1から2品、多い村だと5品の産物があげられており、品名としては麻・紅花・煙草が多くみられる。一方、本寺・山谷・五串村では煙草や麻もあるが、それ以外にも真綿や絹まゆに加え、鋤台・足駄・山折敷といった木工品があげられている。しかも、その数は7品にも及んでいる。

また、「山谷佐藤家文書」(43)には『安永風土記』を作成する過程で作られたとおもわれる本寺・山谷の情報のみをまとめた文書が残されていた。そこには産物として「鋤台・足駄・下駄・薪・炭・真綿・まゆ・煙草・山折敷」の9品があげられていた。先述した五串村を含めた産物と比較すると、麻は含まれていないものの、その他は同じものが書き上げられている他、下駄・薪・炭が加わっている。『安永風土記』では五串村を含めた情報をまとめる過程で厳選されたのであろうが、いずれにしても他地域よりも多い産物が書き上げられていることは指摘できよう。さらに中世でもみられた養蚕関係の真綿・まゆと共に、一見して木工品が多いことがわかる。先ほどの「西岩井五串村諸

表3 天保から明治にかけての人口・戸数関係

年代	天保10(1839)年	安政6(1859)年	明治5(1872)年
人口	272人	356人	405人
戸数	74戸	56戸	63戸(+同居2戸)
空屋敷	9戸	27戸	18戸
2人以下の屋敷	37戸(44.6%)	31戸(37.3%)	22戸(26.5%)

※「本寺佐藤家文書」(人別・戸籍-2)(人別・戸籍-3)、「山谷佐藤家文書」(46)より作成。「2人以下の屋敷」にある()は83戸中の2人以下の屋敷の割合。

役改指出シ」からは大工・木挽も確認できた。近世でも木材を活用した生業に積極的に取り組んでいたのである。

以上のように、新田開発による生産高の増加がみられる一方、中世同様に田畑以外にも多様な生業に取り組みながら生活を成り立たせていた。そうした生業が反映し、とくに平野部一帯では水田が広がる景観を確認することができた。それでは、このような生業面の開発は人口変遷にどのような影響を与えたのであろうか。

本寺・山谷には享保12(1727)年・天保10(1839)年・安政6(1859)年の宗門人別帳が残されており、それに『一関市史 第7巻』に掲載されていた五串村の宗門人別帳、さらに『宝暦風土記』『安永風土記』関係史料の情報を加えて表1をまとめた。まず享保12(1727)年から宝暦13(1763)年までの約40年間で戸数が2倍以上に増加したことが目を引く。これは先述した18世紀の生産高の増加を基礎に、屋敷内にいた傍系親族や従属農民の分家・独立が進んだ結果であろう。これも全国的な傾向であった(仙台市史編さん委員会編2003)。実際、享保期と天保期の宗門人別帳を比較すると、大家族構成から小家族構成へと変化し、享保期には46戸あった水呑家族が天保期にはみられなくなっている。この点に関する詳細は竹原(2009)を参照されたい。

このように18世紀前半までに家族構成を変質させるほどの開発がある一方、天保期には天保5(1834)年から同10(1839)年のわずか5年間で戸数・人口共に大幅に減少しており、戸数に関しては安政6(1859)年まで減り続けている。これは天保期の飢饉の影響とおもわれる(一関市史編纂委員会編1977a)。ここに集落の「危機」的状

況をみてとりたい。しかし、注目すべきは「危機」だけでなく、とくに人口面において明治5(1872)年までには「回復」傾向がみてとれる点である。それでは、本寺はこの「危機」からいかに戸数・人口を「回復」していったのか。次章の近代では、その点から検討をはじめたい。

5 近代 一危機からの回復一

(1) 人口危機からの回復

天保の飢饉がもたらした人口「危機」からいかにして「回復」したのか。「本寺佐藤家文書」に残されていた天保10(1839)年の宗門人別帳と明治5(1872)年の戸籍、「山谷佐藤家文書」に残されていた安政6(1859)年の宗門人別帳からその過程をみてみたい。

2冊の宗門人別帳には屋敷毎に屋敷名・戸主をはじめとする家族の名前・戸主との続柄・年齢などが記載されており、屋敷毎の人数はもちろん家族構成まで知ることができる。一方、明治5(1872)年の戸籍には屋敷名はないものの、屋敷毎に戸主をはじめとする家族の名前・戸主との続柄・年齢などが記されており、宗門人別帳と同様に屋敷毎の人数や家族構成を知ることができる。加えて、別家から来た者には「実父」の住所まで記載されており、どこから本寺に入籍してきたのかを知ることができる。そこで3冊の情報を照合し、天保10(1839)年の宗門人別帳に記されている本寺の屋敷83戸の家族構成が、安政6(1859)年・明治5(1872)年でどのように変遷したのかをまとめた。なお、以下、天保10(1839)年については「天保」、安政6(1859)年は「安政」、明治5(1872)年は「明治」と略す。

宗門人別帳をみると屋敷名は記されているものの「但、新屋敷死亡東作跡地代御百姓相付候迄、親類方江預高被成下分如此」あるいは「但、新屋敷無行衛与吉跡地散田」のように「死亡」や「無行衛」によって誰も住んでいない屋敷（空屋敷）も記されている。その数をかぞえると天保では9戸、安政は27戸であった。明治の戸籍については人が住んでいない屋敷は記されていないが、天保の83戸と照合すると18戸が空屋敷であったことが確認できる。

また、家族構成をみてみると空屋敷にまではなっていないものの、戸主1人あるいは戸主と子ども1人・戸主と祖母など、人は住んでいるものの存続の「危機」にあるとおもわれる屋敷もみてとれる。実際、天保で1から2人であった屋敷のうち14戸が安政では空屋敷になっていた。そこで空屋敷を含めた住人が2人以下になっている屋敷をかぞえると天保が37戸、安政が31戸、明治が22戸であり、天保に至っては全体の約45%が2人以下の屋敷になっていたことがわかる。以上の情報を整理したものが表3である。このような整理から、天保の宗門人別帳に記載されていた83戸のうち、明治までに2人以下になった屋敷をかぞえると46戸、そのうち38戸が空屋敷になっていた。つまり、約30年の間で半数以上の屋敷が2人以下という存続の「危機」を経験しており、約45%の屋敷が空屋敷になっていたのである。

空屋敷になった38戸のうち18戸は明治になっても空屋敷のままであった。一方、1～2人の屋敷を合わせた残りの28戸はどのようにして「危機」から「回復」したのであろうか。それぞれ天保・安政・明治の家族構成を照合すると、出生による直系で相続した屋敷は5戸のみであった。最も多かったのは別家が入ってきた屋敷で20戸、また養子を入れて相続した屋敷が2戸あった。なお、残りの1戸は天保でいなくなった子どもが安政に戻ってきて、明治に相続したというものである。つまり、2人以下になった屋敷が「回復」するのは、出生による直系よりも別家・養子によるところが多かったのである。

次に人口をみてみよう。人口の増加は出生によるものと、養子・養女を含めた別家からの移動に

よるものがある。移動の人数は明確にし得ない点もあるため、確実に移動と判断できるもののみ数えた。その結果、天保以来、2人以下になった屋敷が安政までに増加した人数は、出生が41人(52.6%)・移動が37人(47.4%)、安政から明治にかけて増加した人数は出生が47人(56%)・移動が37人(44%)であった。ここからは、移動数を少なく見積もっても、出生がわずかに上回る程度であったことがわかる。以上のことから、本寺の「危機」からの「回復」のおよそ半数は別家からの移動に依拠しながら展開していたといえよう。

ちなみに、83戸全ての屋敷から養子・養女を入れたことが確認できる屋敷を数えると35戸であった。そこに、この35戸と重複しない別家が入ってきた屋敷14戸を加えると、全体の約59%の屋敷が別家の者を入れていたことがわかる。そのうち養子で相続している屋敷を数えると27戸あり、そこに、この27戸と重複しない別家が入ってきた屋敷15戸を加えると全体の約51%になる。つまり、約30年の間で半数を越える屋敷が直系よりも別家の者を入れて相続していたのである。

それでは、別家や養子はどこから移動してきたのか。それを整理したものが表4、表5である。この二つの表からは、本寺内の移動が最も多く、それに次いで山谷・五串村、猪岡村・小猪岡・上衣川村南又といった隣村が続くものの、栗原郡川口村・胆沢郡白鳥村、仙台藩領外の仙北郡長野村といった遠距離からの移動もみられたことがわかる。こうして、他地域からの移動にも依拠しながら本寺は「危機」から「回復」し、集落を維持することができたのである。

表1にあるように明治5(1872)年以降の人口変遷は不明である。しかし、大正期には最大の人口数となっていることから、19世紀後半から20世紀前半にかけての45年間は、順調に人口を増やしたものと推察される。それでは、こうした明治・大正期の人口増を支えた景観・生業とはいかなるものであったのか。節を改めて検討したい。

(2) 近代の景観と生業

まず図5をみてみたい(竹原 2009)。これは、

表4 別家戸主の出身地

郡	磐井郡				胆沢郡	栗原郡	仙北郡	不明
村	本寺	山谷	五串村	小猪岡	上衣川村南又	川口村	長野村	
数	10(2)	1(1)	1(1)	1(1)	2	2	1	2
%	50	5	5	5	10	10	5	10

※ () の数は不確定の数。「%」は「数」全体に対する割合。

表5 養子・養女の出身地

郡	磐井郡					胆沢郡			不明	
村	本寺	山谷	五串村	猪岡村	小猪岡	達古袋村	赤荻村	上衣川村南又		白鳥村
数	15(3)	6(1)	4(3)	2	2	1	1	5	1	14
%	29.4	11.8	7.8	3.9	3.9	2.0	2.0	9.8	2.0	27.5

※ () の数は不確定の数。「%」は「数」全体に対する割合。

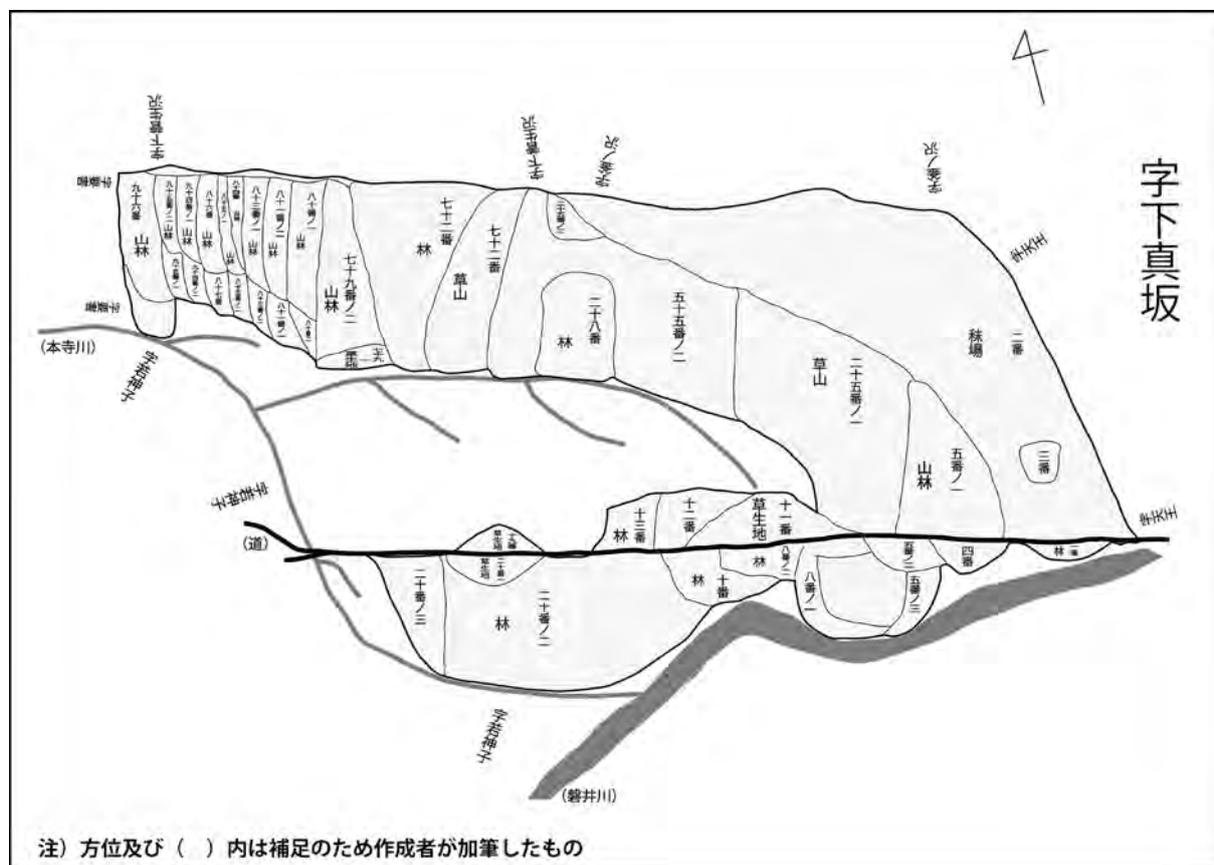


図5 「(絵図、字下真坂の林・草生地・秣場等に付) トレース図」(「本寺佐藤家文書」〈土地-17〉より作成)

明治期以降に描かれた字下真坂の山野などを示した絵図である。注目したいのは、番地と共に記されている地目である。東には広大な「秣場」があり、各所に「草山」や「草生地」が見受けられ、西には細かく分けられた「山林」、さらに「山林」とは別に「林」といった地目がある。中世の「陸奥国骨寺村絵図」や近世の「磐井郡西岩井絵図」

にも山林は描かれていたが、そこからは生い茂る樹木がうかがえるのみであった。この絵図からは、山林だけでなく草草が広がる山野の景観が想像できる。

字下真坂については、この絵図だけでなく明治10年代の作成とおもわれる土地台帳「本寺佐藤家文書」(土地-5)も残されている。この土地

表6 字下真坂の地目変化

地番	絵図	変化	土地台帳
5-1	山林	①→ ②←	秣場
8-2	林		秣場
11	草生地		秣場
13	林		柴生地
20	草生地・林		草生地
25-1	草山		秣場
72	草山・林		秣場・山林
79-1	草生地		秣場
80-1	山林		草生地
83-1	山林		秣場
85-1	山林		秣場
94-1	山林		秣場

※「本寺佐藤家文書」(土地-5)(土地-17)より作成。

台帳にも絵図と同様に番地と地目が記載されていた。興味深いのは、同じ番地であっても絵図と土地台帳で地目が異なる場所がみられる点である。それをまとめたものが表6である。両史料はどちらも作成年代が不明なため、どちらからどちらへ変化したのかはわからない。しかし、仮に①の変化であれば山林・林が秣場・草生地へ、②であれば秣場・草生地が山林・林へと変化している傾向がうかがえる。①の場合は草地を増やし、②の場合は樹木を増やしたといえようか。いずれにしても、山野一帯を多様に活用していただけでなく、それらは時に地目を変えながら使用されていたことは指摘できるであろう。

こうした地目が確認できる絵図としては、明治20年代初頭に作成された「字絵図」がある(東北芸術工科大学東北文化研究センター編 2014)。字絵図は一関市博物館に「中川」「駒形」「要害」「若神子」「下真坂」、盛岡地方法務局一関支局(平成27年に水沢支局と統合)に「沖要害」のものが収蔵されており、これらを合わせると近代の本寺の景観が浮かび上がる。なお、地目ごとに色分けした図を東北芸術工科大学東北文化研究センター編(2014)に掲載している。

この合成図からは平野部一帯の水田や、水利として本寺川や味沢堤も確認できる。また、屋敷をみると北側の山際に13戸、中道(字沖要害あたりで現・国道342号から49号へつながる道)沿いに11戸、国道沿いに31戸が並んでおり、これ

らに隣接する形で畑が多くみられる。こうした田畑の利用形態は、近世の「磐井郡西岩井絵図」でもみられたが、屋敷戸数については国道沿いの割合が高くなっているといえよう。新しい屋敷が国道沿いに建てられる様子がうかがえる。一方、山野に関わる地目をみると、萱生地・山林・林・秣場・草生地・草山・柴山・柴生地・森林・原野など、図5と同様に実に細かく分けられている。このように詳細に地目をつけていたということは、それだけ山野を多様に活用していたということであろう。

以上のような景観をふまえた上で、次は近代の生業をみてみたい(竹原 2009・2016a)。近世は『安永風土記』関係史料から産物を確認したが、明治初期にも本寺・山谷の情報をまとめた地誌がつくられており、そこにも産物が書き上げられていた(『地誌提要書上』岩手県庁蔵)。そこには「鋤柄・下駄・足駄・糞板・へら・しやくし・まだ縄・炭・紺屋灰」とある。これを『安永風土記』関係史料と比較すると、煙草・まゆ・真綿・山折敷はなくなっているものの、鋤台・足駄・下駄・炭は同様にあげられている他、糞板・籠・杓子・まだ縄・紺屋灰が加わっている。ここから木工品について新たな産物が開発されたことがわかる。同じ木工品でも時代に合わせて産物を模索していたといえよう。

続いて、大正6(1917)年に発行された『巖美村誌』をみてみたい。本書には「戸口」「地勢」「気候」「生産及産物」「交通」「行政」「教育」など、当時の巖美村の概要がまとめられている。そのうち「生産及産物」については、以下のようにある。

本村の生産は農耕を主とすれども、畜産及び製炭業に於て、本郡枢要の地歩を占む、養蚕業の如きも、漸次発達的气運に向ひつゝありと雖とも、未だ幼稚の域にあるは遺憾とする所なり

ここでは、巖美村は農耕が主であるが、西磐井郡のなかでも畜産と製炭業では重要な役割を担っており、養蚕も発展の兆しをみせていると整理されている。農業を主としているという点では、「本

表7 巖美村の生業

各種	解説
農産物	米は猪岡、五串地方より多く産し、養蚕は五串、山谷、本寺最も盛なり
林産物	製炭は瑞山、小猪岡、本寺最も盛にして、重に東京に移送す、用材としてハ杉、松、栗、樺等を生せり、天然産物として栗実、菌類、(シメジタケ、香茸、ムキ茸、椎茸)の産多く、独活、蓴、蕨の生産亦尠からず
牧畜業	畜類総数 1,115 頭にして、馬 1,081 頭、牛 34 頭あり、而して年々村内より生産する仔馬は百七八十頭内外ありて、其販売価額 10,000 円前後に達し、秣供用地山林 35 町、原野 2,800 余町にして尚余裕を存せり
工業産物	竹製品、(籠、箆、養箔) 箸、篋、杓子は五串、瑞山に多く、大根切器械は五串に行はれ、下駄類は小猪岡、瑞山にて、金属類は各部落にて製作せらる

※『巖美村誌』より作成。

村の現在戸数五百三十九戸、内農作業四百七十四戸、商業二十五戸、工業二十戸、其他二十戸なり、以上に依るに本村民乃職業ハ、殆んど農作業にして、村収入は農業生産を以て支配せられつゝあり」ともある。この農作業戸数の割合を考えると、本寺も農耕を主としていたと考えて差し支えないであろう。

次に本書では農業・林業・牧畜業・工業について、その収入金などがまとめられている。注目したいのは、それぞれについての説明書きである。そこには、巖美村内各地域についても言及されている。それを整理したものが表7である。まず「農産物」からは、本寺では養蚕が盛んであったことが特記されている。本書では続けて大正5(1916)年の養蚕飼育戸数が掲載されており、本寺は39戸とある。

それと関連して『一関市巖美町本寺の民俗』もみてみたい。本書は平成18(2006)年から同23(2011)年にかけて実施された聞き書き調査などをまとめたものである。ここでは、多くの家で蚕を飼っていたことと、繭は山目にあった昭栄製糸という加工場に納入し、そこには学校が終わると働きに出る人も多くいたとある。繭の販売ルートや製糸工場での労働までうかがえて興味深い。

続いて「林産物」をみると、本寺は製炭が盛んであり、東京にまで移送していたことがわかる。製炭については「本寺佐藤家文書」のなかにも関係文書(その他-3)があり、例えば、大正3(1914)年には青森大林区署へ本寺の炭焼業について「炭

焼ナキ者 戸数 貳拾壹名」「炭焼□□□(作前後) 戸数 三拾三人 但シ壹ヶ年壹人平均金貳拾円宛」「炭焼専門 戸数 貳拾貳人 但シ壹ヶ年壹人平均金七拾円宛」と報告している。「炭焼□□□(作前後)」の意味は判然としないが、いずれにしても55戸の家が炭焼を行っていたということは指摘できよう。また、『一関市巖美町本寺の民俗』でも製炭についてとりあげており、一関方面から来る業者への販売や、一関を經由して東京に送られたとある。

「林産物」では、製炭以外でも栗や菌類があげられていたが、「本寺佐藤家文書」の『区長御達日誌帳』(村政-9)のなかにも明治22(1889)年に本寺地区内にある「コ、ミ立官林」から栗と雑菌を採集するための「副産物御払下願」が綴られていた。さらに「明治四拾四年度以降」と表紙にある『入林鑑札交付簿』(その他-3)にはまつるべ^{まつるべ}きんじん^{きんじん}祭時山から菌蕈を採集するための鑑札を交付された者、57名の名前が記されていた。

「牧畜業」については地名の特記はないが、本寺でも広大な面積の秣場を有していたこと、「本寺佐藤家文書」に残された文書からその生業の一端がうかがえる。すなわち、先ほどもとりあげた『区長御達日誌帳』のなかには、明治22(1889)年に巖美村長から区長宛に出された文書が綴られていた。そこでは「来ル十一月廿七日、山目組二歳駒競売執行相成候条、登記之人名ハ二歳駒并公馬、西磐井郡山目村山目組市場へ同日午前第八時遅滞ナク牽出候様、通達方取斗フヘシ」と指示さ

れており、山目村で二歳駒の競売が行われていたことがわかる。この後には競売にかける馬が書き上げられており、本寺から売りに出した馬もいた。さらに「工業産物」についても本寺と特記されているものはないが、篋・杓子・下駄は江戸・明治時代の産物としてもあげられていたため、本寺でも継続して生産していたのではなかろうか。

以上、『巖美村誌』をもとに大正期の巖美村の生業について整理し、農業を主としながら林業・牧畜業・工業を営んでいたこと、そのうち本寺では養蚕と製炭が特記されていたことを確認した。「本寺佐藤家文書」には明治・大正期の文書から

製炭や栗・菌類、畜産に関するものが見受けられ、『一関市巖美町本寺の民俗』を参考にすると、一関方面や東京とつながる販売ルートも明らかとなった。こうした生業が明治・大正期の人口増を支えていたのであろう。なお、これまでも産物は多数あげられていたものの、そこから現金収入を得る販売ルートが判然としなかったが、ここから一関方面のような消費地とのつながりが想定されよう。



昭和 42 (1967) 年



昭和 52 (1977) 年



昭和 62 (1987) 年



平成 13 (2001) 年

図 6 4 年代の空中写真 (全て国土地理院所蔵)

6 現代 —新たな生業の開発—

現代の景観については、図6のような空中写真(国土地理院所蔵)からその変遷をみることができ(竹原他 2014、東北芸術工科大学東北文化研究センター編 2014)。平野に広がる水田やそれを囲む山野の景観は、中世以来かわらないが、水田を細かくみると不整形・小区画の水田から次第に整備された長方形へと区画整備が進められている。『一関市巖美町本寺の民俗』によると、本寺に田植機が入りはじめたのは昭和40年代であるという。こうした農業機械の導入によって区画整備が進められたのであろう。また、山野に注目すると昭和42(1967)年では山の稜線が確認でき、樹木の濃淡も薄くなっている。しかし、昭和52(1977)年以降は、樹木が生い茂り、山の色が濃くなっていることがうかがえる。

『一関市巖美町本寺の民俗』には、昭和30年代後半になるとプロパンガスが出てきて、昭和35(1960)年頃には本寺周辺のほとんどの家がそれを導入したとある。こうした背景もあり、近代において本寺の主要生産物であった製炭は昭和30(1955)年から同50(1975)年頃にかけてやめる家が多くあったという。一方、中世以来、本寺の主要な生業であった養蚕も昭和30年代後半になると徐々に衰退したという。

このように、これまで主要な生業であった養蚕や山野を活用した産物が衰退するなか、表1からもわかるように近年は人口減が進んでいる。しかし、現代でも本寺では多様な生業を模索している。『一関市巖美町本寺の民俗』によると、昭和30年から同50年代にはリンゴ、平成3(1991)年からはブルーベリー、近年では「南部一郎カボチャ」を特産品にしようと栽培を進めている。さらに、これまでの歴史を活用した観光業が生業の一部として確立されているといえよう。中世以来の景観が国の史跡や重要文化的景観に登録され、世界遺産への追加登録も目指している。それと関連して本寺の歴史をわかりやすく紹介したガイドンスハウスが設置され、そこでは郷土料理をふるまうレストランや産直コーナーも併設されている。年間に複数回開催している行事には県外からの参加者

も得て、本寺をPRする役割を果たしている。

以上のように、本寺は現在進行形で新たな生業を見出しながら集落を維持しているのである。

7 おわりに

本論では、一関市巖美町本寺地区を事例として人口・景観・生業という視点から集落の「開発」と「危機」に注目し、中山間地集落が維持されてきた様相と背景を編年的にまとめてきた。本寺は、沢水・湧水を活用した水田開発に始まり、中世以来、本寺川の水量を充実させながら平野部の水田稲作の生産高を増加させてきた。それに加えて、周囲に広がる山野を活用しながら時代に合わせて多様な生業を営み、近代以降には一関・東京方面ともつながりながら生活を成り立たせてきた。そのため、戸数・人口も基本的には増加傾向にあり、天保の飢饉のような「危機」を向かえても地区外からの人びとも受け入れながら「回復」することができた。近年は第一次産業の衰退と少子高齢化の影響で人口も減少傾向にあるが、観光業にも力を入れるなど、これまでと同様に時代に合わせた新たな生業が模索されている。

以上のように、本寺という中山間地集落が人口の半数近くを失うような「危機」を乗り越えて集落を維持してきた背景には、消費地ともつながり得る立地のもと、平野部と山野という景観を活用し、時代に合わせて多様な生業を模索してきたことがあったのではなかろうか。

引用文献

- 一関市教育委員会(編) 2016 『岩手県一関市埋蔵文化財発掘調査報告書第20集 骨寺村荘園遺跡確認調査報告書 白山社及び駒形根神社・梅木田遺跡・平泉野遺跡』一関市教育委員会。
- 一関市史編纂委員会(編) 1977a 『一関市史 第4巻 地域史』一関市。
- 一関市史編纂委員会(編) 1977b 『一関市史 第7巻 資料編(Ⅱ)』一関市。
- 一関市史編纂委員会(編) 1978 『一関市史 第2巻 各説Ⅰ』一関市。

- 一関市博物館（編） 2004 『岩手県一関市埋蔵文化財調査報告書第5集 骨寺村荘園遺跡』一関市教育委員会。
- 一関市博物館（編） 2008 『奥州平泉中尊寺経蔵別当領中世荘園骨寺村』一関市博物館。
- 伊藤信 1957 「辺境在家の成立 —中尊寺領陸奥国骨寺村について—」『歴史』15：28-41。
- 入間田宣夫 2005 『北日本中世社会史論』吉川弘文館。
- 入間田宣夫 2007 「東北の歴史と文化財」文化財保存修復学会（編）『文化財の保存と修復9 東北の文化財』クハプロ：11-22。
- 大石直正 1984 「中尊寺領骨寺村の成立」『東北学院大学東北文化研究所紀要』15：71-97。
- 大石直正 1990 「東北中世村落の成立 —中尊寺領骨寺村—」羽下徳彦（編）『北日本中世史の研究』吉川弘文館：303-324。
- 仙台市史編さん委員会（編） 2003 『仙台市史 通史編4 近世2』仙台市。
- 竹原万雄 2009 「"中山間地"骨寺村の生活 —近世・近代への展望—」『季刊東北学』21：132-152。
- 竹原万雄 2012 「中山間地生業の変遷—岩手県一関市厳美町本寺地区を中心に—」東北芸術工科大学東北文化研究センター（編）『東北地方における環境・生業・技術に関する歴史動態的総合研究 平成一九年度～平成二十三年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」研究成果報告書Ⅰ』東北芸術工科大学東北文化研究センター：299-307。
- 竹原万雄・菅沼信輝・早川由希子・三好明日美 2014 「戦後本寺地区における景観変遷」東北芸術工科大学東北文化研究センター（編）『文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 環境動態を視点とした地域社会と集落形成に関する総合的研究 平成25年度研究成果報告書』東北芸術工科大学東北文化研究センター：33-40。
- 竹原万雄 2016a 「中山間地の人口変遷と生業 —岩手県一関市厳美町本寺地区を事例として—」東北芸術工科大学東北文化研究センター（編）『文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 環境動態を視点とした地域社会と集落形成に関する総合的研究 平成27年度研究成果報告書』東北芸術工科大学東北文化研究センター：21-29。
- 竹原万雄 2016b 「本寺の人口変遷と生業」『平成27年度骨寺村荘園遺跡村落調査研究報告書』一関市博物館：35-42。
- 東北芸術工科大学東北文化研究センター（編） 2009 『陸奥国磐井郡五串村本寺（岩手県一関市厳美町）佐藤家文書詳細目録・報告書』東北芸術工科大学東北文化研究センター。
- 東北芸術工科大学東北文化研究センター（編） 2014 『東北一万年のフィールドワーク11 本寺 山間に息づくむらの暮らし』東北芸術工科大学東北文化研究センター。
- 松本博明（編） 2011 『受託研究調査報告書（平成20年～22年度）一関市厳美町本寺の民俗』一関市。
- 吉田敏弘 1989 「骨寺村絵図の地域像」葛川絵図研究会『絵図のコスモロジー 下巻』地人書房：26-53。
- 吉田敏弘 2008 『絵図と景観が語る骨寺村の歴史 —中世の風景が残る村とその魅力—』本の森。
- 『厳美村誌 復刻版』（厳美公民館 1987年 ※初版は1917年発行）。
- 『仙臺郷土研究 特集 仙臺藩歴史用語辞典』（仙臺郷土研究会 2010年）。

鯉釣り溜め漁導入前後の唐桑村の状況

富山大学人間発達科学部

中村 只吾

1 はじめに

近世の唐桑村をめぐるのは、これまでにいくらかの研究成果が発表されてきた。古くは、荒居英次（1963）が、近世前期における当村の村民構成や生産構造、流通関係などについて検討している。その後の注目すべき成果としては、田島佳也（1992）が、紀州漁民による他国出漁と、それにとまらぬ捕鯨、鯉漁、鯛漁などの先進的技術伝播の問題を論じるなかで、唐桑村の事例に言及していることが挙げられる。加えて、紀州漁民の他国出漁問題を、地元の商人資本や漁業経営者側の主体性という観点から分析したのが、高橋美貴（1995）である。また、平川新（1992）は、延宝3年（1675）の紀州漁民の受け入れをめぐる生じた村民間の争いの背景に、単なる紀州漁民受け入れをめぐる問題にとどまらない、村内における政治的な主導権争いの存在を推測し、最終的には、村を越えた地域社会レベルの利益をいう導入派の論理が排除派の論理を押し切ったとの見解を示した。この平川の成果は、本稿の分析においても、特に参照すべき成果である。その他、紀州漁民および鯉釣り溜め漁（一本釣り漁）導入をめぐる動きのなかで導入派の中心的存在でもあった鈴木家（屋号古館、以下、鈴木家とのみ記す）について、地域のリーダーとしてのあり方に注目した、斎藤善之（2012～2014）の成果もみられる。

上記のとおり、近世の唐桑村を取り扱った歴史学的研究は、これまでに一定程度の研究成果が蓄積されてきている。しかし、そのようにしばしば取り上げられてきた対象ではあるものの、村落史研究という観点からみた場合、検討の余地がいまだ多く残されているように感じられる。たとえば、

延宝3年（1675）の紀州漁民受け入れ、鯉釣り溜め漁導入は、唐桑村史上の重大事項の一つであり、そのこと自体は研究史上よく取り扱われ、知られているものの、その前後の村内外の状況までを含めた詳細な検討は、荒居（1963）の研究などわずかにみられる程度なのではなかろうか。それに、村に関するもののなかでも特に、生業に関わる「所有」（権利・用益）の問題は、村の秩序や構造の動態をみるうえでの要点と思われる。鯉釣り溜め漁導入前後の時期に、村の生業に関わる部分での「所有」（権利・用益）関係にいかなる動きが生じたのか、その点の検討が重要であろうが、やはりいまだ十分になされているとはいえない。紀州漁民受け入れ、鯉釣り溜め漁導入の背後に、当時における鈴木家の経営状態の変化や村内の政治的主導権争いの存在を指摘している平川（1992）も、村内の「所有」の事情に関する踏み込んだ追究にまでは及んでいない。さらには、鯉釣り溜め漁導入に至るまでの間における、鈴木家の村内でのスタンスについても、検討の余地があるのではなかろうか。

そこで本稿では、延宝3年の鯉釣り溜め漁前後の村内の状況および鈴木家の立場の動態について、特に、村の生業における「所有」（権利・用益）関係の側面に注目しながら検討を深めることを課題とする。そのことをもって、鯉釣り溜め漁導入が村の秩序や構造に与えたインパクトについて再考したい。

2 鯉釣り溜め漁導入前後における唐桑村の基本的要素の比較

最初に、近世の唐桑村に関する基本的要素をあらためて確認しておこう。そのためにまず参照す

るのが、安永9年(1780)の「風土記御用書出」である^{注1)}。この史料によれば、当時の唐桑村は、舞根、宿、馬場、石浜、中ノ浜、小鯖、白磯、鮪立、津元、只越という10個の小名(小集落)からなっていた。鈴木家は、このうちの鮪立に所在する。田代は27貫515文、畑代は57貫886文(うち茶畑80文)という畑がちの村であり、田畑合計で85貫451文であった。さらにこのうち御蔵入84貫247文、御給所1貫204文と記載されている。また、海上高は4貫60文と記されている。人頭(年貢負担者としての表百姓)は641人である。このうち寺1ヶ寺、修験6人で、寛永19年(1642)の検地時点で96人であったものが、それ以来545人増加したとのこと。17～18世紀にかけて、大幅な増加があったことがわかる。家数は660軒であり、うち名子7軒、水呑11軒、門前1軒とのこと。人口は3663人で、性別の内訳は、男1739人、女1624人である。馬は346疋である。船は186艘あり、種類別の内訳は、五太木100石以下30艘、小船25艘、さっぱ101艘、かっこ30艘である。船種ごとの「御役代本代」は、1艘につき各々250文、100文、50文、50文とされている^{注2)}。

続いて、上述の「風土記御用書出」の記載内容を、寛永期の当村の状況と比較してみる。表1～表3をみてほしい。これらの表は、それぞれ寛永14年(1637)、同16年、同21年の「唐桑村御年貢定目録」の記述内容をもとにしたものである。

第一に、このうち、田畑を合わせた高についてみると、寛永14年の56貫294文から同21年の83貫470文にかけて、30貫文程度の増加がみられる。しかし、その後はというと、安永9年の「風土記御用書出」の田畑合計貫高は85貫451文であり、その後130年余の間には、あまり変化がなかったと推測される。これはすなわち、延宝3年(1675)の鰹釣り溜め漁導入以前の時点で、耕地の開発が一定の上限に達しており余地がほとんどなかったということであろうか。荒居英次(1963)は、近世前期における唐桑村の生産構造について次のように述べている。農作物は米・麦・大豆・稗等の穀物で、商品作物はない。山畑が多く粗放的である。零細保有地の耕作だけでは生活維持ができず、海に資源を求めて、塩業・漁業に進出し

た。製塩燃料は藩有林によって賄われた。鰹釣り溜め漁導入以前に盛んであった漁業は、鱈漁、蛸漁、あわび・昆布の採取であり、各自、小規模な漁業を展開していた様子である。

そこで次に、「舟御年貢」に注目してみる。表1～表3の各々の「舟御年貢」の備考に記したように、この寛永14～21年の間は、総数44数艘～60艘の間で推移している。それが、安永9年の「風土記御用書出」においては、総数で186艘と記されており、大幅な増加がうかがえる。その間には、延宝3年の鰹釣り溜め漁の導入を挟んでいるのであり、それとの相関関係も考えられる。加えて、船種の点でみた場合、「風土記御用書出」には鰹釣り溜め漁に使ったと思われる五太木(川島 2017)30艘が書き上げられているが、表1～表3の寛永14～21年の時点では、それがみられない。「四板」「小四板」「小舟」のほか、「大船」が2艘みられるのみである。

荒井(1963)は次のように指摘している。唐桑村において、中世以来の土豪的土地保有者による経営、名子制は近世初期には解体し、寛文期には部分的に残る程度であった。彼ら隷属民が本百姓化し独立することを支えたのは、山畑の開発や小漁船の所有であった。唐桑村の場合、山林が名子旦那の所有ではなく藩の管轄であったためそれが可能となった。

この見解をふまえ、上述の田畑や漁船の推移について考えるに、鰹釣り溜め漁導入前の唐桑村において、山地の耕地開発は比較的早く、17世紀前半、寛永期頃には限界を迎えてしまったのだといえる。先にも言及した荒居(1963)の見解によれば、鰹釣り溜め漁導入以前にあって村人たちは、零細保有地の耕作だけでは生活維持ができず、海に資源を求めて、塩業・漁業に進出し、小規模漁業に従事していたわけである。もともと零細な耕地について、早々に開発の限界がみえてしまったのだとしたら、海の開発のほうにさらなる活路を見出そうとする動きを強めるのは無理のない動きといえる。

3 鰹釣り溜め漁導入前の村政や海面利用をめぐる状況

表1 寛永14年唐桑村の田畑高および舟御年貢

種別	額(単位:文)	備考
高(田畑共)	56,294	
その内田代	21,971	
舟御年貢	4,380	船数50艘、このうち大船2艘は1艘に100文宛、小四板7艘は1艘に[以下、欠字多数のため意味不明瞭]

寛永14年「寛永拾四年分唐桑村御年貢定目録」(『陸前唐桑の史料』88)より作成。

表2 寛永16年唐桑村の田畑高および舟御年貢

種別	額(単位:文)	備考
高(田畑共)	56,728	
その内田代	21,997	
その内畑代	33,740	うち9文田が畑になり代入
舟御年貢	5,800	舟数60艘のうち大船2艘は300文宛、小四板13艘は130文宛、小舟45艘は78文宛

寛永16年「寛永拾六年分気仙沼之内唐桑村御年貢定目録」(『陸前唐桑の史料』127)より作成。

表3 寛永21年唐桑村の田畑高・茶畑御年貢・舟御年貢

種別	額(単位:文)	備考
高(田畑共)	83,470	
その内田代	27,535	
その内苗(畑カ)代	55,935	
茶畑御年貢	80	
舟御年貢	5,765	舟数44艘のうち四板15艘は1艘につき220文宛、小舟29艘は1艘につき85文宛

(寛永21年)「寛永廿一年分唐桑村(御年貢定目録)」(『陸前唐桑の史料』229)より作成。

(1) 万治・寛文期の村方騒動

鯉釣り溜め漁導入前の村内の状況について、さらに別の側面から確認してみよう。そこで一つめに注目したいのが、万治および寛文期に生じた村方騒動である。

【史料1】(『陸前唐桑の史料』299)注3)

唐桑村御百性共書物を以申上候御事

一、御本判持御百姓二源六と申者相はて申候二付、かし方御座候とておや子四人手前へ引籠、段々ニ売禿申候、同与右衛門と申候御百性かし方御座候とて田地家屋敷ともことり申候付禿、御本判御役出シ不申候、其外御百性之子とも兄弟かし方御座候とてうりとり申人とも、介左衛門・甚九郎・清三郎・久五郎・彦十郎・小四郎・小一郎、右九人之者共禿申候付、相

残る御百性御本判万事御役等ゆなひ申候付、迷惑仕候

一、毎年御伝馬船二御村にて七切にかい申、御用立申候二、鹿下村次兵衛所へ壹切五百文ニ運上にかし申候而、金代共ニ請取御村江出し不申候、其上右之船売申候金も出し不申候 御上意御用つかいニ申候方御百性船御用立申候付、りうふ仕迷惑仕候

一、毎年檜山御普請御人足他村之きもいり相出シ申候ニからくわきもいり出し不申候、其上五右衛門・吉兵衛三人分高三メ仁百文余り、此外式・三メ文ツ、引除、残る高二而御人足度々相出し迷惑仕候

一、壹貫文ニ付拾人之御人足方々江相出シ申候に、右三人之持高相出し不申、御村ニ而計仕候、其上人足きも入も御村ニ而仕迷惑申候

一、御山追二もきもいりハ不罷出、人足之内にてきもいり相立、遣代迄も御村ニ而仕、きもいり一円かまひ不申候

一、毎年方きもいり給分仁文かけノ代残江上納ニて済申候と存候所ニ、本高ニてわり付とられ迷惑申候

一、中^(手)山御普請御日用金 御上意^方被下候金、御村江ハ渡シ不申、きも入手前ニとりこミ指置申候

一、毎年夏秋御年貢済申候金之内、きもいり手前ニひかえ置、商かし方仕、其身禿御座候とて 御上意を懸り置かし金ニ仕、不罷成候御百性之毛之上田地おさへとり禿申候、迷惑仕候

一、毎年きも入遣、何方へ参候も御村ニ而仕候

一、七・八年以前ニ石之巻江御年貢大豆、御村之運賃ニ而のほセ申候 御上意^方運賃被下候をいまに御村へハ渡シ不申候間、被仰付可被下候

一、毎年御年貢諸役代物相場八百文壺切之時ハ八百五拾文ニ仕、御村江ハ指引ニハ不仕、勘吉ニ為売、壺切ニ付五拾文ツゝ余り、きもいりとりこミニ仕候ニ付而迷惑申候

一、七・八年以前より干鱈・かつうふし・くしかい年々 御上意上ケ申候代り被下候と及承候へとも、御村江ハ渡し不申、きも入取籠申候

一、毎年御百性壺人^方やとひ三人ツゝ遣申候付迷惑申候

一、毎年肝煎何方江参候ニも御村之伝馬乗り申候付、迷惑申候

右之通り御せんさく被下置いか様ニも被仰付可被下候、以上

茂左衛門[㊤]
清蔵[㊤]
与十郎[㊤]
甚九郎[㊤]
孫兵衛[㊤]
清衛門[㊤]
清十郎[㊤]
甚七[㊤]
正衛門[㊤]
才市郎[㊤]
与兵衛[㊤]
甚右衛門[㊤]
ぬい介[㊤]
惣太郎[㊤]
彦九郎[㊤]
次郎兵衛[㊤]
惣十郎[㊤]
甚四郎[㊤]
介左衛門[㊤]
孫六[㊤]
与吉[㊤]
弥兵衛[㊤]
惣十郎[㊤]
与作[㊤]
金六[㊤]
清兵衛[㊤]
助十郎[㊤]
七右衛門[㊤]
正作[㊤]
与吉[㊤]
甚四郎[㊤]
次左衛門[㊤]
彦十郎[㊤]
権四郎[㊤]
助市[㊤]
六郎衛門[㊤]
市兵衛[㊤]
左門次[㊤]
平左衛門[㊤]
かも右衛門[㊤]
清三郎[㊤]
清九郎[㊤]
太郎左衛門[㊤]
源三郎[㊤]
将監[㊤]
久五郎[㊤]
藤七[㊤]
清八[㊤]
権四郎[㊤]
久八[㊤]
作衛門[㊤]

万治三年
三月拾五日

重三郎
重兵衛[㊤]
長兵衛[㊤]
甚三郎[㊤]
吉左衛門[㊤]
勘右衛門[㊤]
次郎衛門

(読点の挿入など、筆者が一部改変した箇所あり。これ以降の引用史料も同様)

この万治3年(1660)の史料は、宛先が不明ではあるが、唐桑村の百姓ら58名による、種々の

訴えが記されたものである。主に訴えられているのは、肝煎による種々の行為である。「毎年檜山御普請御人足他村之きもいり相出シ申候ニからくわきもいり出し不申候」こと（第3条）、「御山追二もきもいりハ不罷出、人足之内ニてきもいり相立、遣代迄も御村ニ而仕、きもいり一円かまひ不申候」こと（第5条）、「毎年^(手)わきもいり給分仁文かけノ代残江上納ニて済申候と存候所ニ、本高ニてわり付とられ迷惑申候」こと（第6条）、「中□山御普請御日用金 御上意^(手)方被下候金、御村江ハ渡シ不申、きも入手前ニとりこミ指置申候」こと（第7条）など、自分勝手な負担の回避や不当な利益の取得などがあるとして、百姓らからその行状を糾弾されている。次の【史料2】もふまえることで、この騒動の構図がより明確に見えてくる。

【史料2】（『陸前唐桑の史料』301）

一、此度肝煎とりかい申候ニ付、御村御百姓ト太左衛門出入御座候ニ仍、きやうたいノ不動院・茂右衛門式人之衆おのゝゝ頼、御村へわび仕候而、太左衛門方出申候金、御村御伝馬舟壺切ニ売申候金、同鯨舟ニ借シ申候運上金壺切五百文、御ほうし金壺切四百文、なかつ山御日賃金五切、檜山御普請本つなき九切、右四口ノ金合拾八切四色ノ分ハおくり子銭いろいノ我等共もらい申候、此外五七年ノ御村つかい算用者、又届不被申候、いろいノ者共もらい置申候、為其たかいニ証文如斯ニ候、仍為後日

万治三年

四月十二日	ちくこ ^(甲)
勘右衛門殿	仁左衛門 ^(甲)
次郎衛門殿	伊兵衛 ^(甲)
十兵衛殿	正右衛門 ^(甲)
甚三郎殿	次兵衛 ^(甲)
長兵衛殿	茂右衛門 ^(甲)
茂左衛門殿	不動院 ^(甲)
与十郎殿	
清衛門殿	
清蔵殿 御村中	

この史料によれば、この騒動は、太左衛門と「御村御百姓」とが対立したものであったことがわかる。太左衛門が肝煎であったところ、【史料1】のような百姓らの訴えにより、「肝煎とりかい」（肝煎の取りかえカ）＝肝煎の交代という結果に至ったのだと推察される。【史料1】の連名の百姓のなかに名を連ねている勘右衛門は鈴木家の者であろう。鈴木家の者は、この騒動以前の史料において、たびたび肝煎として名前がみられるが、この騒動では、村の百姓たちから糾弾される立場にはなく、百姓らとともに肝煎を糾弾する側に立っていたことがみてとれる。また、【史料2】の宛所にも、勘右衛門の名がみられる。

その後、寛文5年（1665）に至って、また別の形で村方騒動が勃発している。

【史料3】（『陸前唐桑の史料』324）

書物を以申上候

一、毎年^(甲)御百姓者かや山・ぞう木・青木少ツ、はやしもち申候所、当年改十兵衛壺人ニかりやぶり可申由被仰付候ハ迷惑ニ存候間、毎年之通りニはやし候様ニ被仰付可被下候

一、毎年御本判御役地方之きも入ニ御役とりあつめ可申由被仰付候を、十兵衛壺人ニ而不罷成候由ニ而きも入相立、其人之御役十兵衛てまいノ下人迄も^(乙)も入ニ相立、御役にない申候へ者、御村すぶれニ罷成迷惑仕候間、たれ成共壺人ニ被仰付可被下候

一、何方之きも入ニも御伝馬被□候哉、唐鋏きも入ニ計御伝馬のり可申候由被仰付候や、御伝馬ニ迷惑仕候間、如此ニ申上候、大谷□之御用ニ候ハ、[]之まわりニ候間、舟ニ而も^(丙)立可申候、□気仙沼へ之御伝馬御□被仰付可被下候、以上

寛文 ^(丁) □年	利左衛門
八月五日 左吉	五良作
才一郎	六兵衛

甚七	甚十郎
正衛門	藤兵衛
四郎兵衛	長四郎
善四郎	三郎衛門
与吉	惣次郎
作衛門	正蔵
源左衛門	十三郎
次兵衛	半三郎
与衛門	玉蔵
小十郎	九兵衛
仁衛門	与衛門
清八	正吉
平左衛門	与作
太兵衛	甚内
	惣太郎
	九蔵
	清蔵
	与五衛門
	与衛門
	久兵衛
	休三郎
	与作

ここにおいて問題となっているのは、当時の肝煎十兵衛の行状である。「かや山・ぞう木・青木」の利用（第1条）、肝煎人数の増加（第2条）、肝煎による伝馬の利用（第3条）といった事柄について、肝煎の側に逸脱したふるまいがあるとして、百姓ら41名から糾弾されている。先に取り上げた安永9年（1780）の「風土記御用書出」には、「代数有之御百姓」について記載されている箇所があり、その時点までに5～10代の代数を重ねていることが確認される家が28軒書き上げられている。また、同年の「代数有之御百姓書出」には、さらに1軒を加えた「代数有之御百姓」29軒の各々について、代々の当主の名前が列記されているほか、大名に供しての戦への出陣や肝煎在勤といった事績についても、適宜記されている^{注4)}。いわば当時の村の名家、有力百姓家に関する情報をまとめたものといえよう。それらによれば、この【史料3】に登場する十兵衛は、「八代相統洞屋敷」の又兵衛の先祖で、同家第3代の十兵衛ではない

かと推測される。ちなみに、鈴木家すなわち「古館屋敷」の勘右衛門は唯一の「十代相統」かつ筆頭に記載されており、「洞屋敷」が2番手となっている。

続く下記の【史料4】も、年数の隔たりは比較的大きいようであるが、上記の【史料3】、それも特にその第2条の肝煎人数の増加との関連性をうかがわせるものである。

【史料4】（『陸前唐桑の史料』338）

書物を以申上候、寛文貳年御本判きもいり郡付ニ罷成、地之肝煎壺人ツ、被仰付候を、十兵衛申様二者、大前之事ニ御座候間、我等壺人ニ而不罷成候と申候間、次郎衛門を十兵衛のそミ被申候而被相立申候而、弥々三ヶ村之つふれニ罷成候、か様ニ申候事も其身手前も四・五人又小走人数三人相立申候得者、此よなひ壺ヶ村ニ而きもいりよなひ八百六拾六文、小走りよなひ八百文ツ、二口合壺メ六百六拾六文ツ、ニ御座候へ者、三ヶ村之よなひ四メ九百九拾文あまり、年々よなひ申候而、迷惑申事ニ御座候間、他村なミ二十兵衛壺人ニ被仰付可^(被)下候、左様ニ御座候得者、小走もいり不申候、以上

寛文拾貳年	太左衛門@
九月五日	助右衛門@
	□左衛門@
小泉清六殿	□右衛門@
加藤十蔵殿	十左衛門@

史料によれば、肝煎十兵衛としては、自分一人では不足であるとして、肝煎人数の追加を企図したところ、それにとまなう負担の増加を嫌う人々からの反発が生じたことがみてとれる。

さらに、翌寛文13年の下記の2通の史料にもまた、肝煎による種々の行状への不審が書き上げられている。

【史料5】（『陸前唐桑の史料』343）

一、唐桑村先年之通り、三ヶ村ニ而面々ニ

去年中御役相出し申候ニ、いまだ算用も
きわめ不申、其上当年も御本判御役なら
しニ被成人数六百卅人あまりにわりかけ、
壺人まへニ貳百六拾文ツ、とわり付被成
候、当年之割ニも大分之あまりニ御座候
か、別而御役もふへ申候哉迷惑仕候、肝
煎兩人へ御役取次第ニ取申様ニと被仰付
候と存候間、算用も相きわめめんひかう
が^(去)ん之無之様ニ被仰付可被下候

一、其年中も唐桑村^(去)方御舟之御役大分ニ肝
煎取申候、其上新舟御役も取申候、新舟
ハ去年中御役御めんニ被成候由承及候得
共、尔今何之道も埒明不申候、急度被仰
付御村へ相返し申候様被仰付可被下候

一、当年人数改に付而、人壺人ニ□代四文
ツ、とわり付御村方取申候かミ之代七貫
六百文あまり入候哉、御せんさく被成可
被下候

一、毎年下札百性^(き)□りニ被相渡候お、尔今
百性へハ相渡し不申、申かけ次第ニ取被
申候間、御せんさく被成被下度候

一、唐桑肝煎氣仙沼□□□代官 []
参候に御伝馬舟五人七人ツ、相立申
□迷惑仕候、馬壺疋ツ、ニ氣仙□へ
ほうきやう仕候様ニ被仰付被下度
候、□事か様□申上候も肝煎四・五人
[]て次第ニ御村つふ
れ申候様ニ []申候ニ仍而か
様ニ申上候

寛文十三年

八月廿七日

□衛門

大石新衛門殿

高橋喜兵衛殿

【史料 6】(『陸前唐桑の史料』 346) 注5)

御せんさく被成候ニ付申上事

一、下札毎年肝煎相渡シ不申候而、御年貢
皆納きも入申かけ次第ニ相濟申候、小わ
り〈糸へんに長〉御座候由承候へ共、引
合算用仕事無之候

一、春中人数御改ニかミ之代壺人ニ今代四
文ツ、相濟申候、からくわ村中人高二而
何ほと代物出申候や、大分之かミ之代ニ
御座候間、如此申上候、大嶋小原木ニ而
ハ壺人ニ壺文ツ、取申候而、あまり代御
座候間、如此申上候

一、氣仙沼へ肝煎御用御座候而罷出候ニ、
御伝馬舟ニ而被参候へハ、四・五人ツ、
舟夫立申候而迷惑申候間、人馬貳人ツ、
ニ而相きわめ候様ニ被仰付可被下候

一、氣仙沼大やへ肝煎被参候ニ、組頭并正
衛門・伊衛門五三人ツ、つれ立被参候ニ
付、遣方大分ニ入め御座候ニ付迷惑仕候、
組頭ニさして御用御座候ニハ不及是非候、
組頭ニも御用無之候てもともにつれ立御
村遣方大分ニ御座候而迷惑仕候

一、毎年御年具御皆納仕候ニ、御村肝煎・
組頭遣方ニ本代百文ニ付今代五十文・
六十文ツ、相出シ申候、御せんさく被成
被下度

一、去年新舟御役取申候へ共ニ今其御役村
中へハ返し不申候間、迷惑申候、新舟御
役相濟申候ハ、不及是非候

一、当春中大豆御本金ニ御金 御上意^(か)方か
し被下候を、肝煎手前ニ而甘切あまり遣
被申、又わき々々へもひいぎを以為遣指
置申、罷ならぬ百性ニハ少ツ、かし被申
候、是以迷惑ニ存候事

一、御村中吟味ニ而毎年たこ之口相とめ候
ニ付、たこ之御役とて小舟壺そうニたこ
五まいツ、とられ申候間、是又御上意へ
濟次第ニ御わり付可被下候

一、小ばしり壺人^(せ)□分判六切てまかききも
入手前ニ指置、組頭拾人へ之つけふれ計
為仕、村中へハつけわたし不申候事、是
以迷惑申事ニ候

一、寛文拾壺年^(せ)方拾貳年迄御めぐりニ付き
も入遣、今代拾六文ツ、拾貳方六拾五迄
相濟申候、当年ハ今代五文ツ、相出申候
右之通り申上候間、御尋御村へ^(せ)□とり申候
通り返し申候様ニ奉願上候、御尋之上ニ御
座候間、此如申上候、肝煎事ハ能悪敷を不

□候間、たれ成共被仰付可被下候

	太右衛門
	休三郎
寛文拾三年	与右衛門
九月廿六日	久兵衛
名子水のミ	与作
孫市	仁左衛門
左吉	太郎左衛門
喜平	長次
左平次	甚七
御横目	藤六 文次
安積長兵衛殿	市介 長助
	文六 才一郎
	助市 清右衛門
	□蔵 甚内
	惣兵衛
	彦十郎
	甚十郎
	勘右衛門
	組頭
	十左衛門

【史料5】では、船役の不当に過重な負荷（第2条）、紙代割付への不審（第3条）、下札（年貢割付状）を百姓らへ渡さず、肝煎の言うままに賦課されていることへの不審（第4条）、肝煎による伝馬船利用は村の重い負担になっていること（第5条）などが書き上げられている。

【史料6】でも、年貢算用に関する不審（第1条）、紙代割付額への不審（第2条）、伝馬船利用への不満（第3条）など、【史料5】と共通する部分を含めて、肝煎の行状の問題点が書き連ねられている。そして、末尾には、「肝煎事ハ能悪敷を不□候間、たれ成共被仰付可被下候」と記されている。誰であってもよいから交代させてほしいというほどに不満が高まっていたのであろうか。また、差出人として、百姓19名および名子・水吞ら9名の連名がみられ、おそらく鈴木家の者であろう勘右衛門の名もそのなかに確認できる。

以上、【史料1】～【史料6】によれば、万治および寛文期に、唐桑村において肝煎の種々のふるまいに対する反発、いわゆる村方騒動といえ

るものが発生したようである。そして、【史料1】および【史料6】のなかには、唐桑村の他の百姓らに混じって鈴木家の勘右衛門の名が確認できる。【史料6】の差出人には、名子・水吞らも含まれている。鈴木家は、村の百姓らに糾弾される立場にはおらず、他の百姓らと利害を共にする側にいたと考えられるのである。『陸前唐桑の史料』収録史料をみる限りでは、この時期において鈴木家は肝煎を務めていなかったと推測される。

近世前期、17世紀における村方騒動の頻発は、広く全国的な傾向としてみられるものである。それはまた、当該期における小百姓たちの経済的・政治的な成長との関連のもとで取り上げられてきた（渡辺 2004 など）。先に述べたように、唐桑村については荒居（1963）が、名子制は近世初期の段階で解体し、寛文期にはきわめて部分的に残るにすぎなかった旨を指摘している。そして、彼らの独立を支えたのは、山畑の開発および小漁船の所有であるということであった。

唐桑村では、寛文期に至るまでに、耕地の開発や小漁船所有の拡大を背景とした、百姓らの経済的・政治的な成長があった。その過程においては、肝煎がその行状を糾弾され、地位を追われるような村方騒動も発生した。村の経済的・政治的環境において、大きな動揺が起こった時期といえる。そうした状況のなかで、百姓らに糾弾される側ではなく、百姓らと利害を共にし肝煎を糾弾する側に立った、鈴木家のような有力百姓も存在した、とまとめることができようか。

(2) イルカ網をめぐる争論

いま一つ注目したいのが、イルカ網に関する争論である。この争論は、延宝3年（1675）の鰹釣り溜め漁導入とおおよそ同時期に発生している。

【史料7】（『陸前唐桑の史料』361）

唐桑村鮪達濱方ゆるかあみ出入二付、書物を以申上候二付、はれ書物を以申上候御事

一、拙者しんき二あみゆひ立申事、去年大分之獵仕、其上御 上意へ申上、御金大

分ニかり申度由談合申候ニ付、我等者いかゞと存のけ申候而しんき□あみ仕立申候、御百性共望申者計入申候而ゆひ立申候、しひ立之あみさゝわりニ罷成候由、書物を以申上候罷成義ニ候ハハ、十日切ニも月切ニも被仰付被下度候、か様申上候御事者、御村中御百性共くつろきニ罷成候御事ニ御座候故御訴訟申上候、鮪立之あみ我等之者共九拾人あまり御座候間、一通之□成候得□おきあひ〔^(共) ^(と)〕うり申ゆるかも〔^(共) ^(と)〕ニ罷成候様被仰付可被下候、以上

延宝三年 唐桑村こたて屋しき
四月廿三日 勘衛門[㊦]
肝煎
兵左衛門殿

この史料によれば、「こたて屋しき」（古館屋敷、鈴木家）の勘衛門（勘右衛門）が、新規の「ゆるか」（イルカ）網を「御百性共望申者計入申候而ゆひ立申候」ところ、「しひ立之あみさゝわりニ罷成候」として、訴えられたとのことである。それを受けて勘右衛門は、その網が「御村中御百性共くつろきニ罷成候御事ニ御座候故御訴訟申上候」としている。その網は村の百姓たちの助けになるものなので問題ないと反論しているわけである。誰が勘右衛門の網立てを訴えているのかについては、この後の史料によって推測される。

【史料 8】（『陸前唐桑の史料』 363）

本吉郡唐桑村、此度鰻網出入ニ付、鮪達浦本網と被仰付、拙者共網新網ニ候間落着仕候迄止置可申由被仰付候ニ付、先物品々書物を以申上候御事

一、寛文拾年二洞屋敷茂右衛門鰻網企申候而、鮪立ノ与五左衛門と申者を以鮪達濱之者共人数ニ罷成候様ニと申候得共、合点不申候ニ付不及是非ニ、茂右衛門網主ニ罷成、欠濱ノ源右衛門と申者棟梁仕、人数拾貳人ニ而網結立申候得共、其以後鮪達之者共人数あまたニて網結立申沖合

より留切申ニ付、鰻浦入不仕引申義不罷成候ニ付網相止指置申候、偽ニ思召候ハハ、肝煎十兵衛其外浦々之者共存申候、御尋被下度候御事

一、去年極月より助右衛門しび立ノ網[㊦]除居申ニ付、本網之者共勘右衛門を頼申候而網結立申候、望人数多御座候而五拾人余りニ罷成、御百性・名子・水吞共ニくするきニ仕候処、新網と被仰付、先以被押置候義致迷惑候、か様之義ニ御座候ハハ、其節拙者共も申上、網捨申義ニ無御座候得共、海上獵事何方之濱々ニ而も入相ニ仕、尤先後之分り無御座候故、無是非只今迄ハ止置申候、幸此度人数も数多組合申ニ付、惣くするきニ可罷成結立候御事

一、鮪達組合之内、加蔵屋敷・北小館屋敷右両所ニ御百性・名子共ニ七軒之者共先達網組合ニ罷成度由、度々申候へとも合点不仕人数ニ不罷成居申候処ニ、此度拙者共網へ結申候故、右両所之者共万事続手能所ニ御座候付、網組合ニ仕候所ニ、十左衛門組合一通之者ニ候□鮪達網之人数可仕由申上候、左様之心入御座候者、先達望申時分人数ニ可仕事ニ御座候を、此度出入ニ付、網組合ニ仕度と申候、右之者共貫^(扱)ケ申候而ハ拙者共網結置申候而も不勝手之者共計ニ而□^(強)不仕あミ相捨り申所存な□□□様ニ申義迷惑ニ奉存候御事

一、大嶋之内外濱之者共人数ニ仕候義、先年[㊦]海上獵不寄海入相ニ仕、結句浦方之者共は大嶋濱計ニて万事獵事并海草迄取申故、是又くわいニ仕候、勿論他村と申な□^(から)鰻見当候事も当村[㊦]勝手能御座候、尤貫^(扱)述申候ゆるか外濱[㊦]貝濱へメ切り申ためと申□□義一通之御百性彼是以人数ニ仕候御事

一、当年も只今迄之内三月拾九日、四月廿一日、同廿四日、廿七日迄四度ゆるか参候へとも、人数五拾人余りニても不足ニ御座候故、津入仕候□□^(由断カ)申ニ付、于今獵不仕候勝手ニ而望申□御座候ハハ、人数

多仕あミ大分ニ支立申候而、唐桑村赤磯
と申濱ノ大嶋之内唐嶋横根と申迄まきき
り申候得者、内へ入申候ゆるか無残取申
候ニ付而ハ、弥以くするきニ可罷成候処
ニ、鮪達者御百性拾四・五人ニ而此度網
結申三拾人ほと之御百性禿申候共と違乱
申義迷惑仕候御事

右之品々少も偽無御座候、鰻立候事も三月
ノ五月末迄肝要ニ致申候ニ、鮪達濱之者共
本網ニ候間引申様ニ被仰付、拙者共□落着
被仰付候迄被押置候付右之段申上候、乍恐
御聞澄を以拙者共網も引申様被仰付被下度
候、左様ニ被成下候ハ、日限被相定五日切
も十日切も被仰付被下度候、以上

延宝三年

四月晦日	本網組合
	掃部 [㊟]
	同
	源左衛門 [㊟]
大肝煎	同
兵左衛門殿	甚兵衛 [㊟]
	同
	清作 [㊟]
	同
	孫左衛門 [㊟]
	同
	彦十郎 [㊟]
	同
	九平次 [㊟]
	同
	善次郎 [㊟]
	同
	平次五郎 [㊟]
	新人
	権四郎 [㊟]
	与次□門 [㊟]
	六右衛門 [㊟]
	二助 [㊟]
	久三郎 [㊟]
	久五郎 [㊟]
	孫八 [㊟]
	彦助 [㊟]

利右衛門[㊟]
庄藏[㊟]
与五右衛門[㊟]
四郎兵衛[㊟]
惣兵衛[㊟]
孫市[㊟]
惣七[㊟]
久四郎[㊟]
惣四郎[㊟]
甚内[㊟]
主計[㊟]
平七[㊟]
太作[㊟]
久藏[㊟]
弥兵衛[㊟]
弥平次[㊟]
久三郎[㊟]
源吉[㊟]
勘三郎[㊟]
角十郎[㊟]
勘五郎[㊟]
市十郎[㊟]
正藏[㊟]
平左衛門[㊟]
与左衛門[㊟]
六右衛門[㊟]
久次郎[㊟]
三十郎[㊟]
惣衛門[㊟]
久右衛門[㊟]
久六[㊟]
八郎右衛門[㊟]
龍宝院[㊟]
彦十郎[㊟]
彦六郎[㊟]

きも入

勘右衛門[㊟]

この史料冒頭の事書きをみるに、「鰻」(イルカ)
網に関する争論が、「本網」と「新網」という2
つの網組間の対立であったことが読み取れる。そ
して、「新網」のほうは、争論が「落着仕候迄止

置可申由被仰付候」とのことである。第1条には、争論に関する次の経緯が記されている。寛文10年に洞屋敷の茂右衛門なる者がイルカ網の新設を企図し、鮪立の人々を誘ったが断られたため、茂右衛門が網主、欠浜の源右衛門を棟梁として12人からなる網組を設けた。その後、鮪立の人々が大勢で網組を新設し沖合で操業をするようになったために、茂右衛門の網組の操業場所にはイルカが入ってこなくなり、操業を停止してしまった。

続く第2条では、次のことがいわれている。去年の12月より助右衛門が鮪立の網組(「本網」)を離れた。その他の「本網」所属者のなかにも、鈴木家の勘右衛門を頼んで新たな網組を設けたいという人々は多く、50人余りにもなった。百姓、名子、水呑の助けとなるものであり、「新網」だとして操業停止にされてしまうのはおかしなことである。

差出人のうち、「本網組合」として名を連ねているのが「本網」から「新網」へと移った人々、「新人」というのが、まったく新たに参加した人々なのであろう。また、勘右衛門は肝煎としてみられる。

第3条では、十左衛門ら「本網」側の言い分の勝手さについて次のように指摘している。先だって鮪立の加藤屋敷および北小館屋敷の百姓・名子ら7軒の者らが「本網」に加わりたい旨をたびたび申したところ了承されなかった。今回、「新網」を自分が立てたので、そこに彼らを加えようとしたところ、十左衛門が「本網」に加えるべきであると言い出した。そのような考えならば、先だって彼らが希望した際に加えればよかったのに、今回、争論が出来してから、そのように言っている。

第5条では、イルカの群れを取り逃さないようにするためには、人数が50人でも足らず、「人数多仕あみ大分ニ支立申候而」の「まききり」が必要であるとの主張を展開している。

【史料9】(『陸前唐桑の史料』367)

以書物を申上候御事

一、当月廿七日ニ鰻大分ニ参候を、十左衛門網組ニて中根方まききり申候へ共、鰻

逃申候ニ付十左衛門あみハあけ鮪達へ罷歸候、其後鹿下村羈ヶ浦湊ニて同村之善三郎・同村与右衛門・同村甚内右三人之いわし網ニて鰻大分ニまき留居り申所へ、拙者網参候而鹿下之衆へ拙者も鰻網積ミ参候間、拙者もはまり可申と申候得共、鹿下之者共合点不申候ニ付罷有候内ニ、鹿下あみ方もれ参候を□□□^(嘗か)苗か尻へまき切り大嶋ぶんとう濱唐桑村鹿下之境へまききり指置申候内へ、十左衛門あみ参候而無理非もぼうからくい網子共色々^(持参)□□候而、拙者網まききり申内へ十左衛門網まき□□を、左様ニ仕間敷と拙者申候へ共、十□□□□ミ子共合点不申候間、大分之鰻ニ御座候得□とかく喧く口へんに花可申とほうからくい□参候間、拙者かまい不申網子共に下知仕あみあけ申候へ者、い^(るか)□□にかし申候、十左衛門被^(留)[]もけせ□□ニ而拙者と十左衛門ニ被 仰付候覚 [] 十左衛門 [] 申候而、如此之談申義御座候而迷惑申候間、十左衛門□しかと被仰付可被下候、以上

唐桑村 []

勘右衛門@

同村舞根ノ

延宝三年五月廿□日 清作

同村組頭

掃部

大肝煎

兵左衛門殿

後半、欠けている箇所も多く意味がとりづらいところもあるが、続くこの史料には、おおよそ次のような経緯が記されているのであろう。この付近へのイルカの大群の来遊があった際に、鮪立の十左衛門の網組が捕獲を試みるも取り逃がした。その後、近隣の鹿下村の善三郎ら3人の鰻網が、そのイルカを「まき留」め、勘右衛門の網組もそこに混ぜてほしいと頼んだが断られた。そこで、勘右衛門の網組は、善三郎らの網から漏れたイルカを確保しようとしたところ、十左衛門の網組に

よる妨害行為があった。

【史料 10】（『陸前唐桑の史料』 370）

唐鍬村鮪達濱方ゆるか網出入二付

書物を以申上候二付、はれ書物申上候
御事

一、拙者新窺^(規)ニあミゆい立申事、去年大分
之獵仕、其上御 上意へ申上、御金大分
ニかり申度由、談合仕申二付、我等はい
かゝ存とのけ申候而、新窺ニ網支立申、
御百性共望申もの計入申候而ゆい立申候、
しひ立ノあミさゝわりニ罷成候由、書物
を以申上候、罷成義ニ候者十日きりニも
又月切ニも被仰付被下度候、か様申上候
御事も□□中御百性共くするきニ罷成候
事ニ御座候故、御□□^(訴訟)申上候

一、鮪立網之者共四拾人、拙者あミ子五拾
人余リニ御座候間、一通ニ罷成候へ者、
大分ノ獵をも可仕と□候、二・三日以前
ニも大分ニゆ^(る)□か□□へ共 []
御座候へ者とられ不申候間、右九拾人余
リ一通ニ被□御村中くするきニ被仰付被
下度候

『陸前唐桑の史料』に収録されたこの史料には
差出人がないが（原本は未確認）、おそらく勘右
衛門ではなかろうか。その第 1 条では、下記のこ
とがいわれている。自分が新規に立てた網組にて
大きな漁獲があり、経営拡大のためであろうか、
「御 上意へ申上、御金大分ニかり申度由、談合
仕申」したところ、「我等はいかゝ存とのけ申候而、
新窺ニ網支立申、御百性共望申もの計入申候而ゆ
い立申候、しひ立ノあミさゝわりニ罷成候由、書
物を以申上候」という対応をとられた。【史料 8】
【史料 9】をふまえるに、その対応をとったのは
十左衛門であろう。また、この史料には、年月日
の記載もないが、この箇条の内容は、先の【史料 7】
と共通しており、その関連史料として位置づけら
れる。

第 2 条では、おそらく「本網」のことであろう、
「鮪立網之者共四拾人」と、勘右衛門による「新

網」のことであろう「拙者あミ子五拾人余り」と
が「一通ニ罷成候へ者、大分ノ獵をも可仕と□候」
と述べている。両網組の合併による生産性の拡大
を企図しているのである。文字の欠落のため判然
としない箇所も多いが、その考えの背景には、「二・
三日以前ニも大分ニゆ^(る)□か□□へ共 []
御座候へ者とられ不申候間」といった、網組の規
模が小さいがゆえのイルカの取り逃がしの経験が
存在している可能性がある。末尾で「右九拾人余
リ一通ニ被□御村中くするきニ被仰付被下度候」
と述べているように、合併して 90 人の網組とす
ることで、そのような取り逃がしを回避し、より
確実な漁獲をしようという意図がみてとれるので
ある。【史料 8】の第 5 条でも、イルカ網漁の組
織規模の拡大が主張されていたのであり、そのこ
とに対する勘右衛門の課題意識の強さがうかがえ
る。

以上をふまえて、この争論の経緯や要点をあら
ためてまとめれば、次のようになろう。唐桑村の
うち鮪立浦に“旧来”（といっても寛文 10 年以降
のことか）のイルカ網組である「本網」が存在し
たところ、鈴木家の勘右衛門が、一部「本網」の
者も組み込む形で、希望者による「新網」を組
織して操業を始めた。その動きに対して、「本網」
を主導する十左衛門は、それを「しひ立之あみさゝ
わりニ罷成候」ものであるとして争論が生じ、「新
網」は一時操業停止になった。勘右衛門としては、
自分たちの網組は村の百姓・名子・水呑の助けと
なるものであり、「本網」と「新網」とが合併す
ることで、さらにその効果は高まる、との考えを
持っていた。ちなみに、十左衛門は、先の安永 9
年（1780）の「代数有之御百姓書出」において、「五
代相続中西屋敷」の十郎左衛門の先祖で、同家第
3 代として記載されている十左衛門である可能性
が考えられる。

先に、万治・寛文期の村方騒動において、有力
百姓である鈴木家が他の百姓らとともに肝煎の行
状を糾弾する立場に立っていたことを確認した。
そして、その後のイルカ網をめぐる争論におい
ては、他の百姓たちの利益になる旨をふまえつつ、
自らが主導する「新網」の正当性や、「本網」と「新
網」の合併の有効性を主張しているのである。

以前からあったという「本網」も、あくまでも寛文10年以降に設けられたと考えられるものであり、この17世紀後半頃の唐桑村周辺においては、イルカ網などの漁業でもって海域を活用しようとする動きが活発化していたのだと推測される。その状況下で、広く他の百姓らの利益に適う旨を主張しつつ、新たな海域利用秩序の形成を主導しようとした、鈴木家のような存在もあったのである。さらにその姿勢は、次の鰹釣り溜め漁導入に関する動きにもつながっていくのだといえる。

3 鰹釣り溜め漁導入時の状況および導入後への見通し

これまでも触れたように、延宝3年(1675)、唐桑村では紀州漁民の受け入れをめぐる動きが生じた。それを端的に表しているのが、次の史料である。

【史料11】(『陸前唐桑の史料』368)

乍恐書物を以申上候

一、紀州様御百姓共つりためニ罷下候を五艘抱置、御村之手習ニ為致申度存候所、御村之さゝわりニ罷成候由、連判を以申上候、御村之衆つりため之まねひ仕、桶を立かつほ釣上申候、是程御村之御重宝と存候所ニ、肝煎十兵衛・十左衛門両人之連状を以申上、御百姓相禿申候事御披露仕候、此者共連判之様子御尋被下度候、我等共御村之くつろきと申上候品々ハ、先月廿二日ハ鰹釣出シ当月八日迄釣ため之者共釣参候、我等手前舟も壺人ニ付而金壺両ツ、取申候を、連判之者共こらいかね、こか□相立、今七日ハ八日迄釣参候、何方之浜ニても鰹獵不仕候ニ、からくわ村ニて計釣参候へハ、さゝわりと申上候事いつわりニ御座候間、五艘之者共指置、見習獵を□^(モ)為致申度候、以上

延宝三年 からくわ村

六月九日 勘右衛門

同

大石□右衛門殿 孫右衛門
大津仁右衛門殿

この一件については、これまでの研究においてたびたび触れられてきたことである。それゆえにここでは、その経緯の詳細な説明は省略する。ここで要点として挙げておきたいのは、【史料11】にも表れているように、紀州漁民たちを抱え置いて、鰹釣り溜め漁の方法を村人に習わせ、導入を図ろうとする鈴木家の勘右衛門らと、それは村の支障になるとして導入に反対する肝煎の十兵衛・十左衛門らとの対立が生じていることである。ちなみに後者は、紀州漁民への飯米や薪(鰹節製造のための)の提供が村の疲弊につながる、などとして反対していたようである(『陸前唐桑の史料』372・373)。

勘右衛門と十左衛門は、先にみたイルカ網をめぐる争論においても対立関係にあった。勘右衛門は、その際にも、自分のイルカ網組が他の百姓らの利益にもなるものとして正当性を主張していた。一方、十左衛門側は、そのイルカ網に「御百姓性共望申者計入申候而ゆひ立申候、しひ立之あみさゝわりニ罷成候」として反対していた。勘右衛門側は、それが他の百姓たちにとっても助けになるものと捉えていた点、一方の十左衛門側からすれば、そうした勘右衛門側の行動は、“従来”の海の用益関係を乱すものとして捉えられていた点、紀州漁民受け入れをめぐる反応と通ずるところがあるといえよう。

では、上記のこともふまえるに、紀州漁民の受け入れをめぐることは、その背後にいかなる状況があったと考えられるであろうか。一つには、平川(1992)が指摘するように、村の主導権をめぐる争いという政治的問題が絡んでいた可能性がある。平川(1992)によれば、鈴木家は延宝年間にそれまで展開していた廻船業から撤退しており、紀州漁民をめぐる事態が生じた同3年には、近世初頭から延宝元年まで一貫して同家が務めてきた肝煎役からも外れていたし^{注6)}、イルカ網に関する争論も生じていた。廻船業というこれまでの経営基盤の不振、村政主導者としての立場からの後退、また、網場争論が続発する磯漁の閉塞的状況

を打開するため、紀州漁民の受け入れ、すなわち占有・用益関係の未確立な沖合漁業への進出という行動に出た。反対派は、単に新技術の導入を拒否することを意図したのみならず、それを通して村政を掌握しようとする鈴木家への牽制を図ったのだ、とする。

いま一つ、荒居（1963）によれば、当村では、延宝年間まで他村との漁場争論もなく、村方漁場（地先漁場）が未成熟であったという。また、三陸沿岸において、それまでは入会的な利用の場であった「沖」という場に、新漁業の受容・展開に伴う新たな漁場空間が作り出されたことは、高橋美貴（1995）によって明らかにされている。

この延宝3年周辺の時期、唐桑村では、「所有」（権利・用益）の場としての海域が、地先・沖の両者あわせて、急速かつ大幅に価値を高めてきていたといえる。イルカ網漁や鰹釣り溜め漁をめぐる争いの発生は、そのことの反映といえる。そして、鰹釣り溜め漁についてみれば、上記の争論自体の結果は判然としませんが、結果的には、この村の主要な漁業として定着していった模様である。加えて、受け入れを牽引した鈴木家の村における主導的立ち位置も、これ以降、近世を通じて継続していったものと思われる。近世中・後期にまでつながる、「所有」（権利・用益）関係およびそれを含めた村の秩序の原型が、この延宝3年あたりの時期に一気に形づくられたと考えられるのである。また、鈴木家の示した鰹釣り溜め漁導入の方向性が、結果的に他の百姓にも支持されたと思われる背景には、平川（1992）が指摘するような、導入に伴う地域利益の拡大という、鈴木家が提示した論理の説得性ととも、万治・寛文期の村方騒動やイルカ網の争論において、鈴木家が他の百姓らの利害に沿う姿勢をとることで築いてきた両者の関係性にもよっていたのではないかという旨、付け加えておきたい。

4 おわりに

ここまでの検討結果をふまえ、延宝3年の鰹釣り溜め漁前後の唐桑村の状況についてあらためてまとめると、下記のようなだろう。

当村では、中世以来の土豪的土地保有者による経営、名子制といった前代以来の経済関係は、近世も早くに解体し（荒井 1963）、万治～寛文期の村方騒動によって村政面での新たな秩序形成もなされていった。小“農”自立というのは言葉として妥当ではないかもしれないが、この村なりに小百姓らの経済的・政治的成長をふまえた秩序へと改変されていったのだと考えられる。ただし、耕地の開発は、鰹釣り溜め漁導入よりも少々以前、17世紀前半の時点で一定の上限に達した可能性がある。

また、鈴木家も従事した村の五十集商としての廻船業は、仙台藩による流通過程の統制と城下町商人による流通過程の独占的掌握により、近世初頭を過ぎた万治・寛文・延宝期になると、漸次行き詰っていったという（荒井 1963）。

上記のような状況下で、唐桑村の人々は、たとえばイルカ網漁や鰹釣り溜め漁といった新規漁業への進出に開拓の余地を見出したのではなかろうか。そのなかには、それらが村や百姓の成り立ちの支えとなる旨を標榜することで新たな動きを押し進めようとした鈴木家のような者も存在したし、そうした動きへの反対者も存在した。勘右衛門と十左衛門・十兵衛のような有力百姓間での村における主導権争いも絡んだ形で、その後の村の生業に関する秩序を大きく左右する争論が展開した。

上記の動向の背景には、単なる新規漁業の導入問題にとどまらない状況が存在していたのだと思われる。17世紀において、村方騒動や新規漁業の導入をめぐる動向などを介して、村の秩序は大きく変動した。そこにおいては特に、村の成り立ちにおける漁業（なかでもイルカ網漁や鰹釣り溜め漁）および、それが展開される場としての海域の価値が急上昇したのだといえる。そして、その一連の過程において、牽引役として、あらためて村における名家である鈴木家の存在感も高まる結果となった。17世紀を通した秩序の動揺のなかで、海との関係を広げ、深める形で新たな秩序を形成していった唐桑村および、そこにおいて優位な立ち位置を確保していった鈴木家の様子を見ることができよう。

そのことはまた、別の見方をすれば、出漁してきた紀州漁民のみならず、彼らが出漁した先の地元集落の人々もまた、ある種主体的に当時の幕藩制的な市場構造の発達の動きのなかに組み込まれていったのだということができよう。たとえば、高橋（1995）は、17世紀後半における水産物市場の拡大、領主階級を含む江戸の都市需要を背景に、関西漁民による三陸出漁と、地元の商人資本・漁業経営者によるその呼び寄せとが、各々主体性をもってなされたことを指摘し、両者の接点において当時の漁業の展開過程を捉えようとした。その視点をふまえていえば、領外への出漁に活路を見出そうとした紀州漁民たちと、耕地開発の限界や廻船業の不振といった諸制約・条件のなかで、新規の漁業に可能性を見出そうとした、唐桑村の鈴木家ほかの人々の志向性は、幕藩制的な市場構造の発達の流れの下で合致するところがあったのだといえる。その結果、「所有」（権利・利益）関係の場として、村周辺海域の価値が飛躍的に高まり、とりわけそれに沿った動きを示した鈴木家のような家の立場もあらためて強まったのが、この鰹釣り溜め漁導入前後の時期だといえるのではなからうか。これ以降のこの村の存立の下地となる新たな「所有」（権利・利益）関係が生み出された時期だと考えられるのである。

注 釈

- (1) 『唐桑町史』収録のものを参照。所蔵元は宮城県図書館。『宮城県史 26』には「本吉郡唐桑町御崎・伊東久氏」所蔵の写本が収録されている。『陸前唐桑の史料』にも「唐桑村風土記并代数有之御百性書上」と題する写本が収録されている。また、『陸前唐桑の史料』は、鮪立の鈴木國雄家（屋号古館）所蔵の近世文書を集成したものである。発行当時の鈴木家当主は國雄氏であったが、現在は伸太郎氏である。
- (2) 『宮城県史 26』に収録の写本では、同じく合計は186艘となっているが、小船25艘の記載がない。
- (3) 『陸前唐桑の史料』300も類似史料である。
- (4) 『唐桑町史』収録のものを参照。所蔵元は宮城県図書館。『宮城県史 26』にも宮城県図書館所蔵のものが収録されている（内容に異同あり）。『陸前唐桑の史料』には、（注1）で言及した「唐桑村風土記并代数有之

御百性書上」において、「風土記御用書出」とつなぎ合わせた形の写本が収録されている。

- (5) 『陸前唐桑の史料』345も類似史料である。
- (6) 先にも万治・寛文期の村方騒動の部分で言及したように、『陸前唐桑の史料』の収録史料をみるに、たとえば万治・寛文期において鈴木家は肝煎を務めていなかったと推測される。鈴木家が近世初頭から延宝元年まで一貫して肝煎役を務めていたとする見方には疑問がある。

参考文献

- 荒居英次 1963（初出は1961）「東北漁村唐桑村の構造」『近世日本漁村史の研究』新生社。
- 宇野脩平（編著）1955 『陸前唐桑の史料』日本常民文化研究所。
- 加藤宣夫 1994 『古里零れ話 唐桑史談』三陸印刷株式会社。
- 唐桑町史編纂委員会（編）1968 『唐桑町史』宮城県本吉郡唐桑町。
- 川島秀一 2005 『ものと人間の文化史 127 カツオ漁』法政大学出版局。
- 川島秀一 2017 「船の移動と港の盛衰」（本報告書所収）。
- 斎藤善之 2012 「三陸沿岸地域における歴史的景観と生業—大規模イエ経営体と危機対応」『建築遺産 保存と再生の思考』（野村俊一・是澤紀子編）東北大学出版会。
- 斎藤善之 2013 「南三陸沿岸地域における大規模家経営体と危機対応」『歴史評論』764。
- 斎藤善之 2014 「江戸時代三陸沿岸の大規模イエ経営体と村社会」（報告レジュメ、【公開講座】『くシリーズ：日本史最前線—教科書の一步先—「百姓」繚乱の江戸時代—東北の村人たちの生き方—』東北芸術工科大学主催）。
- 高橋美貴 1995 『近世漁業社会史の研究』清文堂。
- 田島佳也 1992 「近世紀州漁法の展開」『日本の近世 第4巻 生産の技術』（葉山禎作編）中央公論社。
- 平川新 1992 「牡鹿半島の海論と調停」『石巻の歴史 第六巻 特別史編』（石巻市史編さん委員会編）石巻市。
- 宮城県（著）・宮城県史編纂委員会（編）1958 『宮城県史 10（産業Ⅱ）』財団法人宮城県史刊行会。
- 宮城県（著）・宮城県史編纂委員会（編）1958 『宮城県

史 26 (資料篇 4)』財団法人宮城縣史刊行会。
渡辺尚志 2007 (初出は 2004) 「村の世界」『近世の村落
と地域社会』塙書房。

三陸沿岸地域の御林と村の生存戦略

—仙台藩牡鹿郡女川組を事例として—

東京農工大学農学部

高橋 美貴

1 はじめに

(1) 本稿の課題と問題関心

本稿の課題は、仙台藩牡鹿郡の女川湾沿岸および同郡離島の出島を事例に、藩の領有する御林の利用とその役割(とくに村々にとって有した役割)について検討することである。このような課題を設定した問題関心は、二つある。

問題関心のひとつ目は、三陸沿岸地域に残された近世の古文書に森林、ことに御林に関する史料が少なからず残されていることから生じたものである。伐出した材木・薪の運搬の利便性や、水産加工・製塩といった燃料消費型産業が沿岸地域で広く行われていたことなどを考えると、それは当然のことなのかもしれない。ただ、三陸沿岸地域の歴史叙述が漁業に代表される海川の生業に重きを置いてきたことを想起すると、改めてこの地域に残された多くの森林関係史料の分析と、それに基づいたこの地域の歴史像の再検討が必要となってくるように思われる^{註1)}。はっきりしていることは、この地域の歴史叙述には、海・川に関わる歴史とともに、沿岸地域に広がる森林に関わる歴史も不可欠な位置を占めていたと考えられることである。御林に限りつつではあるが、本稿でこの点に検討を加えることを課題のひとつとしたのは、このような理由による。

問題関心のふたつ目は、このような御林が沿岸の地域社会にとって持った機能・役割について検討したいということである。本論で改めて詳述する予定であるが、たとえば飢饉史研究で知られる菊池勇夫氏が、東北諸藩を事例に、藩が飢饉時などに御林を開放し、領民に自由に薪を採らせたり、松皮・根を採取させたりする御救山という

制度を採用していたことを明らかにしている(菊池 1994、1997、2012)。また、溝口常俊は、甲州巨摩郡西河内領早川流域を事例に、通常、伐採・下草採取も厳禁されている御林で、材木問屋が幕府から立木の伐採を請け負うと、地元百姓たちに杣仕事や日雇稼ぎのチャンスが与えられることとなり、「御林も百姓に利をもたらすことがあった」ことを指摘している(溝口 2002)。御林はたしかに領主によって領有された森林ではあるものの、それが在村の各所に設置され、その管理が地元村々に委任されることがしばしばあったことを考えるとき、単に領主の領有林という定義で終わらせることのできない問題が、そこには拮がっているように思われる。ことに菊池勇夫氏の研究を前提にすると、それが果たす社会的機能も含め、領主と村との関係論までを射程に入れつつ御林に検討を加えていく必要がある。

(2) 分析素材と作業課題

本稿では、このような問題関心のもとで、前述した課題に迫ってみたい。分析素材とするのは、仙台藩牡鹿郡に残された大肝入文書である。通常、仙台藩の村には肝入が置かれ、村の首長として村政を運営したが、同藩では複数の村々を広域的に統括する大肝入という役職も合わせて設置されていた。仙台藩の領国支配体制は、藩の財務・民政を取り仕切る出入司のもと、領内を南・北・中奥・奥に分け、それぞれに郡奉行を設置。さらにその郡奉行管轄区をいくつかの代官区に分けて、代官を設置し、その代官区をさらに複数の大肝入管轄区に分けるといった形態をとっていた(図1参照)。たとえば本稿で分析対象とする牡鹿郡はひとつの代官区となっており、石巻に代官所が置かれて

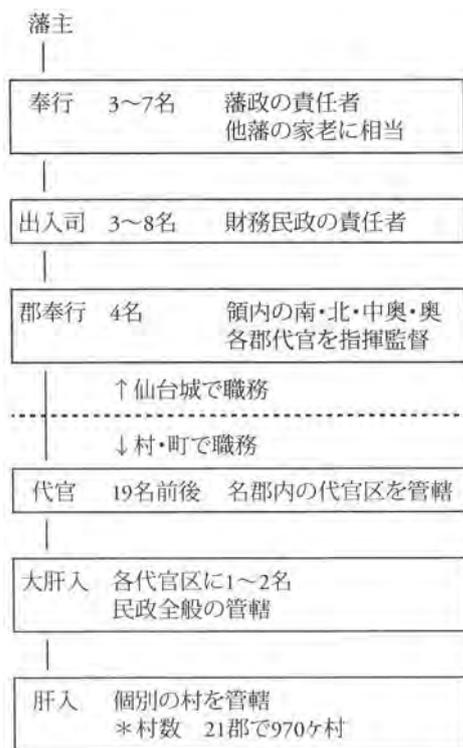


図1 仙台藩の在村支配
(佐藤 2016: 31)

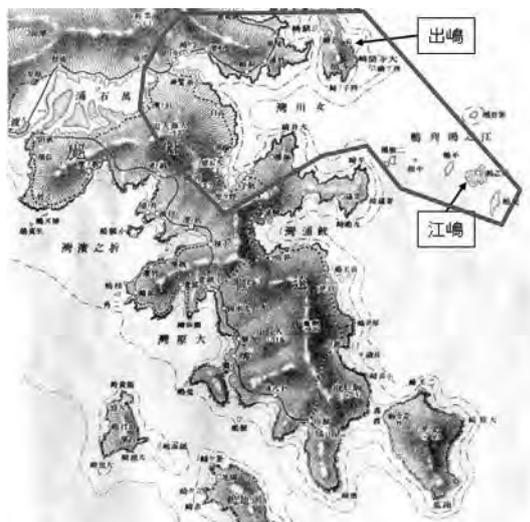


図2：牡鹿郡女川組の区域

ただし、本図に示した女川組の区域は筆者がおおよそを書き込んだものにすぎず、正確なものではない。

いた。牡鹿郡の代官区は、さらに陸方13ヶ村と浜方47ヶ村とに分けられ、さらに浜方が女川組(20ヶ村)・狐崎組(16ヶ村)十八成組(11ヶ村)の3組に分けられ、それぞれに大肝入が置かれたのである。つまり、ひとつの代官区となっている牡鹿郡には、陸方1人と浜方3人の合計4人の大肝入がいたことになる。本稿で取り上げたいと考

えているのは、このうち女川組の大肝入家に残された文書である。

女川組は、指ヶ浜・御前浜・尾浦・竹浦・桐ヶ崎・石浜・宮ヶ崎・女川浜・鷲神浜・小乗浜・高白浜・横浦・大石原浜・野々浜・飯子浜・塚浜・浦宿浜・針浜・出島・江島の20ヶ村からなり、おおよそ図2に示した範囲がその管轄区となっていた。近世の女川組で大肝入を勤めた家は2つある。女川浜に居住し、少なくとも慶長年間(1596-1614年)から天保元年(1830)まで大肝入を勤めた丹野家と、横浦に居住し、天保2年から近世を通して大肝入を勤めた木村家である^{注2)}。

木村家は、前述したように天保期から牡鹿組の大肝入を勤めたが、同家文書のなかには宝暦3年(1753)と宝暦6年(1756)に「横浦肝入・五郎八」を受取人とした文書が残されていることから^{注3)}、大肝入就任以前に横浦の肝入を勤めたことがあったと考えられる。一方、明治時代には女川町戸長や牡鹿郡会議員を勤めている。『木村家文書』は、もともとは同家の土蔵に3つの茶箱に入れて保管されていたが、平成23年(2011)3月11日の東日本大震災に際して津波で流出した。ところが、その後4月27日に、その内の1箱が塚浜に流れ寄せているところを、被災した自宅の片付けに戻った住民の方によって発見された。茶箱はたまたま通りがかった赤帽業者に託され、女川町仮役場に届けられた。現在、こうして奇跡的に回収された105点が『木村家文書』として現存している。一方、前者の丹野家は、前述したように慶長期から天保期まで長期にわたって女川組の大肝入を勤めた。『丹野家文書』には、安政3年(1856)および万延元年(1860)に「肝入・六右衛門」および「女川浜肝入・検断・白炭差配人・六右衛門」の名前で作成された帳簿が残っていることから^{注4)}、その後、少なくとも一九世紀半ば頃に女川浜の肝入を勤めたことが分かる。『丹野家文書』は、東日本大震災の折、たまたま燻蒸のため仙台市の東北歴史博物館に送られており、津波の被害を免れた。これら2家の文書は、東日本大震災を奇跡的に生き延びた歴史文化遺産だということになる。

本稿で用いる史料は、これら2家の文書、正確

にはそのなかに残された大肝入関係文書である^{注5)}。以下では、前述した問題関心を抱えつつ、これらの文書に含まれる御林関連資料に検討を加えることで、御林をめぐる村と藩との関係のあり方、ことに村々が御林を自らの生存戦略のなかにどのように組み込み活用していたのかに検討を加えてみたい。それを通して、近世の東北地方、ことに三陸沿岸地域において御林が持った歴史的な役割に光を当ててみたい、というのが本稿のねらいである。

2 女川湾沿岸地域の御林

まず、次の資料を見てみよう。次の資料は、宝暦3年(1753)12月に、牡鹿郡女川組横浦の組頭・市郎左衛門が横浦肝入・五郎八に、自身の所持する畑地を売り渡した証文である。

一、宝暦三年四月御林之内石払沢山林御役人様中川各兵衛様・大内甚左衛門様御見分之上、代七メ四百六拾文ニ買山仕、小間木伐出シ、御村中春夏相続罷在候処、右御林買金御村方金壺切取立申候所、拙者方ニ而引追二仕候、依之御上様江貴殿方ニて御取替上納仕候、右金貴殿方江返済可申様無之候ニ付、貴殿崎山御年貢畑之下り桐之浜之かけ金壺切ニ永代ニ売渡申候所実正ニ御座候、右桐之浜かけ之儀ニ付、何方方も出入等申出候ハ、右金壺切貴殿方江相返少も貴殿御苦勞ニ相懸申間敷候、仍為後日永代証文如此御座候、以上

これによると、市郎左衛門が畑地を売り渡した経緯は、次のようなものであった。これ以前の同年4月に、横浦が藩から御林の「買山」を許され、そこから薪(小間木)を伐り出して販売し、それによって村びとの春夏の生計を維持させる資金とした(下線部)。「買山」とは、藩が御林の立木に一定の値段を付して地元村などに払い下げる(つまり地元村などにとっては御林の利用権を買い入れること)を指す。横浦は、御林を藩から「買

山」することで得た立木から薪を生産し、それを販売することで村びとが春夏を凌ぐための資金を調達したわけである。残念ながらその販売額は不明であるが、その販売額から「買山」の代金(7貫460文)を差し引いた金額が横浦の収益となった。ただ、このときの「買山」では、まずその代金を藩に前納しなければならなかった。そこで横浦では、まず村びとから金1切ずつを取り立て、それを「買山」代金に宛てたが、市郎左衛門はそれを支払うことができず、いったん肝入である五郎八から借金をして納めたのである。しかし、その後、返済に滞り、自身の所持する畑を金一切で五郎八に売り渡すこととなる。それが、先に掲げた証文であった。

この証文が作成された宝暦3年は、宝暦5年から始まる宝暦飢饉の直前期に当たっている。苛酷な飢えに直面するといった危機的状況にはなかったと考えられるが、女川浜では御林の払下げを受け、そこから製造した薪を売り払うことで春夏を乗り切る資金を調達しなければならない状態であったことが分かる。先に見た市郎左衛門のように、当初、御林払下げ金の分担を負担できない者がいたことを踏まえると、このような村としての対応が必要な状況にあったことは間違いなからう。御林が、払い下げを通して村々を支える救済装置としての機能を持っていたことを確認することができる。

このような指摘は、すでに菊池勇夫氏(菊池1994、1997、2012)によって行われている。前述したように、菊池氏は盛岡藩などの東北諸藩を事例に、藩が飢饉時などに御林を開放し、領民に自由に薪を採らせたり、松皮・根を採取させたりする御救山という制度を採用していたことを明らかにしている。それによれば、「藩によって『御救山』の実態は一様ではないにしても、民衆および領主がともに共有する天下の大法であったと評しても過言ではあるまい」と結論づけている。さらに、菊池氏の指摘を受けて、長谷川成一氏(長谷川2007、2008、2009、2010)も津軽藩を事例に御救山を検出している。これによると、弘前藩では、元禄8-9年(1695-96)の飢饉に際して設置されたのが御救山の始まりで、その後、天明飢饉に

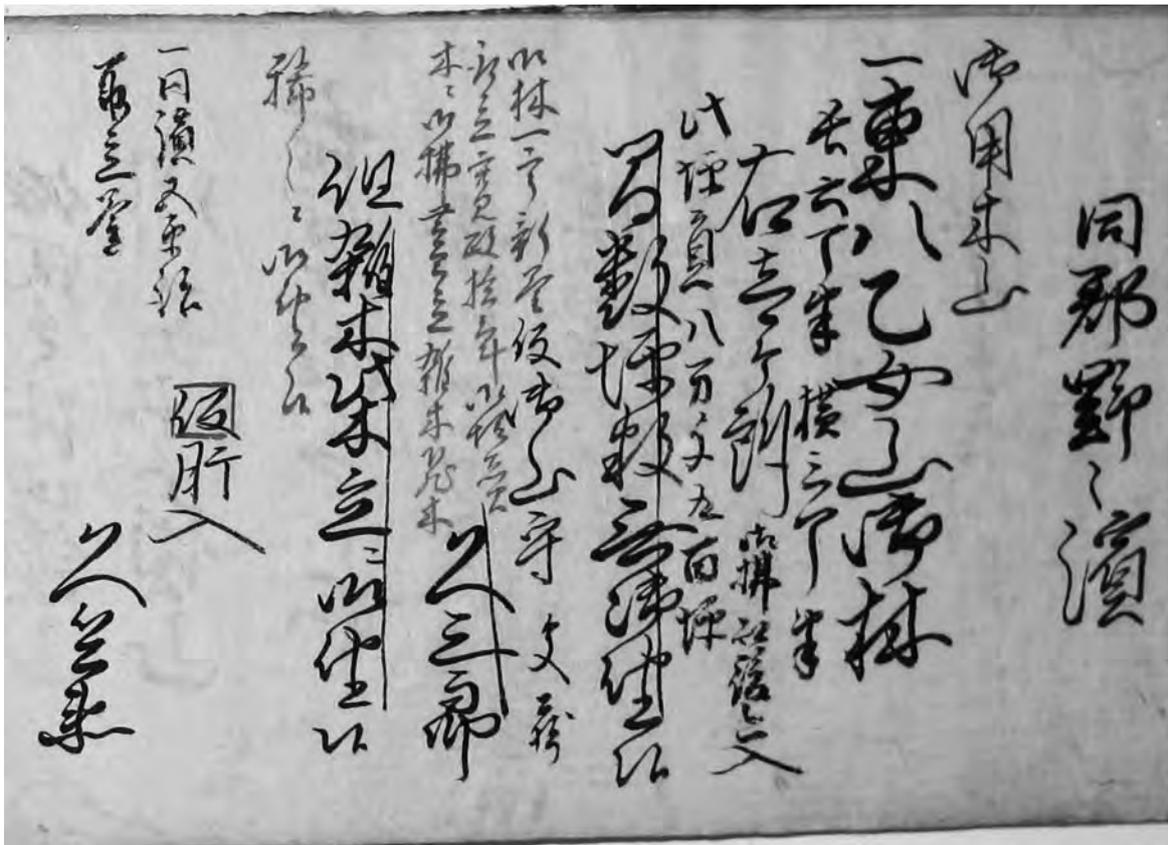


図3 『丹野家文書』史料番号 1-34 より野々浜村分のみを抜粋

際して領内に御救山が多く設置され、領民救済の手段として機能したことなどが明らかにされている。菊池氏と長谷川氏の研究を前提とすれば、東北諸藩において各所に相応の比重をもって組み込まれた御林が一種の防災装置としての機能を併せもったことを確認できよう。

ただし、御林は、常にその払下げが許されるわけではない。たしかに御林の払下げは、藩に払下げ代金という一定の収益をもたらすものではあるが、ひとたび払下げを行ってしまえば、その森林が再生するためには相応の年月が必要となる。御林が万一に備えての防災装置としての機能を持っていたことを勘案すれば、藩は払下げのタイミングやその妥当性それ自体を吟味・判断する必要があった。一方、村々にとっては、そのような極度の危機的状況はもちろん、そこから抜け出そうとする復興過程や急に襲ってきた不作年・不漁年など、飢饉時のような深刻な危機的状況には至らないときであっても、さらに場合によっては平常年においてさえも、村人に収益の獲得チャンスをもたらすものであるがゆえに御林の払下げを

望むことがありえた。御林の払下げには、藩と村々との間にせめぎ合いを伴う一種の緊張関係が内包されていたのである。この状況を村々の側から見ると、それは、確実に御林の払下げが認められるような深刻な危機的状況を除くと、その認可を藩から引き出すための工夫や論理が必要になるということの意味する。

ここで、図3に注目してみよう。この図は、女川組の御林の面積や植生について記載した書上帳から引用したものである^{注6)}。この帳面は末尾に文化5年(1808)の記載を持つが、寛政期(1789-1800年)に追記された朱書きの書き込みが散見されることから、おそらく寛政期以前に記載された帳面に、その後許された払下げなどの情報を朱書きで書き込みながら文化5年まで使用された帳面だと考えられる。図3は、このなかから、野々浜の御林について記載した部分である。これによると、同浜には、8万1900坪(縦6町半×横3町半。およそ27ヘクタール)の東八乙女山御林が存在し、仮御山守・久三郎によって管理され、植生は「雑木柴立」であったと記されている。雑木

はいうまでもなく薪炭などとして利用される落葉広葉樹を、柴はツツジ科の灌木などを指す。つまり、当初、この御林は、これら雑木・柴を中心とした植生に覆われていたのである。

そのうえで、その後追記された朱書きの部分に注目してみよう。そこには、「御林一字新釜取立、寛政拾年御塩煮木ニ御払、萱立、雑木■木稀〃ニ御座候」^{注7)}と記されている。つまり、この御林の樹木は、その後寛政10年(1798)に野々浜で新たな塩釜が取り立てられたのに伴い、御塩煮木、つまり製塩用の薪材として払下げとなり、そのためこの段階には雑木などは一切無くなっているというのである。左側にある朱書き部分を見ると、「同浜五平治取立釜」と記されていることから、このとき塩釜を新規に取り立てたのが同浜の五平治であったことが分かる。野々浜村御林の払い下げは、地元で製塩を新たに始めるために認められたものだったのである。仙台藩では、塩田による製塩法を導入した渡波などを除き、多くの浜々では海水を釜で直接煮沸して塩を作る素水法製塩が行われていた。同藩では、寛永期(1624～43年)以降、塩の専売制が実施されたため、製塩は藩に一括購入される御塩の生産と位置づけられ、御塩煮と呼ばれた。女川沿岸地域も、このような素水法による製塩が行われた地域で、このとき新たに仕立てられた塩釜も素水法製塩を行うためのものであった。

ところで、この払い下げが認められた寛政10年は、それ以前の天明2-8年(1782-88)に天明飢饉が発生し、また寛政5年に仙台沖を震源とする地震(寛政地震)も発生していたため、それらからの復興過程にあったものとも推測されるものの、御林の払い下げが無条件に認められるような、特別大きな危機に直面した時代とはいえない。ここで注目されるのは、この時期に、製塩を新たに始めることを理由として、御林の払い下げを出願し許されている村々が野々浜だけではないということである。さきに見た書上帳によると、横浦が天明3年(1783)に塩釜を新設して御林の払い下げを受けたのを皮切りに(塩釜を新設したのは同村肝入・五郎七ら)、小乗浜が寛政元年(1789)に(塩釜設置者は不明)、塚浜が寛政3年に(塩

釜設置者は不明)、出島が寛政7年に(塩釜設置者は女川浜・市郎治)、尾浦が寛政10年に(塩釜設置者は同村肝入・中蔵)、竹浦が享和2年(1802)に(塩釜設置者は鷲神浜肝入・孫八郎と石浜・善四郎)と相次いで塩釜を新設し、御林の払い下げを認められているのである。これ以外に、年不詳ながら、大石原浜でも同村・善蔵が塩釜を新設したという記載がある。つまり、この時期の女川組では、塩釜の新設とそれに伴う御林の払い下げが連続して見られたのである。その起点が天明飢饉のさなかであった天明3年に横浦に認められた御林の払い下げであることを踏まえると、これら一連の御林払下げは天明飢饉からの復興過程で出願され認められたものであったといえようが、その期間は20年にも及ぶものであり、天明3年を除いて、いずれも緊急を要する危機的状況とはいえなかった。このような状況のもと、村々は塩釜の新設を理由として御林の払い下げを出願し認められていくのである。では、この地域の村々にとって、製塩はどのような意味を持ったのであろうか。

次の史料は、明治4年(1871)に女川浜で製塩に携わっていた与惣右衛門らから村長に提出された文書の一部である^{注8)}。

①牡鹿郡女川浜持来素水釜壹句貳拾ヶ年已前方当浜行人照左衛門老人行二而、一昨昨年迄煮方罷在候処、②村中余渡世無之義二付、如此先年之村釜二相返シ私共拾四人二而煮方罷在候へ共、③壹句之釜二而拾六人ヲ以煮方二而者相続難相立義二付、右拾六之内小釜相建煮方仕候へ共、右釜二而 御旧領様方煮下り金六百兩程有之候分、右金此度吟味之上大釜二而半高三百兩・小釜四句二而三百兩釜割合仕候間、次二者黒沢専三郎様方計金拝借有之分ハ小釜二ハ不抱、其上右二付利息金茂有之分も小釜二ハ不抱一字成ル大釜二而返済申上候事と申合吟味仕候間、仍而為後日之連名ヲ以一札如此二御座候、已上

これによると、女川浜では、江戸時代以来、素水釜(素水法製塩で用いられる塩釜)1句を所持

しており、20年前（単純計算で嘉永5年〈1852〉）から明治元年（1868）まで同浜の照左衛門が一人で製塩を実施してきたが（前掲史料①）、同村には他の渡世がないため、その後、20年以前と同じように「村釜」に戻し、村びと16人^{注9}で製塩を行ってきたとされる（前掲史料②）。しかし、1句の塩釜で16人の生計を成り立たせることは困難だったため、「小釜」（小型の塩釜）を増設して操業を行ってきたというのである（前掲史料③）。つまり、女川浜の塩釜は、もともと「村釜」として経営されていたが、20年前から照左衛門による単独操業に、さらに3年前の明治元年には再度「村釜」に戻されるといふ経緯を辿ったことが分かる。女川浜の素水法製塩は、平常時には特定の村びとによる個別経営によって維持されつつも、少なからざる村びとの生計維持に支障が生じるような事態が発生した際には、村人の生計維持装置として「村釜」に転換されたのである。のみならず、塩釜1句では困窮に陥った村びとを支えられないことが分かるや、小釜を新設することまで行っており、製塩がこの地域においては村びとの生計維持の手段という点で重要な役割を果たしていたことが分かる。

実は、女川浜の製塩については、文久2年（1862）に同浜から提出された願書が残されている^{注10}。それによると、同浜では、安政2年（1855）に流留・渡波両村（後述）からの差し止め要請を受け、ひとたび素水釜での製塩を停止したとされている。しかし、その7年後の文久2年に、連年の不漁と、にもかかわらず村内に他の渡世がないこと



図4：仙台藩の主な塩田所在地
（佐藤 2016：10）

（「近年漁方至而不漁勝、…辺鄙之地所余渡世迎も無之」）、また女川浜が製塩を重要な生業のひとつとしてきたこと（「古来より御塩煮人頭ニ被相立置候土地柄」）を理由として掲げ、塩釜1句の再開を肝入・組頭の連名で出願しているのである。

流留・渡波両村は万石浦に面した村々で、近世には入浜式塩田が建設され、仙台藩における製塩拠点のひとつであったが（図4参照）、この史料によると19世紀半ばに両村が周辺の素水法製塩の操業を差し止める行動に出ていることが分かる。おそらく、領内における製塩拠点のひとつであった両村の入浜式塩田を維持するために、生産力の低い素水法製塩を差し止めることで、領内における塩価格の維持などが企図されたものであろう。さきに見た明治4年の文書では、女川浜の素水法製塩は1850年頃から照左衛門によって操業されてきたとされていたが、この史料から、実際にはそれは安政2年（1862）に流留・渡波両村の要求を受けてひとたび停止され、数年間の中断を挟んだのち再開されたものだったことが分かる。つまり、素水法製塩は、沿岸地域の村々にとって、村びとの生計に大きな支障がなければ、必ずしも必要不可欠なものではなかったことになる。それが存在意義を発揮するのは、村びとの生計継続に困難や支障が生じたときであり（実際、さきの史料によれば、このときに素水法製塩再開の出願契機になったのは不漁であった）、その際に困窮した村びとに生業を提供する機能を持った。そして、素水法製塩の操業が認められれば、その燃料を確保するために御林からの塩木採取も合わせて認められた。制度的には御林から採取した薪などの林産物を直接販売できるわけではないが、御林の御払いが簡単には認められないであろう状況下においても、藩の専売品である塩を生産することと引き換えに御林の利用権を得ることができたのである。実際、さきに見たように、1780－1800年代にかけて、女川組村々は新釜の設置を理由に御林から塩木を払下げてもらう許可を藩から引き出していた。女川浜の素水法製塩が「村釜」から特定の村びと1人による操業に切り替えられつつも継続されてきたのも、また、流留・渡波両村からの要請に基づいた中断を挟みつつも村によって素水

法製塩の再開が企図されたのも、このような御林の利用権を継続的に保持しようとする女川浜の意向の表れであったといえよう。製塩という回路を経つつではあるが、このような村々の働きかけのもとで御林の利用権が引き出され、村々の生計を支える役割を果たしたのである。村々は、飢饉などの緊急時以外においても、御林を自らの成り立ちを支える装置のひとつとして、その生存戦略のなかに組み込む努力を続けていたことになる。

但、出嶋御林之内長百五拾間ニ横三拾間、長六拾間ニ横拾五間之所、元禄拾年十二月七日かや立之所計式ヶ所御売方ニ相立申候、以上

右之通去年御売方仕候処ニ本帳無之、只今相付申候、以上

元禄拾壹年

六月廿五日

大内弥市郎

桐ヶ窪伊太夫

3 出島の御林

前節では、女川組村々が素水法製塩の操業を理由として御林の利用権を引き出していたことを見たが、もちろん、村々が平常時に御林の利用権を領主から継続的に引き出す行為にはさまざまな形がありえた。しばしば見られたのは、御林の手入れを村々が行う代わりにその利用権を手に入れるという方法である。そこで次に、そのような事例として、同じ女川組から出島のケースを取り上げてみよう。

近世の出島には、^{たかまつこうやま}高松香山、中砂嶺山、中崎山という3つの御林が設置されていた。以下では、この3つの御林をまとめて出島御林と呼ぶこととする。19世紀初めの記録では、出島御林全体で長さ9町(約982メートル)・横四丁半(約491メートル)で、坪数13万500坪(約43ヘクタール)を占めていた^{注11)}。出島それ自体の面積がおよそ268ヘクタールであるため、島の面積のおよそ5分の1が藩の御林によって占められていたことになる。実は、レスキューされた『木村家文書』のなかには、17世紀末から19世紀前期にかけて出島御林の利用や管理について記録した1冊の帳簿が残されている^{注12)}。表紙を含め前欠部分があるためタイトルが不明であるほか、記載も年次を経るごとに大雑把なものになっているが、18世紀前期までは出島御林の利用と管理について経年的な変化を追うことができる。かりに、この帳簿を「出島御林帳」と呼ぶとすると、その冒頭は次のような記録で始まる。

一、代七百文

この史料は、元禄11年(1698)に、出島が代700文で、出島御林のなかから萱場の払下げを受けた記録である。萱場として払下げを受けたのは2ヶ所で、1ヶ所は縦150間×横30間(約1,5ヘクタール)、もう1ヶ所は縦60間×横15間(約0,3ヘクタール)であるため、けっして広くはないが、この頃、出島は島内の御林の一部を萱場として利用することが認められていたことが分かる。萱とは、いうまでもなく屋根を葺くために用いられるイネ科・カヤツリグサ科の大形草本の総称で、主としてススキ、チガヤなどを指す。「出島御林帳」によると、出島は、この元禄11年から享保14年(1729)まで毎年、萱場の払下げを受けている。少なくとも30年以上にわたって、出島御林のなかに萱場が維持されていたことから、おそらく火入れが行われ萱場として管理されていたものと考えられる。

なお、出島御林での萱場の払下げは、少なくとも寛永2年(1625)まで史料的に遡ることができる。次の史料を見てみよう^{注13)}。

遠嶋之内出嶋肝煎・組頭・御山守申口

当廿八日、一、江嶋之者共ニ出嶋御林萱野被盜申候段申上候付、御穿鑿ニ御座候間申上候、①先月廿六日ニ江嶋火事仕候所ニ、右類火之者共先月同廿八日ニ大勢参、出嶋御林之内毎年拙者共ニ野手山ニ被下置候かや盜苜取申候、其外御林之内かや勿論拙者共地付之かや共盜取申付、②此法も大勢罷出ふせき申候へハ、此度火事仕候ニ付刈

取不申候へハ不罷成候由申候而土貢可仕様
無御座被盜申候、翌日③当月二日ニ江嶋肝
煎孫右衛門方へ右品〃申遣候所ニ、孫右衛
門返事仕二ハ、出嶋へハ堅參間敷由申付候
…(略)…又以翌日ハ大勢參盜取申候…(略)
…ろかい計留置申候迄二而、人ハ壹人も補
兼申候、右之通ニ御座候間御吟味被成下度
奉存候、以上
寛永貳年十月七日

出嶋御山守・源右衛門
同　　・清作
組頭・利右衛門
組頭・長四郎
肝煎・文右衛門

右之通御穿鑿被成候所承届申候、以上
同年同月

大肝煎・丹野左五右衛門

管野宇平次様

右の史料によると、寛永2年6月26日に、出島の南方に位置する江島（前掲図2参照）で火災があり、その2日後の28日に江島の島民が大挙して出島に到来し、出島の御林や地付山^{註14)}で萱を刈り取り奪い去ったと記されている（前掲史料①）。江島の島民がこのような行動に出たのは、焼失した家屋の再建のために急ぎょ大量の萱が必要になったためであろう（前掲史料②）。出島は江島に対して嚴重に抗議するが、その翌日には再度、江島の島民が萱を刈り取ろうとやってきて、出島の村びとに船の櫓權を取り押さえられている（前掲史料③）。この史料によると、出島はこの萱場のことを、「出嶋御林之内毎年拙者共ニ野手山ニ被下置候かや」と表現している。野手とは、原野から株などを刈り取ることと引き換えに、領主に上納された雑税を指す。つまり、出島は遅くともこの段階には、領主に野手を納めて、御林の一部を萱場として利用していたのである。さきに出島が元禄11年から享保14年まで毎年、領主から萱場の払下げを受けていたことを指摘したが、それは遅くとも寛永期（1624 - 1643年）から100年以上にわたって継続されたものだったことになる。おそらく、萱場を維持するための山焼きも継

続的に実施されてきたものであろう。

実際、出島御林のなかにある萱場は、出島の村人によってその利用が管理されてもいた。「出島御林帳」に次のような史料が残されている。

一、壹分札四枚

但、江嶋百姓七郎左衛門子・左伝次・七兵衛子・七三郎、佐左衛門名子・元郎左衛門、長兵衛名子・彦六郎、甚右衛門下人・善蔵右五人出嶋中崎山御林へ相入萱貳駄程盜苅取申二付、為御過料被召上候、右金札取納申候、以上

宝永三年四月八日

武田利左衛門（印）

この史料によると、宝永3年（1706）に、再度、江島から5人の者が出島に到来し、出島御林で萱の盗み刈りを行ったが、それが発見され過料を課されたことが分かる。この史料から、この段階でも出島御林のなかに萱場が維持されていること、さらにこの萱場に対して村外からの盗み刈りを許さないだけの監視体制を出島が敷いていたことを確認することができる。

しかし、このような萱の払下げに関わる記事は、享保14年を最後に、帳簿から消える。この時期に萱の払下げに関する記事が消えたのは、出島御林で藩による育林が本格化してきた結果であった。ここで、次の史料を見てみよう。

一、壹分判貳切

但、中崎山御林椶為御取立之椶松之外御村中へ御払候方

右之通御払ニ相立金取納申候、以上

享保七年四月二日

高橋源十郎（印）

これによると、享保7年（1721）に、藩が出島御林（このときはとくに中崎山御林）で、「椶」の育林を進めるため、それ以外の樹木を地元村である出島に払い下げていることが分かる。つまり、この時期を境に、出島御林で「椶」の育林が政策的に始められたのである。「椶」は通常トドマツ

と読むが、本来、トドマツの自生区域は北海道などの北方であるため、この時期の三陸沿岸にトドマツが自生しているとは考えにくい。明治44年(1911)に農商務省水産局から刊行された『漁業ト森林トノ関係調査』という報告書によると、出島の植生は、鬱蒼とした赤松林だったと記されていることから、前掲史料中の「榎」は、おそらくアカマツ(マツ科マツ属)を指すものと考えられる。つまり、1720年代を境に、出島御林でアカマツの育林が政策的に始められたのである。実際、享保10年(1725)および翌11年には、出島御林(中崎山)の「榎」の育林のため、枝打ち・下草刈りのほか不良木の伐採が行われ、それら伐採された枝や下草・不良木が出島に払下げになっている。もちろん、下草刈りなどの作業を実際に行ったのは出島の百姓たちであった。このような地元村に対する下草・不良木などの払下げを通して、枝打ち・下草刈りのほか間伐も含めたアカマツ林の育成が出島御林で本格化したのである^{注15)}。

仙台藩の育林政策は、少なくとも法制面では、17世紀後半、とくに1680年代から本格化している。たとえば天和2年(1682)11月には42ヶ条からなる山林法令が公布される(農林省 1932: 41)。この法令は、濫伐の禁止と植林の奨励に力点を置いたもので、たとえば第5条では、在々の野山に松・栗などの苗木を植林すること、山の青木を伐採したあとには苗木の植林を義務づける方針が示されている。第13条では、空地や草刈場のうち支障のないところに杉・檜・栗・桂・槻・朴などの苗木を植林すること、また適地があれば漆や桐の植林をすること、これらの樹種の植林にふさわしくない場合には松の苗木を植えることが命じられている。もちろん、御林での野火防止(第17条)や盗伐取締り(第27条)などの規定も含まれていた。さらに、翌天和3年2月には山林奉行・山林横目への覚10ヶ条、同年6月には山林奉行配下役人に覚14ヶ条が公布されたほか(農林省 1932: 61・63)天和4年2月にも、郡奉行・勘定奉行・山林奉行・山林上廻横目衆への申渡覚27ヶ条が公布されている(農林省 1932: 72)。天和4年覚では、盗伐の取り締まりなど御林の管理や御林の払い下げ、御留木の取り扱いや御竹藪

の指定、植林のための苗木の育成・運搬などに用いる人足についての規定などが定められている。この時期に多くの条項からなる山林法制が次々と公布され、仙台藩の林制が急速に整備されていったことが分かる。

このような林制整備を経たうえで、正徳4年(1714)2月に5ヶ条から成る山焼き禁令が公布されている(農林省 1932: 260)。その中身は、次のようなものであった。第1条:「嶽山」で萱を刈り取り灰焼きを行うことを禁止^{注16)}。第2条:「嶽山」はもちろん、在々の御林・里山で山焼き(「野火付」)をして竹木を焼き払うことは従来から禁じていたが、改めて厳重に禁止を通達。もしも山焼きを行った者があったときには訴え出ること、また野火発見時にはすぐさま駆けつけて消火に当たるべきこと。第3条: 渡世のためにウド・ワラビを採取したり、草飼所(飼料用などに草を採取する草山)を維持したりするため山焼きをする際には、上廻り役のほか、その山の麓にある村々の村役人に断りを入れたうえで証文を発行してもらい、肝入・組頭はもちろん惣百姓の出動・監視のもとで火入れを行うべきこと。また、その際には、火入れ面積を従来の半分に縮小し、かつ周囲の森林に延焼しないよう雪解けの季節に火入れを行うこと。第4条: 御林のある村では火番所を設置し、山入りする者が火道具を持っているか否かを改めるべきこと。第5条: 検見を受けないまま1年、2年ごとに場所を変えつつ山焼きをして畑地を作っているところ(つまり、焼き畑を行っている地域)が多く見られ、そこから野火が入ることがままある。放置すると、のちのち草飼場が不足することになりかねないため、以後禁止する。

意味の取りづらいところもあるが、この当時、萱場や草山の維持、移動型の焼畑、場合によってはウド・ワラビなどの山菜採取のために、森林への火入れがしばしば行われていたことが分かる。藩は、これらの行為を、禁止したり、一定の条件のもとで限定的に認可したりすることで、統制下に置こうと企図していたのである。この法令は、村ごとに惣百姓・村役人連印のもとで請書を取って藩に提出することが前提とされており、このとき藩が本気で山焼きの規制に取り組もうとしてい

たことが分かる^{注17)}。17世紀末から始まった植林奨励政策の本格化を踏まえると、このような法令の発布目的は、山焼きやそこからの延焼などによって育成下にある森林資源に被害が生じることを防止することを目的のひとつとしたものであったと位置づけることができよう。1720年代に出島御林で萱場の払い下げに関する記事が消え、それと入れ替わるようにアカマツの育林が藩の方針として示されるのも、以上で見たような仙台藩における山焼き規制の本格化、さらには同藩林制の整備や植林政策の本格化を前提としたものであったといえよう。

さて、さきに1720年代から出島御林でアカマツの育林のため枝打ち・下草刈りのほか不良木の伐採などの手入れが行われ始めることを見た。下草刈りなどの作業を実際に行ったのは出島の百姓たちで、彼らはこのような作業を負担する代わりに、手入れの際に出る下草・不良木などの払下げを受けることができた。つまり、出島の側から見ると、御林の手入れを請け負うことで、その際に出る枝や下草、不良木などを入手する権利を得ていたことになる。逆に藩の側から見ると、藩が下草・不良木などを払い下げを条件にして、御林の手入れを出島に請け負わせていたということになる^{注18)}。

では、このようにして入手した枝・下草・不良木などを地元村である出島はいったい何に使ったであろうか。残念ながら、その全体像を明らかにできる史料は存在しないが、わずかながらそれを伺い知ることのできる史料が残されている。たとえば「出島御林帳」に残された次の史料を見てみよう。

中崎山御林

一、代耆貫百文

右之通取納申走路、但出嶋之者共鯉煮干薪ニ御林之内殿下木御払方被成候 二付、右代取納如此御座候、以上

享保拾五年四月六日

富田覚之丞(印)

門目清兵衛(印)

この史料は、享保15年(1730)4月6日に出島が1貫100文で出島御林(中崎山御林)から下草の払い下げを受けた際の記録である。これによると、出島が「鯉煮干薪」、つまりカツオブシを加工するための薪を得ることを目的として御林の下草刈りを請け負っていたことが分かる。出島は同年5月7日にも、やはり「鯉煮干薪」用に出島御林の下草の払い下げを受けているほか、その前年の享保14年(1729)4月22日にも、また翌享保16年9月20日にも同様の払い下げを受けていた。さらに、元文2年(1737)11月24日には、「去年分鯉煮木」として得た出島御林の下草の払い下げ代金として、金1切と銭400文を藩に納めている。この段階には、出島の百姓たちがカツオブシ製造のための薪を出島御林で刈り取り、翌年その代金を集計して藩に納めるようになっていたことが分かる。通常、御林下草などの払い下げに関する記述では、下草などの使用目的まで記されることはほとんどないが、わずかに残された以上の記録から、その主たる目的のひとつがカツオブシ製造のための燃料であったことを指摘できる。仙台藩領内におけるカツオブシ生産は、これ以前の17世紀後半に気仙郡の唐桑半島ですでに始まっていたが(高橋 1996)、出島でもその後遅くとも1720年代までにはカツオブシ生産が始まっていたことが分かる。残念ながら、同村におけるカツオ釣漁およびカツオブシ製造の詳細について知ることのできる同時代史料は存在しないが、1851年(嘉永4)に次のような一件が出島で発生している^{注19)}。同年9月22日、出島の百姓・六兵衛のカツオ船に乗り込んでいた水主2人(同村百姓善蔵弟・富吉22歳と利兵衛婿・重作27歳)が、乗船していたカツオ漁船の整備のために、漁船を干潟に引き上げて「焙方」を行った。「焙方」とは、船に穴をあける船虫の駆除などを目的として、火で船底を焼く作業を指す。ところが、この作業を行っている際に蜂が多く飛来し、刺されまいと燃え残っていた松葉に火をつけて蜂を追散らしていたところ、それが近くの魚屋に飛び火して出火してしまったのである。この史料から、カツオ釣漁が近世の出島の生業として根付いていたことが分かる。残念ながら、この時代についても出島に

おけるカツオブシ生産の詳細を明らかにすることはできないが、少なくとも18世紀前期まで、それを支えた要素のひとつが出島御林からの燃料供給だったことは指摘できよう。前節で見た女川湾沿岸地域における素水法製塩の事例も含めて、御林はその地域の地場産業を支える役割も果たしていたことになる。

4 おわりに

本稿では、仙台藩牡鹿郡女川組沿岸地域を事例として、御林が持つ機能について地元村々の視点から考察を加えてきた。すでに指摘されているように、御林は飢饉などの非常時に、払下げなどを通して地元村々を救済する機能を持っていた。飢饉状況下では、領民の生活や生命を守るために領主による救済が不可欠となるが、当然のことながらそれには出費が伴う。このため、領内各地に設置された御林を廉価（ときに無償）で払下げ、それを藩の救済制度として機能させるという仕組みは、危機的状況を一時的にせよ凌がせる方策として利用価値の高いものであった。その意味で、御林の領内各地への設置は、防災対策としての側面を持っていたことになる。

その一方で、御林の払下げは地元村にとっては一時的な資金を確保する手段として便利なものであったため、飢饉などの緊急事態でなくても（たとえば平常時であっても）、払下げを領主に願い上げ御林利用の権利を確保しようとする傾向も生む。もしも、このような要望を無制限に認めると、御林の過剰利用が生じるのは避けがたい。まして御林に防災対策としての機能が付されていたことを踏まえると、藩による払下げの可否判断には相応の慎重さが求められることとなる。逆に、村々にとっては、御林の払い下げが必要であることを領主に納得させ、それを利用する権利を引き出すための理論武装と説得が必要となる。それが、女川湾沿岸地域の場合には塩煮の再開や継続を論拠とした御林利用（御林からの塩木の払下げ）の要望であり、出島の場合には下草刈りや枝打ちなど御林の手入を請け負うことによる、下草・枝・不良木などの採取権の要望であった。国産品たる

塩の生産や藩の財政基盤のひとつである森林資源の生産といった殖産への寄与を論拠として、平常年を含めて継続的に御林の利用権を引き出し続けようとする村々の生存戦略をそこに見出すことができよう。

ところで、ここまで、非常時以外にも村々が御林の請負を確保すべく戦略的に対応していたことを見たが、ここで気になるのは御林を請け負うことで得られる利益は、果たして出島のように下草や枝などばかりであったのか否か、また女川浜のように請負った塩木用の雑木ばかりであったのか否か、ということである。以下は、残念ながら史料的に論証しえたことではないが、この点について展望と今後の課題を付け加えておきたい。というのは、仙台藩から発布された山林関係法令を見ていると、御林を請け負ったのちの御林利用に一種のグレーゾーンのごときもが存在したのではないかと推測されるためである。

同藩の、とくに御林に関する法令を見ていて気づくのは、御林の盗伐が少なからず発生しており、藩が近世を通してその防止に努力しつづけなければならなかったということである。たとえば、さきに紹介した天和4年の申渡覚（全27ヶ条）第5条には、御林の盗伐を犯した者を発見した際の処罰が定められている。それによると、盗伐した木材や薪を馬で運んだ場合には馬1駄につき金2切（2歩）、背負いで運んだ場合には1人につき金1切を過料として課すとされ、この過料は盗伐を犯した者の所持していた道具とともに、それを捕えた者に与えるとされていた（農林省 1932：73）。さらに同藩では、元文3年（1738）3月に、御林などで盗伐を行った場合の過料が、（1）青木・御留木の盗伐、（2）雑木の盗伐、（3）御流木・小間木の盗難、（4）御林で不法な手拾いを行った場合の4つに分けて定められている（農林省 1932：307-310）。このうち（4）を見ると、御林で行われる不法な手拾い（道具を使わず、落ちていた枝などを拾い集める行為）として、①「判」なしで御林に入って手拾いを行った場合、②「判」を紛失した場合、③脇道を通って御林に入り手拾いを行った場合、④明6つ（午前5-6時頃）以前に御林に入って手拾いを行った場合、⑤暮6つ（午

後6-7時頃)以降に御林に入って手拾いを行った場合という5つのケースが列挙されている。この法令から、御林では、青木・雑木などの盗伐はもちろん、許可無しで(つまり「判」なしで)手拾いを行うことも認められていなかったことが分かる。仮に手拾いの許可があったとしても、脇道から御林に侵入することや、暗がりに乗じて明6つ前もしくは暮6つ後に御林に侵入することは許されていなかった。これらの規定は逆に、このような行為が御林においてしばしば発生していたことをも示していよう。御林は、常時、このような盗伐の危険にさらされていたことになる。まして、御払いとなった御林では、これらの行為はより容易く発生しえたであろう。

実際、御林の監視は藩にとっても難題であった。仙台藩では、寛政9年(1797)に、それまで御林やその他山林の管理を担当してきた山林方の業務を郡方(郡奉行および代官)に移す林制改革を行った(農林省 1932:483-484)。同藩ではそれまで、山林方の役人による領内御林の廻山が行われていたが、これ以後それがなくなり、御山守(藩から御林の監視を任された役職。通常、百姓身分)による現場での監視が頼みの綱となるが、それだけでは御林の管理(「御林御メリ」)は難しい。寛政9年の林制改革の結果、御林の管理に責任を負うことになる郡奉行はこれを不安視し、村々に対して、村ごとに御林の管理に責任を持つべきこと(「一村メリ仕候様村々江巖二申渡置候様」)、御山守以外は御林に入ってはならないこと(「山林に者御山守共外猥り二相入不申様」)を命じる通達を出すことを検討している(農林省 1932:492-493)。御林の管理は、御林の所在する村々に御山守を置き、その管理を任せる体制をとってはいたものの、広い御林を御山守が一人で常時監視することは困難で、折々に派遣される山林方役人による廻山と組み合わせることで、盗伐などに対する抑止力を高めていたのである。本文で論じたように、御林は払い下げなどを通して村々の成り立ちとも関わるものであったため、天明飢饉などの危機的状況を経た仙台藩で御林の管理業務が郡方に移管になることには合理的な面もあったが、一方で、それは盗伐の危険性を高める可能性もあった

のである^{注20)}。

実際、御林での盗伐への警戒は、その後も消えずに続く。たとえば天保12年(1841)に御林での盗伐などの罰則について定めた取り決め(「右山林方ニ付御仕置之格大図」)によると、御林で生木や枝を伐採した場合などの過料のほか、前述した元文3年の過料定と同じく、脇道を通して御林に入った場合や、暮6つ過ぎに御林に入ること^{注21)}なども過料の対象とすることが改めて通達されている(農林省 1932:684-685)。さらに、このときの定では、御林に斧・山刀・鎌・鋸などの「鉄物」を持ち込んだ場合の過料も定められていた。御林での盗伐は、まだ暗い早朝などに脇道を通して御林に侵入し、これらの「鉄物」で素早く伐採するという形がとられていたことが予想される。逆に、「鉄物」の持ち込み禁止という、持ち物の規制に藩が踏み込まざるをえなかったのは、このようなスタイルの盗伐を抑え込むことが困難であったことを示してもいよう。

以上から、仙台藩では近世を通して御林が盗伐のリスクを抱え続け、それゆえ管理の徹底を目指した取り組みもまた継続されなければならなかったことが分かる。しかも、ここまで紹介した仙台藩の法令は、払い下げとなっていない御林についてのものである。御林が払い下げられた場合には、薪や下草などの伐り出しのために地元村百姓たちが御林に立ち入ることが許されるのであり、御山守による監視や村による統制があったとはいえ、御林利用の管理はより難しいものになったであろう。御林が払い下げになった場合にも、さきに見た出島のように許されているのは下草・枝および不良木のみである場合もあれば、その御林のなかに伐採が禁じられた御留木がある場合もあった(農林省 1932:690-692)。また、御林は他の御林や村々の入会山、百姓の所持する地付山などと境を接している場合も少なくなく、ときに御林の境界を超えた利用がなされ問題を生じることもあった(高橋 2010)。逆にいえば、御林が村によって請け負われると、藩による監視の圧力が一時的にせよ弱まり、前述したような盗伐行為が誘発されやすくなったと考えられる。さきに、御林を請け負ったのちの御林利用に一種のグレーゾーンが

存在したのではないかと述べたが、そのグレーゾーンとはこのことを想定したものである。このようなグレーゾーンの実態のほか、通常時の御林における盗伐の実態解明は、御林が村々にとってもった意味を正確に復元するうえでも不可欠な作業となろう。今後の課題としたい。

注 釈

- 1) もちろん、そのような成果が無いわけではなく、たとえば近年の成果として、仙台藩の海岸林に注目した柳谷慶子氏の一連の研究がある（菊池 2011、2015、2016）。
- 2) 『日本歴史地名大系第4巻 宮城県の地名』（平凡社地方資料センター 1987：646～647）によると、両家の大肝入の交代は文政4年（1821）とされているが、『木村家文書』によると、天保元年まで大肝入として丹野助左衛門の名前が見え、また翌天保2年から大肝入として木村五郎右衛門の名前が見えることから（『木村家文書』史料場号 1-76-2 および同 1-35-1）、本稿ではこれらの史料に従っておきたい。
- 3) 『木村家文書』史料番号 1-33 および 1-34。
- 4) 『丹野家文書』史料番号 2-7-3 および 2-14-2。
- 5) 本稿の作成に当たっては、東北大学防災科学国際研究所・人間社会対応研究部門・歴史資料保存研究分野所蔵の画像データを利用した。
- 6) 『丹野家文書』史料番号 1-34。
- 7) ■は欠落ではなく、筆者が判読できなかった文字である。
- 8) 『丹野家文書』1-6-19。
- 9) 本文史料中では、途中、14名という記載が1ヶ所あるが、そのあとの記載は16名となっていることから、ここでは16名と記載しておく。なお、「安永風土記」によれば、女川浜の人頭は54人とされていることから、この16人は村の人頭全員ではもちろんない。その段階に生計に困窮を来した村びとが製塩にその活路を求めたものと考えられる。
- 10) 『丹野家文書』史料番号 2-14-3。
- 11) 『丹野家文書』史料番号 1-34。
- 12) 『木村家文書』史料番号 1-105。
- 13) 宮城県牡鹿郡女川町『須田家文書』史料番号 1-6-12。なお、本史料についても、東北大学防災科学国際研究所・人間社会対応研究部門・歴史資料保存研究分野所蔵の画像データを利用した。
- 14) 地付山は、百姓の持つ森林（現代風にいえば私有林）を指す。
- 15) なお、「出島御林帳」享保19年4月9日の記録では、出島御林（中崎山）の「常式御払方」のための入札が行われ、金1切（金1歩に等しい）と代300文で払下げが行われたと記されている。この頃になると、「常式御払方」、つまり御林の下草や枝などの御払いが定期的に行われるようになってきていること、しかもその伐採権が入札にかけられ、高額の入札を行った者にその権利を与える制度が取り入れられていたことが分かる。入札制度が導入されているため、落札者は地元である出島以外になる可能性もあるが、出島以外の者が落札したという記載はないため、その後も出島への払下げが続いたと考えられる。
- 16) 「嶽」には高山のほか山頂の意味があるが、ここでは前者の意味で、在村から遠い奥山を指す言葉であろう。おそらく出火を発見しづらい奥山で萱場を作ったり灰を製造したりするために火入れを行うことを禁止した条文であろう。
- 17) 山焼きを規制する法令は、すでにこれ以前から存在した。ただ、それは、たとえば先に見た天和2年11月の山林法規のなかに全42ヶ条の1条として織り込まれるなどして通達されたもので、山焼き規制に特化した形で発布された法令はこの正徳4年の法令が初めてであった。
- 18) こうして育林された御林の材木を商人らに払い下げれば、藩にはまとまった収益が入り込むことになるため、本文で見たような制度は藩側により大きなメリットがあるものとも見えるが、伐出の際に労働力として地元村の百姓が雇われたり、杣など外部から到来する労働者たちの宿泊など稼ぎのチャンスが生まれたりするであろうことも考慮すれば、地元村にとっても経済的なメリットが得られる制度になっていたといえよう。このような枠組みを前提にしないと、本文で見たような御林の管理・利用制度が維持された理由も説明しにくいように思われる。
- 19) 『須田家文書』史料番号 1-3-2-4。
- 20) このためもあってか、その後享和2年（1802）に山林方の役人が増員されるとともに（農林省 1932：513-520）、遅くとも文化元年（1804）には、山林方役人による廻山も再開されている（農林省 1932：

523)。また、天保3年(1832)年の法令では、大肝入・肝入・組頭らに対して、自分たちに廻山の義務があると認識せず、春・秋の二度御林を廻山・踏分することを怠り、御山守に一任していることを叱責していることから(農林省 1932:642)、その後、御林の管理に御山守に加えて大肝入や村役人たちを動員するようになっていたことが分かる。

- 21) 史料では、「明六ツ過山江入候者同貳切」とされているが、元文3年の過料定を踏まえると、「暮六ツ過」の誤りであろう。夜間の盗伐などを防ぐための定めと捉えるのが論理的にも妥当であろう。

変容—近世津軽領を中心に—」『弘前大学大学院地域社会研究科年報』6。

長谷川成一 2010 「世界遺産白神山地における森林資源の歴史的活用—流木山を中心に—」『弘前大学大学院地域社会研究科年報』7。

平凡社地方資料センター 1987 『日本歴史地名大系第4巻 宮城県の地名』平凡社。

溝口常俊 2002 『日本近世・近代の畑作地域史の研究』名古屋大学出版会。

参考文献

- 菊池勇夫 1994 『飢饉の社会史』校倉書房。
- 菊池勇夫 1997 『近世の飢饉』吉川弘文館。
- 菊池勇夫 2012 「救荒食と山野利用」菊池勇夫・斎藤善之編『講座東北の歴史第四巻 交流と環境』清文堂出版。
- 菊池慶子 2011 「仙台藩領における黒松海岸林の成立」『東北学院大学経済学論集』177。
- 菊池慶子 2015 「仙台藩の防潮林と村の暮らし」徳川林政史研究所『徳川の歴史再発見 森林の江戸学Ⅱ』東京堂出版。
- 菊池慶子 2016 『よみがえるふるさとの歴史 10 仙台藩の海岸林と村の暮らし クロマツを植えて災害に備える』蕃山房。
- 佐藤大介 2016 『大災害からの再生と協働 丸山佐々木家の貯穀蔵建設と塩田開発』蕃山房。
- 高橋美貴 1996 『近世漁業社会史の研究—近代前期漁業政策の展開と成り立ち—』清文堂出版。
- 高橋美貴 2010 「仙台藩における御林の存在形態と請負—北上川河口～追波湾沿岸地域を事例として—」斎藤善之・高橋美貴編『近世南三陸の海村社会と海商』清文堂出版。
- 農林省 1932 『日本林制史資料 仙台藩』(1971年に臨川書店より刊行された版を利用)。
- 長谷川成一 2007 「山と飢饉」関根達人編『科学研究費補助金研究成果報告書 供養塔の基礎的調査に基づく飢饉と近世社会システムの研究』。
- 長谷川成一 2008 「近世津軽領の『天気不正』風説に関する試論」『弘前大学大学院地域社会研究科年報』5。
- 長谷川成一 2009 「藩領における植生景観の復元とその

船の移動と港の盛衰

東北大学災害科学国際研究所

川島 秀一

1 はじめに

東北地方の人の移動について、一般的なイメージとして考えられてきたのは、南の方から漸進的に移ってきたという説である。たとえば、その典型的な議論として、東北文化論の古典である、柳田国男の『雪国の春』(1928)を例に考えてみよう。その柳田が「東北」をどのようにイメージをしていたかということ物語る一文が、同書の「おがさべり」の中にある。

「この細長い日本という島は、常にチューブのごとくまた心太の箱のごとく、ある力があって常に南方の文物を、北に向かって押し出していたのである」(柳田 2011:186)

この柳田の東北のイメージは、本州の北端に「東北」地方があり、常にそこには南から心太(ところてん)のように突き出されてきた人間や文化の動きがあり、その「東北」に留まっているという、いわば吹き溜まりの印象である。つまり、陸という枠組みの中だけで、「東北」をイメージしており、その後の多くの東北文化論も、この轍の上を歩んでいる。

しかし、柳田の「おがさべり」には、もう一つ、印象深い文章も載せており、それは先の「東北」のイメージを一変するものでさえある。

「オカという名は三か所ともに、海に突き出した地であるのを見ると、陸地を意味するオカがもとであって、海角なるがゆえに最も早く目に入った陸地、すなわち海上にある者の命名するところであり、したがっ

て海から植民せられた土地と見てよかろう」
(柳田 2011:175)

この文章の中で採り上げられている「オカという名」の三か所とは、男鹿半島(秋田県)・牡鹿半島(宮城県)・岡湊(福岡県芦屋町)のことである。陸のことをオカと呼ぶ人々は、列島に住む漁師や船上を生活の場とする者のほとんどが該当する。宮城県の気仙沼湾内に抱かれるように浮かんでいる大島の人々でさえ、船で約30分しか要さない気仙沼の町へ行くことさえも「オカへ行ってくる」と言っている。つまり、東北地方の日本海側の男鹿半島と太平洋側の牡鹿半島共に、海からの命名であり、南方から人々が移ってきたにせよ、「東北」へ陸を通してだけでなく、海からも人々が入ってきたことを述べている。柳田は、陸封された「東北」のイメージだけではなく、絶えず海から揺さぶりをかけられている「東北」のイメージも捉えていたと考えてよいであろう。そして、それはその牡鹿半島を南限とする「三陸沿岸」のイメージでもあった。

本稿では、この三陸沿岸の、主に宮城県の気仙沼地方を対象に、近世から現代へかけ、漁場開拓を旨として船で到来した南方からの漁師たちによって、いかに三陸の漁業が開発され、人口が増大し、また、なぜ衰退していかざるを得なかったかを、多角的な資料を用いて考察するものである。

2 紀伊半島から三陸沿岸へ①—三輪崎会合と唐桑

はじめに、船が動力化する以前の、帆船時代の三陸沿岸における、海からの人の移動について概観しておきたい。

延宝年間（1673～81）には、紀州から来た、捕鯨も兼ねたカツオ一本釣りの船が、三陸沖で活躍していたが、紀州船5艘約70人を1軒の家で抱え込み、カツオ一本釣りの漁法を習得しようとしたのが、気仙沼市唐桑町鮪立の鈴木家であった。大人数の余所者をムラで抱え込んだわけだから、周囲では唐桑村自体の疲弊を心配して、鈴木家を訴えて、その係争の古文書が当家に残されている。

その鈴木家文書によると、周囲の反対による訴訟が始まるのは、延宝3（1675）年のことである。しかし、「名子」などの一人前ではない家の百姓たちと子どもに「末代の重宝」にも成る漁法を習得させることで、その後の気仙沼港の基礎をも作ることになった^{注1)}。

つまり、紀州から伝わったカツオ一本釣りの漁法によって、飛躍的にカツオの水揚げを上げてゆくわけだが、同時に気仙沼湾内でカツオの餌イワシを捕る、2隻曳きのイワシ船曳き網も鹿折の四ヶ浜を中心に盛んになってくる。このイワシ網は、近世からその漁期が「夏網」と「冬網」とに分かれていた。夏網ではカツオの餌として捕るが、冬網で捕ったイワシは、主にメ粕として加工され、カツオ節とともに、気仙沼の町を中心に廻船問屋を成立させていく重要な商品となった。三陸沿岸の漁業の発達には、西日本や関東からの直接的な漁業技術の流入だけでなく、関東や関西などで作られる綿・菜種・藍などの魚肥として利用され、メ粕が大量に買い求められ続けたことも背景にある。

この鮪立の鈴木家自体が紀州の出自で、紀州の



写真1 鮪立の沖から室根山の見えるところまで行き、シオをくむ献上役（1988年10月28日撮影）

牟婁郡から勧請された新宮・本宮を祀る室根神社（岩手県一関市室根村）の役持ちの家でもあり、一説には祭礼時の塩の献上役であった（写真1）。熊野と関わる室根神社には、神様自体が唐桑から上陸したという縁起をもつ。つまり、近世以前から、紀州を中心として多くの人間と文化とが、海を越えて到来してきたわけであり、東北の海の玄関口の一つであった。

一方で、紀州においても、「他国出漁」という、広く藩を越えて漁場開拓をしなければならなかった理由があった。すなわち、紀伊半島のカツオ漁においては、「会合」と呼ばれる、排他的独占操業の組織が見られたのである。紀伊半島の潮岬神社を中心に、見老津（和歌山県すさみ町）から下田原（串本町）までの漁浦による「潮岬会合」を筆頭に、西側に日置・朝来・磯間・芳養・片町・江川の六ヶ浦による「田辺会合」、東側に三輪崎・宇久井・勝浦・森浦・太地・下里・浦神の七ヶ浦による「三輪崎会合」などが組織化された（図1）。つまり、江戸時代の漁師たちにとっても、目の前に寄ってくるカツオを平和的に釣っていたのではなく、漁場に関しては、絶えずほかの浜々との競合にさらされていたわけである。

とくに、大きな勢力のあった「潮岬会合」は寛永14（1637）年に、地先専用漁業権をもつ旧19カ村から潮岬神社の氏子が集まって成立した。5人乗り以下の小舟を用いる漁師を排除する目的で行なわれていたようで、会合ではカツオより、むしろカツオの餌にする活きイワシの漁獲を統制したようである。

そのほかにも、3月3日から9月9日までの漁期中は、エドコイワシ（イワシが集まった状態）は網ではなく、タマ（タモ）で捕ることなどの漁法の規制があった。また、潮岬神社を中心とした会合であるから、潮岬近辺ではウミガメを捕ってはいけないとか、潮岬近海で落水した人や金物を海に落とした人は神社で祓うことなどの宗教的な規約もあった（東京水産振興会・漁業情報サービスセンター編 2013：23）^{注2)}。

唐桑の鈴木家文書のなかには「紀州様御百姓」という文字が見えるが、具体的には、「三輪崎」という地名しか見当たらない。おそらく、「潮岬



図1 潮御崎会合と紀州漁師の他国出漁

会合」や「田辺会合」が存在しているために、西方には進出できなかった「三輪崎会合」の漁師たちが、唐桑周辺を船で巡りながら、カツオの漁場を開拓していたものと思われる。

3 紀伊半島から三陸沿岸へ②—印南漁師と大島

一方で、田辺会合より北に位置する印南では、独自の動きでこれらの会合のあいだを潜り抜けながら各地に進出していったと思われる。延宝3年(1675)から16年後の元禄4年(1691)の古文書が、鮪立の対岸の大島にも発見されているが、その「彌次衛門組先祖書上ヶ覚」(駒形家文書)という一種の人別帳には、次のような紀州の出自のある人物を認めることができる(傍線は筆者)。

「借屋 二平太

元来紀州の者ニ御座候所ニ、五六年以前御國へ鯉鯺ニ罷下り所々ニ罷有去年中より借屋ニ罷有申候。然所ニ、右二平太月初石之巻へこぎ昇ニ而、罷越居不申候ニ付、先祖名不相知不申候。

借屋 傳吉・門次郎の親、彌衛門

元来親弥エ門紀州ひたかの郡いなミノ者

ニ御座候。拙者幼少之時父母ニ別先祖名本覺不申候。尤拙者代ニ當地へ罷越候。

六郎左エ門の親、七郎兵衛

元来紀州ひたかの郡いなミノの者ニ御座候。拙者代當地へ罷越候」^{注3)}

これら3名の駒形屋敷の借家人の出自は、いずれも「紀州の者」であり、とくに弥衛門と七郎兵衛は「紀州ひたかの郡いなミノ者」と判明しており、現和歌山県日高郡印南町の者であったことが分かる。二平太は「五六年以前御國へ鯉鯺ニ罷下り」とあるから、鮪立にカツオ一本釣り漁が導入された延宝3年(1675)から10年後には、すでに印南からも三陸の漁場へ動き、さらに定着までしていたことが分かる。

この印南の漁師は、カツオ一本釣り漁法と鯉節の製造方法について、各地に出向いて伝承していった者たちであり、三陸沿岸だけが行き先ではなかった。

たとえば、印南の二代目角屋甚太郎は、延宝2年(1674)に、土佐清水の白バエと呼ばれる、海からシオの寄るところを発見した。そこはシオだけでなく、カツオも寄るところである。また、土佐の宇佐で鯉節の燻乾法を採用させている。10

カ月は土佐清水、2カ月は印南という旅漁（通漁）を繰り返していたが、宝永4年（1707）10月28日の地震津波で夫婦ともに死亡している。また、二代目甚太郎から三代目の甚三郎の弟、角屋与三郎の墓が臼バエの近くの土佐清水市の松尾に建立されている。さらに、同市戎町に祀られている石仏には、「貞享二年丑二月吉日」という建立年とともに、「紀州日高郡印南浦与太輔立之」と記されている。

千葉県の房総半島に鰹節製法の技術を伝えたのも、印南生まれの土佐与市（1758～1815）である。天明の頃（1781～89）に千倉南朝夷の渡辺久右衛門に滞在して、技法を指導した。後には、伊豆半島の安良里にも、鰹節の製法を伝えたが、その墓は南朝夷の東仙寺にある。墓には、本名「善五郎」とあるから、「与市」は一種の職業名ではなかったかと思われる。「与三郎」、「与太輔」、「与市」には、みな「与」が付けられているからである。そして、宮城県気仙沼市の観音寺にも、鰹節の製法を房総から伝えた吉田与平、通称「土佐節与平」の墓碑があり、彼を顕彰する次のような銘が読まれる（写真2）。



写真2 土佐節与平夫婦の墓
（気仙沼市の観音寺墓地）

「君性吉田名通称与平文政三年於千葉県上総国興津幼懐大志年齒十二属望水産物製造改良奮然謂父母到土佐国日夜精勵専研究鰹乃鮪節製造法藝術之妙常拔群嘉永年間業成而後踏查三陸海岸各地ト居陸前国気仙沼集徒弟以傳習製造術大是凶普及發達特土佐式乾燥室之改善並發明削磨用左刃式小刀益貢獻斯道之速成其偉積實大也（後略）」（気仙沼市史編さん委員会編 1995：597～598）

土佐節与平は、嘉永年間（1848～54）に気仙沼に定着しながら、節削り包丁などの新しい道具の導入とともに、その技術を浸透させていった。

以上のことを考えると、延宝3年の紀州から鮪立へのカツオ一本釣り漁法の導入は、確かにその後の港町の成立にとって、エポックメイキングな出来事であったには違いないが、列島の歴史上からみれば、紀州の三輪崎と三陸の鮪立とを結びつける点と点との直線的な世界ではなく、もはや紀州と三陸との、面と面との世界であったことが分かる。三陸沿岸のほかの古文書をみても、この近世中期にかけての時代は、三陸沿岸が紀州の漁船によって、大きな揺さぶりをかけられていた時代である。

同様に、印南と大島についても、点と点で結び付けられるような時代ではなかった。延宝3年以降も、次から次へと、紀州などから海を通して人々が訪れ、なかには定着する者が現れてきた。彼らの移住のほかにも、彼らがもたらした漁業や水産加工の技術は、三陸沿岸の人口を飛躍的に伸ばしていったのである。

それでは、紀州の漁師たちがはるばる三陸沿岸まで乗ってきた漁船とは、どのようなものであったろうか。

4 五太木船を造る

安永9年（1780）の気仙沼地方における船数を、「風土記御用書出」から概観すると表1のようになるが、「五太木」と呼ばれる船型名が圧倒的に多い。表には「釣溜」と呼ばれる船型名が大島にあるが、カツオ一本釣り漁の異名として「溜め釣

表1 安永9年(1780)の気仙沼地方における船

村名	合計	天当船	五太木	釣溜	小晒	小舟	早波船	数子
鹿折	60		1				26	33
小原木	70		10			8	9	43
唐桑	161		30				101	30
大島	31	3	5	3	3	11	5	1

(「風土記御用書出」『宮城県史』26より作成)

り」という用語が鈴木家文書にも見えるので、この型の船も、カツオ漁に用いられたに違いない。気仙沼の「風土記御用書出」は現存していないので、当時の船数を確かめることができないが、同じ頃に気仙沼を訪れた地理学者の古川古松軒が、次のように記している。

「気仙沼という所も入海にして、三百余軒の町にて大概の所なり。(中略)鹿折村には塩を製し、気仙沼には商家多く、大海より三里の入海にて、五百石積みくらの船数かず入津してあり。鯉魚の名所にて、数多取れるゆえに値賤し。大いなる鯉一本を、五十文くらいに売買せることなり」(大藤1964:221)

気仙沼は、「五百石積みくらの船数かず入津してあり」と記しているように、大きな港であり、気仙沼で所有している船も多かったと推される。また、ここで注意されることは、「大海より三里の入海」という、三陸沿岸のリアス式海岸が成せる「天然の良港」だったことである。

前は海で、後ろが山である「山海至近」の、入り組んだ地形であるリアス式海岸は、山々で風を除ける港として重宝されたのである。また、カツオ一本釣り漁をもたらした紀州漁民にとって、あるいは、それを学んだ三陸の漁師にとっても、鯉節加工のための燃料や水資源を得るために、背後に森林資源のある三陸沿岸は、当初からカツオ一本釣り漁を基盤に発展できる条件がそろっていた。さらにそれは、「五太木」を造船する森林資源でもあったわけである。

カツオ一本釣り漁という、短期決戦型の釣漁においては、できるだけ多くの人数が船に乗り、釣果もできるだけ多く積めるように、船が大型化していくことは必然的であった。三陸の漁師たちも競って、「五太木」を造り始めたのである。

唐桑町鮪立の鈴木家文書には、カツオ一本釣り漁を導入し始めてから早くも2年後には、大きな新造船を造り始めている。「釣ため舟新二作り立申船板杉申受度二付乍恐御訴訟申上候御事」には、それまでは1艘に付き、廻り3~4尺の杉板を6本必要であったのが、紀州から伝わったカツオ船は、廻り4~5尺5寸の杉板が4本あればよいことが記されている。この船に「上方の者」(紀州漁民)を4人、「御村の御百姓不相叶者」を8人、鈴木家の子どもを1人の13人を乗せ、技術の導入をはかった(宇野1955:190~191)。つまり、紀州漁民1人は、唐桑の一人前ではない百姓2人を相手にするような体制で、カツオ一本釣り漁の技術が伝えられていったのである。

ところで、この五太木船の気仙沼市内の数量については、三陸沿岸の漁船の動力化が始まる直前のデータが残っている。『明治41年宮城県漁業基本調査報告書』の第1巻によると、表2のとおりである。1町5カ村のうち、全体の56%の数を占める唐桑村の224艘がひととき目立つが、湾奥の村でカツオ漁には漁場が遠くて不向きな鹿折村が餌イワシの「船曳網」などに利用しているほかは、いずれの町村共に「鯉釣」が主であった。唐桑に次いで多いのが大島村で72艘、次が気仙沼町の56艘であるが、気仙沼の場合は、「他村の鯉釣、鮫刺網に貸す」とあり、すでに「問屋仕込制度」が確立していたことが分かる。

表2 明治41年(1908)の「ゴダイギ舟」(五太木船)

村名	船数(艘)	使用目的
気仙沼町	56	他村の鯉釣、鮫刺網に貸す
鹿折村	22	鮫刺網、船曳網類
松岩村	14	鯉釣、鮫刺網
階上村	12	鯉釣、鮫刺網、鰈刺網
大島村	72	鯉釣、鮫鰈刺網、船曳網類
唐桑村	224	鯉釣、鮫鰈刺網、目抜延縄

(『明治41年宮城県漁業基本調査報告書第1巻』)

つまり、この制度は、「漁業生産に必要な資金資材の一部または大部分を魚問屋が生産者に前貸し、そのかわり漁獲物はすべて前貸をした問屋が安く買い取る制度であった。このため漁業生産者は、自己の生産物販売の自由を失い、また漁業生産の死命を制せられるような強い支配を受け、剰余部分を手もとにはほとんど残しえないほどの収奪を受けた」(二野瓶 1981:50)という。この「問屋仕込制度」は、その後、松岩村、大島村の「船元」がやがて崩壊する原因となった。

5 機械船の導入と外来船のはじまり

20世紀に入ると、明治39年(1906)に、焼玉石油発動機船の早池峰丸が、気仙沼で初めての動力船として湾内に登場した。続いて明治44年(1911)には、気仙沼漁協が鼎丸という動力漁船の影を湾内に浮かばせている。帆走も兼ねたため、帆柱も付けていた。また、明治41年(1908)には、三陸汽船が創立された。その船は塩竈～宮古間を航行したが、三陸沿岸の物資と乗客の運送に貢献した。一時代前の子どもたちが、オモチャや漫画の本を大人にねだったときに、「蒸気来っから」と言って慰められたのは、この三陸汽船のことである。

明治末の漁船の動力化は、宮城県の漁獲高を大きく躍進させた。大正元年(1912)に日本全国で27～28位であった宮城県は、同11年(1922)には第8位まで上昇している。大正10年代は、日

本の近海漁業の意気盛んな時代であった。

日本で初めての魚類専門の冷蔵庫が気仙沼で開設したのが大正9年(1920)のこと、これにより焼竹輪の冷凍保存に成功し、夏の出荷も可能になった。この年の夏、民俗学者の柳田国男が気仙沼を訪れ、次のようなことを日記に記した。

「▽此辺一带に今鯉漁の盛り。気仙沼の町では方々に鯉節を製造して居る。又鯉釣の釣針を作って賣る店もあった。材料はトナカイ(馴鹿)の角だといふ。

▽路傍にホヤを賣って居る。海鼠よりも今一層氣味が悪い、ちょっと食べて見ようかとは思へぬやうな動物である。岸に繋いだ鯉船を、法印さんが歴訪して祈祷をして居る。御布施に生の鯉を貰って行く様子が、見馴れないから面白い。房州から人を尋ねて来て居るといふ者に逢ふ。身内の者が鯉の漁船に働いて居るのに、用が出来たからやって来たが、もう十日になるがまだ行逢へぬと謂って居る」(柳田 2000:254)

柳田は気仙沼でカツオ船に働いている房州の者のことにも触れているが、茨城県の漁船が初めて入港したのが明治38年(1905)、三重県尾鷲市のカツオ船が大正5～6年(1916～17)のころで、気仙沼へ外来船(廻来船ともいう)が来始めていた。いわゆる、漁船の動力化により、近世の和船時代の交流を基盤にした、第2次の東北進出漁船

の時代を加速化したのである。

大正5年(1916)ころ、気仙沼の小野寺健之助は、三重県の尾鷲港をはじめ、紀伊半島東岸各港の船主を回って、気仙沼港への入港を誘い、漁船誘致の先駆けとなった(写真3)。小野寺魚問屋のように、外来船の一切の仕事を代行する、いわゆる「魚を買わない」問屋を、このころから確立させていった(気仙沼魚問屋組合編 2001:38-39)。

このような魚問屋の役割としては、漁船が漁を終えて気仙沼に入港する前に、魚問屋にまず販売の委託と漁獲量の報告を入れる。それを受けた魚問屋は、水揚げの段取り(入港、接岸、漁獲報告、水揚げ)を行ない、計量後に魚市場(漁協)が魚を引き受ける。その後、落札された魚が買受人に引き渡され、料金は二週間以内に漁協へ納められる。漁協は手数料(口銭)を引いた水揚金を魚問屋に入金し、魚問屋では仕込み業者への立替金や手数料を引いて船主に送金する。仕込み業者には、造船、鉄工、電気、無線、食品など多岐に渡るが、要するに、素性の知れない他県の漁船に対して「信用」を与えるのが、魚問屋の役割だという。その他に、船上で怪我や病気をした者を引き受けて対応をしたり、保証人になったり、最悪の場合は海難事故にも一肌脱ぐという(金菱 2014:151)。

もちろん、以前からの「沖買い」や「迎え買い」など魚を買う問屋も並行して現在に至っている。気仙沼の問屋の特色は、「高値ではないが、目方は出る」と言われ、魚価自体は決して高くはないが、水揚げ時に大量に買ってくれることが、各地の漁船を集めることになった。また、以上のような船舶に仕込むことに対して、「個人仕込」の問屋も存在している(写真4)。

さらに、気仙沼港は三陸沖を通過する台風の避難港にもなった。台風の季節には、沖で操業していたカツオ船が次々に港に入り、あたかも往年の魚市場を思い起こさせるような賑わいになる(写真5)。このような、各地からの船員の賑わいにまつわるエピソードも多い。

たとえば、三重県南伊勢町阿曾浦のカツオ一本釣り漁の漁師たちは、主に問屋として気仙沼の魚町のヤマコや白福に頼ったが、米は藤田屋、下駄は富月、床屋は昭和軒、風呂屋は亀の湯と、今でも、



写真3 漁船誘致のために持ち歩いた小野健商店の広告



写真4 「個人仕込」の問屋(宮城県気仙沼市、2010年12月5日撮影)



写真5 台風で気仙沼湾に避難をしてきた船(1959年10月、中嶋忠一撮影)

自分たちの町のように記憶している。また、カツオ船に乗り始めの若い子が始めて竿でカツオを釣ると、「サガツオ祝い」と呼んで、気仙沼港に着岸した船上で、ポタ餅を作って祝ったという。毎年、10月30日の阿曾小学校の運動会までは帰郷したというが、帰りの船には、気仙沼からお土産に、米・ナシ・リンゴ・桐下駄などを積んだ。桐の板をそのまま買う者たちもおり、彼らは阿曾に戻った後、その板でアオリイカ漁の疑似餌を作った。カツオ一本釣りの外来船は、戦後の昭和30年代までは、秋も深まると一斉に気仙沼港を去った。見送りには、歓楽街に勤めているおねえさんたちが何色ものテープを持って別れを惜しんだ。そのテープの数によって、その年に、どの船が大漁をしたかが、わかったという^{注4)}。

気仙沼港の歓楽街である太田は、港から坂道に沿って店が並んでいた。南伊勢町磯浦のカツオ一本釣り漁師さんたちも、「船が港に着くと、どんなに疲れていても、あの坂を上っていったものだ」と語っている^{注5)}。

当時、船員たちは、腹巻に万札をいっぱい刺し込んで、太田の町を闊歩していた。その太田の入口の薬屋さんで働いていた女性が、船員たちが怖かったので、店を出て帰るときには黄色いズボンをはき、ハチマキをして変装してから表に出たという。また、その薬屋では、サンマ漁の季節になると、店の2階にサンマ船の乗組員の奥さんと子供を住まわせていた^{注6)}。

命がけで航海をする漁師たちの側にとっても、港町はいやしな場であり、食文化から捉えれば、とくに酒造業と和菓子製造業の有無が、「漁村」と「港町」とを分ける指標であるともいわれる(岡本 2010:22-23)。塩辛い船上の生活を続けていると、酒と菓子はオカで真っ先に手にいれなくなる味覚であった。また、無彩色の船上生活をしていると、オカに上がったときの果物の赤や黄色の新鮮な輝きに目を奪われるという。大漁旗の原色好みや、漁師の服装や下着に至るまでの派手な色合いからも、それを理解させられるときがある。

このような漁師たちの、一次的であるが、交流的な人口も考慮しながら、移動文化の拠点として捉えなければならないのが「港町」の特色ともい

えようか。

6 自然災害と港町

どのような「港町」にも、近世には「風除け」と同時に「風待ち」の機能をもっており、暴風から避けるとともに、出帆するための風を集める工夫も地形的に利用されている。

近世の気仙沼港とても例外ではなく、港には「西風釜」と呼ばれる地名があるように、ナライ(気仙沼では西北風)がダシの風になる。ところが、このナライの風が、近代に入ってから2度の大火をもたらした。大正4年(1915)3月30日と昭和4年(1929)2月23日の「気仙沼大火」であり、いずれも冬の強いナライ風が原因であった。室根山(岩手県一関市)から下りてくる、冬の「室根下し」の風が三日町と八日町の町中を煙突のようにして吹き抜け、一度出火すると大火災になった。大正4年の大火は、三日町・八日町・南町を主に、警察署、役場、郵便局、公立病院、寺院などの中枢部を含む街の3分の2に当たる1,064戸が焼失し、昭和4年の大火では、魚町と南町を中心に戸数902戸、被災者4,923人を数えた(気仙沼市史編さん委員会編 1986:252)。

昭和4年の大火後の写真(写真6)を、現在の同場所と比較すると、どこことなく東日本大震災後の風景に似ているが、2年後には早くも復興しているようである。昭和6年(1931)の夏、詩人の高村光太郎は、気仙沼を訪れ、この町の様子を次のように描いている。

「船から見た気仙沼町の花やかな燈火に驚き、上陸して更にその遺憾なく近代的なお為着せを着ている街の東京ぶりに驚く。(中略)私はある静かな家に泊ったが、夏に旅行する者の必ず出会う旅行の普請手入というものに此所でも遭って当惑した。勉強な大工さんが夜でもかかんやるのである。そうして在来の建方を「改良」して都会風な新様式に作りかへる。

柳田国男先生の「雪国の春」という書物をかねて愛読していた私は粗忽千萬にも気



写真6 昭和4年の大火後の気仙沼

気仙沼あたりに来ればもうそろそろ「金のベココ」式な遠い日本の、私等の細胞の中にしか今はないような何かしらがまだ生きているかもしれないなどと思っていた。気仙沼には近年大火があったという。大火は本当に業をする」（高村・北川 2012：63～64）

光太郎はここで、気仙沼のことを「近代的なお仕着せを着ている街の東京ぶり」と揶揄している。しかし、大正4年の大火のときもそうであったが、気仙沼の町と港は、大火後に当時の文明を全面的に受け入れることで復興する。東京直輸入の文化が導入されたわけであって、光太郎が見聞したのも、新時代の息吹そのものであった。「婦人会の隣保事業、公衆用水道栓、日本百景当選の記念碑、道路の街灯、新築の警察署、広大な小学校でのテニス競技、学術講演会、塩田の歴史を記した立て札、浪花節にシネマ、銀座裏まがいのカフェ」、「社会施設の神経がひどく目につく」とと

もに、「おそろしく至れり尽せりの外客設備」に旅人は茫然としてしまうと、記されている（高村・北川 2012：64-65）。

何もかも東京の真似をする復興のありかたを批判しているわけだが、とうとう一泊だけして、翌日の夜には釜石行きの船に乗って気仙沼を去ってしまう。

しかし、この光太郎が蔑んだ「東京ぶりの町」は、皮肉にも東日本震災直前までは、登録文化財の建物も含んだ「伝統的な町並み」として保存と観光の動きがあったところである。そして、光太郎が三陸汽船に乗って気仙沼を訪れ、同じ船に乗って去っていったように、昭和6年は、まだ旅客船や海上輸送が盛んであったころであった。昭和8年（1933）年の三陸津波のときにも、多くの被災者がこの船に乗って塩釜まで避難をしている。

気仙沼駅が開通するのが、大火の年の昭和4年の7月。三陸汽船が廃業するのがその10年後であるから、光太郎はちょうど、気仙沼の交通体系が海上中心から陸上中心へと移っていく時期に来

表3 気仙沼湾内の明治・昭和の津波被害状況

	気仙沼	鹿折	松岩	階上	大島	唐桑
明治29年 死者	0名	6名	0名	437名	61名	836名
流失戸数	0戸	3戸	1戸	88戸	17戸	225戸
昭和8年 死者	0名	4名	0名	1名	2名	60名
流失戸数	0戸	1戸	0戸	1戸	3戸	93戸

訪した最後の旅人の1人であった。おそらく、復興の力となり、東京直輸入の文化がまたたくまに気仙沼に花開くことが可能であった理由は、まだ海上輸送が盛んであったからだと思われる。

日本の交通体系が東京を中心に放射線状に組み込まれることで、その後、気仙沼は自他共に「陸の孤島」と称せられ、「海の十字路」であったこと、あるいは今でも「海の十字路」であることを忘れていく時代に突入していくわけであった。

ところで、昭和8年の津波に関しては、気仙沼の町は大きな被害がなかった（表3）。この昭和の津波のときに、人口が激減したにもかかわらず、同様の海を通した復興をやり遂げたのが、両石（現岩手県釜石市）である。津波の後、精力的に被災地を歩いて記録に留めた山口弥一郎の『津浪と村』には、次のような記述がある。

「それで一時両石は七分は旅の者だとまで言われた。この移入経路で目立つのは宮城県十三浜村よりの入婿者の多いことであるが、当時区長代理をしていた久保氏は船宿を経営しており、十三浜方面よりいかつりに来る漁夫などを泊めていたので、その世話になり落ち着いた者が多い由である」（山口 1943：172）

「十三浜」とは、現石巻市北上町の地区で、津波の後にイカの大漁があり、両石にも船宿を頼って寄留していた漁夫が多かった。明治29年(1896)の三陸津波のときも、津波後はイカの大漁だったことがあり、三陸地方では「イワシで殺され、イカで生かされた」という俚諺も伝えられている。すなわち、津波の前はイワシの大漁に恵まれ、津

波後はイカの大漁をもたらすという言い伝えである。いずれにせよ、両石は寄留をしていた漁夫を入婿にして、復興を始めたわけである。海に開かれていた漁港ゆえにできた、災害からの復興の仕方である。

7 カツオ漁の危機

また、三陸沿岸において、津波より常習的な自然災害の一つが海難事故であり、これらの災害により急激に人口が減った村落も、過去においては多かった。

たとえば、三陸沿岸のカツオ漁の最盛期に、三陸沖で最大の海難事故が起こっている。弘化4年(1847)6月17日の夜から18日の未明にかけての大時化で、「大小船七十五艘漂蕩シ漁夫三百三十五名溺没シ」（『樂山公治家記録』）という記録がある。結局は、水密性を欠く和船と夜半の時化であったことが多くのカツオ船の遭難を招いたものといわれている。現在までの三陸沿岸の供養碑などからの調査では、宮古の鰍ヶ崎から牡鹿の新山浜まで、533人の犠牲者が数えられている。大船渡市三陸町崎浜では、この17日から18日にかけての海難事故のことを「十八流れ」と呼んで、今も伝えている。

これが、三陸沿岸におけるカツオ漁の第1の危機だとすると、第2の危機は、この水密性を欠く和船を、鉄鋼の機械船に変えていく時期に始まった。それまで三陸沿岸には、港町とはいえない小さな漁村集落にも、必ず1～2艘は、カツオ船があって、しのぎを削っていた。それが、和船から機械船への移行のなかで、村によっては、その資金不足によって、淘汰されていった漁村がある。

たとえば、青森県六ヶ所村の泊をあるいた森本孝は、動力船以前の帆船の頃には「泊にカツオ船は十艘近くあったというから、仮に単純な掛け算をすれば、乗組員だけでも二百数十人がカツオ漁に従事していたことになる」と記している。かつてカツオが房州や宮城や八戸から新しい舟と漁法と人を泊に招いたわけであった（森本 2006：23～26）。それが、大正末から昭和初期にかけて衰退していったのは、同じカツオ漁の技術をもたらしたはずの他県の動力船が、泊の沖のカツオを捕り尽くしたことに原因があり、泊がカツオ船の動力化の波に乗ることができなかったからである。

資金のある商人の多い「港町」が、「漁村」のカツオ経営を脅かしていくことの一例は、前述した気仙沼地方の「問屋仕込制度」からも明らかであるが、和船の動力化が、港町と漁村の格差を生じていった。

8 鮪立港の盛衰

本稿の最後にあたって、その「港町」の機能を果たしていた集落が衰退していった事例として、気仙沼市唐桑町鮪立を挙げ、具体的な様相を捉えておきたい。鮪立は、先に述べたように、紀州から初めてカツオ一本釣り漁の技術を導入したところであり、近世においても、気仙沼の港と変わらない良港と活気を呈していたところである。「問屋仕込制度」による気仙沼問屋の息のかかり方も微妙であり、大島の「船元」のように、気仙沼の問屋資本が多く導入されていた委託経営ではなかった。竹内利美は、その違いを「唐桑の自立型」と「大島の仕込型」と類型化している（竹内 1969：320）。

集落の構造をみると、本家頭の家々は皆、楕円形の鮪立湾に沿って並び、船は家の真ん前に着岸するために、その順番が決まっていた。それを「トモ綱順」と呼んでいる。大正初期の鮪立港におけるトモ綱順を屋号で示すと、次のとおりである。

古館前→中前→上鼻子→カジヤ→下鼻子→橋下→石橋→西の前鯛網→中折口→後河岸

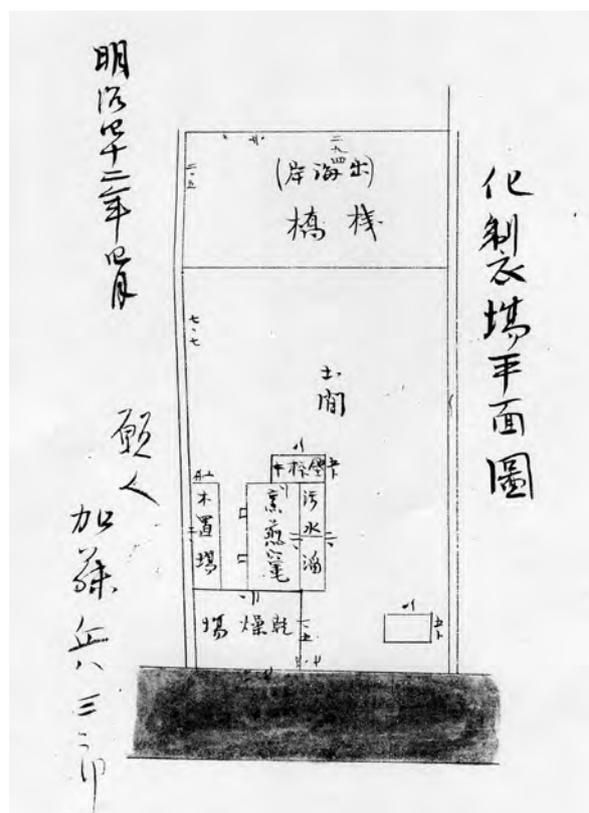


図2 気仙沼河岸前の化製場（加工場）平面図（上側が海。加藤家文書）

→共同鯛網→下角地→上新屋→丑畑鯛網→丑畑新屋→樋の口→河岸前庄屋→清水尻万五郎屋→清水尻鯛網→清水尻の上→清水尻河岸→釜の前鼻子→釜の前の上→釜の前新屋→山根→恵比須棚①→恵比須棚②

このトモ綱名のうち「鯛網」という呼称は、カツオ船のほかに、餌イワシ用の網船も所有していたことを示している。また、通称「河岸（かし）前」と呼ばれる岸には、カツオ船を営んでいる家の住居だけでなく、カツオ節工場もあり、加工するための水を確保するための、それぞれの井戸もあった。これは、気仙沼の港でも同様であった（図2）。

播鉢状の地形の鮪立においては、この本家が河岸前を占めていたので、その分家は後ろの山に沿って上がっていくように別棟を建てている。それぞれの本家が、カツオ船を営み、それに伴うカツオ節の加工場と井戸の立地を考えると、その立地に好都合な、いくつもの沢ぞいに本家と分家が並んでいると考えてよいだろう。分家は沢の上

へ上へと建てていったのである。しかし、2011年の東日本大震災においては、その立地のために、本家に相当する家が流失した。

リアス式海岸は、確かに津波には不利な風土であるが、震災後は、そのリアス式海岸の特徴である、すぐ集落の後ろに山を背負っているという利点を生かして、沢の水や燃料としての薪をすぐにも得ることができた。とくに唐桑半島は沢水が豊富で、カツオ節の加工ができたのも、カツオを洗ったり煮たりする、この沢水のお陰であり、先に述べたように、カツオ漁が栄えるに、ふさわしい風土を本来的にもっていたのである（川島 2016：12）。

ところで、「漁師はなぜ、海を向いて住むのか？」という問いから漁村集落を論じた建築学の地井昭夫は、「海に向かって協同して軒を並べることが、海の幸をもっとも豊かにそして平等に分けあうことになる」と述べているが（地井 2012：71）、鮪立の集落構造は、まさしく同様のかたちをしていた。

しかし、この漁港としての機能が豊かであった鮪立港から、カツオ一本釣り船のような、比較的大きな船が消えていったのが、戦後の高度成長と同時期であった。それは本格的なマグロ延縄漁（キハダマグロやメバチマグロ）へ鮪立の船主たちが切り替えていったという、発展的な理由によってである。

マグロ延縄漁も、江戸時代の18世紀中ごろに紀伊半島から房総半島の南端に移り住んだ漁民たちの手により、現在の布良（現千葉県館山市）で始まったといわれている。鮪立では、近海カツオ漁の「裏作」と呼ばれるような、冬季の補完的な操業であった。漁船も夏季のカツオ船をそのまま使い、乗組員がカツオ船の半数で済み、どちらかというと年配者が冬季には船を下り、若い者が延縄に従事した。また、マグロ漁はカツオ漁と比較すると、当たりはずれがなかったといわれ、その年の夏季にカツオが不漁でも、冬季のマグロ漁で補うことができたのである。昭和30年（1955）が過ぎてから、鮪立を含めた気仙沼地方のカツオ船が、次々にマグロ専用船として大型化していった大きな理由である。

とくに、その漁場をインド洋やオーストラリア南方から大西洋まで向かって乗り出し、乗組員が10カ月以上、故郷の鮪立を留守にする港となった。戦後の70年代までのマグロ漁業の盛んであったことの名残としては、乗組員が争うようにして造作した、瓦屋根の「唐桑御殿」が、この鮪立にも見ることができる。さらに、70年代の、200海里の制定やオイル・ショックなどの国際問題、あるいは、国の減船政策や、倒産した船の連帯保証により、そのマグロ漁業自体を止めていった。鮪立港は、沿岸の養殖業を中心とする「漁村」に近い状態になっている。

唐桑地方の男は、幼いころに磯で親しみ、長じてから漁船に乗り、老いては再び磯に戻って「根っこ渡世」（磯漁）で暮らすといわれてきた。そのような人生サイクルであったように、鮪立港自体が、そのサイクルのように落ち着いた感がある。

9 おわりに

これまで、近世から現代までの三陸沿岸の、気仙沼や鮪立などの漁港の、限られた断面を扱いつつながら、その盛衰の実態を述べてきたが、三陸沿岸は、船の移動により、ヒトや文化が移動し、影響を与え、定着していくような、すこぶる流動的な社会であったと理解される。

以上のような「移動の文化」により「集住」自体を相対化すること、あるいは「集住」のなかに「移動文化」を組み込んで捉えることは、三陸沿岸にかぎらず、列島の歴史の様相を展開する上で、必要な作業になると思われる。

注 釈

- 1) この一連の文書については、宇野（1955）のなかに掲載されている。
- 2) なお、紀州の西口や由良では、「漁夫、出漁中、誤って船より海中に陥るときは、暫く不漁続くといふ。此事鯉漁に甚し」（森 1974：53）とある。現在では、海に金物を落とした場合などには、御崎神社ではなく、串本の無量寺の観音様のお札を、漁協を通していただくことでお祓いをしている。
- 3) 駒形家文書解読原稿（中央水産研究所所蔵）

- 4) 2004年5月10日、三重県南島町(現南伊勢町)阿曾浦漁業協同組合にて、橋本吉平さん(大正10年生まれ)、竹内幹さん(大正13年生まれ)、竹内組夫さん(大正14年生まれ)、橋本高男さん(大正14年生まれ)より、川島聞書。
- 5) 2001年9月16日、三重県南勢町(現南伊勢町)磯浦の、福田仁郎さん(大正8年生まれ)、中村祐司さん(昭和7年生まれ)より、川島聞書。
- 6) 2010年12月4日、気仙沼市魚町の問屋ヤマコの小野寺勝子さんより、川島聞書。

みるきく』農山漁村文化協会。

- 柳田国男 2011 『雪国の春』角川文庫(初版は1928年)。
 柳田国男 2000 「大正九年八月以後東北旅行」『民俗学研究所紀要 24別冊』成城大学民俗学研究所。
 山口弥一郎 1943 『津浪と村』恒春閣書房。

引用文献

- 宇野修平編 1955 『陸前唐桑の史料』日本常民文化研究所。
 大藤時彦編 1964 『東遊雑記』平凡社。
 岡本哲志 2010 『港町のかたち—その形成と変容』法政大学出版局。
 金菱 清 2014 「「海との交渉権」を断ち切る防潮堤—千年災禍と日常を両属させるウミの思想」『震災メモトリ 第二の津波に抗して』新曜社。
 川島秀一 2016 「鮭立の漁業」『東北一万年のフィールドワーク 12 鮭立』東北芸術工科大学東北文化研究センター編:10-15。
 気仙沼魚問屋組合編 2001 『気仙沼魚問屋組合史 五十集 商の軌—港とともに』気仙沼魚問屋組合。
 気仙沼市史編さん委員会編 1986 『気仙沼市史 I 自然編』気仙沼市。
 気仙沼市史編さん委員会編 1995 『気仙沼市史Ⅷ 資料編』気仙沼市。
 高村光太郎・北川太一 2012 『光太郎 智恵子 うつくしきもの—「三陸廻り」から「みちのく便り」まで』二玄社。
 竹内利美 1969 「鼎の脚」『みちのくの村々』雪書房
 地井昭夫 2012 『漁師はなぜ、海を向いて住むのか?—漁村・集住・海廊』工作舎。
 東京水産振興会・漁業情報サービスセンター編 2013 『紀州漁民の活躍史とカツオ漁の今を考える』東京水産振興会・漁業情報サービスセンター。
 二野瓶徳雄 1981 『明治漁業開拓史』平凡社。
 森彦太郎 1974 『南紀土俗資料 全』名著出版(初版は1924年)。
 森本孝 2006 『舟と港のある風景—日本の漁村・あるく

史料紹介 鈴木富貴子『古館家年中行事』（翻刻）

東北芸術工科大学東北文化研究センター

佐藤 未希

1 史料『古館家年中行事』について

本稿は、宮城県気仙沼市唐桑町^{しびたち}鮪立の鈴木家（屋号古館、以下、古館家とする）蔵『古館家年中行事』の翻刻である。

ここに翻刻を公開する史料は、古館家現当主の鈴木伸太郎氏の実母である鈴木富貴子氏（1909—1993）による、古館家の年中行事、慣習に関する覚書きである。

古館家は古く中世に起源をもつといわれ、延宝3（1675）年に紀州漁民を受け入れ、三陸におけるカツオ一本釣り漁導入の一翼を担った歴史をもつ、鮪立の草分け的存在である。江戸時代以降は漁業、海運業、林業、醸造業など多角的で時代に合せた大規模なイエ経営を展開し、周辺住民の雇用の場を創出し生活を支えるなど、地域の豪家として大きな役割を担ってきた（東北芸術工科大学東北文化研究センター編 2016）。このように、鮪立を語るうえで古館家の存在は極めて大きく、集落の中でも特異かつ有力な家であった。

本史料は富貴子氏が42歳の昭和26（1951）年に書かれたものである。当時おこなわれていた古館家の年中行事について、それらに付随した慣習や、古くからの伝承なども織り込みながら、その詳細が暦に準じて記されている。さらに後半には、当時の唐桑の様子などにも言及したあとがきが記されている他、方言についても列記されている。鮪立では昭和30年代まで年中行事を含むすべてに旧暦が使われており（国学院大学民俗学研究会編 1999）、この覚書きも旧暦で記されている。また、古館家の年中行事は沿岸漁村である性格を大きく反映しており、漁業に関する事柄も多く記録されている。

富貴子氏がこの覚書きを書き残した明確な理由は記されていない。しかし、あとがきにあたる記述の中には、時代の変化とともに旧慣が失われていくことを危惧するような内容が見られ、できるだけ詳細に書き残そうとした意思がうかがえる。

原本は縦182×横257mm（B5判）の400字詰の原稿用紙、全87頁。各頁には通し番号が付されている。表紙には墨書きで「古館家年中行事」と表題が付けられ、裏表紙には「宮城県本吉郡唐桑町 井 古館」との墨書きがある。扉にはペン書きで「宮城県唐桑町 古館家の年中行事と慣習 昭和二十六年夏 鈴木富貴子」と記されている。また、最終頁である87頁裏には「昭和二十六年 富貴子四十二才の時執筆せり、古館備」との墨書きがある（万年筆による下書きがあるが、判読不可）。その他の記載にはすべて万年筆が使用されている。本稿では、年中行事とそれに付随する慣習、伝承について記された1頁から83頁を翻刻した。

本事業において、先に刊行した『東北一万年のフィールドワーク 12 鮪立』（東北文化研究センター編）では、『古館家年中行事』に記された当時の年中行事を現行の年中行事と照らし合わせ提示したが、それらは概要のみにとどまった。しかし、本史料は漁村の旧家における年中行事に関する詳細な記録として大変貴重な史料であると考えられるため、ここにあらためて翻刻することとした。

翻刻にあたり、史料所蔵者の鈴木伸太郎・邦子夫妻には多大なるご協力をいただいた。記して厚くお礼申し上げたい。

2 凡例

本稿は原本を所蔵する鈴木伸太郎氏の許可を得て、翻刻をおこなったものである。翻刻に当たっては、できるだけ原本の雰囲気崩すことのないように心掛けたかが、概ね次のような方法に従い、表記方法など一部改変を加えて翻刻をおこなった。

一、注釈については適宜付した。なお、詳細が不明な箇所は、鈴木伸太郎氏とその妻である邦子氏からご協力を得て補足を加えた部分が多い。

一、原文は漢数字を含む漢字表記において複数の不統一が見られるが、仮名遣いと併せて基本的に原文のままとした。

〈例〉二十日、廿日

一、旧字はできるだけ常用漢字に改めた。

一、原文中の空欄は□で示し、その数は原稿用紙のマス目の数に相当する。

一、原文の“”表記は「」に改めた。

一、句読点と改行は原文を尊重しつつも、翻刻者において改めた部分がある。

一、踊り字、送り仮名などは意味が通じる限り訂正せず、原文のままとした。また、書き癖等も原文のままとした。

〈例〉つゝみ(つつみ) 事ム室(事務室)

一、明らかな誤字・誤記は表記を改めた。また、疑わしい場合は原文通りの表記に(ママ)と傍記するか、(***カ)として推測したことを明記した。

一、読み仮名(ルビ)を適宜補った。また、原文に記された読み仮名については、重複している場合は初出のみに改めた。

一、屋号には圈点を付した(古館は除く)。

一、本人による削除箇所は、原文に沿って見せ消ちとした。また、欄外の書き込みは□にて記した。

一、原文は縦書きであるが、横書きに改めた。

3 翻刻

元旦(旧暦にて)

御年男^{注1)}は夜明けの三時に起きて、若水迎えに行きます。そのときに米を少量持って行き、井戸の中へ入れてから水を汲みます。それから神様に供える御膳を女の人を手をつけずに、御年男が全部一人で用意します。洗い桶、ふきんも普段使っているものとは別のものを使います。

神棚には鏡餅、串柿、みかん、栗、くるみ、松の葉などを三ヶ所に一膳ずつ上げます。神様のお膳には三ヶ所に二膳ずつ、計六膳用意します。

御恵比須様

〔黒膳 昆布に豆、御酒、餅
黒膳 御酒、鯉節、豆、餅

〔赤の膳 御神酒、豆
黒の膳 餅(三様)

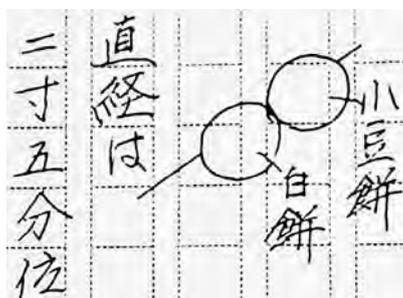
御年神様

〔赤の膳 餅、御神酒
赤の膳 餅

おみたま様(図1)

これは祖先への供養で、箕^みの上に串にさした餅を十二串(うる年は十三串)、串柿、栗、くるみを添えます。御年男はこれを正月三日まで、おろうそくをつけて毎朝、毎夕拝みます。

新しい御佛様のある家へは、知人は正月三ヶ日以内に来て、おみたま様を拜んでんで行きます。(おみたま様のおかざりのみは四日の日は全部おろします)下ろした餅は正月十一日の農はだちの日のたばこ^{注2)}に使ふ。



元朝参りは早馬山^{注3)}、御崎神社^{注4)}など、各々自由なところへ参り、元旦は家族そろってお屠蘇^{とそ}を祝います。

元旦は主人は紋付、袴をつけ、年始に来る人達の応待をします。

大広間は〔柴田〕是眞^{注5)}の万歳の掛け物（二幅ついで）を毎年掛けますが、永平寺の□□□□の書いた掛け物や、鳳凰も出たと云う噂あるり御代の春（墨絵）と云うのが大変縁起が良いとて掛けることもあります。

三宝には鏡餅二重ね、海老、〔松の枝一本（水引で結んだもの）〕、ほしのだま^{注6)}、鶴亀の置物を飾ります。みかん二、栗五、くるみ五、串柿三、などを供えます。（図2）

生花は松、やぶこうじ、梅、南天などを主婦が生けます。

元旦のお屠蘇は主人から一番小さい子供に盃を渡し、二回注ぎます。

金の盃を使いますが、これは明治二十年の品評会で〔鯉節品評会で〕一等賞を頂いた（青森に於いて）記念の品で、毎年必ず出します。

お屠蘇を頂くときは改まった心で、みんな気が引きしまります。

男の年始

この日は男の年始にて、夜明けの五時頃よりわらじ履きで羽織、袴の男達が遠方より年始に来ます。

親類^{注7)}十六軒が出入りしており、そこからも年始に来ます。親類及び全ての年始客には全部お膳を出して御馳走します。御酒、魚を出しますが酒を好まない人にはあん餅^{注8)}、雑煮^{注9)}、煮^{注10)}を出します。

従業員は正月に限り食堂にて食事をさせます。

正月二日 神様にお膳を上げる

女の年始

親類の女の人、出入りの女の人、もと使った女中などが年始に来ます。

餅をご馳走し、口取り^{注11)}をみやげにやります。

正月三日 神様にお膳を上げる

一日中年始客にて忙しくすごします。御馳走は二日目と同じです。

母の遺言で「必ず時節を祝え」と云われ、守っ



図1 おみたま様（鈴木伸太郎氏提供）



図2 正月のお供えとお屠蘇（鈴木伸太郎氏提供）

ております。

正月四日 神様のお膳上げない

おみたま様はこの日におろし、朝食前にお茶を入れて、串にさして供えた餅を全部焼いて、家中の者（従業員も）に食べさせます。

神主、お寺のお尚さんの年始

この日は神官である日高見神社^{注12)} 神主、早馬山神社神主（良巖院）、地福寺^{注13)} 方丈が年始に来られ、御馳走はお酒、魚を出します。

普通の人は四日に年始に歩かないことになっております。来られる家でも大変いやがります。

正月五日 お膳を上げる

五日はとろろを食べる日です。神様のお膳は小豆御飯、とろろを上げます。

神様に供えたとろろを戸口の柱にぬります。

この日は御年男は朝早く、家の敷居に鳥の羽でとろろを引きます。これは流行病を除けるためだ

と云うことです。

正月六日 お膳を上げない。

この日御年男は、お供えの小さいの^{注14)}を一個持って山に若木迎えに行きます^{注15)}。方角の良い方へ行き木の切り始めをします。

朝食すぎに御年男は日高見神社（お崎様と土地の人は呼んでいます）へ玄米四升、餅米一升を持って行きます。日高見神社では酒、魚でお膳を出し御祝儀を与えます。

日高見神社より古館家へ干鱈一本、ふのり一包に水引を掛けてよこします。

持って行った玄米と餅米は、日高見神社で正月十五日に使う黒酒、白酒を作るのに使います。

崎浜部落の年始

早朝よりわらじ履き、または舟にても崎浜より年始客が来ます。

さめ、鱈、目抜、あわび、昆布、赤魚^{注16)}など思い思いのものを持参し、普段の感謝を表します。

お返しの商品は目方、値にふんで、反物、風呂敷、手拭い、フランネルなど少々多目にお返しいたします。

御馳走はうどんと決まっております。縁起をか



図3 三丁格子のカンバン 家紋の稲丸に、「井」の家印付き（2014年10月 中村只吾撮影）

つぐのです。

この日は一番に忙しい日です。部屋と台所、土間など腰を下ろせる所は人でいっぱいになるので、家の者は一日中立ち通しで接待します。崎浜部落でも御崎の方とか中河原とか大網の大謀^{注17)}（大網世話人と云う）のような人達は、御上（神様の^{おかみ}ある大広間）に上げてお膳を据えます。台所（中間）の板敷きの所には水夫部落の人達が座ります。

「末永く」と云う意味の由、お酒に必ずうどんを出すことになっています。

昔は幼な心に、来る人達に何か階級があるのだろうかと思いました。昔から古館家と崎浜の部落の人々とは切っても切れない親しい交際があります。

家で働いた水夫とか職人達は、私宅に来るときは井の印^{注18)}つきの「かんばん」（大漁のときに与えたもの）^{注19)}を着て来たこともあります。印半天とか「かんばん」を着て古館家に来るのは、彼らが一つの誇りにしていた由聞いております。

「かんばん」は、三丁格子のものなど今でも見本にとってあります。（図3、4）

正月七日 神様にお膳を上げる

七草がゆ

御年男は早朝鳥が啼かぬうちに起きて、六日に山へ行って切って来た木にて七草がゆを炊きます。

かるうす場^{注20)}の所ですずな、すずしろ、^(ママ)よめの皿、はこべ、せり、なずな、ごぎょうをた



図4 印半天（鈴木伸太郎氏提供）

たきます。

「唐土の鳥の渡らぬ先に 七草はたく 七草はたく」と三回唱えて七草を切ります。

これは昔、大根かての御飯^{注21)}を食べていた時分に、かての切り始めよりはじまった言葉です。六日まで米の御飯をいただき、七草の日より麦の入った御飯を食べます。

●●●●
古館の下の家より、お重に入れて「そばきり」「そばぜんざい」をよこします。いつまでも本家のそばに居ますと云う意味だと思えます。

大昔は、この日に舞根^{もうね}部落にあった出雲神社に参詣すれば悪病を除けるとて、お供えを持った人達が早朝より出雲神社に詣でました。

正月八日 お膳を上げない

神様に上げた餅を下し、水にうるかして^{注22)}おきます。また、この日にうすを起こします。

八日は年始には歩かないことになっています。四日、八日を田舎では大変恐れ「四日、八日は医者にもかかるな」と云われます。

正月九日 お膳上げない

この日も年始には行かないことになっております。

正月十日 お膳を上げない

正月十一日

農はだち

農業の仕事始め(ものまね)で、早朝五時頃より下男三、四人でわらを打ち、縄をないます。皿貝結び^{注23)}(何事も難に会わないようにと云う意味)で三つか五つ奇数に作り梁に掛けます。農業の物まねも含んでいます。

これがすむと「朝ばみ」^{注24)}と云って餅を焼いて皆に食べさせます。

ししおり つるがうら
鹿折村、鶴ヶ浦の年始

鹿折村、鶴ヶ浦は私宅で田畑を持っており、小作人が大勢あり、その人達が年始に来る日です。

皿貝、嫁貝^{注25)}、赤貝、あわびなどを持参しますので、大きな半切こが^{注26)}一杯になります。これらの貝でかまぼこを作るのが母の最も得意とする料理でした。

正月十二日

山の神様の祝日

十二日に山へ入ると山の神様にとがめられると言うことです。

この日、間違って山に入ると必ず怪我をします。山の神様のおとがめと云って大変恐れています。

木挽、大工はこの日は山に入らず、酒、魚でお祝いをして一日中遊ぶことになっています。

日高見神社初御前

私宅(古館)より人が行かなければ、神社の戸を開けないことになっています。何か謂われがあるので良くわかりません。この日は神社の総代の人達が集まって祭典日の相談があります。御馳走は酒、魚で、お守りを頂いてきます。(戸主の妻の身ごもりしている時は、忌み、けがれを嫌いますので、拝みには代人をやります。)

現在はありませんが、三十年位前までは毎年、御崎の神主さんより一尺位の鯛(初物)か小鯛が十匹~十五匹位届けられたものです。その頃は御崎様で鯛網を行っていたと云うことです。

正月十三日 お膳上げない。

正月十四日 お膳上げる

まゆ玉ならし(図5)

まゆ玉にならず^{注27)}餅は七升(小枡にて)つきます。家族、従業員が総動員にて大忙しです。神様のある部屋の四すみにまゆ玉をならします。佛間、茶の間などにもつるします。

まゆ玉の木は幹の赤い美しい木^{注28)}です。

餅は紅白にして、みかん、鯛や俵の形のおせんべいなどもつるします。まゆ玉の上に紙で網、俵、魚の形に切ったものをかけます。豊漁、豊作であれかしと云う意味です。



図5 まゆ玉ならし (鈴木伸太郎氏提供)

正月十五日 お膳上げる

松おさめ (門松^{注29)} をおろす)

御年男が松おさめがゆ (小豆入り) を炊きます。神様に上げ、それをおろしてから御松^{注30)}、門松をおさめます。

神様に上げたおかゆをとっておいて、松の葉をのせて「家族みんなで良いことを聞くようにへ」と、松の葉でお皿のおかゆをこすっては耳に二、三回持って行き、良いことを聞くまねをします。正月十八日に行ふ。

歌い込み^{注31)} (大漁ものまね)

夜五時頃になると、水夫達が大勢で大漁の旗を竹につるして歌い込んで来ます。

海岸より家までの間を二十分位歌いながら来て、「只今船を入れてまいりました」と挨拶します。主人は「大漁でおめでとう」と、お酒の入った一升瓶を捧げて玄関にでます。

「良いことをした。なんとへ良いまわりだね」と大漁して来たことをほめるのです。水夫達は神様のある部屋に上ってお酒盛りをやります。みんなで心を開いて話をします。五升ますに米を〔お金も入れる〕入れて神棚めがけてきます。従業員もみんな集まって「今度は大漁だ!」と云って、

お酒やお菓子を頂いて豊漁前祝いをするのです。

みかんまき^{注32)}

夕方になると部落の子供達が、紙で鯉の形に切ったものを竹につるして持って来ます。「ねのう」と云います。それにお金をやるのです。

薄暗くなる頃、部落から二、三十人以上もの子供、大人、女までが集まって来ます。みかんを拾うためです。みかんは箱で三つ位まきます。昔は天保銭、現在は穴のあいたお金 (五円など) をまきます。とても賑やかです。

夜遅くまで船歌が浦の中で四方に聞こえています。十五夜のお月様が耿耿として子供達は庭で影ふみをして遊んだものです。

日高見神社祭典

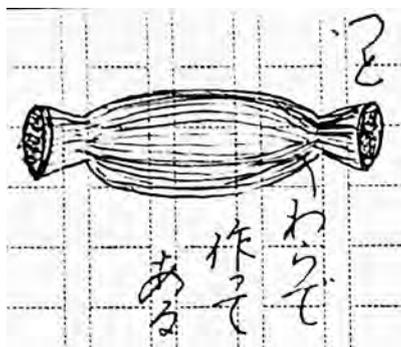
各漁船はたくさんの旗をかざして参詣にまいります。岩手県の市町村からも人が集まります。

お崎様の名物は「はじき猿」「風車 (べんけいに刺して売っています)」、青や赤に彩色した「舟」などで、それを売る店が立ちます。(図6)

日高見神社より古館へ、白酒、黒酒を瓶に詰め、お守札と餅をツトに入れたもの、あわびの串差し二つ、根魚^{注33)} を焼いて串に差したものを使いの

人が持って来ます。餅と酒は正月六日に私宅で上げたもので作ったものです。(図7)

お神樂がこの日神社であります。伝説によると、夜中に神様たちが太鼓をたたくのが聞こえるとのことです。



正月十六日

地福寺まいり

「正月は地獄の釜のふたも開く めでたくもあり めでたくもなし」と云う古い歌がありますが、この日は地福寺の山門のわきに店が立ち、玩具、菓子、風船などを売り賑わいます。お人は老いも若きも、箆笥の底にしまってある着物を着て、おばあさんは孫の手を引いてお墓参りに出かけます。

お寺から「カーカンジョウ (勸請)」^{注34)} と云う付木に字を書いたものをお金を出して受けます。これは仏教の供養で、お正月に受けたカーカンジョウは春の彼岸に海へ流すのです。この日はお寺のかき入れ時であり、村にはお寺が二軒ですが相当の収入があります。(図8)

また、この日は家の門の所に大きな字で「藪入りに付き 本日は来客御断申上げ候」と書き、平素働いている女中などをお寺参りにやります。

正月十七日

御観音様供養

私宅ではいたしません、観音像または観音様の掛物を持っている家では良くこの行事をいたします。

おばあさん達が集まったり、親しい人達を呼んだり、御馳走を作ったりして観音様の供養をします。「上げほかい」をすると云います。「上げ」は神様への供養、「ほかい」^(ママ) ^{注35)} は穀物、米などを



図6 はじき猿 (鈴木伸太郎氏提供)



図7 御崎神社より古館へお神酒上げの品々 (鈴木伸太郎氏提供)



図8 正月の「カーカンジョウ」(2017年1月 佐藤未希撮影)

入れるもので、それから出た言葉です。二升ほかい、三升ほかいと云います。(図9)

大網^{てん}停や入り 正月十八日頃

昭和二十年、終戦の年までは大網をたてました。藩政時代より一年も休まず網をたててきました。資材の関係で昭和二十一年より休みましたが、漁業権のある関係で再新だけはして来ました。



図9 ほかい（鈴木伸太郎氏提供）



図10 お十八夜の餅（2016年2月 中村只吾撮影）

正月十八日 お膳を上げる

御十八夜様（図10）

この日主婦は朝より夕べまで一日御精進をいたします。

お供え（餅）を月の数だけ（普通の年は十二個、うる年は十三個）供えます。

夜お月様が出たらお光りを受けて餅を供えて拝みます。「お十八夜は死人を枕にしても拝め」などと云って必ず祝う事になっています。食事は御精神進でお雑煮にもだしを入れずに、お餅、お酒で祝います。



お十八夜の日に怒ったりすると必ず良いことは無い、漁にもかかわると一日中静かにすることになっています。縁起をかつぐのです。「正月は水も鳴らすな」と昔から年寄りが口ぐせに云っており、みんな子供のはてまで、そう思って云い伝えられているのです。

正月十九日 お膳を上げない

正月二十日 お膳を上げる

二十日のやいと
まゆ玉をおろし、ま

ゆ玉につけた「かきだれ」（魚、鯛、俵の形を紙で切ったもの）を縄なっておきます^{注36}。

この縄に火をつけて「どこも痛いところの無いようにへ」と、家族全員の体をこすります。居ない人は着物をこすり、最後は海に流します。おまじないです。

まゆ玉がゆ

朝食にまゆ玉がゆを食べます。

おろしたまゆ玉の餅、小豆、米をおかゆにして塩味をつけます。神様にも上げます。

正月二十一日～二十四日

普通で別にになにもありません。

この間に年始客もあつたりします。

正月二十五日

古館家春祈祷

古代より必ず守っている御祭です。

早朝にお天神様のお鏡^{注37}を出します。男の人はお社の掃除をし、主婦は身を清め、お別火をたきます。「お別火」とは特に七輪に火を起こし、神様に供える御飯、汁^{注38}、湯を用意するのです。

お十八夜に供えた餅をおろして、それをお雑煮にして主人、男の子だけが食べます。女の人は絶対に食べません。

天神様へ根魚二本、人参二本、大根二本、ごぼう二本、りんご五、みかん〔五〕などを供えます。ご飯は小さい高杯^{たかつき}に盛り、御酒、塩、御洗米を上げます。

これを全部天神様が祀ってあるお山に持って上

り、御社で御祈祷し、また下りて来て二階にお鏡をおかざりしてその前で御祈祷します。天神様に上る道には二ヶ所にのぼり旗が立ちます。早馬神社（良巖院）神主をお頼みして御祈祷していただきます。厄年の人は難を逃れるためにお守りを書いていただくのです。一年中の御祈祷です。初穂料は五円位（昔は二円位）です。

夜はお酒、魚をつけて家族、従業員にも御馳走します。

永いことですから家、または船などに何か不吉なことのある場合など「神の暗示を与えられる」と云うようなことがあります。全く不思議に思うことがあります。

何十年も前のことですが、船が遭難して人が亡くなったことがありました。

正月春祈祷に山へお供物を持って上がるときに御神酒、御飯がどうしたはずみか引っくり返り、気にしていたら七月に遭難しました。

正月二十八日

御不動様祭典（目の神様）

部落で寄附を募り、みんなで長濱^{●●}注39)（別当）に集まり、鮪立部落で大漁祈願をします。

二月一日 お膳（餅三種）上げる

小松、小正月

玄関の柱（入口の両わき）に、つたうるしと杉の葉をかざります。

「正月はまたも来たかや うるし[(うれし)]の木」と云って祝います。正月のめでたいことを二月にもゆずる、と云う意味です。

餅をついて祝い、従業員は休日です。

安波山の祭典（浦まつり）

満艦飾をした船が浦の中をまわります。「トーマイ」（くじ引き）に当たった船は御召船で、その船に神主さんが乗り太鼓をたたいて御祈祷します。この船には漁業家の主人達も乗ります。

年によっては若い娘や子供達の踊りなども出て賑やかです。お花は二百円、五百円と大変気を張ります。

まりつき歌

「安波様より ばば様いらい

錢この無い時あ もらてもいらい」

昔から気仙沼、唐桑地方で歌われ、子供達が良く口にするはやり歌のようなものです。まりをつくときにも歌ったものです。

二月九日

だらひき^{注40)}

昔は頭の上に「たわらばし」^{注41)}をのせ、その上に「馬ふん」をのせます。

そうするとクサ^{注42)}、カサ^{注43)}、吹出物が出ないと云うまじないですが、今はしません。

二月中旬頃

春彼岸

彼岸の日中には親戚^{注44)}の人、出入りの人、昔使った人などが御佛様を拝みに来ます。

お彼岸の一週間は他家では自分の家々で佛の供養をし、中日などは休みの日として農業も休みます。私宅は特別で、来客には一日中御膳を据えて御馳走するので忙しいのです。

彼岸最後の日にはおだんごを作り、これに正月十六日にお寺より受けた「カーカンジョウ」を添えて海に流すのです。

その時にお線香をともして「お盆には又おんなはれせや（お出でなさい）」と云って流します。

お墓参りにもまいらりますが、一人では行かないことになっています。

彼岸前後の種蒔き

馬鈴薯、春大根、春菜などを蒔く。

玉ねぎ床を作る、ねぎ苗を植える。

三月二日

宵節句

この頃になるといろいろの花が美しい。

縁側に

下駄っかけて 花見かな

ふき子

二日の夜に祝うのを宵節句と云います。

小豆餅^{注45)}、雑煮、ごま餅、お酒で祝います。神様のお膳は餅、御酒、よもぎを上げます。また、御祖先様へ供える意味で、この日お寺へ菱餅を二個持っていきます。

三宝に白餅、よもぎ餅を菱形に切ったものを二つ重ね、桃の花が無いので梅の花を添え「お出かけ」と云います。

二日より三日にかけては「磯まわり」に行くことを大変嫌います。「磯まわり」とは海岸へ行って海草や貝類を獲ることですが、この日は普段より潮がのびるので波にさらわれやすく、迷信的ですが海岸へは行きません。

三月三日

節句礼

桃の節句ですから女が来るようなものですが、実はそうではないのです。

親類、出入りの男の人達が、羽織、袴をつけて早朝より節句礼に来ます。お酒、肴の用意をしてもてなします。

従業員は休日です。

蔵の中には古代の金時絵のひな道具がありますが、おひな様を飾らない家例になっています。理由はわかりません。

おそらく昔はおひな様を飾ったものと思われまます。それは幼少の頃に蔵へ行ったときおひな様があり、実に神々しく良い人形だったと今でも憶えています。青白い顔、水色、茶色などの古代布のちりめんの着物を着ていましたが、ボロボロになっており、惜しいことに鼻が鼠にかじられていました。

節句蒔き

人参、ごぼうの種を蒔く。

三月中旬になると毎年つばめが来て家の軒下に巣を作ります。必ず忘れずに来ますが、巣を作らない年は悪いとされています。

縁起の鳥と云っています。

忘れずに

古巣にかえる つばめかな

ふき子

三月十六日

農づら様^{注46)}

家によってはぼたん餅を作るところもありますが、大抵はおまんじゅうです。

朝三時に起きてきてみんなでこしらえます。

従業員は休みですが、ことに農業の方のお休みとて畑には入りません。

田舎のことですので家で作ったものを他家にまわしたり、他からおはぎを頂いたりして大変親しいものです。

普段いそがしく働いて、農づら様に休み、おだんごを食べてのんびりするのです。農夫の楽しみでもあり豊年の前祝でもあります。

この日は米の粉に小豆の入ったおまんじゅうを、大きな重箱に十六個入れて、お年神様の下に供えます。十六団子^{だんし}と云います。

三月二十四日

地福寺春祈願

三月の二十日頃に檀家（私宅も）に地福寺より使いが来ます。大般若の日の相談をするためです^{注47)}。

大般若の二十四日は隣接町村より和尚さんがたが十四、五人見えられます。

やぐらのようなものを組んで、ぐるぐるまわりながら豊漁、豊年、悪魔除けの祈祷をします。村人は老人、子供も出かけ、境内には店が立って賑やかです。

この日佛様の供養のために「おせがきとうば」^{注48)}を書きお墓にさして来ます。お寺のかき入れ時と云えるでしょう。

地福寺境内にある「魚らん観音」へも参詣者があり豊漁を祈ります。

夕方、大般若祭に上げたお団子や落雁、果物などを少し、お寺の小僧さんが御祈祷お守りと一緒に私宅へ持って来ます。これを皆で少しずつ分けて食べます。そうすると悪い病気にかからない、長生きするとも云われています。

昔は、お寺まいの帰りの子供が「大般若はらへったへへ」などと大きな声で騒いだりして、天真らんまんでした。

船々より初漁など珍しい魚をお寺に持って行くと、方丈様は大変喜ばれて、お守りと御祝儀百円を下さいます。檀家でもありますが、お寺と私宅は特別の関係にあります。何ごとにも相談があります。地福寺は能登の永平寺とも親しい関係にあります。

余談になりますが、船が入ると魚をお寺へ持って行きます。御祖先様へ供えるもの含みますが、観音様に上げるのです。

漁がちっとも無い時は、夜でもお寺の客殿へ行って、木魚をたたき棒を持って来て船に積みませす。そうすると漁があると申します。二、三航海して漁も順調になりますと、その棒にお礼金を添えてお返しします。

お寺ではわかっていてもそっとしています。船の人は昔から良くやっているそうです。

四月初旬

鯉船 三崎^{注49)} 方面へ出航

鯉船、目抜船、なわ船^{注50)} などいろいろの船が出航しますが、中でも鯉船の習慣は封建的なものであり、藩政時代よりの習慣が残っております。

鯉船は船中と云って、いわば一軒の家族のようなものであり、おじいさんあり、おばあさんあり、父、母、子供、孫ありと云うように、それぞれ受け持ちと序列があります。

おじいさんは若い者のおさえ、控え（調停役）であり、若い者だけでは大勢の間では遠慮と云うものが無く、とても生活して行くことは困難です。

食事をするにも、礼儀にも規律があります。「かしぎ」（船の炊事をする人）は最年少の若者であり、船の幹部に食事の膳を上げ下ろしをし、絶対服従です。

船頭の型にはめる、と云うぐらい全てに於いて、船頭の方針通りに守るのです。

船頭は当たり金の二ヒロ^{注51)}、水夫は一ヒロで、当たり金は今年船に乗った十八才の水夫も十五才の水夫も同じです。

経費は全部旦那持ち（船主が出す）です。

船頭（漁労長）、船長（船頭の女房役）、機関長（三、四人の助手がいる）、無電長^{注52)}（助手がいる）、この人達は普通の水夫とは違い幹部です。幹部には一番口（表幹部）、二番口、三番口などとそれぞれの階級があります。

船の「表」とはへさきの方で、表おやじ（総取締役）、表の若い者などが居ります。これに対し「とも」は船の後方を指し、とも（年寄り）が居ります。

また、表船頭には何ごとも長^たけている人を選びます。

「おやじ」は年寄りです。これはぢいさん格の人が当たり、いろいろと相談相手になります。船の中の調停役をつとめますので年配の人です。

船の掃除は大変きれいです。皆で心を合わせねば漁は出来ません。党派を作ると漁にかかわると思いますので気を付けます。

お日待^{ひまち注53)}

鯉船の出船前日は「お日待」と云う祝事をします。

船頭宅でやりますが、女の人は一切手をつけません。

男の人でも別火を炊く人、炊事にたずさわる人は十七、八才の水夫で未婚者で、結婚した人は炊事場に入れません。

唐桑の各神社に参詣する人は、お日待の炊事にたずさわった者十人位です。

参詣がすむと六十五人～七十人位の鯉船の乗組員が集まってお膳にすわり、お酒、肴で祝事が始まります。これを「日あがり」^{注54)}と申します。

産^{さん}ピ、死^{しに}ピ、と云ってお産は一番に漁事の忌めるものであり、お日待の座敷を女の人が通るのを一番に嫌います。人が死んで七日過ぎぬうちは船に出入りできません。

お船主様が女である由、出船すると日高見神社へ船を着けて護摩をたき、龍神様を祀る歌津のお寺へ詣で祈祷して頂きます。

金華山、お塩釜様^{注55)}のお礼を受け、一泊して三崎へまわるのです。

唐桑には百六十五～百七十トン位の鉄船が

十二、三隻あり、乗組員は五十～七十人位です。出航の際は小豆を五升位積みます。小豆の数位漁をするようにと云う意味の縁起と、難を除ける意味をも含むと云うことです。

鯉船「^{しびたつ}鮪立」はどの水夫が結婚しても、結婚後はじめて船に乗る時は必ずお神酒を船に持って行きます。お船主は女の神様で、それをしないと焼きもちをやく（漁がない）と縁起をかつぎ、迷信ですが必ず守っています。

鯉船は旧四月より九月下旬までの期間漁をしますが、全部の水揚げのうち船主は七分二厘の分け分で、船頭は普通の水夫の二倍もらいます。

思ったより漁が多いと木綿または銘仙のカンバンを着ます。全部そろった柄のもので、それを着て神社へ参詣します。

和船時代は三丁格子の魚や鶴亀を染めたカンバンを着ましたが、最近はまだ復活しておりません。余り遠くなく昔風に印付きのものを着る時が来るのではないかと思います。（かんばんを作る所は千葉県御宿町で、紙型があり、それを見て選び注文するのです。）黒地に赤、青、黄色、白などでとても美しく見本は今もとってあります。（図11）



図11 昭和11年正月注文「カンバン」の原画（2017年1月 佐藤未希撮影）

明治四十二年の鮪大漁の時のもの、鯛などを書いて染めたものなど当時を偲ぶものがあります。カンバン代は船主持ちで、五百円也かかってもそれは船主が水夫をねぎらう意味なのです。

大昔、和舟時代には鯉を釣るときは、みのを着て編笠をかぶり、ムシロの帆をかがげて釣ったものだと云われます。

明治時代は夏は袖なしの「うでぬき」^{注56)}を着て、網を引くときは海のモク^{注57)}で作った「モク袴」を使用しました。

冬はもも引きに木綿を三、四枚重ね刺しぬいた「ズブ」^{注58)}と云うのを着ました。ズブは風を通さないのでも使われます。ズブ肌子^{注59)}に「ドン天」と云う綿を入れた腰きりのものを着ます。漁のときは漁師は長いものをきります。履物は「ユツケ」^{注60)}、足袋は外縫い足袋、あわび足袋^{注61)}を用います。

四月中旬

きゅうり、あわ、きび、唐もろこし、芋の子などを蒔きます。

四月十四日

八雲神社祭典

越路部落では天王様^{注62)}の日は八雲神社の祭典が催されます。

八雲神社は越路部落にあり、高台にて景色の良い所です。「おみなだ」と云ってお煮メや美味しい御馳走を作って拝みに来ます。

また、船頭や船員や船を持っている人などは、お酒、お菓子、お煮メなどを持って、神様のところでお酒盛りをします。

大漁、豊年、悪魔除けを祈祷し参詣します。八雲神社と早馬神社の神主は同じです。

十四日夜より十五日にかけて参拝客が遠くより来ます。道々店が立ち、あめ、菓子、おもちゃなどを売ります。

年寄り達の楽しみの日でもあり、孫の手を引き出かけます。

幼い日の思い出をたどれば――

前代良巖院神主梶原松正雄氏は仲々歴史の話が

上手で、また昔のことを深く研究した人でした。天王様の日は一日中お社（八雲神社）に居て、拜みに来る人達に歴史の話を聞かせました。大変に興味深く、数多くの人が聞いたものですが、今は亡くなりました。

四月二十八日

他所の家では旧暦の五月に入らぬうちに鯉のぼりを立てます。

私宅では昔から（いつの頃からはわかりませんが）鯉のぼりは立てません。おそらく漁業をしていたので、鯉は真水に住む魚と云うことで立てなかったのだらうと思いますが、はっきりしません。

以前、代替わりだからと云って亡孫祖母が鯉のぼりを買って来て立てたら、鯉のぼりの腹が裂け、竹が倒れ、部屋の瓦が割れました。そして病人が二人も三人も出てひどい目に遭いました。

やはり昔からしないことは止めた方が良くとて以後はやめました。

旧四月中にきめることも^{注63)}

旧暦五月は神月で祝事には使いません。

例えば婚礼とか、家の普請、出産祝いなどがあつた場合は「ごぶさたしていたから、旧五月にならないうちにお喜びをしまわらなければ」と申します。

また、遠くの神様などに病気のときに願掛けをしていたとすると、お礼参りも旧四月中にいたします。女中、雇い人を頼むのも五月にならぬうちに、良い日を見て連れて来るようにします。

旧四月中に蔵から蚊帳を出し、日の良い日に吊り始めをしておきます。

「か」のついた日、例えば四^か日、八、二十^か日に出すようにします。

「五月^{せり}芹を食べるものではない」とされており、旧五月に入ると芹を食べません。

五月五日

端午の節句

他家ではのぼり旗（神功皇后三韓征伐の図）、



図 12 端午の節句（鈴木伸太郎氏提供）

鯉のぼりを立て、お人形を飾る家もありますが、私宅では鯉のぼり、武者人形は飾らず、三宝に柏餅を七個^{注64)}、菖蒲を水引で結わえたものを供えます。生花はあやめの花、掛物は鍾馗様を掛けます。（図 12）

ごぼうの葉餅^{注65)}を作ります。ごぼうの葉は唐桑には少なく、気仙沼から買いますが、不老長寿の葉と云われています。

五月初旬

お茶づくり

お茶の木はいつ頃植えたかははっきりしませんが、私共のひい祖父の代と思います。

大正七年に亡くなった私共の祖母に当たる人の話では、もとはお茶の葉を買って製造したのだそうです。その葉は毎年お茶を売るお婆さんが遠くから持って来ていたようです。ある時、祖父がお茶売りお婆さんといさかいをして「お前のような者のお茶を今年かぎり買わない！」と云って、家の前の天神山中腹の日当りの良い所にお茶の実を植えたと云うことです。

今は人の背丈よりも大きくなり、毎年旧暦五月初旬にはお茶を摘みます。端午の節句の前の方も後の時もあります。

お茶こしらえには親類のお婆さんのほか毎年来る人は決まっています。その中に他人ですが全て勝手のわかった「お茶こしらえの棟梁」のような人で、仕上げをする人が一人います。この人は「私の丈夫なうちは古館様にお茶こしらえに参ります」と何拾年と来ています。五十年以上来ている人も一人います。

十二、三人で二つのじょたん^{注66)}(火を起こし
わら灰[炭]を入れた、土と竹で作ったもの)の
上に、大きなお茶を広げる箱のようなものを置き、
ふかしたお茶をもんで、自然に乾かすのです。葉
を摘む人、こしらえ方と別れて一週間か[一拾日
位]かかります。

こしらえる人達は毎日朝食後に来て夕方まで仕
事をしますので、朝食を給します。十時にたばこ、
お昼、午後のおやつを出します。

茶園は五ヶ所で天神山、隠居家敷、大久保尻、
中島、家前にあります。

私も家族の者もお茶摘み、作り方は余り詳しくな
く、他の人が上手です。

出来上がったら目方をかけます。生茶で何貫、
出来上がりで何貫と帳簿に書きます。

お茶こしらえに来た人へのお礼は、お茶一斤の
他に日数によってお金も払います。仕上げをする
おばあさんへは夏までに適当なる布地を与えま
す。昔は単衣物地一反でした。

出来上がったお茶をみんなにまわしてお味を見
せます。東京や仙台の知人、兄弟姉妹にも送って
故郷のなつかしい香りをかがせて、今は亡き父母
を偲ばせるのです。

お茶は「松のみどり(上)」、「ときわぎ(上)」、
「たかのつめ(小さい芽のお茶で味は一番良い)」、
「粉茶」と区別します。

これらは昔からあるしがらき焼のかめ二個(五
升入、一斗入)に入れて保存します。あい染付
切込焼きりごめやきのふたつきのかめ(一升入)、茶箱、ブリ
キ缶などにも入れます。

曾祖父鈴木勘右門(曾祖母みさを)は遺言に「親
類と縄端はすてるべからず」と云って亡くなった
そうです。先祖のお陰で家族が一年中おいしいお
茶を頂けるのを有り難いと日々感謝しております。

この頃になると庭のつつじが美しく、みどりの
木々の間から赤い花が見えます。

今頃の野や山々の青いことを「青だわら」と云
います。

猫の手も ほしき頃なり 青若葉どき

ふき子

五月中旬

天神網(北海道式)

自家の鯉船に鯉のえさとなる鰯を支給するた
めの建網です。

嘉永年間の建網は縄網でした。今は資材の綿糸
が少ない関係で、アミランと云うナイロンのよう
な網を使用しています。昭和十八年頃はマニラ麻、
綿糸、マホーラン^{注67)}を使用していました。

水夫は十五人位、三度の食事の用意をする「か
しき」は十七、八の若者が一人です。これもまた
封建的な風習で、上下のならいはきちんとしたも
のです。朝おこし(五時頃)、昼おこし(十二時)、
晩おこし(五時)と決まっています。

鯉のえさとなる鰯は、一航海の鯉船に一八〇バ
ケツ(一バケツ一六〇〇円～一八〇〇円)積みま
す。

網を起こし始めて一ヶ月～一ヶ月半たつと「お
ひまち
日待」と云うことをします。いわば御神酒上げで、
皆で大漁の前祝いをします。大謀は大漁歌い込み
を歌います。歌い終わると御神酒、枡に米を持っ
て来て米をまきます。そしてお酒盛りをします。

船主をお客様として呼び、お膳、御馳走を船主
によこします。船主はお酒一升をお祝いに使いま
す。

大網水夫の泊まる所を「停や」と云います。ま
た、大謀と云うのは追網^{注68)}の一番の頭で、年齢
は五十二才です。大謀になる人は何事もわきま
えた経験のある人、人望のある人です。

鰯が獲れて、家の鯉船以外に他船に売り上げた
時は、その代金に御神酒を添えて神様に供え拝
みます。

現在、鰯はたじかみ漁場^{注69)}(唐桑村)で獲り
ます。

大漁の 船歌涼し 浦扇邸

ふき子

浦扇は禎治^{注70)}の雅号、古館家の屋敷で扇形を
している。

うたいあげ
大漁歌

(言葉は短いが節まわしは長い)

- 一、お祝に しばれば
おち穂の 松ぼそよめく
- 二、そよめく けにやどほり
初穂で 八石枡とる
- 三、あさの出航 花が咲きそろろう
入船みやれ 寶がなる
- 四、お船主様は 大漁なさる
家では お恵比須喜ぶ
- 五、此の里は 名所の里だ
野菊 [の] 花は 二度咲く
- 六、日出度いは 三日出度いは
重なる
- 七、港入りは 白金黄金
ろかいの拍子で 押し込む
- 八、このお酒は 加賀の菊酒
どの手を出して いただく
- 九、ゆるゆる おひかえなされ
土佐から 船の着くまで
- 十、おらが旦那様 目出度いお人で
黄金のなる木を 植えておく

これはお正月の十五日も入船までに歌います。だんだんに昔の歌を知っている人が年老いてしまうので、レコードに吹き込んでおく必要があると思います。

この歌は縁起の良い歌です。

大網大謀(天神網) 鈴木松三郎(古館の分家)が大漁の時やお日待の時に歌う歌で、和舟時代はろかいの調子に合わせて歌いました。

大網人何だれ おおあみど ホーラホー

米食い虫だよ ホーラホー

ギーッ ギーッ (ろかいの音)

五月下旬

大豆、小豆の種蒔き

小豆は一反八畝(三畝は一升蒔き)、種は一斗。大豆は二反二畝、二石三斗位の収穫があります。豆入と云って、麦を刈り取る前に麦畑に入れます。

五月下旬

麦刈り、麦打ち

麦ぶちは親類の人も手伝いに来ます。

最近では電気モーターで早くきまりますから、昔のように何日も何日もかかりません。

私が憶えているのは、竹で作った「ふるいつ」^{注71)}と云うもので、大勢が輪になって麦ぶち歌を歌いながらぶったものです。そして「おさ」^{注72)}でバタバタはたき、「あお」^{注73)}でおしたものです。

麦ぶちには甘酒を桶に入れて、のどがかわいたら飲みます。

麦ぶち歌は「さいどこ節」^{注74)}で、おもしろい節まわしで、声をそろえて歌います。

気仙坂 七坂 八坂 九坂

十坂目にゃ かんなをかけて 平めた

五月下旬

大根蒔き

しけり模様の時に蒔くのが良いので、天候を気にして蒔きます。

栗、ひえも昔は蒔きましたが、今は作りません。

六月下旬

旧六月下旬頃になると鰹船が南方より廻って来ます。これまで南方(三崎)で五航海くらい乗っています。航海は一航海が一週間から十日位の日数で、余り日数が長いのは漁のない証拠です。

六月十四日(天王さまと云ふ)

八雲神社祭典

神社の前の道に夜店が立ち賑やかです。

六月十五日

日高見神社(御崎)祭典

日高見神社より私宅に使いが来て、この日は主人または代人が必ず参詣することになっています。

大漁祈願をし、船々がお守りを受けます。

六月十五日は村で一番楽しみな祭典だと村人は思っているようです。若い人達は一張羅の着物を着て出かけます。日高見神社の境内には店が立って賑わいます。

崎浜部落では参道を通る人にとりころ天のご馳走

をします。ところ天は荒磯で獲れる天草をさらして製したもので、夏の涼しい一番のご馳走です。

他家に嫁いだ娘などが参詣によこされたりすると喜んで迎え、甘酒を作ったり、昆布入りのお煮メを炊き、赤飯をふかしたりしてもてなします。和気あいあいたるものです。

村の人達は素朴で、まだ汽車を見たことも、都会の土をふんだこともない人達も居りますが、実に昔風の習慣のみを守り続けております。言葉は昔からの言葉です。人情は実に厚く、人のつき合いも親しみがあります。

六月中にきめることども

七月は佛月ですので、温泉へ行くにも、祝いごとをするのも六月中にします。

祝いごと、病氣見舞いなどの義理すべては、旧の七月の来ないうちにきめなければなりません。女中、雇い人を頼むしても七月を嫌います。家の引越しとか、家を新築した時は、不完全でも六月中に引越して居て家財道具を整えます。道具類を求めるにも、注文するにも七月には買いません。縫い物などを頼んだ時は、六月中にお礼をしてきめるなどします。

家族にお産をする人があれば、六月中にお産守りを書いてもらいます。

六月ばやし

旧六月中ならいつでも良く、女の人が二人で巫女のところへ行き、佛様をおろします。佛様はいろいろと教事をします。霊を慰める意味で行なわれます。

七月

佛月です。長く心掛けていた墓石を建てるとか、佛具を買うとか、そのようなことに七月は使えません。

新しい佛様のある家では、佛様の上げほかい(供)を良くします。

七月六日

お墓掃除

使用人五人位で、早朝お墓に行き掃除をします。

七月七日

井戸替え^{注75)}

七日の早朝に地内にある五つの井戸のうち、一つなり二つなりします。家の前南東にあるのが一番古いと聞いております。

お茶立て^{注76)} 旧暦七月七日

私宅ではやりませんが、他家ではお団子を作り佛様に供えます。そして新しい佛様がある家へ皆が拝みにいきます。

私宅ではしないことに祖父勘右衛門がきめた由で、あまり用を多くしない為のようです。お団子も上げませんし、新しい佛様があるとしても、他家では来ないことになっています。

七月十二日

お盆、お佛様むかえ

七月十二日の夜から十三日の夕方まで、気仙沼の盆町がたちます。

お佛様むかえと云って、この日は気仙沼へ行き大きなザルを一つ求め、佛様へお供えるもの(お棚もの)を買いそれに入れます。

お棚ものは、はしばみ、ほうずき、山ぶどう、その他細かいもので、山にある草のようなもの、青と赤のお柵まんじゅう、菓子、果物、野菜、花一式、蓮の葉、柳のつる(杖)、佛様のお膳、お団子をのせるもの、ござ一枚、これらのものは全て七月の盆町で求めます。

ござは佛様の前に敷くので毎年一枚買います。

盆町で買ったものを積んで船が町から帰って来ると「佛様がおんなすった〜」と云って迎えます。お佛様むかえには家族が二人行きます。十二日に行けない時は十三日に行きます。佛様に御膳を上げる。

夜は縁側に盆提灯をつけます。

七月十四日 神佛様のお膳は精進料理

お日長^{ひなが}

佛様にお日長と云う小麦粉をのして菱形に切ったハット^{注77)}を作り、黄粉をつけたものを上げます。[十一日] 十四、十五日の二日間、お日長(又

はせなかばつとも云う)を上げます。

佛様はお日長がないと「一日暮らせない」「あっちへ帰れない」と云って、これはお土産なのだそうです。佛様の一番好きなものだと云うことです。

盆礼(男)(女)

朝食すぎより親類、出入りの人達などが、袴を付けて盆礼に来ます。いらした方にお精進料理を出します。

午前八時頃に地福寺の方丈様が来られてお経を上げます。例年お寺の方から来て下さるのです。お金を心待ち(二百円位)包みます。方丈さんのところ天とか冷麦、又はお精進料理を出します。

十四日にお墓参りをきめます。お焼香をきめないとお魚を食べることは出来ません。

勘右衛門⁷⁸⁾以降の墓は宿部落にあります。旧墓は家の天神山の手前にあり「元禄以降」天明、寛政、文政、享保などの年号で、墓はこけむしています。使用人、忠僕の墓は別に海辺にあります。

従業員は十四日から十六日まで休みます。

七月十五日

盆礼(女)

親類をはじめ男の人も来ますが、主に女の人が多いようです。親しい人、もと使用人などが、佛様へ線香、菓子、果物、うどん、お金など、心のこもったものを上げて拝んで行きます。精進料理のお膳を出します。

他家ではお盆休みでゆっくり休みますが、私宅では盆、正月はかえっていそがしいのです。朝より夕べまで立ち通しです。

もと長く居た女中などは、まだ嫁にならない人達が盆礼に来るとお手伝いしてもらって、現在いる女中を家に泊まりにやります。

女中は月給でなく夏冬しきせ⁷⁹⁾ですから、今年に作った着物に赤い帯をしめて、いそいそと家へ帰ります。

七月十六日

盆舟流し

この日はお佛様の御立ちで、朝食すぎに盆舟の

中に、十四、十五日にお佛様に上げた御飯、御馳走を全部蓮の葉に包み、果物、菓子、お日長なども入れて昆布でしばります。佛様に供えた花も添えます。

送り団子⁸⁰⁾を二十個こしらえ、春の彼岸に受けたカーカンジョーを添えて盆舟を流します。家族、子供達と海岸に行き、お線香をともして「秋のお彼岸には又おんなはれせや(お出で下さい)」と云って海へ流します。

盆舟は小麦の殻で作ります。舵や帆柱もつけます。帆柱は美濃紙に南無阿弥陀佛と書き、柳の杖をつけます。これは毎年網の大謀が作ることにまっています。

お寺へお盆礼に行きカーカンジョーを受けます(三〇円～五〇円)⁸¹⁾。

また、女中などをお寺へ遊びに出します。若い娘達は柄の良い新しいゆかた、晴着を着て出かけます。

七月十七日

観音様供養

お正月に観音様の供養をした家ではたぶんすると思います。

「いれこ休み」と云い、おばあさん達は思い思いのご馳走を持ち合い、楽しく語り合っただけを過ごします。「お茶こ飲み」などとも云います。私宅にも観音様の掛物はありますが、この日は出しません。

他の家と違って忙しいせいもあります。

七月二十日 お膳を上げる

廿日盆

お団子は上げませんが御精進です。

お盆に来られなかった人が拜みに来ることもあります。

七月三十日

「らっそく」と云って、茅にコールタールを塗ったようなものに火をつけて、夜に皆が足を出して「痛いところの無いように、毒虫蛇蚊に食われないように」と云いながら、火の消えるまであぶります。おまじないです。

みそか盆、送り盆

お佛様の霊を慰めるため、旧盆中は夜に盆提灯をつけます（稲丸印^{注82} つきの盆提灯）。

七月三十一日

「明日から八月になるから、お悔やみを使っていない所へ拜みに行って来て目ま苦しい」と云います。佛様に関する事は七月中に致します。

さんま網の解禁

漁期の始まりです。

水夫二十五人位が船に乗り、さんまを獲ります。漁場は北は北海道、南は千葉県沖です。

八月一日（八朔^{ほっさく}のついたち）

二百十日^{注83}

旧の八月一日頃が二百十日になります。お祝いをし、小豆ご飯を炊きます。畑に入ること出来ませんので、皆は農業を一日休みます。一日は畑に入らない。

八月初旬



図13 お明月様（鈴木伸太郎氏提供）

大根、ほうれん草の種を蒔きます。

八月十四日

八幡様宵祭り

八幡神社祈願のお果たしで、夜店が立ちます。

八月十五日

八幡様祭典

「ほうえん神楽」^{注84}があります。

思わぬ大漁をした船は、水夫達がお揃いのかんばんを着てお参りをします。

従業員は休日です。

お明月様 お膳上げる

夜になり月が出たら、通りや家の入口（勝手口）に白を置き^{注85}、その上に箕を置いて、ろうそくをつけ、しばらくお光りを見ます。（図13）

りんご、梨、栗、さつまいも、枝豆、小豆などを神様に供え、主婦が拜みます。

神様に上げたものは女の人は食べられません。主人、従業員が食べます。

此の夜のお明月様が冴えていれば米、麦、作物が良いと云うことです。

お八幡様を拜みに、夜女中達にも小使いを持たせてやります。

八月中にきめることども

九月は神月ですので何事にも使いません。八月中に結納のとり交し、結婚、家移りなどをきめません。

八月は天候が良いので、椿の実をもいで干しておきます。

九月九日（旧暦九月九日）

菊の節句

この日は休みませんが、夜に菊酒、肴でお祝いを致します。

いそがしいためにうっかりして忘れ、九日の夜にお祝いをしなかったり、遅れて十日にお祝いをすることを「十日の菊だ」と云います。

九月十八日

お十八夜様

この日、主婦は身を清め、一日精進します。

夜、お供え^{注86)}を十二個(うるう年は十三個)お盆にのせて、お光りを受つけて拝みます。

九月十九日

早馬神社祭典

私宅は早馬神社の総代で、祭典の前に相談があります。

祭典は昔風で、神主は馬に乗り、おみこしが下ります。お供の人々は毛槍とか旗を持ち、太鼓を鳴らして行列を作って歩きます。境内には店が立って大変賑やかです。

主婦は薄暗いうちに起床し別火をたきます。身を清めて(水ごりをとる)神様に供える御飯を炊き、汁^{注87)}、お湯を沸かします。

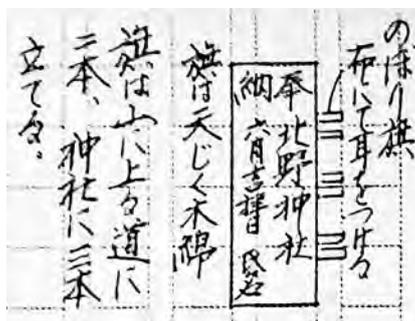
お十八夜さまに上げたお供えを下ろして、これをお雑煮の中に入れます。これを食べるのは主人、あるいは男の子に限られ、女の人には食べられません。

九月二十五日

古館家氏神様^{注88)}、北野神社祭典

天神様のお鏡を出す日です。

親類十六軒の人を呼んで、お膳を据えて御馳走します。神主をお願いして御祈祷してもらいます。お山に上って拝み、また家で拝みます^{注88)}。年に



よってはお神楽をあげることもあります。夜は従業員にも酒、肴にて御馳走します。

天神様のお鏡は、昔、分家〔大久保尻〕のおじいさんが天神社の側の山の麓を掘っていた時に、鍬の先にカチリと当たったものが御鏡である

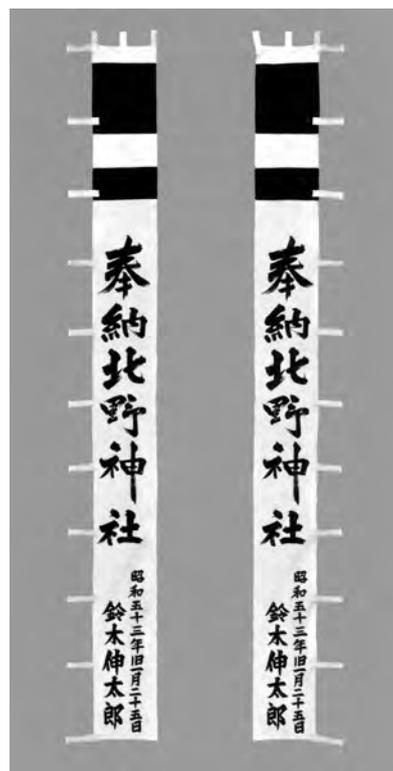


図14 北野神社奉納のぼり旗(鈴木伸太郎氏提供)

と云われ、発見後百年位たっているそうです。

仙台図書館にある文献に「桜梅につゝみの鏡」と出ていると聞いております(日高見神社主の話に依る)。お鏡を掘った鍬は神棚の奥にしまっている。

分家について

親類は十六軒ありますが、そのうち血統のあるのは十四軒で、あとは使用人の忠僕を分家にしたものです。

そのうち一別家(一番先に分家になった家)に「おしら様」を与えました。

「おしら様」は本家にあったのですが、家の人が鳥獣を食べると口を曲げたり、病人を出したりするので、呆れて分家にやったそうです。現在も祠を立てて祀ってあります。

「おしら様、おしら様」と云って、くさ、かさを治す神様とされています。

おしら様は唐桑に沢山ある由、毎年赤い布を三枚ずつ加えてゆくとか聞いております。

さくぼう^{注90)}

一日、十五日、二十八日の月に3日、親類の男女が礼に来ます。

御祖先を忘れないため、本家に感謝を表すため、本家、分家の親しみが遠く、薄くならないように、一ヶ月のうち三日を決めて話をするのです。

これは十四代鈴木勘右衛門の頃より続いております。藩政時代よりのことと思われまます。

稲刈（さんこくつみ） 大谷、唐桑、松岩、階上

終戦後、農地解放になって、前谷地、登米の田も全部小作人のものになってしまいましたので、現在はいたしません。

終戦前までは、毎年大きな機械船で「さんこくつみ」をするのが、年中行事のひとつになっていました。

以前の書類を見ますと、桃生郡前谷地村、石森にも田畑がありました。

さんこくつみの日は親類、出入りの人ほか多勢三十人位が船で唐桑（田の浜、唐松、神止り）へ行きます。

手こぎ舟で海岸へ刈った稲を積んで来たり、掛け方、積み方を人が分かれて働く、格別いそがしい日です。

炊事は大変で、朝、たばこ、おにぎり、お煮めを作って、ほかい（おはちのひしげたいうな形のもの）に入れて出します。

この日のお煮めに入れる魚は、正月の六日に日高見神社より頂いた鱈の干したのを使います。これ昔よりのいわれがあるそうですが、はっきりしたことはわかりません。

□まで食事は全部こちらで持って、お魚、酒で御馳走して帰します。

農地改革で田畑はなくなりましたが、以後は太平洋を田とするに至りました。

広い大海原を田として、漁業に期待しております。魚群を追って海より獲り上げたもので米にも、麦にも、芋にもなるわけです。

秋の彼岸

秋の彼岸は九月十八日頃より一週間で、中日は二十一日になります。

お墓にはお団子、米、お茶を混ぜて供えます。

日中に親類、出入りの人、もと使用人など三十人位が拜みに来ますので、一日中大いそがしです。

家族は彼岸中いずれの日かに墓参りに行きます。日中は従業員は休みです。

九月二十九日 お膳上げる

お刈り上げ

稲刈りのお祝いですが餅をついて祝います。

昔はさんこくつみに手伝ってもらった家へはお金や、家によっては穀もの（稲もみ）を上げましたが、現在はお祝いに一升餅二個と布地を上げます。今は田はありませんが、昔通りにお祝いを致しております。

昔よりやっていることは止めないつもりです。皆に喜んでもらって、一生懸命働いてもらうのです。「四海皆兄弟」と云う心からの親しさを持って――。

馬があるので、小作人からわらを何十把ともらいます。お返しには魚をやりまます。

十月十日

大根年取り

この日は他の畑には入りますが、大根畑には入りません。

十月二十日

恵比須講^{注91)}

古館を除く唐桑村全部の家で祝います。

唐桑村鮪立部落に恵比須様が祀ってあり、私宅にもあります。屋号エビスダナ^{注92)}。

何十年前に、その御神体が何者かに盗まれたことがあります。盗んだ若者は、漁に忌みるとして漁船に乗せられず、皆に嫌われて、とうとう四十代で亡くなりました。

こんな訳で私宅では十月二十日は祝いません。何か変わったおかずでも供える位ですが、他家では、ことに漁に関係ある家では祝います。

この日、北隣りの親類（屋号下）の家から根魚のおつゆ一椀、あわびのお刺身などをお膳に入れて、嫁御が私宅へ持って来ます。それのお返しは

手拭い一本です。

親類と云っても下という家は血統のある人が分家したわけではありません。昔、家につとめて忠僕だったので分家にしたのだそうです。家敷を決める時に「どこでも良い所をやるから語れ」と云ったら、「陽があたらなくても」御本家様の側に居たい」と云ったので、私宅の北、下の敷地を呉れたのだそうです。

それで屋号は「古館の下」と云います。

三代前のじいさんは「本家では畑が遅れているから」と、親類の人を大勢つれて本家（私宅）へ手伝いに来たそうです。

十一月十四日 お膳を上げる

弘法大師の供養

弘法大師の掛図は村内の或る家にあります、今は墨が落ちてボロボロになり、字が見えないと云うことです。

この日は一日精進します。

萩のお箸と杖をお膳に供えます。お膳の手前にお箸、むこうに杖です。

十一月十五日

油しめの祝日

唐桑には椿の油をめるの道具を持っている家が四、五軒あり、その家へ行ってめてもらいます。煮干しや魚をお礼にもって行きますが、お祝い日までにちゃんと油がめ終わっています。

椿、かやの実、菜種などから油をめます。主に椿油ですが、椿油はなかなか量が出ないものなので貴重ものです。髪が黒くなると大変隆重（珍重か）いたします。めかすは髪洗いに使います。

この日は「油めだんご」と云って、野菜の中へ小麦粉、米粉を丸めたものを入れて、けんちん団子（油いため）を作ります。椿油、菜種油を入れるおいしいものです。

家によって違い、農村などでは餅を作るところもあります。弘法大師の日。

夜は「お家団子」と云って、きびの粉でお団子をこしらえます。団子の中に萩の木を小さく切ったものを入れます。

小豆を煮て、米を入れ、きび団子を入れて煮て、

お砂糖、塩で味付けをします。

食べている時に萩の木の入ったお団子に当たった人は、運が良いと云って喜びます。

十一月十六日 お膳を上げる

古館家恵比須講大漁祝い

幕末以前より網をたてゝいたことは、文献にても知られますが、大昔は十月二十日あたりは、毎日毎日大漁でいそがしく、瀧浜^{注93)}、唐桑は鮪が並んで一杯になったそうです。

大漁は後から後から網に魚が入って、十一月下旬まで続いたのだそうです。やゝ手すきになって落ちついたところで、十一月二十六日に日が良いと云うので、大漁祝いを兼ねて恵比須講を祝ったそうです。以後そのようにする勿講大漁染付かんばんを一枚ずつ着せたのです。従業員はこの日も一日働いて、夜は餅、酒、魚でお祝いをします。皆で思い思いの歌や踊りなどをして心を開いて遊びます。

昔の網の歌(古館崎浜)[石浜大網]大網(三丁目)蛭島

古館風だよ 中網若衆

むこう鉢巻 縄の帯

大漁うた(島甚句の節で歌う)

思う殿御に 葛万釣りさせて

赤い手拭い かぶせたい。

赤い手拭い 及びもないが

浅黄染めでも かぶせたい。

浅黄染めでも 度重なれば

末に紺地の いろとなる。

島甚句(祝い歌)

鯉船は お崎の沖で

鯉釣るとや 釣りためて

小ベリに 水にせがせる

島と唐桑 そり橋かけて

渡りたいぞや 今一度

十二月十日 お膳を上げる

お大黒様

十二月十日をすぎると、良巖院より「おはらい」と云って、お大黒様の像をすった紙（半紙大）が一軒一軒まわって来ます。これを神棚の一番左側に貼ります。

お大黒様には五升枡に半分位の豆を三回に分けて炒り、火箸を二本、御祝儀（百円位）を入れたのし袋、穴のあいた銀貨などを、豆と一緒に五升枡に入れます。

神様の前に置いて、若い者（未婚者）がそれをほうろく^{注94)}のです。

「お大黒さんへ 耳あいて聞かはれせ
この豆の数 蔵ぶたせて下はれせ
お大黒さんへ 耳あいて聞かはれせ
この豆の数 俵重ねる様に
して下はれせ」

とお大黒様舞いの歌を三回唱えます。

ガタガタと枡の中で、豆と火箸とお金の音がします。御祝儀はほうろいた若い者がいただきます。

炒った豆を年の数だけつかんだ者は幸福が来ると云います。

賑やかに四方山の話をしなが、炉端を囲んで豆を食べます。

十二月十五日

凍大根^{しみ}作りと寒づけ粉作り

これは年中使うのです。

寒づけ^{注95)}は早事がきくお茶菓子代用で、いもの子の形に作ります。

垂し水に一週間漬けたきびをあげて、足でつくうす（かるうす）でつきます。手きぎ^{注96)}は量が多いので疲れますので足きぎです。

きびだけの粉で寒づけを作ります。寒づけ粉は餅米七、うる米^{注97)}三の割合です。

十二月五日～十日

御歳暮

親類、知人より御歳暮を頂きます。

魚、凍豆腐、貝類、海苔などを持参し、こちらからお返しに風呂敷、フランネル、手拭、足袋、前掛けなどを値段にふんで、あるいは家によっては少々多く返します。あまり裕福でない家には余計やったようです。

崎浜、舞根、鶴浦、宿部落と、年末にかけて毎日のお歳暮客でいそがしくなります。

漁業権（海苔）

下の浜に二ヶ所、貝浜に一ヶ所の採草場があります。大正年間には私宅でも海苔を製造したことがあります。今はほとんどやりません。貸しておきますが良い海苔が出来ます。

東京へ歳暮、年始に使う物の買物に行きます。明治より昭和の初め頃までは、問屋が決っていました。

十二月十五日～二十日

昔から現在に至るまで、日高見神社の神主さんが、お供を連れて「御へいそく」を切りに来られます。毎年例になっています。

切り終わると柏手で祈祷いたします。私宅の御祝儀は昔は二元位、のちに五百円位、終戦後は千円です。

御へいそくは神棚三つ分、天神様のが一つ、それに倉につける「かきだれ」です。

「かきだれ」はまゆ玉にかぶせる網に鯛、俵を入れて切った紙です。倉の数だけで二十棟位ありますので、それぞれにつるすだけの「かきだれ」を切ってもらいます。

この日の御馳走は御神酒、魚、小豆ご飯で、お供の人へもお膳を出します。

おはらい（皇太神宮のおふだ）は毎年新しいのが来ます。古いのは船の神様に使うのでとっておきます。

十二月廿六日

二階のすゝはき

二階の障子張り、細かい奥まった所のすゝはきをします。これは家族、従業員だけでできます。

十二月廿七日

すすはき

夜明け頃より親類十六軒より男、女が、本家のすゝはきの手伝いに来ます。

神棚より始め、茶の間、佛間、食堂、台所、事ム室、化粧室、納戸などのすゝはきをします。

女は台所の鍋、釜、せと物、金物、火鉢などをきれいに磨き、男は天井ふき、障子はりをします。また、女の人はお正月に使う雑煮のお引菜ひき^{注98)}もします。二、三人寄って鼻水をすすりながらお引菜をひくのは寒そうです。杉の大木を丸いまゝ切板きにした、原始的なものを使います。

傍らで餅をつくために、大釜に湯を沸かし、ふかす用意がされます。

この日は大勢ですから、親類の人達によってお正月に使う餅をついてもらうのです。

現在は二俵位ですが、昭和十年以前は俵で三～五俵位つきました。

その日の夜は豆まきをします。

「天打ち 地打ち 四方打つ、鬼の目玉ぶつつぶせ！」と若者が神様の前へ行って豆をまきます。

御祝儀にお金を包みます。

まいた豆はほうきで掃きません。

十二月二十八日～二十九日

餅はやし

あまり堅くならないうちにと、男の人達が総動員で夜など餅をはやします^{注99)}。寒いので凍らないように、わらを敷いて餅箱に重ね並べます。白い餅が多く小豆餅も少しあります。

十二月三十日

縫物とか、手伝いに来た人や小作人の払い金、到来物の返礼などをきめます。

十二月三十一日

今日だけで明日はお正月と云うので、みんな張り切って仕事をしています。

お松を取りに山へ行きます。午前中に神棚の縄にお松を付けて餅を飾ります。

鏡餅二、栗五、串柿三、みかん一、松の葉、くるみ五、これらをくるみ、足の膳にのせて、神棚三ヶ所に供えます。真中には御神酒を供えます。

天神様御社にメ縄、御へいそく、餅を供えます。

倉は家の後の文庫、正油倉、瀬戸倉、網倉、網倉、板倉（これは昔、脱走があった時に隠した由

緒がある歴史的な倉です）〔榎本武揚部下五人かくれた板倉〕、縄倉庫、鯉節製造場、穀物倉、九番、三番、二番、麴室^{むろ}、船資材倉庫、かきむき工場、水夫集合所、農具倉庫、木小屋、長屋、精米所、馬小屋、肥料小屋、家畜小屋、農作業所（雨天）まで、全部にメ縄を張ります。

玉醬油倉は餅二個とメ縄を張り、白をふせて、その中に餅を二個入れ、白にもメ縄を張ります。以前は正月の四日にこの白を起こしました。

釜神様、炊事場にもお供えを二個皿に入れて置きます。

船々にお供えを二つとメ縄をつけます。

井戸、車井戸、下の井戸、大久保尻井戸、水源地^{注100)}、かめ、各所にかきだれに松の葉を吊るしておきます。

おみたま様、御祖先様へのあげほかい、箕の上に、小豆を入れてついた餅と白餅（二寸五分径位）を交互に串に差したもの十二串、みかん、栗、串柿、くるみ、おろうそくなどです。うる年は餅十三個串のせる。

二階の奥の間の天神様には、鏡餅、くるみ、串柿、栗、みかんを供えます。

また、年越しの日には、従業員や親しい人が出入りする内玄関に、かけ魚と云うのを掛けます。鍵形の木を十二、三位掛けて、それに竹を通して魚を並べます。魚の頭には水引を結びます。

これは三ヶ日の間は掛けますが、新しい魚が来ると古い魚を下ろしていただきます。焼魚（塩びき）は十五日まで鍵につるしておきます。並べる魚は鱈、すみ^{注101)}、根魚、目抜、鮫、鯉（塩または冷凍）、皿貝、かれい（平目）、びん長（しび）、昆布、凍豆腐、凍大根、それにきじ、かも、山鳥のいずれかを掛けます。（図15）

これでお飾り、かけ魚は全て終りです。

午後二時か三時には神様のお飾りなどが全部終わりますので、従業員は各自家へ帰り自分の家のお飾りをするのです。

御年男と事務関係の従業員は残り、交替に休むことになっています。御年男は正月十五日までそのまゝ残ります。

家に帰る従業員に野菜、魚などを持たせます。



図 15 かけ魚 (鈴木伸太郎氏提供)

年と年との境なので、かんばん、あるいはお金など、その人により賞与を与えます。

午後三時すぎになると親類、出入りの人など男の人だけが羽織、袴、または洋服にて、お年越礼にまいります。

「結構な静かなお年越しでございます」と挨拶すると、主人は座って返礼します。

お神酒を出します。お茶も入れます。大したお菓子はなく簡単です。

この日はお歳暮が殺到します。そのお返しもその時にきめます。[お返しは] 布地風呂敷、フランネルなど全くお年越の日は忙しく大変です。

夜は神様にお神酒、小豆御飯、お魚、豆などでお膳を上げます。

台所では黒豆、ごまめ、ごぼう炒り^{注102)}、小豆あんこしなど忙しく、一家総動員ですが、女の人はことに忙しく、夜十二時頃までかかります。

枇杷の花 咲きて今年も 暮れにけり

ふき子 四十二才

注 釈

- 1) 正月の行事を取り仕切る人のことで、家の当主がその役を務める。
- 2) 休憩を兼ねた間食のこと。10時のおやつ。
- 3) 早馬神社。唐桑町宿浦の宿浦港に鎮座する。
- 4) 唐桑半島の岬、崎浜に鎮座する。
- 5) しばたぜしん (1807—1891年)。日本画家。
- 6) 宝珠の玉。
- 7) 鮭立では「親類」と「親戚」に明確な使い分けがある。
親類とは、血縁関係のある人のことを言い、別家した人も含み、簡単に縁を切れる関係ではない。一方、親戚とは姻戚関係のことを言う。
- 8) あんはこしあん。
- 9) カツオとコンブでとった出汁に醤油で味付けし、ダイコン、ニンジン、ゴボウ、凍み豆腐の千切り(お引き菜)に糸こんにゃく、焼いた切り餅を入れ、なると(かまぼこ)、セリ、イクラを上のにせる。
- 10) ダイコン、ニンジン、ゴボウ、タケノコ、シイタケ、里イモ(じゃがいも)、凍み豆腐、こんにゃく、コンブにちくわやさつま揚げなどの練り物、メカジキやメヌケのアラなど魚が入る。
- 11) 主にかまぼこ。
- 12) 御崎神社のこと。
- 13) 亀谷山地福寺。宮城県気仙沼市唐桑町馬場に鎮座し、鮭立の大部分が地福寺の檀家である。
- 14) 小さい鏡餅のこと。
- 15) 笹とコブの木を伐ってくる。「ササとよるこぶ」という意味。
- 16) キチジのこと。
- 17) 漁労長のこと。
- 18) 古館の家印。また、家印のことをダシともいう。
- 19) 大漁をしたときに、船主や網主などから漁師に配られる、そろいの祝い着のこと。看祥。
- 20) 唐臼(からうす)場のこと。唐臼とは白を地中に固定し、杵の端を足で踏み、上下させて穀類を搗く仕掛けの踏み臼。
- 21) 大根または葉をこまかく刻んで煮あげたものを混ぜて炊いた飯。糍飯。
- 22) 水に漬けて水分を含ませること。潤かす。
- 23) 皿貝を掛けられるようなかたちに縄縷うこと。
- 24) 朝仕事の後、朝食前の間食のこと。
- 25) ヨメガカサのこと。

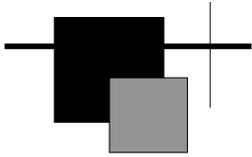
- 26) 半切樽のこと。
- 27) 吊るすこと。生らす。
- 28) ミズキのこと。
- 29) 玄関の両脇の柱に飾る松飾りのこと。
- 30) 門松以外の松飾りのこと。
- 31) 漁労の予祝（模擬）儀礼。
- 32) 船主の家で昭和 30 年頃までおこなわれていた。小銭やみかんをカツオの餌に、子どもをカツオに見立てて、子どもが多く集まることを吉相とした。
- 33) アイナメのこと。
- 34) 川灌頂（川勸請）のこと。附木に法文を書いた供養札。正月のカーカンジョウは 4 枚。
- 35) 行器。
- 36) かきだれを縄に絡めて締る。
- 37) 梅の木に包まれた丸いお鏡で、北野神社のご神体のこと。
- 38) 雑煮の汁のこと。御精進で、お引き菜を入れ、出汁は入れずに醤油だけで味付けしたもの。
- 39) 屋号名。ながはま。
- 40) 「だら」とは肥料のこと。
- 41) 中央が膨らんで両端が細くなっている丸箸。俵箸。
- 42) 湿疹。
- 43) 瘡。
- 44) 注 7 を参照。
- 45) 粒を残して煮た小豆を入れて搗いた餅。
- 46) 春蒔き種子を持参する農神を祭る日として、田畑に出て働くことを忌み慎んで休むこと。
- 47) 大般若の日とは、地福寺の本尊延命地藏菩薩の日で、大般若経六百卷の転読法会と五穀豊穰、海上安全、大漁満足祈願の春祈祷を行う。のちに大般若の日が一ヶ月遅れの 4 月 24 日に変更されることとなったので、大般若の日の相談とはこのことと考えられる。
- 48) お施餓鬼塔婆。
- 49) 神奈川県三浦市。
- 50) 延縄漁業を行う船のことか。
- 51) 「尋分け」という賃金の分配方法。船頭が二分とるほかは、小学校を卒業したての初心者も、長年の経験者も同じ尋分けであった。
- 52) 通信士のこと。
- 53) 漁期の初めに水夫が集まること。
- 54) 直会のこと。
- 55) 鹽竈神社のこと。
- 56) 仕事をする時に手袋の代用になったもの。手甲。
- 57) 海藻のこと。
- 58) 「さしこずぶ」と言って木綿糸で木綿ものを幾通りにも厚く縫いさしたもの。
- 59) はんでんより短く、両腰わきが三寸ほどあいたもの。男物は短く、女物は長く膝下までであった。
- 60) 雪の季節に用いる深い藁沓。ゆづけ。
- 61) 足袋の縁が外に出たまま差し縫いしたもの。
- 62) 厄神。流行病の神様。
- 63) きめるとは、済ませるということ。
- 64) 柏の葉で包んだあんのない白い餅とゴボウの葉餅の二種類を七個飾る（それぞれが何個ずつかは決まっていな。柏の葉で包むので、どちらも「柏餅」という。
- 65) 茹でて細かく刻んだゴボウの葉を入れて搗いた餅を柏の葉で包んだもの。
- 66) 竹でできた骨組みに、土壁でできた製茶用の炉。大きさは畳一畳ほどで、高さは腰の高さ。上に鉄板と底の部分に和紙を張り合わせた木枠を乗せる。助炭。
- 67) マオラン繊維のこと。ニュージーランド麻とも呼ばれる。
- 68) 追込網のことか。
- 69) 唐桑町松圃から津本の間にある「たじかみ」と呼ばれる地域の地先にある漁場。
- 70) 古館家 16 代当主（掃部を初代とした場合）。学務委員、村会議員、県会議員、初代唐桑村長などを務めた。
- 71) 振打（唐竿）。脱穀作業に使用する道具。竹でできた長い竿の先端に、くると回転する短い棒がついたもの。むしろの上に広げて乾燥させた穀物を、短い棒を回転させながらたたいて脱穀する。
- 72) おさぶつ。万歯（まんば）といい、千歯扱きのこと。櫛状の歯がはめ込まれた木枠形の台に、稲や麦の束を叩きつけ、引いて梳き取る脱穀の道具。
- 73) 初打槌のこと。雑穀の殻取り、稲や麦の芒取りに使用する槌。
- 74) 広く三陸海岸の大漁唄、櫓漕ぎ唄として歌い親しまれた「斎太郎節（さいたらぶし）」や「さいとこ節」などの一連の唄に同じ。
- 75) 水を汲み出し、中を掃除すること。
- 76) 新仏のある家ではとくに三年間続けて供養する。親類や隣近所の親しい間柄の者が「お仏おがみ」と言って、うどんなどを持参してまわる。
- 77) 小麦粉に水を加えて練り、ねかせた生地を薄く伸ば

- して茹で上げる小麦粉料理の一種。すいとんに似ている。
- 78) 古館家9代当主（掃部を初代とした場合）。
- 79) 気仙沼や仙台から買ってきた反物、一反をお仕着せ代として与えた。
- 80) 丸い小ぶりの団子。数は決まっていない。
- 81) 盆のカーカンジョウは2枚。
- 82) 古館の家紋。
- 83) 農家の厄日。
- 84) 法印神楽のこと。
- 85) 白はふせて置く。
- 86) 餅のこと。
- 87) 雑煮の汁のこと。御精進で、お引き菜に出汁は入れずに醤油だけで味付けしたもの。
- 88) 屋敷神のこと。
- 89) 家では家族だけでおこなう。
- 90) 朔望。
- 91) 漁業を営む資本家は大漁の年などに船員、親戚・知人を招いて大盤振舞をした。
- 92) 恵比須棚。
- 93) 唐桑町欠浜にある漁港。滝浜。
- 94) 炒ること。焙烙。
- 95) 寒搦ぎのこと。寒中に米を搦いで精米すること。
- 96) 手杵のこと。
- 97) うるち米のこと。
- 98) ダイコン、ニンジンなどを千切りにすること。
- 99) 平に伸しておいた餅を切ること。「切る」の忌みことば。生やす。
- 100) 水を引いていた小屋。
- 101) ソイのこと。
- 102) ゴボウとニンジンの千切りを炒めたもの。タラコなどを入れたりもする。

参考文献

- 大沢・中井食生活改善推進委員（編）1991 『からくわの郷土料理』大沢・中井食生活改善推進委員。
- 加藤宣夫 1994 『古里零れ話 唐桑史談』三陸印刷株式会社。
- 唐桑町史編纂委員会（編）1968 『唐桑町史』宮城県本吉郡唐桑町。
- 川島秀一 2003 『ものと人間の文化史 109 漁撈伝承』法政大学出版局。

- 川島秀一 2005 『ものと人間の文化史 127 カツオ漁』法政大学出版局。
- 気仙沼市青年会議所（編）1981 『フォト・ドキュメンタリー 男たちの海』気仙沼市青年会議所。
- 国学院大学民俗学研究会（編）1999 『民俗探訪 宮城県本吉郡唐桑町鮪立・小鯖』国学院大学民俗学研究会。
- 斎藤善之 2014 「江戸時代三陸沿岸の大規模イエ経営体と村社会」（報告レジュメ【公開講座】『くシリーズ：日本史最前線—教科書の一步先—』「百姓」繚乱の江戸時代—東北の村人たちの生き方—』東北芸術工科大学主催）。
- 繊維辞典刊行委員会（編）1951 『繊維辞典』繊維刊行委員会。
- 千葉県立安房博物館（編）1999 『開館25周年記念企画展 万祝—房総の紺屋と万祝の伝播—』千葉県立安房博物館。
- 東北芸術工科大学東北文化研究センター（編）2016 『東北一万年のフィールドワーク 12 鮪立』東北芸術工科大学東北文化研究センター。
- 東北歴史資料館（編）1984 『東北歴史資料館 資料集 10 三陸沿岸の漁村と漁業習俗（上巻）』東北歴史資料館。
- 日本の食生活全集 宮城編集委員会（編）1990 『日本の食生活全集 4 聞き書 宮城の食事』農山漁村文化協会。
- 日本民具学会（編）1997 『日本民具辞典』日本民具学会。
- ※本稿に使用した図で、提供・撮影者を明記したもの以外は原本のコピーである。



第 4 部

地域比較研究 (地域横断型研究)

chapter4

「空から見た東北」という試み

東北芸術工科大学東北文化研究センター

蛭原 一平

東北芸術工科大学芸術学部／東北文化研究センター

田口 洋美

1 はじめに

本研究プロジェクトでは、地域横断型の比較研究として民俗・人類学の田口・蛭原を中心に「空から見た東北」と称する調査研究活動をプロジェクト初年度から5年間にわたり進めてきた。これは田口が発案、提唱したもので、空から集落を俯瞰することにより、その立地条件や土地利用状況、家屋配置形態などを広域的に視覚イメージとして捉えることを目的としている。また東日本大震災に際して、被災地を中心に記録された空からの映像は存在するが、この未曾有の震災の体験を共有する東北地方一帯を共時的に記録した映像は存在しない。このため東日本大震災が起きた同時代の東北地方各地の現実を写真によって記録する意義は大きいと判断された。

またこれと関連し、東北文化研究センター（本研究センター）では、長野県下水内郡栄村小赤沢や秋田県北秋田市阿仁根子、岩手県一関市巖美町本寺など東日本のいくつかの地域（集落）を対象とし、国土地理院や林野庁などが発行している撮影年代の異なる複数の空中写真を入手し、それらを比較することで土地利用や生業活動の経年的変化を読み取るという研究を展開させてきた。これは、本研究センターが平成19年度から平成23年度まで取り組んできた研究プロジェクト「東北地方における環境・生業・技術に関する歴史動態的研究」（私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」、研究代表・田口洋美）において本格化したもので、その分析手法を田口（2012）は「景観のモニタージュ：空中写真を活用した集落景観の変容プロセス研究」

と名付けた。

しかしながら、入手可能な空中写真は、一般的に、上空から地表面に対し垂直に撮影されたものであり、地形条件を視覚的にとらえ集落周辺（後背）の景観をより立体的に把握することは困難である。また、日陰によって暗部となり不明瞭な部分が生じる事例も少なくはない。さらに、集落および生活圏（日常の生産行動圏）全体がとらえられているものとは必ずしも限らない。これらの欠点を補うためには、地表面に対し斜め30～60度で集落全体を撮影する必要がある。また、研究目的に沿って撮影地点・範囲を適宜選択しなければならない。そこで、「空から見た東北」では、研究員が小型飛行機（セスナ）に搭乗し、自ら空中撮影をおこなうこととした。

調査（各撮影フライト）の概略については次節で述べるが、各年度1回ずつの計5回調査をおこない、茨城県北茨城市から青森県三沢市までの太平洋沿岸部と津軽半島から新潟県村上市までの日本海沿岸部、阿仁・横手盆地を中心とした秋田県内陸部、山形県置賜地方、最上川沿岸、福島県阿武隈、会津・只見地方、北上高地や北上盆地など岩手県内陸部といった東北地方の広範囲を撮影することができた。このなかには、青森県八戸市や岩手県一関市巖美町本寺地区、秋田県北秋田市阿仁地区、宮城県気仙沼市唐桑町鮎立地区、山形県高島町（日向洞窟遺跡群周辺）、山形県鶴岡市大鳥地区といった本研究プロジェクトの主要な研究フィールドもほぼ全て網羅されている。

これらで撮影した写真は、集落景観の現状を把握する「地域資源」として位置づけ、平成26（2014）年8月より本研究センターWEB上（「空

から見た東北」、<http://blog.tuad.ac.jp/airphoto/>)でその一部の公開をおこない、公的な活用を促している。また、本研究センター友の会（東北文化友の会）会員向けに、これらの写真を用いた写真資料集『空から見た東北』も近日中に刊行する予定である。本研究プロジェクト期間では、写真の撮影記録と、公開に向けた資料の整理作業に多くを費やし、集落の拓かれ方や生業変容を具体的に読み解く分析作業を深めることはできなかった。これは、東日本大震災の被災地において復興関連事業が進展していることや、農山村において過疎化に伴う著しい景観の変容が見られる現状を鑑み、その記録と公開が急務であると判断し、その作業を優先させたためである。大震災発生直後、被災状況の把握のため被災地など局所的には集落の撮影がなされた。しかし、東北6県という広域にまたがる空中写真を一所に集積している機関は他に類を見ない。その資料的な価値は高く、今後、他分野での学術的な活用も望まれる。

本稿では、その提起に向け、5年間の「空から見た東北」で撮影した写真資料についての紹介をおこなう。そして、それらが集落研究において果たす可能性についても確認したい。なお、宮本常一も『空からの民俗学』（宮本 2001）において、聞き書きを重ねつつ空から撮影した写真をもとにして、西日本のいくつかの地域を中心に土地の拓かれ方や暮らしを説明している。香月洋一郎も、聞き書きや水路走行図、地積図等と空中写真を併用するかたちで、景観を手がかりに集落の拓かれ方を論じている（香月 1980、1983、1984 など）。しかし、近代以降の集落の変遷を辿る民俗学的な研究において集落景観を記録した空中写真の活用はほとんどおこなわれてこなかった。この「空から見た東北」という試みの前には未開拓の研究分野が広がっているのである。

一連の調査（撮影フライト）においては、いわて花巻空港に本社を置く東日本航空株式会社に大変お世話になった。とりわけ全フライトの操縦を担当して下さった山内敏朗氏には、いつも安全で快適かつ円滑に撮影できるよう格別の配慮をいただいた。記して感謝申し上げたい。

2 調査の概要

撮影フライトは全て、東日本航空株式会社の小型飛行機（セスナ式 172M ラム型）をチャーターしておこなった。

既述した通り、撮影は 2012 年度から各年度 1 回ずつ実施した。2012 年は 2 日間にわけ、1 フライトずつの計 2 フライト（フライト 1、2）、2013 年は 1 日で 2 フライト（フライト 3、4）、2014 年は同じく 1 日で 2 フライト（フライト 5、6）、2015 年は 1 日で 1 フライトのみ（フライト 7）、2016 年は 2 日間にわけ 1 フライトずつの計 2 フライト（フライト 8、9）である。

各フライトの概要や主な撮影地点は以下の通りである。なお HP（「空から見た東北」<http://blog.tuad.ac.jp/airphoto/>）公開点数は 2017 年（平成 29）3 月 1 日現在のものである。

フライト 1

平成 24 年（2012）11 月 10 日 地表天気 曇り
9：00 - 12：00（飛行時間 3 時間）

いわて花巻空港発着

撮影者：田口洋美・蛭原一平（補助）・中村只吾（補助）

主な撮影地点

いわて花巻空港→宮城県塩竈市→宮城県石巻市→宮城県石巻市北上町女川→宮城県石巻市北上町十三浜→宮城県本吉郡南三陸町志津川→宮城県気仙沼市→いわて花巻空港

HP 公開点数：201 点

フライト 2

平成 24 年（2012）11 月 11 日 地表天気 曇り時々雨
9：30 - 12：00（飛行時間 2 時間 30 分）

いわて花巻空港発着

撮影者：田口洋美・蛭原一平（補助）

主な撮影地点

いわて花巻空港→宮城県気仙沼市→岩手県陸前高田市→岩手県大船渡市→岩手県釜石市→岩手県上閉伊郡大槌町→岩手県下閉伊郡山田町→岩手県宮古市→岩手県宮古市川井（旧川井村）→岩手県

遠野市→いわて花巻空港

HP 公開点数：182 点

フライト 3

平成 25 年（2013）6 月 9 日 地表天気 晴れ

10：00 - 13：30（飛行時間 3 時間 30 分）

山形空港発着

撮影者：田口洋美・蛭原一平（補助）

主な撮影地点

山形空港→山形県上山市→山形県山形市→山形県東置賜郡川西町→山形市西置賜郡飯豊町→山形県西置賜郡小国町→山形県長井市→山形県西村山郡朝日町→山形県寒河江市→山形空港

HP 公開点数：356 点

フライト 4

平成 25 年（2013）6 月 9 日 地表天気 晴れ

14：30 - 17：00（飛行時間 2 時間 30 分）

山形空港発着

撮影者：田口洋美・佐藤健治（補助）

主な撮影地点

山形空港→山形県北村山郡大石田町→山形県戸沢村→山形県酒田市→飛島（山形県酒田市）→山形県鶴岡市湯野浜→山形県鶴岡市大鳥→山形県鶴岡市田麦俣→山形県西村山郡西川町→山形空港

HP 公開点数：170 点

フライト 5

平成 26 年（2014）10 月 5 日 地表天気 晴れ

9：30 - 12：40（飛行時間 3 時間 10 分）

いわて花巻空港発、青森空港着

撮影者：田口洋美・蛭原一平（補助）

主な撮影地点

いわて花巻空港→岩手県宮古市→岩手県下閉伊郡田野畑村島越→小袖海岸（岩手県久慈市宇部町）→岩手県九戸郡洋野町種市→種差海岸（青森県八戸市鮫町）→青森県八戸市南郷島守→青森県三沢市→青森県東津軽郡外ヶ浜町三厩→青森県北津軽郡中泊→十三湖→青森空港

HP 公開点数：367 点

フライト 6

平成 26 年（2014）10 月 5 日 地表天気 晴れ

13：50 - 16：40（飛行時間 2 時間 50 分）

青森空港発、いわて花巻空港着

撮影者：田口洋美・蛭原一平（補助）

主な撮影地点

青森空港→青森県中津軽郡西目屋村→白神岳→秋田県八峰町八森→秋田県能代市→秋田県男鹿市戸賀→秋田県潟上市→秋田県秋田市土崎→秋田県北秋田市阿仁根子→秋田県仙北市→いわて花巻空港

HP 公開点数：338 点

フライト 7

平成 27 年（2015）10 月 26 日 地表天気 曇り（内陸部）・晴れ（太平洋海岸部）

10：00 - 14：20（飛行時間 4 時間 20 分）

山形空港発着

撮影者：田口洋美・蛭原一平（補助）

主な撮影地点

山形空港→福島県福島市→福島県田村郡三春町→福島県いわき市→福島県双葉郡楢葉町→福島県双葉町大熊町→宮城県亶理郡山元町→宮城県仙台市泉区→宮城県仙台市青葉区→宮城県亶理郡亶理町→宮城県刈田郡蔵王町→山形県山形市→山形空港

HP 公開点数：753 点（予定）

フライト 8

平成 28 年（2015）10 月 15 日 地表天気 晴れ

8：50 - 14：15（飛行時間 5 時間 25 分）

いわて花巻発着

撮影者：田口洋美・蛭原一平（補助）

主な撮影地点

いわて花巻空港→岩手県一関市本寺→宮城県大崎市古川→山形県米沢市→福島県喜多方市→福島県会津若松市→福島県岩瀬郡天栄村→福島県耶麻郡猪苗代町→福島県河沼郡柳津町→福島県大沼郡

三島町→田子倉湖（福島県南会津郡只見町）→沼沢湖（福島県大沼郡金山町）→裏磐梯高原→福島県福島市→宮城県角田市→宮城県名取市→宮城県遠田郡涌谷町→宮城県登米市→いわて花巻空港
HP 公開点数：413 点（予定）

フライト 9

平成 28 年（2015）10 月 16 日 地表天気 晴れ

10：15 - 12：15（飛行時間 2 時間）

いわて花巻空港発着

撮影者：田口洋美・蛭原一平（補助）

主な撮影地点

いわて花巻空港→岩手県紫波郡紫波町→岩手県盛岡市→安比高原・八幡平・焼山→秋田県北秋田市阿仁→田沢湖（秋田県仙北市）→秋田駒ヶ岳・和賀岳→岩手県岩手郡雫石町→いわて花巻空港
HP 公開点数：199 点（予定）

3 特徴的な集落景観

既述した通り、これまでの調査（撮影フライト）で撮影した写真のうち主だったものを収載し、写真資料集『空から見た東北』を刊行する。それら写真のなかには、地形や気象といった自然環境条件とそれに大きく規定され現地で営まれてきた生業形態に基づきかたちづくられた地域特異的な集落景観を見ることのできるものが多く含まれている。ここではその代表的なものを紹介したい。

ところで、東北地方 6 県には平成 26 年 4 月の段階で 227 の市町村が存在し 14,000 以上の集落が存在する（2011 年：総務省）。その数からも想像できるように集落の形態は実に多様であり、人々が集い暮らす集住のかたちの全貌を把握することは極めて難しい。総務省の定義によれば、「集落というのは、一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位である」という。その集落の形態は、地理学において集村、散村、集散村の大きく 3 つの形態に分けられている。しかし、現実には台地の上に展開する集落は、このいずれの分類にもあてはまらな

いものもある。また散村の場合は、どこまでが集落という範囲に入るのか、境界が見えないものもある。

(1) 平地の集落

散村（散居集落）【写真 1、2、3、4、5、6、7】

平地（盆地）に形成された集落でとりわけ特徴的な景観を持つものに散居集落があるが、散居と言えば富山県の砺波平野が知られている。しかし、東北地方は実に広範囲に散居集落が見られる地域でもある。福島県の会津盆地、阿武隈山地、浜通りのいわき市から仙台湾に至る太平洋岸。さらに岩手県北上川流域の北上盆地、山形県では鶴岡市を中心とした庄内地方、さらに内陸部の米沢市周辺、特に飯豊町や長井市にも見られる。いわゆる平地農村の稲作地帯に見られる典型的な居住形態と言える。

とくにこれらの散村の中で注意すべきは一軒一軒の家々を囲む屋敷林と母屋の規模、そして付属家屋（倉、納屋、農機具小屋など）である。また散村といっても長井盆地のように一軒一軒が独立している地域、北上盆地のように一軒一軒が独立している家と数軒からなる固まりが散っている地域、さらには会津盆地のように 5、6 軒、あるいは 10 軒、20 軒というひとかたまりの小さな集村が盆地中に散っている地域もある。

散村地帯の家々は防風、防雪のための屋敷林を持つことが特徴である。比較的平坦な地域では強風が吹き付けるため屋敷林で母屋を守っているのである。このため屋敷林にはスギやマツなどの常緑針葉樹が好まれる。福島県いわき市の場合、屋敷林の中に真竹の林が組み込まれていることが特徴である。温暖な海岸地帯には真竹が見られ、内陸には孟宗竹林が取って代わる。真竹は茅葺き屋根の茅を押さえるためのホコなどに用いられる他、漁業で多用される籠や笊の素材にもなり、海岸線を象徴する屋敷林となっている。仙台平野を超えて北には真竹林を有する屋敷林は見られなくなってゆき、スギやモミ、アスナロ、クロマツ、トドマツ、トウヒなどの針葉樹、ヒイラギ、ユズリハなどの常緑広葉樹の仲間、ケヤキなどの落葉高木などが主体となる。



写真1 北上盆地の散居村



写真2 北上盆地の散居村 (拡大)



写真3 長井盆地の散居村



写真4 長井盆地の散居村 (拡大)



写真5 いわき市の散居村と集村



写真6 会津盆地の集散村 (拡大)



写真7 会津盆地の集散村

富山県の砺波平野に見られる散居集落の屋敷林は“カイニョ”と呼ばれるが、仙台平野では“イグネ”という。

小河川沿いの集落(丘陵地形の集散村)【写真 8、9】

東北地方には丘陵状の起伏と窪地を流下する小河川が交互に展開する地域がある。福島県の中通りから浜通りにかけての阿武隈丘陵や秋田県の出羽丘陵、そして宮城県大崎から栗原、一関にかけての栗駒山東麓などであるが、この一帯は平成20(2008)年、岩手・宮城内陸地震で被災した地域である。

丘陵地帯の多くは、中世の牧など牧畜や畑作地帯として発展してきた地域が多い。丘陵地に水田が拓かれるようになるのは決して古い話ではない。河川の水量年間を通して一定し手はいるが、水田をくまなく潤せるほどにはない。そのため河川沿いの凹に水田が拓かれ、凸面の丘陵上には畑が拓かれた。歴史は畑の方が古い。また、畑作地帯は水田地帯に比べて母屋が大きく、付属家屋も多い。畑作は労働力が必要なため、若年労働力をどれほど持っているかで家力が決まると言われるほど人手がいったのである。同様の傾向は、河川が山間から盆地に躍り出る扇状地にも言えることであった。扇状地は水はけが良く、畑作地として出発した地域が多い。山形県天童市などの奥羽山地側の集落にはそのような集落が散見される。扇状地では畑から水田へと切り替わってきた集落が

見られ、近世後半になって灌漑用水が整備され水田化されてきたのである、そのため現在でも果樹栽培なども盛んに行われている。

(2) 山間集落

マタギ発祥の地、阿仁【写真 10】

秋田県の阿仁地方(現、北秋田市)は、1309年から採掘が開始され1978年に閉山されるまでのおよそ670年間に渡って存在した阿仁鉱山と阿仁マタギで知られている。阿仁鉱山は阿仁合地区にあり、阿仁マタギたちのむらむらは大阿仁地区にある。両者は隣り合いながらも、その生き方は異なっていた。阿仁合は鉱山の町として発展し、鉱山関係の仕事を求めて多くの地域から人が入ってきていた。大阿仁地区は、山間の農林業を基盤としたむらむらであり、江戸時代後半には旅マタギ(デアイマタギとも)と称する出稼ぎ狩猟者を輩出した。

旅マタギを多く輩出したのは根子、比立内、幸屋渡、打当、中村、菅生などの集落であった。マタギたちは、通常は山野に拓いた焼畑、谷筋や段丘の田畑を耕し、農閑期となる10月末から旅に出た。旅先では主に杣と呼ばれる樵や釜子と呼ばれる炭焼き人足として働きつつ、山中での狩猟活動も行い、現地で捕獲した獲物を売却して現金だけを阿仁へ持ち帰るという出稼ぎを行っていた。やがては懇意になる地域もでき、ツキノワグマやカモシカ、ニホンザルなど野生動物から得られる



写真 8 宮城県大崎市周辺



写真 9 山形県天童市

漢方の資源を売り歩く、売薬行商へと発展させていくことになる。

近世末期、天保 12(1841) 年に刊行された鈴木牧之の『北越雪譜』第二編のなかには「一熊を得ればその皮と胆と大小にもしたがえども、大かたは金五両以上にいたるゆえ猟師の欲るなり」(鈴木 1936:213) とあり、冬期間に捕獲したクマは倍の価値があり(冬期間においては毛皮の質が向上し、熊胆は質、量ともに格段の価値を有した)、猟師たちは銘々分配するので利益は薄くなるが、これを果敢に捕獲するのだと記している。

当時の人々は現代のような医療環境にはなく、漢方を中心とした民間療法に頼らざるを得なかったため、こうした旅マタギがもたらす医療品あるいは換金交換型のシステムそのものが地域を刺激した。また、当時は野生動物による農作物被害に苦しんでいた地域が多く、秋田の旅マタギが有する狩猟技術や換金システムを村内に取り込もうとする所も多く、マタギたちの中には旅先の村々に婿養子などで定着する者もいた。

このような旅マタギという出稼ぎ形態は、昭和 30 年代まで行われていた。明治以降、旅マタギの活動範囲は広がり、北は北海道や樺太、南は関西にまでおよんでいた。

旅マタギが、佐竹藩の古文書に「又鬼商売」という名で記載されはじめるのは天明年間から天保にかけて、18 世紀末から 19 世紀初頭のことであり、折しも天明の飢饉(1782 年～1788 年)で庶民が貧窮のどん底で喘いでいた時期と重なる。阿仁の農民層が飢饉の中で物価が高騰し、生活が逼迫していた最中に、こうした換金交易型の出稼ぎ狩猟が登場してくるのである。それは当時の人々の貨幣経済の浸透と市場の活性化に適応した、新しい生き方を希求するダイナミズムと見ることができる。

植林と耕作放棄【写真 11、12】

中山間地は、戦後の高度経済成長期に起こった若年労働者の流出によって生じた世帯数減少、いわゆる過疎化の煽りをまともに受けた。山形県朝日連峰の北部に位置する現、鶴岡市、旧東田川郡朝日村大鳥地区や南部に位置する西置賜郡小国



写真 10 秋田県北秋田市阿仁根子



写真 11 山形県鶴岡市大鳥



写真 12 山形県西置賜郡小国町五味沢

町の村々もその煽りを受けた地域の一つである。元々この両地域は焼畑による雑穀栽培と狩猟や川漁が盛んであった地域であり、中には近代に鉱山として栄えた地域もある。日本海沿いの豪雪山岳地域の村々は大正時代以降、ゼンマイなどの山菜の採取やキクラゲやナメコなどのキノコ類を換金資源としてきた。

植林地【写真 13、写真 14】

東北地方は国土面積の 2 割を占め、そのうちの 7 割が森林で占められている。平成 24 年の統計では都道府県別森林面積ランキングでは、トップ 10

に宮城県を除く東北5県が入っている。これだけを見れば、やはり東北地方は世界遺産地域となっている白神山地のブナ林が象徴するように豊かな天然林が広がる地域だと思えてしまう。しかし、その実態は必ずしも天然林の豊かな地域とは言えない。東北地方は日本国内でも森林率の高い地域ではあるが、総森林面積448万haのうち57%が天然林、43%が人工林で占められる。この比率自体は全国平均に近い数字である。とくに人工林の中のスギ人工林面積の割合は全国平均44%に対して東北は65%とかなり高い。空からの印象でも東北地方は人工林が極めて多い。特に日本海側の植林は圧倒的にスギで占められており、多雪地域に強いスギの植林が奨励されてきた過去を反映している。

ところで北上山地の南部の国有林では「複層林施業」と呼ばれる新たな施業の試みが成されている。スギの人工林の場合、樹高が揃った単層林となる。一方、複数の樹種、特に樹高の異なる樹種による人工林の構成を複層林と呼び、沢沿いの水分条件の良いところにはスギをその上の斜面にはカラマツ、さらにその上の尾根筋付近には落葉広葉樹と、まるでモザイク壁画のように山林を色分けしたような林相を形成する。大規模な国有林は、

一定の労働力を投下し、計画的な施業がなされ均質な林相を呈しているが、旧里山域一帯は、労働力の減少から管理放棄され、40年あまり前の里山の二次植生が気候変動の影響もあって天然更新によって雑木林化を加速している。明らかに里山の方が奥山よりも自然の再生力が強くなり、里山が天然再生林と化し、より自然度を強める逆転現象が起きている。このような現象を「里山の奥山化」と呼ぶ。またこうした植生上の逆転現象が、より里山域に野生動物を下らせる要因となっている可能性が出てきている。

福島県の阿武隈高地に位置する東白川郡の矢祭町から埴町、棚倉町、古殿町など、茨城県や栃木県との県境地帯は林業地帯として知られており、山々はスギの植林で覆われている。東日本大震災などによる被災地の避難住宅用にスギ材が多用されているが、東北の民間の大規模植林地が供給地となっている。

(3) 開発・開拓集落

人口拡大期での開拓村【写真15、16】

近代、あるいは太平洋戦争後の農地開拓は山梨県の八ヶ岳山麓や長野県浅間山麓の高原知多の開拓が知られているが、東北地方にもこうした開拓



写真13 北上高地



写真14 古殿町



写真15 宮城県蔵王町



写真16 秋田県南秋田郡大瀨村

村が見られる。標高が高い火山地周辺の高原地帯では酪農、牧畜を主生業に高原野菜などを産する畑作農家が見られるがその多くが明治以降の農地開拓によって拓かれてきたむらである。こうした開拓村は酪農の場合は散居しているが畑作を中心とする家々は集村化し、高原の一角に集落を形成している。空から見ると、こうした近代以降の開拓村の周辺には直線的にのびる道路が整備されており、一見して開拓村である顔が見て取れる。

また海岸線の潟や湿地帯、あるいは湖沼等を干拓、埋め立てた水田干拓も近世以来つづけられてきた。その典型的なものが秋田県男鹿半島の付け根に当たる八郎潟の干拓であろう。八郎潟は北の能代市で日本海に注ぐ米代川と、秋田市の土樽で日本海に注ぎ雄物川が運んだ土砂が沿岸流の影響を受けて砂州として発達して出来た汽水(Brackish water)湖であった。これを埋め立てて陸地化し、昭和36(1961)年には八郎潟の最後の水門が閉ざされ淡水湖となった。

かつて18世紀半ばに橘南谿がこの地域を歩き『東遊記』を著しているが、南谿の時代には当該地域は砂嵐が吹き荒れる砂丘地帯でもあった。八郎潟が干拓される以前、秋田の土樽から能代に掛けては砂丘地帯の難所であったが、その後砂丘地帯が見事に植林され、緑が部まで農地が広げられるようになった。

拡大する都市周縁部【写真17、18】

東北地方の県庁所在地や旧城下町など、いわゆる地方都市が膨張をつづけていたのは1990年代から2010年頃までのことであった。人々が中山間地や半島部などから都市へと移動をはじめたのは、実は1950～1960年代のことで、過疎化が進行する中で生じていた。同じ県の中での移動の場合、親や祖父母を郷里に残し、子どもたちは高校、大学を出ると就職の関係もあり地方都市やその周辺に住居を求め、都市型の生活をはじめの人たちが増えた。1970年代から90年代、高度経済成長期からバブル期へと移行する中で地方都市の多くは膨張し、東北の多くの都市は2004～2010年頃が膨張のピーク期であった。以降は緩やかに縮小化へと向かい始めている。空から地上を見ても、人が中山間地域や農村地域から都市へと移動していることは見て取れる。中山間部の集落は周辺が木々で覆われ、今にも森に飲み込まれそうなほど森の勢いが強まっている。「攻めてくる森」と、かつて私は書いたことがあるが、東北のあらゆるむらむらがそのような傾向にあることは確かで、この傾向は現在も進行している。

東北6県の中で、未だに膨張が顕著な都市は仙台市であろう。人口増加率では減少傾向にあるとはいっても平成27年度で105万人。四半世紀前の平成2年に約92万人であったから25年あま



写真17 宮城県仙台市



写真 18 山形県山形市

りで13万人ほど増加している。秋田市や山形市、弘前市、盛岡市は、膨張は止まり微減ではあるが縮小化がはじまっている。福島県は東日本大震災以降8万人人口が減少した。福島市では2008（平成20）年から2010（平成22）年までの間に4900人増加していたが、震災以降は9000人あまり減少した。2016（平成28年3月現在28万3000人あまりとなっている（福島市人口統計より）。

まさに東北地方の都市は「膨張する都市」から「縮小する都市」へとこの15年あまりで反転したのである。これらの県庁所在都市が膨張傾向にあったのは2000（平成12）年頃であるが、いずれの都市でもそれまでの駅前集中から郊外の都市化予備軍であった農地に造られたバイパス沿いに人口集中が移り、農地の宅地化が進んだ。そして極端な景観上の二極化傾向が見られるようになっていく。二極化傾向というのは、山林と宅地という相反する景観が隣り合わせとなることで、とりわけ山林と宅地の間のバッファゾーンがなくなったことは注意すべきことであろう。都市が膨張する以前、都市部の人口密集地と山林の間には水田や畑などの耕地が広がっていたが、膨張していく際に都市は郊外の農地を飲み込み、山林にまで一気に迫ってきてしまったのである。現在、野生動物の都市部への出没が取りざたされている

が、このバッファゾーンの欠落は野生動物との関係ではリスクとしかならない。

さらに空撮をされていて気付かされるのは、河川敷の樹林化の問題である。平野あるいは盆地に位置する都市部と山野は河川でつながっている。その河川敷の樹林化が進行していることと都市にイノシシやクマなどの大型野生動物が出没することは深く関わっている。つまり、河川敷が野生動物の移動路として利用されることを助けてしまうことになるからである。1980年代、河川の三面張りは水質浄化や景観、さらには生物の多様性という視点から見直されて多自然型の河川づくりが奨励され現在のようなかたちになってきた。しかし、30年あまりを経て思わぬ落とし穴があったというわけである。

今後、東北地方の都市では、仙台はしばらく膨張をつづけるであろうが、西には奥羽山脈という壁があり、東には太平洋という海原が広がり、遅からず限界が見えてくるであろう。

4 おわりに

ここで紹介した空中写真は、5年にわたる「空から見た東北」において撮影した写真のごく一部に過ぎない。本調査研究プロジェクトの最大の特

徴は、その対象範囲の広さにある。例えば、東日本大震災の被災地域や、ある特定の区市町村といった行政範囲のみを、あるいは一つの河川流域といった限定された範囲にとどまらず、東北地方全体としての網羅を心がけた。それは、前節で概観したように、ひとくりに東北地方と言っても自然環境条件は地域によって異なり、生業や集住形態、ひいては地域としての生き方の多様性が本来は存在しているはずだからである。まずは、それら地域性を景観から明らかにすることを目指した。そのことによって地域的な差異を越えた「普遍性」も浮かび上がってきた。それが「制度景観」ともいうべきものである。例えば、前節の(3)で秋田県北秋田市阿仁根子集落と山形県鶴岡市大鳥地区、同西置賜郡小国町五味沢地区の集落景観を紹介した。この3箇所、互いに離れた農山村では、集落周辺にかなり成長した針葉樹の植林地が点在していることや、宅地近くに広がる水田のうち、とくに遠方の方で耕作放棄地あるいは転作田が見られるなど、非常に共通した要素が確認でき相似的景観を呈している。その背景に、戦後全国的に進められた拡大造林政策や米の生産調整、耕地整理、土地改良といった農林業関連制度の影響があることは明らかである。共時的かつ地域横断的に集落景観を捉えることで、このような普遍性を浮かび上がらせたことは本調査研究プロジェクトの大きな成果と言えるであろう。

無論、景観は地域の歩んできた歴史的集積の結果であり、そこから集落の拓かれ方や生業の変化を読み取るためには人々からの聞き取りや集落史に関する史資料の援用が不可欠である。逆に言えば、変化の断片を写し出した空中写真は、それらの情報(記憶)を具体的に裏付け、補完しうる可能性を有しているのである。さらに、年代の異なる写真を重ねることでその変化を具体的に捕捉することができる。今後もHPでの写真公開を続け、その利活用に関する議論を活性化させていくと同時に、年代的な変化を分析できる同様の空中写真の蓄積・公開が進むことを期待したい。

参考文献

香月洋一郎 1980 「景観のなかの暮らし」『あるくみるき

く』165:10-39。

香月洋一郎 1983 『景観のなかの暮らし—生産領域の民俗』未来社。

香月洋一郎 1984 「翔んでみる・鳥瞰図的思索」『あるくみるき』212:4-39。

鈴木牧之 1936 『北越雪譜』岩波書店(岩波文庫)。

田口洋美 2012 「景観のモンタージュ (Montage of Aerial Photographs for the Landscape Analysis) —多旋律的な関係の具体」『東北地方における環境・生業・技術に関する歴史動態的综合研究 平成19年度～平成23年度私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」研究成果報告書Ⅱ』東北芸術工科大学東北文化研究センター:317-326。

田口洋美(印刷中)『クマ問題を考える—野生動物生息域拡大期のリテラシー』山と溪谷社。

宮本常一 2001 『空からの民俗学(岩波現代文庫)』岩波書店。

